





DS            Saigo, Takamori  
881            Dai Saigo zenshu  
  .5  
S2A2  
1926  
v.1

East Asia

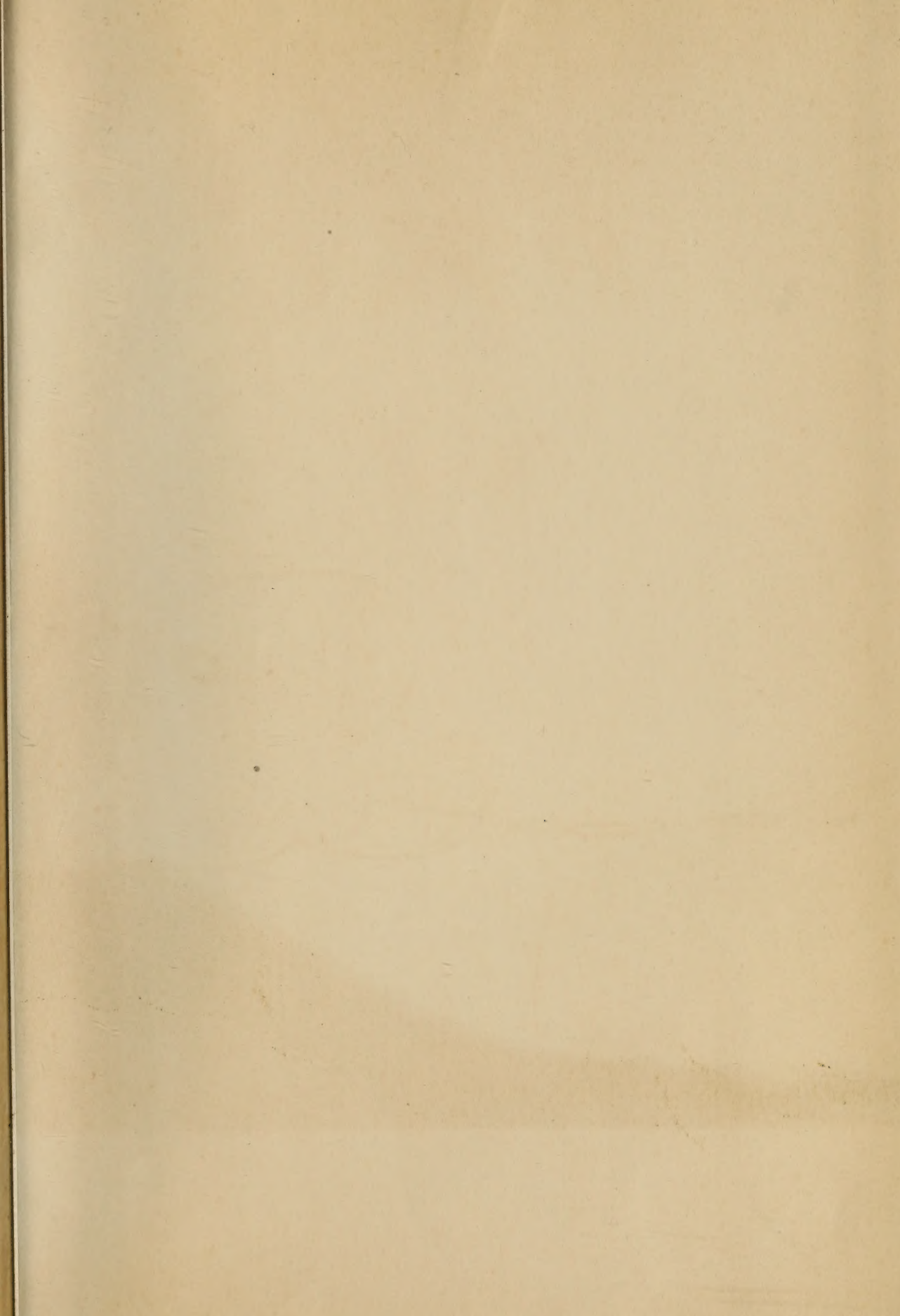
PLEASE DO NOT REMOVE  
CARDS OR SLIPS FROM THIS POCKET

---

UNIVERSITY OF TORONTO LIBRARY

---





大西郷全集

波山尚書



DS  
881  
.5  
S2A2  
1926  
v.1



### 西郷隆盛の肖像

(西郷從德侯爵家所藏)

大西郷先生の寫眞は絶對にない。「父の存命中、明治天皇より寫眞を差出せよと仰せられた時、父は寫眞だけはと辭退したさうです」とは大西郷の御三男西郷午次郎氏の直話である。

此の肖像は、明治十六年中、伊太利人キヨソネ(當時印刷局雇)の描いた木炭畫から撮影したものである。キヨソネはこの肖像を畫くに當つて、鹿兒島國分の畫家服部英龍が描いた日本繪の全身像を粉本とし、糸子未亡人を始め、西郷に日夕親炙したる知人故舊の批評を乞ひ、苦心訂正の結果出來上つたもの、最もよく大西郷の面影を傳ふるものと言はれてゐる。

*In Original  
1883*

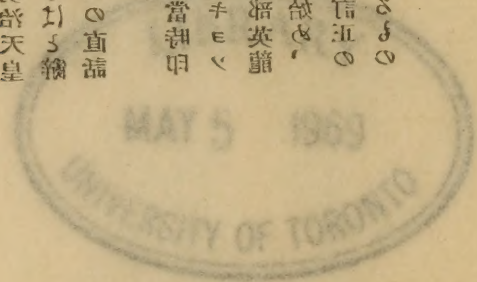
と言ひ下す。

諒果出来上(イオ)の、景(イ)大西殿の面邊(イ)を尋(イ)ふるも、  
西殿(イ)日(イ)も懸(イ)了(イ)たる(イ)朕(イ)入(イ)姑(イ)舊(イ)の(イ)推(イ)稱(イ)ふ(イ)る(イ)心(イ)、苦(イ)心(イ)信(イ)五(イ)の  
心(イ)辭(イ)ハ(イ)日本(イ)條(イ)の(イ)全(イ)良(イ)體(イ)を(イ)傳(イ)本(イ)了(イ)了(イ)、糸(イ)千(イ)未(イ)之(イ)人(イ)を(イ)欲(イ)也、  
ホ(イ)切(イ)の(イ)旨(イ)體(イ)を(イ)畫(イ)ノ(イ)當(イ)ア、皇(イ)泉(イ)島(イ)園(イ)の(イ)書(イ)卷(イ)姫(イ)婿(イ)英(イ)龍  
臨(イ)皇(イ)軍)の(イ)辭(イ)ハ(イ)木(イ)炭(イ)畫(イ)の(イ)辭(イ)還(イ)了(イ)イ(イ)の(イ)ア(イ)る(イ)。ホ(イ)エ(イ)  
此(イ)の(イ)旨(イ)體(イ)ハ、即(イ)許(イ)十(イ)六(イ)年(イ)中、母(イ)太(イ)味(イ)人(イ)手(イ)エ(イ)キ(イ)ホ(イ)當(イ)朝(イ)中  
ア(イ)る(イ)。

『イオ(イ)キ(イ)コ(イ)ア(イ)モ』云(イ)大西殿の(イ)時(イ)三(イ)畏(イ)西殿(イ)斗(イ)突(イ)浪(イ)刃(イ)の(イ)直(イ)語  
ハ(イ)眞(イ)實(イ)を(イ)差(イ)出(イ)セ(イ)ル(イ)事(イ)ヲ(イ)イ(イ)フ(イ)コ(イ)ト(イ)イ(イ)フ(イ)朝(イ)、父(イ)ハ(イ)眞(イ)實(イ)ヲ(イ)イ(イ)フ(イ)コ(イ)ト(イ)イ(イ)フ(イ)朝(イ)  
大西殿(イ)斗(イ)突(イ)浪(イ)刃(イ)の(イ)眞(イ)實(イ)ヲ(イ)傳(イ)授(イ)ニ(イ)シ(イ)ル(イ)』父(イ)の(イ)命(イ)中、即(イ)許(イ)天(イ)皇

(西殿(イ)眞(イ)實(イ)ヲ(イ)傳(イ)授(イ)朝(イ)宗(イ)祖(イ)孫(イ))

西殿(イ)眞(イ)實(イ)の(イ)旨(イ)體(イ)







*E. Chiosso*  
Tokio 1883,



享保大御宗廟に依りて一箇ノ權謀を以て  
 増するおぼやも、御意を不承りての語らる  
 べきに似せしむるが如し掛と揚と申すも  
 何れも申す處也厚と薄とは是れ又お成  
 民の上を以て申す向ふ何れを教ふる所也  
 其れも其れ禁水と云ふ事なり、實は好史

為、青血を接ぎ、  
諸の事、  
世々

又、臣、苦、  
の、  
下、  
中、

積年、  
流、  
山、  
と、  
滿朝、  
心、

法、  
凡、  
上、  
に、  
極、  
成、

印、  
中、  
に、  
成、

印、  
功、  
積、  
年、  
流、  
山、  
と、  
滿朝、  
心、

いさよと強易といふは正体より其は法度也。  
いふ事法といふ事すうの事いふ其法全  
そし其世の事と違ひなり申す言類也  
及下万般好しし事法より其法と交れし  
す

即ち此法改めし所法なり其法なり



不<sub>レ</sub>少<sub>レ</sub>る<sub>レ</sub>を<sub>レ</sub>心<sub>レ</sub>に<sub>レ</sub>忘<sub>レ</sub>れ<sub>レ</sub>る<sub>レ</sub>故<sub>レ</sub>に<sub>レ</sub>不<sub>レ</sub>可<sub>レ</sub>得<sub>レ</sub>  
い<sub>レ</sub>ら<sub>レ</sub>し<sub>レ</sub>活<sub>レ</sub>す<sub>レ</sub>事<sub>レ</sub>必<sub>レ</sub>し<sub>レ</sub>同<sub>レ</sub>く<sub>レ</sub>あ<sub>レ</sub>る<sub>レ</sub>事<sub>レ</sub>は<sub>レ</sub>是<sub>レ</sub>を<sub>レ</sub>以<sub>レ</sub>て<sub>レ</sub>  
信<sub>レ</sub>ず<sub>レ</sub>也<sub>レ</sub>と<sub>レ</sub>言<sub>レ</sub>ふ<sub>レ</sub>は<sub>レ</sub>其<sub>レ</sub>の<sub>レ</sub>言<sub>レ</sub>は<sub>レ</sub>信<sub>レ</sub>ず<sub>レ</sub>る<sub>レ</sub>事<sub>レ</sub>に<sub>レ</sub>似<sub>レ</sub>た<sub>レ</sub>り<sub>レ</sub>  
存<sub>レ</sub>心<sub>レ</sub>の<sub>レ</sub>所<sub>レ</sub>に<sub>レ</sub>在<sub>レ</sub>る<sub>レ</sub>は<sub>レ</sub>其<sub>レ</sub>の<sub>レ</sub>言<sub>レ</sub>は<sub>レ</sub>信<sub>レ</sub>ず<sub>レ</sub>る<sub>レ</sub>事<sub>レ</sub>に<sub>レ</sub>似<sub>レ</sub>た<sub>レ</sub>り<sub>レ</sub>  
其<sub>レ</sub>の<sub>レ</sub>言<sub>レ</sub>は<sub>レ</sub>信<sub>レ</sub>ず<sub>レ</sub>る<sub>レ</sub>事<sub>レ</sub>に<sub>レ</sub>似<sub>レ</sub>た<sub>レ</sub>り<sub>レ</sub>  
其<sub>レ</sub>の<sub>レ</sub>言<sub>レ</sub>は<sub>レ</sub>信<sub>レ</sub>ず<sub>レ</sub>る<sub>レ</sub>事<sub>レ</sub>に<sub>レ</sub>似<sub>レ</sub>た<sub>レ</sub>り<sub>レ</sub>

市園仰弱、之知、石和、知、月、一、方、一、空

此便、未、入、本、坊、經、之、何、何、以、以、之、之、之

以、中、之、之、之、之、之、之、之、之、之、之、之

之、之、之、之、之、之、之、之、之、之、之、之

一、拍、出、言、之、理、現、地、刺、之、之、之、之、之、之

地、由、之、之、之、之、之、之、之、之、之、之、之



一物徳を以て清く白く高きを以て高

司水其の自ら位若れ故に是に有るが如

おれ故にその神泉如之と云ふは他物に於

けりやうく正月おとす年がたに此れ

還るるを以て言ふは其の言ふに尤も其

此れを以て其の言ふに尤も其の言ふに尤も

心平氣和

一 少為林同所學 辭以實之 志不為所動

其意甚佳 且能存心 以養其德

心平氣和 志不為所動 其意甚佳

少為林同所學 辭以實之 志不為所動

其意甚佳 且能存心 以養其德

正初九世祖在初年行其志也

拾到之山中其書乃<sup>經</sup>古書之正初初也

初年乃其自初初之書也初行其志

代周也其書乃其初初之書也初行其志

初年乃其自初初之書也初行其志

作書封其邦之初也其書乃其初初之書也

肥後四ノ字又角一也其四ノ字は其ノ中  
又七ノ字は其ノ中ノ字に似たり  
其ノ中ノ字は其ノ中ノ字に似たり  
其ノ中ノ字は其ノ中ノ字に似たり  
其ノ中ノ字は其ノ中ノ字に似たり  
其ノ中ノ字は其ノ中ノ字に似たり  
其ノ中ノ字は其ノ中ノ字に似たり  
其ノ中ノ字は其ノ中ノ字に似たり

賢者之居也  
不與小人處  
不與小人居  
不與小言  
不與小計  
不與小謀  
不與小議  
不與小辯  
不與小爭  
不與小訟  
不與小爭  
不與小訟

君子之居也  
不與小人處  
不與小人居  
不與小言  
不與小計  
不與小謀  
不與小議  
不與小辯  
不與小爭  
不與小訟  
不與小爭  
不與小訟

君子之居也  
不與小人處  
不與小人居  
不與小言  
不與小計  
不與小謀  
不與小議  
不與小辯  
不與小爭  
不與小訟  
不與小爭  
不與小訟

君子之居也  
不與小人處  
不與小人居  
不與小言  
不與小計  
不與小謀  
不與小議  
不與小辯  
不與小爭  
不與小訟  
不與小爭  
不與小訟

君子之居也  
不與小人處  
不與小人居  
不與小言  
不與小計  
不與小謀  
不與小議  
不與小辯  
不與小爭  
不與小訟  
不與小爭  
不與小訟

君子之居也  
不與小人處  
不與小人居  
不與小言  
不與小計  
不與小謀  
不與小議  
不與小辯  
不與小爭  
不與小訟  
不與小爭  
不與小訟

絶之属をし句に 乃若くは其の如くは

花鳥仕

中仁徳を其仰りて 其の如くは

一門に其の如くは 其の如くは

其の如くは 其の如くは

其の如くは 其の如くは

三石の里をよみてはるかに  
出な流をよみてはるかに  
上りてはるかに  
根をよみてはるかに  
此の如くしてはるかに  
と名物をよみてはるかに  
おぼろのよみてはるかに

移文の如き事少しとて之を大に重んずるは  
重くは似ゆを柳を題原に在れども之を  
説く事少しとて之を修訂し之を以て和を爲  
仁也とて其書に少くは此子其書其書  
信りし事少しとて之を修訂し之を以て和を爲

一年の事少しとて之を修訂し之を以て和を爲



西京水と申すは、河内國、  
其の川、水、色、赤、  
故、に、赤、川、と、  
呼、ぶ、也、其、川、  
東、に、流、れ、  
て、西、京、に、  
入、り、て、  
北、に、流、れ、  
て、  
東、海、に、  
注、ぎ、  
也、

所云の如く、  
在るに、  
掃客、  
順治、  
一、

其利也厚く又一利は生るる能はるは不  
尸らるる其利を多かりかりに取らるる  
事なり一也一也なりと云ふ事あり

一而因に由他邦よりして貴き事ゆえに  
去る者生れ多しと云ふ事ありと云ふ事あり

所共同なるの事なりと云ふ事ありと云ふ事あり

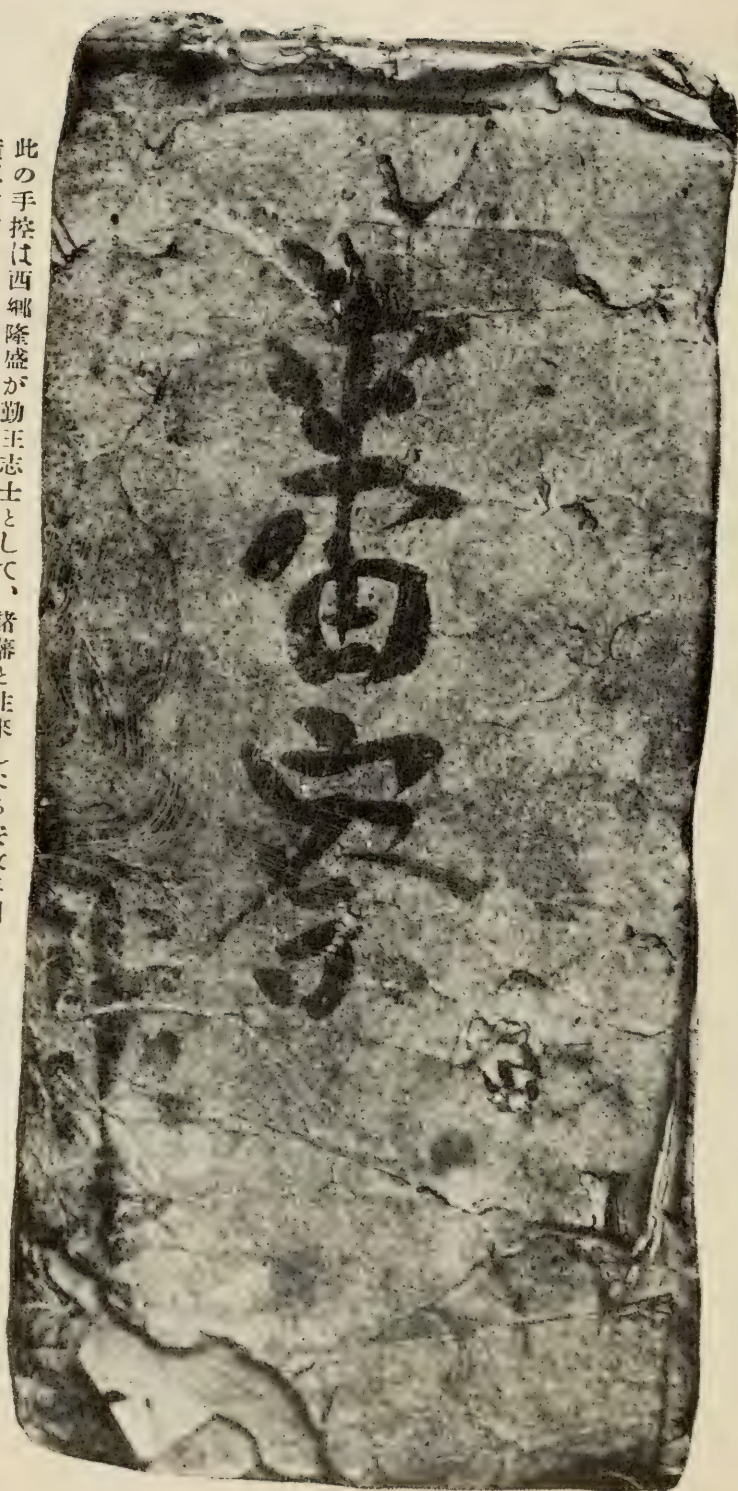
日蓮上人の御書に於ては、  
今も二重の御書に於ては、  
お侍の御書に於ては、  
しるの如く、御書に於ては、  
海防の御書に於ては、  
山推起の御書に於ては、

古代にお縁何れも中と在るべき事  
一海士何れも人傳る事其も一也  
而地味と云ふ事也其も一也  
此れを之る根拠とす自ら心ある  
口を以て其根拠とす其も一也  
其も一也其も一也其も一也

有子民實之知之臨事忠於一  
居之少少之現之訓深之之之曰新  
不亦亦之之在君民之幼之之之也  
之知也之之也

西郷隆盛手控『審察』の表紙

(西郷午次郎氏所藏)



此の手控は西郷隆盛が勤王志士として、諸藩と往來したる安政年間の交友録であるらしく縦三寸五分横五寸ばかりの横帖で表紙もボロ／＼になつてゐて、中の文字も僅かに讀める程度になつてはゐるが、史料としては頗る貴重なるものである。題して『審察』といふもおもしろく、『止水』とあるのはその頃の西郷隆盛の雅號である。以下數頁に縮寫してその原本寫眞を掲げることとした。

乙谷中川... 乙谷中川... 乙谷中川... 乙谷中川... 乙谷中川... 乙谷中川... 乙谷中川... 乙谷中川... 乙谷中川... 乙谷中川...

乙谷中川... 乙谷中川... 乙谷中川... 乙谷中川... 乙谷中川... 乙谷中川... 乙谷中川... 乙谷中川... 乙谷中川... 乙谷中川...

乙谷中川... 乙谷中川... 乙谷中川... 乙谷中川... 乙谷中川... 乙谷中川... 乙谷中川... 乙谷中川... 乙谷中川... 乙谷中川...

乙谷中川... 乙谷中川... 乙谷中川... 乙谷中川... 乙谷中川... 乙谷中川... 乙谷中川... 乙谷中川... 乙谷中川... 乙谷中川...

乙谷中川... 乙谷中川... 乙谷中川... 乙谷中川... 乙谷中川... 乙谷中川... 乙谷中川... 乙谷中川... 乙谷中川... 乙谷中川...





甲辰年  
 三月廿一日  
 三月廿二日  
 三月廿三日  
 三月廿四日  
 三月廿五日  
 三月廿六日  
 三月廿七日  
 三月廿八日  
 三月廿九日  
 三月三十日

三月廿一日  
 三月廿二日  
 三月廿三日  
 三月廿四日  
 三月廿五日  
 三月廿六日  
 三月廿七日  
 三月廿八日  
 三月廿九日  
 三月三十日

三月廿一日  
 三月廿二日  
 三月廿三日  
 三月廿四日  
 三月廿五日  
 三月廿六日  
 三月廿七日  
 三月廿八日  
 三月廿九日  
 三月三十日

三月廿一日  
 三月廿二日  
 三月廿三日  
 三月廿四日  
 三月廿五日  
 三月廿六日  
 三月廿七日  
 三月廿八日  
 三月廿九日  
 三月三十日

三月廿一日  
 三月廿二日  
 三月廿三日  
 三月廿四日  
 三月廿五日  
 三月廿六日  
 三月廿七日  
 三月廿八日  
 三月廿九日  
 三月三十日

一、多摩川を港と爲すに上  
 天より一、不勞民を觀  
 外を爲すに於て、其  
 五、其處に、多摩川を  
 右、其處に、幕府を  
 此、其處に、幕府を  
 此、其處に、幕府を  
 此、其處に、幕府を

一、多摩川を港と爲すに上  
 天より一、不勞民を觀  
 外を爲すに於て、其  
 五、其處に、多摩川を  
 右、其處に、幕府を  
 此、其處に、幕府を  
 此、其處に、幕府を  
 此、其處に、幕府を



ありはあふらんあふらんは

ふりてはあふらんあふらんは

ふりてはあふらんあふらんは

ふりてはあふらんあふらんは

ふりてはあふらんあふらんは

ふりてはあふらんあふらんは

ふりてはあふらんあふらんは

ふりてはあふらんあふらんは

ふりてはあふらんあふらんは

ふりてはあふらんあふらんは

ふりてはあふらんあふらんは

ふりてはあふらんあふらんは

ふりてはあふらんあふらんは

ふりてはあふらんあふらんは

ふりてはあふらんあふらんは

予の自筆の所より取らば

程兵よりして西の邊に居る

諸藩の如きは江戸藩

に

取らば上程より甘味第

の邊に居るが如きは

又の第よりしては

江戸藩の如きは

程兵よりして西の邊に居る

に

一 朝迄に江戸藩に居る

方よりしては

に

諸藩の如きは江戸藩

の邊に居るが如きは

又の第よりしては

江戸藩の如きは

新造の酒樽を要す事あり  
多酒より酒樽位に要す事  
之以て酒樽の酒樽を要す事  
若し酒樽の酒樽を要す事  
酒樽を要す事  
酒樽を要す事  
日本においては酒樽を要す事

酒樽を要す事  
酒樽を要す事  
酒樽を要す事  
酒樽を要す事  
酒樽を要す事  
酒樽を要す事  
酒樽を要す事  
酒樽を要す事

立派な其の所を能く

指分るる冬 是非の處を

此の如くするべし

一三階と能く三丁一丈ケイ能

天重に如く此處に其の

若底に戸を設けし

なる

大君に如くして其の如く

日本に如くして其の如く

らむ其の如く其の如く

ついで國王に如くして其の

其の如く其の如く其の如く

其の如く其の如く其の如く

其の如く其の如く其の如く

一日中其の如く其の如く

其の如く其の如く其の如く

其の如く其の如く其の如く







大西鄉全集

第一卷



## 卷 頭 言

野に耕し川に釣して道を樂み、世の富貴利達を顧みず、一朝事起つて天下の爲に鞠躬盡力し、生死を問はず、幸に事治まるや、再び野に耕し川に釣するとは、有史以前より人間の最高事として東西に語り傳へ、今に及んでゐる。伊尹太公の傳記の前半は此の傳説に基づく所が多く、惜いことには後半が傳説通りになつて居らぬ。諸葛亮は之を志して殆ど果さうとし、亮と關羽とを兼ねると言はれる岳飛は、之を念として悲慘の最期を遂げたが、身を全うしたならば傳説通りになつたらう。

羅馬のキンキナツスは貴族の身を以て自らチベル河畔に耕し、國難起つて代議委員に執政官たるを乞はれ、犁を投げ捨て、腰に劍を帶び、奮戦健闘、十六日で禍亂を平げ、直に馳せ歸つて、犁を手にする。ここ元の如くし、後に齡八十歳になつて再び斯かる事があつたと傳へられる。史家ニイブールは其の史實でなく、傳説に過ぎぬことを辯じ、實に史實を失ふものにせよ、永く理想的行動として傳はり、米國のワシントンが三たび大統領に當選するのを辭し、ヴァーノン山に歸つて耕したのも、有意識か、無意識か、彼の理想を追ふ所あつたことは、ワシントンを會長に、獨立戰役に出た者がシンシナチ會を組織したのを以て察することが出来る。ルーズヴェルトは三たび大統領職に就かうとしたけれど、家庭にて田園生活を

送り、環堵蕭然たる風あつたこと、由來する所ないことしない。大西洋を隔てた新世界でもさうであり、舊羅馬の興つた伊太利にガリバルデイの出たのに少しの不思議がない。

日本で楠木正成と諸葛亮とを比較することが行はれ、或は當ることし、或は當らぬことし、賴山陽は正成を以て優ることしたが、王棊仙の評に「借宋岳武穆公作賓、其論更爲切合」といひ、支那人の眼に正成と岳飛と相對して映じたことがある。その當否は別ことし、岳飛を擧げる以上、西郷隆盛を聯想せずに居れず、西郷自ら意識し「秦檜多遺類、武侯難再生」と詠じた。世間で期せずして西岳二人を對照するに傾き、若し二人が時を同うしたならば、更に多く類似點を見出したらう。南宋の衰運と明治の興運と逆比例し、二人の背景が次第

に正反對を示し、一は敵味方共に勞して功なく、金軍に敗られ、元軍に滅ぼされ、一は敵味方共に功あり、清軍に勝ち、露軍を斥けたけれども、成敗を問はず、二傑が一樣に燦然たる性格の光を放つを認めずに置けぬ。一は不惑に達せず、一は知命に達した所もあり、前者は激して忙しく、拳を握つて泡だつ急流を横ぎるが如く、後者は要を得て迫らず、笑を含んで底知れぬ深淵に泳ぐが如き趣がある。

東洋にて西郷の以前に岳飛を追憶するとし、時代が七百年を隔て、土地が海國と陸國とを異にするので、それよりも同時代の海國に於けるガリバルデイと東西相ひ對照することが行はれた。後にこそ日本が伊太利に優るの勢になつたれ、明治の始めに其れ程に認められず、日本でも其れ程に考へず、二人を比較する際、寧ろ西



郷を推賞するの意に於てした。ガリバルデイは西郷より二十年前に生れ、五年後に歿し、老いて苦笑を招いても、伊太利統一の功を立て、之を君主に歸し、自らカブレラ島の巖窟に退いた時、一世の聖雄として世界に迎へられ、日本で西郷の行動が之に匹敵するとして誇りを感じずる位であつて、今でも世界で西郷を知ること少く、ガリバルデイを知ることが遙かに多い。今後世界でガリバルデイと同時代にガリバルデイ以上の人物が日本に生存したことを知るやうにならう。

偉人傑士は霧が立ち霞が棚引く間に仄見えるのであつて、晴れ渡るを望遠鏡で眺めれば概ね醜怪見るに堪へず、ガリバルデイの瑕疵多きは時代の近いが故と云ふが、西郷は霧や霞の消えて愈々

性格の優越を覺える所がある。大西郷全集刊行に就き、最も關係多い島津家、西郷家、大久保家を始め、全國百餘家より資料を提供され、書翰參百數十通、他に多くの遺文があり、編輯委員が仔細に検討し、成るべく洩れぬやうにし、成るべく誤らぬやうにし、尙ほ有りこ有らゆる信ずべき記録直話等を網羅したので、成功失敗、順境逆境、長所短所、強點弱點、並び掩はず、生涯が有りの儘に現はれ、伊藤公が「西郷は偉い人物だが、横着な所もあつた」と言ひ、大隈侯が「西郷も偉いは偉いが、やはり人間で、足らぬ所がある」と言つたのを打消さぬと同時に、理想的と稱するほど器が大きくて情に厚く、世間で大西郷といひ、西郷先生といひ、南洲翁といひ、明治大正を通じ、位人臣を極めた若干の士に遠く優るとするの、偶然でないことを知る。英

傑は古代中世に限つて居らず、十九世紀に大ナポレオンが出で、明治年間に大西郷が出で、現在及び將來の人の意を強くするに足る。

大正十五年十二月十日

文學博士 三宅雄二郎



## 凡例

一 本全集第一巻には西郷隆盛文書（書翰、建言、遺訓の類）の中、安政元年八月二日より慶應三年八月四日まで十三年間の文書を載録し、間々原書の寫眞を挿入した。寫眞を挿入したのは、大西郷翰牘の風致と筆落とを廣く世に傳へ、併せて史料の實證を提供し、なほ又これによりて偉人の高風神韻を想望せしめんとする微意に他ならぬのである。

一 文書の配列は、すべて時代年月順とし、時代の區別は、概ねその業績の段落によつて之を分ち、齊彬公勤仕時代、勤王志士時代、第一次謫居時代、第二次謫居時代、禁門事變前後、征長時代、王政復古運動第一期、同第二期、同第三期とした。最も第一次謫居時代と第二次謫居時代との中間に一時代の劃すべきものあれど、文書僅かに一種なるを以て便宜第一次謫居時代の終りに加へることにした。

一 所載の文書はその資料の骨子を島津公爵家編輯所々藏の寫本にとり、なほ極力多方面に資料を蒐集して之を補ひ、萬遺漏なきを期した。しかも、傳寫によるものは、誤字、脱字多きを以て、能ふ限り、諸家所藏の原書またはその寫眞について嚴密なる校訂を施した。さはれ、原書

の所在明かならぬものは成るべく異本につきて校合し、敢て編者の私意による改竄を避けた。但、原書に據らざるものは多少の誤脱なきを保し難い。本文の終に所藏者を明記したるものは概ね原書によりて校訂を経たものである。讀者諸賢の中、校合漏れの原書を所藏せらるゝあらば、願くは提示せられんことを切望する。

一 載録せる文書は、本来特定の人に與へたる書翰、建言の類なるを以て、そのまゝにては一般讀者に讀解困難なるべきを思ひ、その意味を明かにするため、詳細なる解説を付し、脚註を加へ訓點をも施し、且つ、本文に密接なる關係を有する他の文書をも必要に應じ併せ掲げて本文の理解を一層容易ならしむべく力めた。

一 各時代の首に小引を加へて或は時勢の推移を略叙し、或は隆盛自身の境遇の變化を摘記し更に卷中重要な文書には四圍の情狀をも詳述し、以て時代の背景と空氣とを紙上に髣髴たらしめんことを期した。

一 原本を活字體に植字するに當り、なるべく文書の原形を保たんことを期し、文字の配列、行がはり、闕字等、能ふ限り原書のまゝとし、書翰中、本文の前に尙々書を返りがきせるものゝ如きも活字組の場合、一字下りとして前部に組入れることにした。

一 原書に使用せる變體假名例へば「與、歟、者、者、半、之、而、と、江」の類はすべて「と、か、は、ば、は

ん、の、ても、より、え」と改めて讀易きやうにした。

― 送り假名用字等には、時代慣用のもの、又は薩摩特有のものあり、例へば「候に付」の「に」を略し、以て「の」てを送らず、「何々へ」と書くべき處を「何々え」と書く類であるが、これ等はすべて其まゝにしておいた。乙名敷おしなしくらひ等敷しといふ風の奇抜な當字もあり、また「何々するつもり」といふ場合の「つもり」を賦つもりと書き申遣はすといふべき處に「申越す」とあるの類は薩摩特有のものである。

― 本巻載録の文書はすべて百五十九篇であるが、諸家の深厚なる同情と援助とによつて、その中の約三分の二を原書について嚴密に校訂するを得たるは、編者の大なる感謝であり、歡喜であり、且つ本全集の大なる誇である。

― 西郷隆盛文書として世に傳ふるものゝ中には、頗る多くの偽筆あり、偽筆の中には、文章をまゝで偽作したるものあり、これ等は嚴重に考訂し、その疑はしきは、既刊の書に載録せるものをも之を省いた。

― 本巻は、監修三宅博士指導の下に渡邊盛衛氏主としてこれが編纂を擔當し、校合、解説、註釋を加へ、必要に應じ、編輯顧問並に編輯委員之に協力した。資料の蒐集、寫眞の撮影、編輯、校正その他については、有馬純彦、吉國半五、下中彌三郎、大川信義、滿川龜太郎、原口統太郎、清藤幸七郎、長谷川眞の諸氏之に参加した。

本全集の装幀は、田中良氏の手になつたもので、薩南に最も多き竹を以て、大西郷の淡泊豪壯なる氣性を象徴し、見返しの金刷は、かの平野國臣をして「我が胸の燃ゆる思ひに比ぶれば」と歌はしめた櫻島をあらはしたものである。

本全集のために、兩島津公爵家、兩西郷侯爵家、大久保侯爵家を初め、全國諸名家所藏の貴重な資料を提供せられ、維新史料編纂會、島津公爵家臨時編輯所等常に特別の便宜と援助とを與へられたことを茲に記して厚く感謝の意を表す。

大正十五年十二月十日

大西郷全集刊行會



# 西郷隆盛文書

其一

## 齊彬公勤仕時代

小引

- 一 福島矢三太への書
- 二 樺山三圓への答書
- 三 大山正圓への書
- 四 樺山三圓への書
- 五 樺山三圓への答書
- 六 市來正之丞への書
- 七 樺山三圓への書
- 八 樺山三圓への答書

安政元年八月二日	三
安政二年六月朔日	七
安政二年六月廿九日	二
安政二年八月三日	一五
安政二年八月廿日	一八
安政二年九月廿九日	三
安政二年十月四日	三
安政三年五月十二日	三
安政三年五月十二日	元

九 樺山三圓への答書

安政三年六月六日……………三〇

一〇 樺山三圓への書

安政三年六月十三日……………三一

一一 大山正圓への書

安政三年八月五日……………三二

一二 農政に關する上書

安政三年八月頃……………三三

一三 樺山三圓への書

安政三年十一月朔日……………三四

一四 市來正之丞への書

安政三年十二月朔日……………三五

一五 市來正之丞への書

安政四年閏五月三日……………三六

一六 原 田 への書

安政四年七月廿九日……………三七

一七 市來正之丞への書

安政四年十一月十二日……………三八

〔備考〕長岡監物が田宮如雲へ隆盛を紹介せし書

一八 市來正之丞への書

安政四年十一月十三日……………三九

一九 橋本左内への書

安政四年十二月十四日……………四〇

〔備考〕橋本左内より大西郷への書

二〇 市來正之丞への書 安政四年十二月卅日……………八〇

二一 有村雄助への書 安政五年正月三日……………八三

### 勤王志士時代

小引……………四五

二二 市來正之丞への答書 安政五年正月廿九日……………八五

〔備考〕 島津齊彬公幕府への建議

二三 月照への書 安政五年八月十一日……………九七

〔備考〕 僧月照よりの書二通

二四 日下部堀への書 安政五年九月十七日……………一三五

〔備考〕 僧月照の鹿兒島に於ける書翰

二五 長岡監物への書 安政五年十二月十九日……………一三六

〔備考〕 新納駿河より島津豊後への書翰

# 第一次謫居時代

小引……………一三五

二六 大久保正助への答書……………安政六年正月二日……………一三七

〔備考〕大久保利濟よりの書

二七 税所、大久保への書……………安政六年二月十三日……………一五一

二八 吉田七郎への書……………安政六年四月廿一日……………一五七

二九 大久保正助外三人への書……………安政六年六月七日……………一六二

三〇 大久保正助外三人への書……………万延元年二月廿八日……………一六五

三一 堀、大久保への書……………万延元年十一月七日……………一七五

三二 税所喜三左衛門への書……………万延元年十一月七日……………一八一

三三 税所、大久保兩氏への書……………文久元年二月四日……………一八三

三四 木藤市助への書……………文久二年三月廿九日……………一八七

# 第一次謫居時代

小引……………一九

三五 藤長への書……………一九

三六 兩謙への書……………一九

三七 木場傳内への答書……………二〇

三八 木場傳内への答書……………二〇

三九 琉仲爲への書……………二〇

四〇 桂右衛門への答書……………二〇

四一 操坦勤への書……………二五

四二 琉仲爲への書……………二四

四三 操坦勤への書……………二五

四四 米良助右衛門への書……………二七

- 四五 徳之島與人役に贈れる書 文 久 三 年……………二六三
- 四六 船材の拂下を願ふ書 文 久 三 年……………二六七
- 四七 村田新八への書 文久三年十一月二十日……………二七二
- 四八 操坦裁への書 文久五年十一月廿八日……………二七六
- 四九 操坦勁への書 元治元年正月十五日……………二七八
- 五〇 椎原家兩叔父への書 元治元年正月二十日……………二八〇
- 五一 與人間切横目大躰……………二八三
- 五二 社倉趣意書……………二九五

### 禁門事變前後

小引……………三〇三

- 五三 砂糖買上方につき上申書 元治元年三月初……………三〇五
- 五四 土持政照への書 元治元年三月四日……………三三八

五五	大久保一藏への書	元治元年五月十二日	三三〇
五六	大久保一藏への書	元治元年六月朔日	三三七
五七	大久保一藏への書	元治元年六月二日	三三一
五八	大久保一藏への書	元治元年六月二日	三三八
五九	同上別書	元治元年六月二日	三四〇
六〇	大久保一藏への書	元治元年六月六日	三四三
六一	大久保一藏への書	元治元年六月八日	三四七
六二	木場傳内への書	元治元年六月十一日	三五二
	〔備考〕木場傳内よりの書		
六三	大久保一藏への書	元治元年六月十四日	三五八
六四	同上別書	元治元年六月十四日	三六七
六五	浮浪取締其他の報告書	元治元年六月	三六九
六六	大久保一藏への書	元治元年六月廿一日	三七五

六七	大久保一藏への書	元治元年六月廿五日	三六一
六八	側用人及側役への書	元治元年六月廿五日	三六七
六九	大久保一藏への書	元治元年六月廿七日	三八九
七〇	大久保一藏への書	元治元年六月廿八日	三九二
七一	大久保一藏への書	元治元年七月四日	三九三
七二	大久保一藏への書	元治元年七月九日	四一五
七三	木場傳内への書	元治元年七月九日	四三七
七四	大久保一藏への書	元治元年七月廿日	四二九
七五	木場傳内への書	元治元年七月廿四日	四三四
七六	長州探偵事項内命書	元治元年 七 月	四三六
七七	中根酒井への書	元治元年七月廿八日	四三九
七八	大久保一藏への書	元治元年八月朔日	四四三
七九	木場傳内への書	元治元年八月八日	四五六



# 征長時代

小引……………四六一

八〇	大久保一藏への書	元治元年八月十七日……………	四六三
八一	大久保一藏への書	元治元年九月七日……………	四七一
八二	大久保一藏への書	元治元年九月八日……………	四七七
八三	勝安房への書	元治元年九月十一日……………	四八六
八四	大久保一藏への書	元治元年九月十五日……………	四八八
八五	大久保一藏への書	元治元年九月十六日……………	四九〇
八六	大久保一藏への書	元治元年九月十六日……………	五〇八
八七	大久保一藏への書	元治元年九月十九日……………	五一二
八八	大久保一藏への書	元治元年十月八日……………	五三三
八九	大久保一藏への書	元治元年十月八日……………	五三六

九〇 同上別書

元治元年十月八日……………五五四

九一 大久保一藏への書

元治元年十月十二日……………五五八

〔備考〕 大久保一藏よりの書

九二 征長總督府への届書控

元治元年十月廿二日……………五六一

九三 島津主殿への書

元治元年十月廿三日……………五六三

九四 小松帶刀への書

元治元年十月廿五日……………五六四

九五 香川、山田への書

元治元年十一月八日……………五六九

〔備考〕 山田右門よりの書翰

九六 植田乙次郎への書

元治元年十一月十五日……………五七三

九七 喜入攝津への書

元治元年十一月十五日……………五七五

九八 小松帶刀への書

元治元年十一月十九日……………五七八

九九 島津主殿、同求馬への書

元治元年十一月二十日……………五八四

一〇〇 小松帶刀への書

元治元年十一月廿一日……………五八七

一〇一 大久保一藏への書 元治元年十一月廿五日……………五九一

〔備考〕越前藩小倉滞陣日記

一〇二 喜入攝津への答書 元治元年十二月四日……………六〇一

一〇三 喜入攝津への書 元治元年十二月十四日……………六〇五

一〇四 小松帶刀への書 元治元年十二月廿三日……………六〇九

一〇五 黒田嘉右衛門への書 慶應元年正月元日……………六二四

### 王政復古運動第一期

小引……………六二七

一〇六 蓑田傳兵衛への書 慶應元年二月五日……………六二九

一〇七 關山三原への書 慶應元年二月廿三日……………六三一

一〇八 幕命拒絶の薩藩上書控 慶應元年三月頃……………六三三

一〇九 藤長への書 慶應元年三月廿一日……………六三五

一一〇	土持政照への書	慶應元年三月廿一日	六三一
一一一	月形洗藏への書	慶應元年四月廿五日	六三六
一一二	黒田嘉右衛門への書	慶應元年五月廿六日	六三九
一一三	小松帶刀への答書	慶應元年閏五月五日	六四五
一一四	大久保、蓑田への書	慶應元年八月廿三日	六四七
一一五	大久保、蓑田への書	慶應元年八月廿八日	六五三
一一六	同上 別書	慶應元年八月廿八日	六九五
一一七	大久保一藏への書	慶應元年九月十七日	六六〇
一一八	蓑田傳兵衛への書	慶應元年十一月十一日	六六四
一一九	黒田嘉右衛門への書	慶應元年十一月十四日	六七三
	[備考] 黒田清綱よりの答書		
一二〇	境金一郎への答書	慶應元年十一月廿一日	六七六
一二一	蓑田傳兵衛への書	慶應元年十二月六日	六七九

一一二	黑田嘉右衛門への書	慶應元年十二月十二日	六九八
一一三	蓑田傳兵衛への書	慶應元年十二月廿六日	七〇二
一一四	蓑田傳兵衛への別書	慶應元年十二月廿六日?	七〇五

**王政復古運動第二期**

小引

一一五	蓑田傳兵衛への書	慶應二年正月五日	七二二
一一六	蓑田傳兵衛への書	慶應二年二月六日	七二七
一一七	蓑田傳兵衛への書	慶應二年二月十八日	七三五
一一八	大久保一藏への書	慶應二年三月四日	七三〇
一一九	桂 右衛門への書	慶應二年三月廿九日	七三四
一二〇	大久保一藏への答書	慶應二年五月十日	七三九
一二一	大久保一藏への答書	慶應二年五月廿九日	七四六

〔備考〕薩藩出兵拒絶の建言書

一三二 蓑田傳兵衛への書 慶應二年六月十三日……………七六四

一三三 帖佐彦七への書 慶應二年六月十八日……………七六六

一三四 岩下佐次右衛門への書 慶應二年七月上旬？……………七六六

一三五 大久保一藏への書 慶應二年七月十日……………七七七

〔備考〕島津茂久公同久光公より朝廷への建白書

一三六 長州再征に付出兵を斷る文案 慶應二年七月？……………七八八

一三七 大久保一藏への書 慶應二年七月廿八日……………七九一

一三八 黒田嘉右衛門への書 慶應二年九月廿五日……………七九四

一三九 大久保一藏への書 慶應二年十一月十一日……………七九六

一四〇 小松帶刀への書 慶應二年十二月九日……………七九七

一四一 大久保一藏への書 慶應二年十二月十一日……………八〇六

一四二 大久保一藏への書 慶應二年十二月三十日……………八〇七

# 王政復古運動第三期

小引……………八二

一四三 大久保一藏への書……………慶應三年二月晦日……………八三

〔備考〕 中岡慎太郎日記抜萃

一四四 島津久光公への建言書……………慶應三年五月初旬……………八〇

一四五 島津久光公への建言書……………慶應三年五月初旬……………八二

一四六 島津久光公への建言書……………慶應三年五月十二日前後……………八四

一四七 島津久光公への建言書……………慶應三年五月中旬……………八四

一四八 大久保一藏への書……………慶應三年五月廿三日……………八五

〔備考〕 四藩連署の建言書

一四九 大久保一藏への書……………慶應三年五月廿八日……………八五

一五〇 後藤象二郎への書……………慶應三年七月二日……………八五

一五一 大久保一藏への書

慶應三年七月二日……………八八

一五二 山縣品川への書

慶應三年七月七日……………八六〇

〔備考〕 山縣品川兩士の覺書

一五三 大久保一藏への書

慶應三年七月廿四日……………八七一

一五四 大久保一藏への書

慶應三年七月廿五日……………八七三

一五五 大久保一藏への書

慶應三年七月廿五日……………八七六

一五六 大久保一藏への書

慶應三年七月廿七日……………八七八

一五七 由比佐々木への書

慶應三年七月廿九日……………八八三

一五八 大久保一藏への答書

慶應三年八月朔日……………八八六

一五九 桂 右衛門への書

慶應三年八月四日……………八九六



大西鄉全集

文書



齊彬公勤仕時代



## 齊彬公勤仕時代 小引

時代は英雄を生む。西郷隆盛は素より天資英邁であつたが、生れながらの英雄でもない。隆盛自らの詩に「幾經辛酸志始堅」とあるやうに、幾多の辛酸を體驗し、四圍の感化を蒙つて彼の大人物が出来たのである。隆盛をあれほどの人物になした最も大きな力は、隆盛等の藩主であつた島津齊彬公である。隆盛がだんだん世に知られ、天下に重んぜられるやうになつたのも、齊彬公に信任されてからのことである。隆盛の始めて齊彬公に謁したのは、安政元年正月二十一日、齊彬公の江戸參觀の御供の中に加はつて鹿兒島を出發した日である。隆盛は此時二十八歳であつた。時恰も米國使節ペリーが二度目に江戸灣に渡來して、幕府に昨年の返事を迫つて談判を開始した折で、齊彬公の行列が江戸に着いた三月六日には、米國の艦隊はまだ江戸灣にゐた。神奈川で日本和親條約の締結されたのは、その三日前のことで、攘夷論が盛に沸騰して、天下愈々多事ならんとしてゐた。

それから隆盛はだん／＼齊彬公の知遇を受け、身分も役目も卑かつたが、特に機密の御用を命ぜられるやうになつて、安政五年七月十六日公の薨去の時に至つた。

實際、隆盛の書翰其他の文章が今日に遺つてゐるのも矢張此時代からで、其以前のものは、武藝の師範家に差出した誓書起請文と、今一つ職務上の届書のやうなものがあるだけである。さて此の時代に於ける隆盛は多く外勤で、鹿兒島にゐた月日は極めて僅少である。其勤務の大略は、

一、安政元年正月二十一日、齊彬公に扈從して鹿兒島を發し、同じく三月六日江戸に着し、それより足掛四年江戸にゐた。

二、安政四年四月三日、齊彬公に扈從して江戸を發し、五月二十四日鹿兒島に歸着、約半年ほど家にゐた。

一、同年十一月朔日鹿兒島を發し、十二月初旬江戸に着し、齊彬公の内旨をうけて、密かに越前侯の將軍建儲運動を援けた。

一、安政五年三月上旬江戸より京都に至り、建儲内勅降下に盡力し、同二十日京都を發し江戸にかへる。

一、同年五月十七日江戸を發して歸藩、六月七日鹿兒島に着し、齊彬公に謁して越前侯の書を

呈し、關東の形勢を報告した。

一、同年六月十八日齊彬公の越前侯其他への書を携へて東上し、七月七日大阪に着し、京攝の事情を探りつゝあつたが、同月二十四日京都に於て齊彬公の訃に接した。

此間に於ける書翰で今日まで知り得たものは次に載する二十二通である。隆盛は時々姓名をかへて居るが、此の時代は吉兵衛といつた。(是迄善兵衛といつたことのあるやうに書いたものもあるが、西郷家についてきいてみても、善兵衛といつたことはないといはれる。樺山三圓などの日記をみても皆吉兵衛と出てゐる。編者の是迄見た隆盛自筆の書翰にも善兵衛とあるものはない。但、御家流で書いた吉の字の草體が善の字の草體と似てゐるのはある。そのために誤つて世に傳へられたものであらう。)





# 一 福島矢三太への書

安政元年八月二日

秋冷相催候處愈以御壯剛奉慶賀候。隨て小弟にも無異罷在、當分は宿替にて獨居いたし、間々夢中には貴丈に御逢申上候。偕大變到來仕、誠に紅涙にまみれ、心氣絶々に罷成、悲憤の情御察可被下候。もふは御聞及の筈と奉存候。先々月晦日より太守様俄に御病氣、不つこ一はりと通御煩、大小用さへ御床の内にて、御寢も不被爲成、先年の御煩の様に相成模様にて、至極御世話被遊候儀に御座候。若殿様には、去二十三日晝九ツ時より御おと瀉しにて、晝の内十二度、夜二十五度位の儀にて、八ツ時分終に御卒去被遊候段、我

(1) 島津齊彬公

(2) 虎壽丸といひ享年六歳であつた

(3) 我々の如きはの意

々式は翌朝承候位にて残念如何とも申様のあるものにて無御座候。思へば、髮冠を突き候。太守様にも至極に御氣張り被遊候御様子と被伺申候。又此上御煩ひ重候ては誠に暗の世の中に罷成候儀と只身の置處を不知候。只今致方無御座、目黒の不動へ參詣致、命に替て祈願をこらし、晝夜祈入事に御座候。熟思慮仕候處、いづれなり奸女をたをし候外無望時と伺居申候。御存の通り身命なき下拙に御座候へば、死する事は塵埃の如く明日を頼まぬ儀に御座候間、いづれなり死の妙所を得て天に飛揚致し、御國家の災難を除き申度儀と堪兼候處より相考居候儀に御座候。心中御察可被下候。實に紙上に向て、此若殿様の御儀申述べ難く、筆より先に涙にくれ、細事に不能及候。眼前奉拜

候故尙更難<sup>シ</sup>忍<sup>ビ</sup>只今生きて在るうちの難儀さ却て生を怨み候胸  
に相成憤怒にこがされ申候。恐惶謹言。

尙々御賢父様御元氣の筈宜しく御傳へ可<sup>レ</sup>被<sup>レ</sup>下候。

八月二日

西郷吉兵衛

福島矢三太様

【解説】此書は安政元年八月二日、隆盛が在藩の親友福島矢三太に贈つたものである。その内容をかいつまんで云へば、三十日前から齊彬公が病氣に罹られ、皆々心配してゐたところに、世嗣虎壽丸が極々の急病で夭死された。齊彬公には前に四人の男子があつたが、皆夭死された。今又虎壽丸の死にあひ、公をはじめ君臣一同、非常な悲嘆であつた。その病狀は本文に見える通り、多分今でいふ疫痢であつたらうと思ふ。然るに隆盛等在府の臣子は、これは唯事ではない、先年來風説のある通り、後庭の某女が呪咀毒殺に因るものと固く信じてしまつた。そこで此上更に太守公の病氣が重くなるやうではそれこそ大

變だからと、目黒不動様にお参りして、自己の身命にかへて祈願をこらし、尙某女を斬るの  
ほか致方ないと決心して、その決心を矢三太に報じて同意を求めたのである。いづれな  
り、死の妙所を得て天に飛揚いたし、御國家の災難を除き申度」といひ、「筆より先に涙に  
くれ細事に及ぶ能はず」といひ、生きて居る間がつらいといへるなど、忠憤義烈、怒りの炎  
に包まれた様が見えてゐる。たとへ其前提が誤つてゐたにせよ、涙と熱と愛とそうして  
死を恐れぬ誠忠無二の南洲を此寸楮の中に見出すのである。尤も斬奸の計劃は、後、齊彬  
公の説諭で止んだ。

既刊の南洲翁書翰集に西郷善兵衛として此れを載せてあるが吉兵衛とあるべきもの  
である。

## 二 樺山三圓への答書

安政二年六月朔日

芳翰忝拜誦仕候。向暑之砌御座候へ共彌以御安康奉慶賀候。隨て少弟無異義相勤申候間乍憚御安意可被下候。扱四月十五日には御安着の由嘸々御懷<sup>(1)</sup>さま御悅之筈奉想像候。早速私家にも御尋被下候由誠に辱御厚禮申上候。何も相替候儀無御座砲聲盛成事にて去月十四日には老若<sup>(2)</sup>を初諸役も田町<sup>(3)</sup>え被差越大賑敷事共に御座候。近々之内<sup>(4)</sup>老公御出之筈に御座候。勝<sup>(5)</sup>たる機會と相考へ樂居事に御座候。就ては水府之方又々談合可致含に御座候。二十七日には原田<sup>(5)</sup>え取逢之處貴丈尊共いたし

- (1) 御懷様はおふくろ (2) 老若は老中若年寄 (3) 江戸芝浦の田町にある薩摩屋敷海に面したところで此處に砲臺が築いてあつた  
(4) 老公は水戸老候徳川齊昭 (5) 原田は水戸藩士原田八兵衛か

候。今日は越前藩<sup>(6)</sup>矢島錦助と申人之所え津田<sup>(7)</sup>原田同道にて差越筈にて近々定日を定て毎月出會之賦に御座候。皆々水府與にて面白次第に御座候。貴丈杯御出府中に御座候はゞ御同伴可仕候へ共殘念の至御座候。越前の事共承申候處誠に羨敷次第、いづれ君臣合體不仕候ては何も行はれ不申候。頓々水戸老公の御初政の模様に相伺はれ申候。

一金子一件些少之事に六ヶ敷御申越被下却て込次第に御座候ごふぞ御登被下間敷私には中途迄御見送可申上之處四本一件に取紛れ間後に相成、其節暴飲の考にて御座候間、御考にて俊齋坊主杯焼酎會を御催被下度奉願候。右之通荒々奉報答候。尙追々可申承候。恐々謹言。

(6) 越前藩の儒者

(7) 肥後藩士津田山三郎 同原田作助か

六月朔日

西郷吉兵衛

樺山三圓様

追て乍未筆御賢兄様え宜敷御申聞被下度奉合掌候。

(8) 新納嘉納次

【解説】 此書は樺山三圓が鹿兒島よりよこした書面に對し、安政二年六月朔日江戸から贈つた返事である。三圓は此春江戸より歸藩し、四月十五日に鹿兒島に着し、安着の通知旁々一書を隆盛に贈つたものとみえる。書中「砲聲盛なることに御座候云々」は是より先き幕府の命令で、芝浦に而した諸侯の屋敷に臺場を築き大砲を備へることになつてゐたが、それが出來上り、あちこちで大砲の試射がある。薩摩の田町の屋敷にも砲臺が出來て盛に打ちだめしをした。齊彬公はそれのみならず、當時大砲船（帆船で今より見れば小さなものであるが當時の軍艦）を鹿兒島で造つて居られ、その大砲艦に据付くる大砲を江戸でも鑄造され、その打ちだめしもあつた。それやこれやで砲聲殷々として江戸中にひびき、中々盛んな事であつたといふ。「五月十四日には老若を初諸役も田町え云々」

とあるは、此日阿部伊勢守、牧野備前守、久世大和守、内藤紀伊守の四老中を初めとし、若年寄側衆、大目付衆、目付、勘定奉行、右筆組頭以下幕閣の歴々が揃つて坂下門を下り、先づ會津の屋敷に立寄つて大砲の打ち方等を見、それから田町の薩邸に入り、大砲打方並に調練又は野戰筒早打、小銃早打などを見、後又齊彬公の案内にて、一同越通船（西洋型のボート）に乗り沖にかゝつてゐた昇平丸を見物した。（昇平丸は鹿兒島で造つた大砲船で、幕府に献上することにしたのであるが、着いたばかりで、まだ幕府に引渡してなかつた）一同昇平丸に乗込むと帆をかけて實地の操縦を行ひ、行々大砲の打方をも實驗して見せた。（豎山武兵衛の公用控に據る）○老公云々は水戸老侯のことである。實際は老侯ばかりでなかつた。水戸の當主も御揃で、六月七日に田町屋敷に入られ、昇平丸の操縦を親しく見物された。○熊本の津田、原田と隆盛と越中島の越前屋敷に居た矢島錦助の寓居に定日を設けて會合の事は此後の手紙にも見えてゐる。○金子一件云々は三圓が隆盛に金を借りてゐて、かへす暇なくて歸藩したのでその事に付三圓から何とか云つてきたのを、隆盛は此書に見える通り、その金は決して登せてくれるな、あの時は見送りして大に飲んで御別れするつもりのところ、四本一件（これは何事か分らぬ）で行かれなかつたのだから、そちらで有村俊齋など一緒に焼酎飲みをやつてくれとあるのである。



### 三 大山正圓への書

安政二年六月二十九日

酷暑例よりも凌兼候へ共、彌以て御壯剛珍重奉存候。隨て小弟無異延光、乍憚御安慮可被下候。扱  
君公益御機嫌能<sub>レ</sub>被<sub>レ</sub>遊御座候事恐悅御儀奉存候。先日は日下部伊三次御召抱相成誠に難有大に力を得、彼是教示を受候儀に御座候。水戸に爲罷在日決死儀四度、幕府の捕れに付かんとする事五度、かく大難に處し居候人物にて、彼是事に練忠義の者に相違無御座當分は一向差はまり粉骨碎身可<sub>レ</sub>致この事にて、早速相働候次第、實に大幸御悅可<sub>レ</sub>被<sub>レ</sub>下候。將又豊(1)一條當暮迄之内には

(1) 豊は薩藩家老島津豊後

脈打落候儀ご慥に見留御座候間、巨々細々御納意可被下候。其外何迄御報知偏に奉願候。右署中御伺旁奉得御意候。恐々謹言。

六月二十九日

西郷吉兵衛

## 大山正圓様

【解説】此書は江戸より在藩の同志大山正圓に贈つたものである。正圓は後の格之助綱良の前名。此書、主として新に薩藩に召抱へられた日下部伊三次の事を報じてある。日下部の父海江田連むらじは元薩藩士なりしが故ありて亡命し、水戸高萩に潜居し、日下部と稱した。其子伊三次に至りて水戸藩に仕へたが、藩主徳川齊昭の冤を雪がんとして江戸に出で奔走し、罪を水戸藩に得て處々に潜居し、後幕府の勘定奉行川路左衛門尉の知遇を得てゐた。安政二年に一旦水戸藩に再勤を命ぜられたが遂に復へらず、父連の遺言で薩藩に復歸せんと欲し、川路の盡力でその希望を達したのである。豊一條云々とあるは隆盛

等は豊後を以て内庭の某女と結託して島津家相續上に付恐るべき企をなすものと信じて某女と併せて豊後をも除かんとしてゐたものとみえる。此事は海江田信義子の實歴史傳にも詳しく出て居る。(但、その事柄は恐らく誤解に出たものであらう)さて又海江田子の實歴史傳によれば、日下部が水藩の許を受けて正式に薩藩に復歸したのは、安政二年十月二日の大地震後のやうであるけれども、此書によれば既に薩藩に召抱へられてゐるから、正式に水戸の許を得たのが十月になつたのであらう。

## 四 樺山三圓への書

安政二年八月三日

殘暑甚敷御座候處御家中様、無御痛愈以て御安康の筈奉欣喜候  
隨て小弟無異罷在申候間、乍憚御安意可被下候。扱御幼君御一  
周忌迄生ながらへ、貴公杯切々顔前奉拜候人に無御座候ては其  
節の苦しきも不相分位、只無暴の所行に見られ候半。相咄候人  
さへ無之、中々忍兼候次第御想像可被下候。盆前より暑邪に當  
られ、頓と痔病様にて五十度計も瀉し候へ共、もふは本腹仕候。  
宿許杯えは申遣程の儀も無之、出勤仕候間、左様思召可被下候。  
二十三日には御靈前え參詣候處、頓と頭も上り不申、足も歩まれ

(1) 虎壽丸安政元年七月廿四日死す  
月二日附福島矢三太宛書翰參照

(2) 無謀のあて字、元年八

(3) 痢の字の書き誤か

(4) 有村俊齊、後の海江田信義

不<sub>レ</sub>申病後押て參詣仕尙更の事に御座候。いづれ當時の急務  
御子様御出生の儀に御座候間何卒<sup>(4)</sup>俊齋杯被<sub>レ</sub>仰談<sup>(5)</sup>日新公<sup>(6)</sup>大中公  
え御至誠を以御誕生被<sub>レ</sub>遊候處御誠願被<sub>レ</sub>成下度神靈もなごか忠  
心を無になし不<sub>レ</sub>申間敷と被<sub>レ</sub>相考<sub>レ</sub>申候間偏に奉<sub>レ</sub>合掌<sub>レ</sub>候。

一御存之通<sup>(7)</sup>原田八兵衛事革具足製造の賦にて受合居申候間何  
卒御氣寄を以て被<sub>レ</sub>仰談野牛之皮三枚計御見出し大廻船より  
御登せ被<sub>レ</sub>下度御願申上候。いまだ飛脚も當着迄に日を急ぎ  
不<sub>レ</sub>申候。此旨荒々奉<sub>レ</sub>得<sub>レ</sub>御意<sub>レ</sub>候。恐々謹言。

八月三日

西郷吉兵衛

樺山三圓様

(愛甲兼達氏所藏)

(5) 島津家中興の英主十五代貴久(忠良の子)廟は鹿兒島松原神社  
(6) 島津忠良、其廟薩摩加世田にあり、足利の末薩隅日の治定に功あり  
又薩摩士風を建設した人 (7) 水戸藩士原田八兵衛。(既出)

【解説】安政二年八月三日、江戸より鹿兒島に贈つた書翰である。嗣君虎壽丸の一週忌にあひ、感慨無量、此書をかいたのである。一週忌まで生きながらへとあるにて、其間死を決してゐたことを想ふべく、只無暴（無謀の誤か）の所行云々は、奸人をたをす計畫をした事を、只無謀のやうに思はるゝであらうといつたのである。それから自己の病氣を押して、世嗣の墓參をした事を報じ、さて當時の急務は齊彬公世嗣の出世にありとし、有村俊齋等と共に日新公、大中公の神廟に祈願するやうに依頼してやつたのである。最後のいまだ飛脚以下意不明。

## 五 樺山三圓への答書

安政二年八月二十日

芳翰恭拜誦。酷暑の候、無御痛御安康の由珍重此事に御座候。隨て小弟にも無異儀延光いたし居候間乍憚御安意可被下候。扱四方の大儒幕府より御召に相成會澤(1)も出府被致候。いまだ面會不致候得共奇妙に望を達候。嬉敷次第に御座候。貴兄にも御聞被成候は、嘸々御殘念の筈と奉存候。越前の矢島錦助と申人靈巖島の下屋敷學問所え被罷居至極閑所にて津田(2)企にて柳川池邊藤左衛門原田(3)月々兩度づゝ定日相定め朝より終日の會にて、誠に面白先度共は貴兄の尊共津田仕出申候。御遠察

(1) 會澤恒藏，安，字，伯民號正志

(2) 肥後藩士津田山三郎

(3) 柳川藩士池田藤左衛門

(4) 肥後藩士原田作助か

可被<sub>レ</sub>下候。皆々水府與<sub>ニテ</sub>至極深密の談話に相及び、雄會相催  
申候。恐々謹言。

八月二十日

西郷吉兵衛

樺山三圓様

【解説】此書は安政二年八月二十日、江戸より在藩の樺山三圓に答へ、近況を報じたのである。水戸の會澤は新論の著者で、名聲噴々たる學者であつた。當時諸藩志士に景仰されてゐた事は、隆盛の此書翰をよんでも知られる。矢島錦助の許に會合のことは前にも一度三圓に知らせてあつた。(既出参照)



## 六市來正之亟への書

安政二年九月廿九日

尙々稅所喜三左衛門儀、霜月の飛脚相願<sub>ッ</sub>含<sub>ニ</sub>候由に候て、相頼吳候様承申候間、何卒御世話被<sub>レ</sub>成<sub>レ</sub>下<sub>レ</sub>度御願申上候。

冷氣相募候得共、愈以御賢母様を奉<sub>レ</sub>始<sub>レ</sub>御一統様御安康の由奉<sub>レ</sub>敬賀<sub>ニ</sub>候。隨て私事無<sub>レ</sub>異儀相勤居申候間、乍<sub>レ</sub>憚<sub>レ</sub>御安意思召可<sub>レ</sub>被<sub>レ</sub>下<sub>レ</sub>候。扱君公益御機嫌能被<sub>レ</sub>遊<sub>レ</sub>御座奉<sub>レ</sub>恐<sub>レ</sub>悅<sub>レ</sub>御儀に御座候。

扱幕府の事情先便細々申上越候付御汲取被<sub>レ</sub>下<sub>レ</sub>候半。其後も追々賢索を被<sub>レ</sub>取<sub>レ</sub>用<sub>レ</sub>候向候て此節は先づ内より責掛候事と相見得宮中は都て服に相成候由、武器類は差出、格別御式に相用候分

は被<sub>レ</sub>相省<sub>レ</sub>其外金銀を盡し候御品々は、都<sub>すべ</sub>て取しらべ候様御道具掛に被<sub>レ</sub>仰渡<sub>レ</sub>其外旗本中の馬持と申者組々にて數日調練共御座候由、夫は皆々鎧の由に御座候。畢竟旗本の儀御覽の通衰弱の事に御座候間、強く此處に責入候向と被<sub>レ</sub>相察申候。能々土台を居<sub>すま</sub>付候て外へも相掛可<sub>レ</sub>申、此度は本道の向に相成申候。此<sub>レ</sub>廷中の事論は無<sub>レ</sub>之候。何と無く儉約の向に相成候得共、是は定見なきの只習俗に引連候ものにて、今日中の事は先づ論ぜぬ事に不<sub>レ</sub>致候間、見聞さへ腹を寸切にいたし申候。御遙察可<sub>レ</sub>被<sub>レ</sub>下候。是程一大事の時節天下の形勢を謀ひ見候人も無<sub>レ</sub>之變に片足の儀に御座候得共、不<sub>レ</sub>知不<sub>レ</sub>覺世の中には果報の能者も有<sub>レ</sub>之者と餘所に見やり置申候。

(1) 薩藩邸中の事

一 蓑田歸帆の上、又々出府の由、田印一條、大姦は似忠候たごひにて能々姿を隠し候者に付、恐敷ものに御座候。決て此人を再度御引上の儀は有之間敷相考申候

一 有川方え先日間飛脚便より申越候趣、甚以苦心仕、残念千萬の趣の身振にて、私事申遣迷惑を懸候様申こも無申譯儀に御座候得共、不顧汚顔此度も委敷申遣候間、宜敷御斷可被下候。

一 たか儀に付ては偏に御世話被成下無難に出産いたし、母子共息災の由、頓と安心仕申候。誠に悦敷次第御察可被下候。龍助儀に付ても到て難有儀にて、何か御厚禮の印に進上可仕相考候得共、不任心豊田彦次郎の書一枚貰受申候間、ざつと表粧いたし差上申候間、御慰可被下候。

(2) 蓑田傳兵衛（此頃御家老座書役） (3) 田中源五右衛門か  
(4) 有川七之助か (5) 「たか」は隆盛の妹三原傳右衛門の室  
(6) 龍助 (7) 水戸藩士豊田天功

右の通荒々如此御座候。恐々謹言。

九月二十九日

西郷吉之助

市來正之丞様

【解説】此書は安政二年九月二十九日江戸より鹿兒島へ發送せしものである。宛名の市來正之丞（後六左衛門）は隆盛の妹お琴の夫で、當時御家老座書役を勤め有志の士であつた。「幕府の事情先便細々申上」とあれど、その書今傳はらず。此頃幕府は海防に意を用ひ、旗下の志氣を振起して海陸軍備の改革を謀らんとし、八月十四日には水戸老侯徳川齊昭に隔日登城を命じ、海防及び軍政改革等の事に參與せしめたのである。本書亦當時の狀を想察せしむるに足る。

# 七 樺山三圓への書

安政二年十月四日

寒氣相募候處彌以御壯榮奉珍賀候。隨て小弟にも無異罷在候間乍憚御安意可被下候。扱去る二日の大地震には誠(1)に天下の大變にて水戸の兩田(1)もゆひ打に被逢何とも無申譯次第に御座候。頓(2)こ此限にて何も申口は無御座候。御遙察可被下候。此旨荒々如此御座候。恐々謹言。

追啓君公益御機嫌能濫谷御屋敷に被爲入上屋敷は迎も御住居出來させられ兼候次第に御座候。

十月四日

西郷吉兵衛

(1) 藤田誠之進彪(東湖)と戸田忠大夫忠敬を指す

(2) 三田の薩摩邸

## 樺山三圓様

【解説】 此書は安政二年十月二日、江戸大地震の翌々日認めたもので、水戸藩の藤田東湖、戸田忠敬（世人之を水戸の兩田と稱す）が地震のために死んだことを、在國の樺山に報じたのである。蓋三圓は隆盛より先に江戸に出で、隆盛より先に東湖等に接してゐた。隆盛を東湖に紹介したのは、三圓であつたと傳へられてゐる。それらの關係で取りあはず、此事を報知したものと見える。

# 八 樺山三圓への答書

安政三年五月十二日

御手紙忝拜誦、陳は御存之通、此方空室多く、何ぞ差支候譯御座候得共、餘り自由の儀に御座候間、追付參上可承、此旨御報迄如此御座候。草々。

五月十二日

吉 兵 衛

三 圓 様

貴 答

【解説】本書以下三翰何れも江戸に於ける往復にて、樺山三圓に宛てたものである。三圓は此頃、復、江戸詰となつてゐたのである。

# 九 樺山三圓への答書

安政三年六月六日

御手紙忝拜誦、明日は愈著之筈にて、大坂より書狀到來、貴丈にも御通上吳候様との儀に御座候間、追付可申上含にて御坐候。 澁<sup>(1)</sup>谷より只今罷歸候付、些<sup>(2)</sup>遅成申候。 晚七ツ時には打立川崎迄、權兵衛同道にて差掛賦に御座候間、御考を以御出掛可被下候。 何分遠方迄參吳候様との儀に御座候間、是非彼所迄は參度含に御座候。 以上。

六月六日

西郷吉兵衛

樺山三圓様

(1) 澁谷、常磐松の島津家別邸、此頃齊彬公居住

(2) 推原權兵衛（隆盛の叔父）



# 10 樺山三圓への書

安政三年六月十三日

暫時は不得<sub>レ</sub>貴意候處彌以御安康珍重奉<sub>レ</sub>存候。然ば今日は本田  
蘿山奥州え遊歴之賦にて、五ツ前より發足之筈、中途相送可<sub>レ</sub>申致<sub>レ</sub>  
約諾置候間、貴兄は如何に御座候哉、御隙共御座候はゞ御氣張被<sub>レ</sub>  
下度、此旨奉<sub>レ</sub>得<sub>レ</sub>御意候。以上。

六月十三日

西郷吉兵衛

樺山三圓様

(以上三翰、樺山資夫氏所藏)

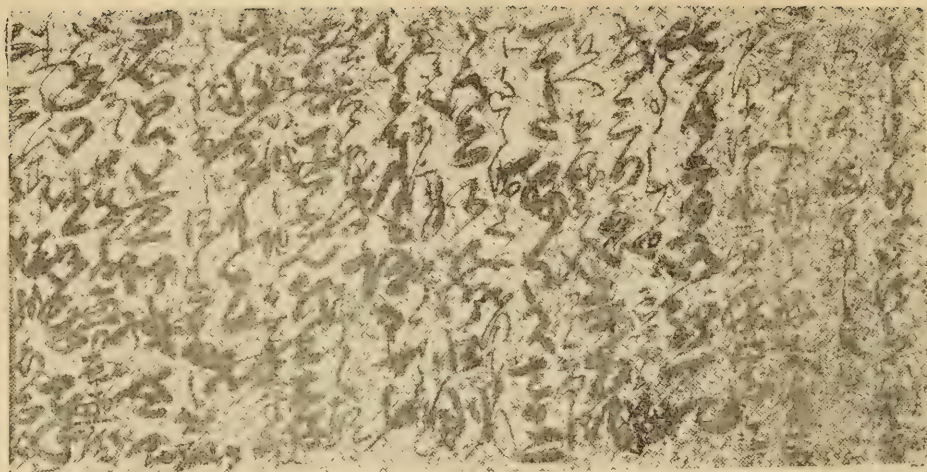
## 一一 大山正圓への書

安政三年八月五日

尙々日下部え御傳言申聞候處大に大悦いたし候。

一 アメ<sup>(1)</sup>イカ船壹艘先月廿一二日下田え渡來應接此度は難事申出候由にて幕府の役人直様差入申候。當分一ト通の儀迄は下田奉行邊にて相濟候由に御座候得共些六ヶ敷向に御座候。類船數八艘の由にて蒸氣船壹艘當分渡來いたし書翰を差出候由。先度魯西亞渡來の節堀織部正論じ詰候て何事も難<sub>ニ</sub>申出で引返候處彼國におひて刑に被<sub>レ</sub>行候由に御座候。

(1) アメリカの訛音



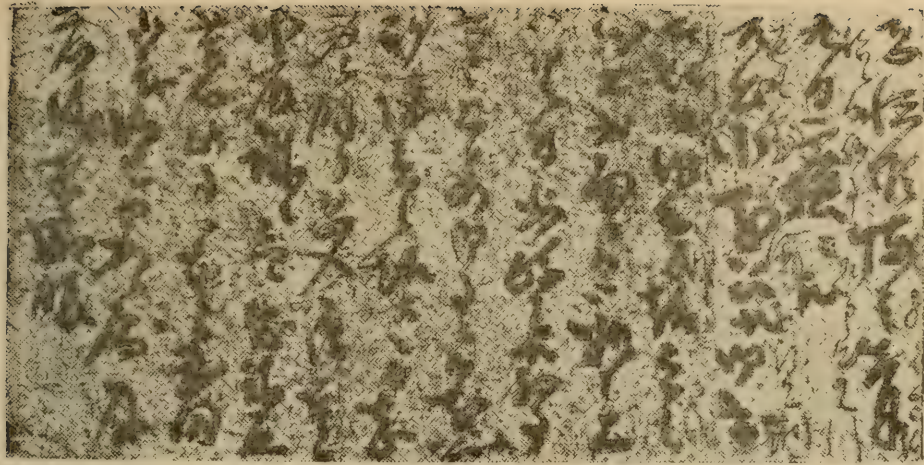
先月二日御懇札當三日着忝拜誦、いま  
だ殘暑去兼候得共、彌御壯剛珍重奉存  
候。隨て小弟無異送光仕候間、午憚御  
放慮可被下候。扱

君公益御機嫌能被遊御座、御互奉恐悅  
候。陳は先月九日、蜜<sup>(3)</sup>に被<sup>(2)</sup>

召出<sup>(4)</sup>水老公え御書を以被仰進候趣有  
之、然共書面にては難申上御座候付、安<sup>(5)</sup>  
島迄え細事可申上この御事にて、老公  
え

御諫言の趣共にて甚身に餘り恐入候

(2) 蜜は密の誤 (3) 齊彬公  
(4) 齊昭公(烈公)  
(5) 水藩士安島帶刀



儀に御座候。水府誠に六ヶ敷成立苦心此事に御座候。武田<sup>(6)</sup>えも申入候處及落涙奉感服

君公ある限は水府も暗にはなるま黷と忠心より切より相發し勿論

君公偏に御盡被遊候付實に難有仕合に御座候。如何<sup>(7)</sup>して我式水府の人傑腑腸可給哉。實に

君徳の然らしむる處恐入候儀に御座候

一日<sup>(8)</sup>下部士大に力を盡し早速より諸

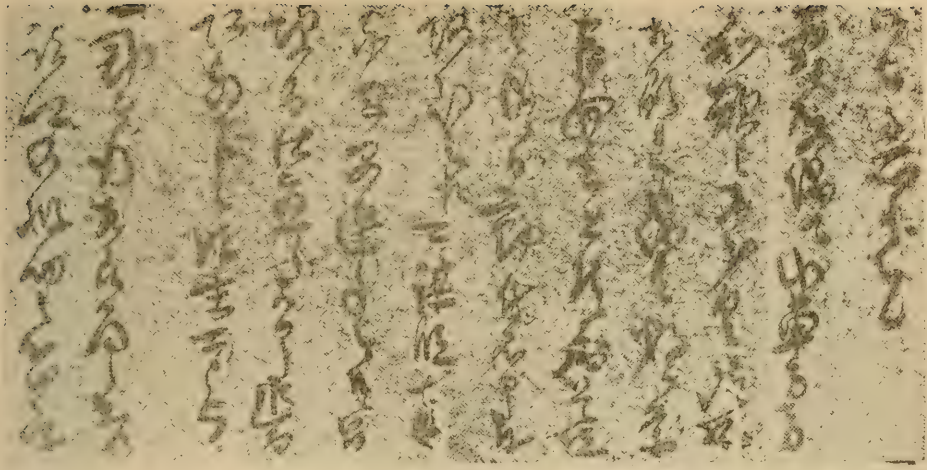
(6) 武田伊賀 (7) どうして我々如き後輩に水戸の先輩たちが腹の底を打ちあけてくれやうぞくれはせぬの意

(8) 伊三次

方え周旋いたし一向心力を盡し申候  
間御安慮可被下候  
一豊州儀も水車方旁私欲之次第具に  
證據相顯れ候儀共數ヶ條巨細言上仕  
候處是位の儀にて動付不申候付阿部  
方え可謀段(蟲喰本)承知早速手を付候間  
決て仕應し可申追て阿部方の始末可  
申上候。

一郡奉行相良角兵衛より諸郷御救助  
の筋の儀取調候一冊被差下尙又調方  
いたし候様被仰出候付得と拜見の上

(9) 島津豊後

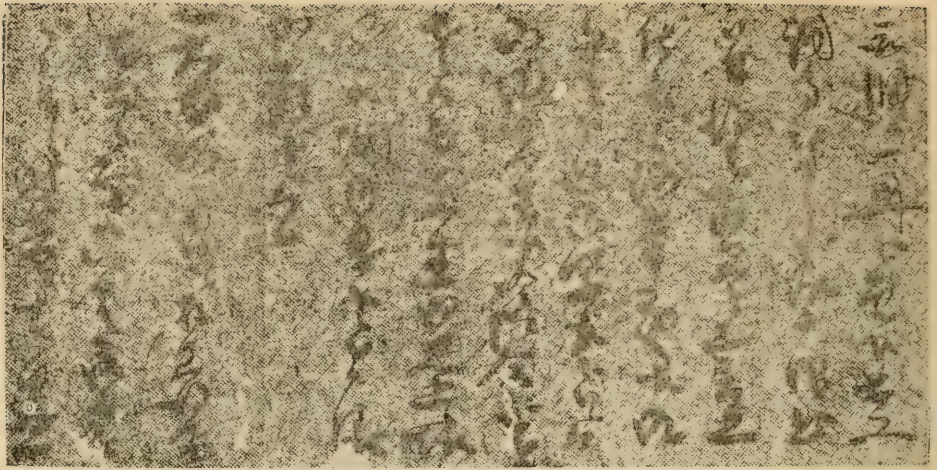


言上仕置候。何卒郡方え御手を被廻御寫取被下候て、山内先生<sup>(10)</sup>え御談合可被下候。左候て先生御見込の趣御取調御遣可被下候様御頼申上候。

一大支配の儀も相見得居候付右等の處はいまだ御手を被付候時宜に無御座第一吏に不廉の者無之。滿朝改り候上農政に

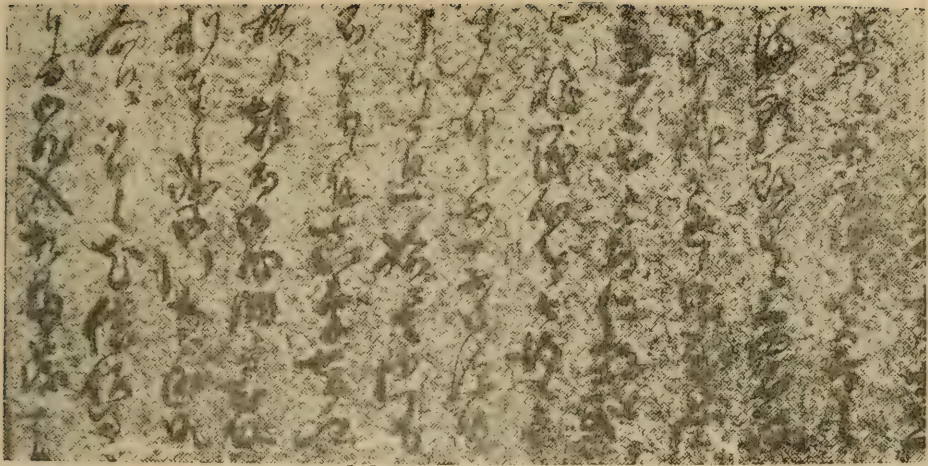
御打掛被遊候様言上仕置候。左候て仁政を民家に被施、民心を被得候にて無御座候ては不相濟段申上候間、一緒

(10) 山之内作次郎嘗て郡見え廻たり、郷黨に重んぜられし人



には迎も不參候付、眞幸<sup>(11)</sup>七ヶ郷<sup>こま</sup>杯<sup>こ</sup>より  
 都て御藏納にて、藏役利重<sup>かき</sup>の儀御引取  
 被<sup>と</sup>遊<sup>あそ</sup>御舎に御座候。尤俵作<sup>とよ</sup>いたし候  
 て、御藏入相成候儀は如何いたし候て  
 可<sup>べ</sup>然<sup>ら</sup>か。何分吟味を縮<sup>ちぢ</sup>め來春迄の間  
 取調候様被<sup>ま</sup>。  
 仰出候付、右等之處<sup>ところ</sup>精<sup>こま</sup>御調可<sup>べ</sup>下<sup>くだ</sup>候。  
 左候て追々諸郷一統右の振合に無<sup>な</sup>何<sup>な</sup>  
 と被<sup>と</sup>遊<sup>あそ</sup>思召に御座候。實に難<sup>がた</sup>有<sup>あ</sup>御趣  
 意に御座候間、細に御調可<sup>べ</sup>下<sup>くだ</sup>候。  
 右の通荒々御報迄如此御座候。實

(11) 眞幸(まさき)は日向國にて田地多き地方



に取急ぎ乍漸相認申候。恐々謹言。

八月五日

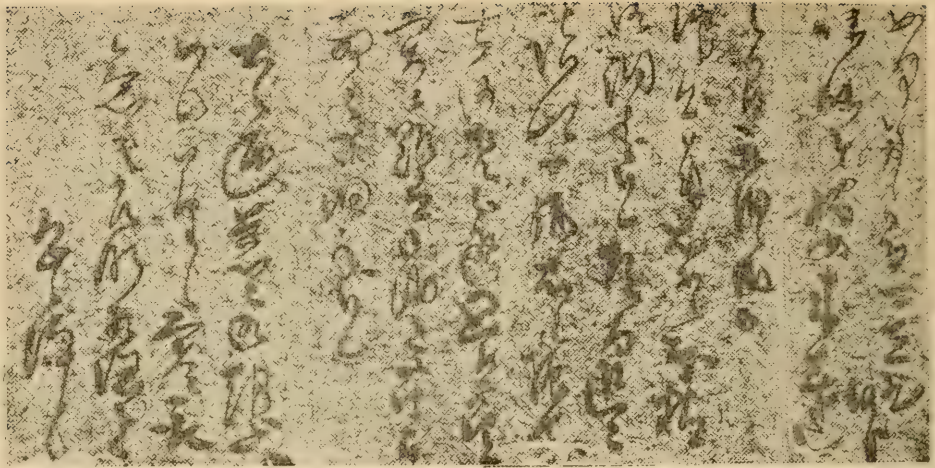
西郷吉兵衛

大山正圓様

追啓上、先便御狀の儀、隨に相届、不埒  
の至に御座候。水府難事相省候得  
は、もふは我難事も些解立候半、殘心  
此事に御座候。只今水戸の一條に  
一向盡力仕候儀に御座候。

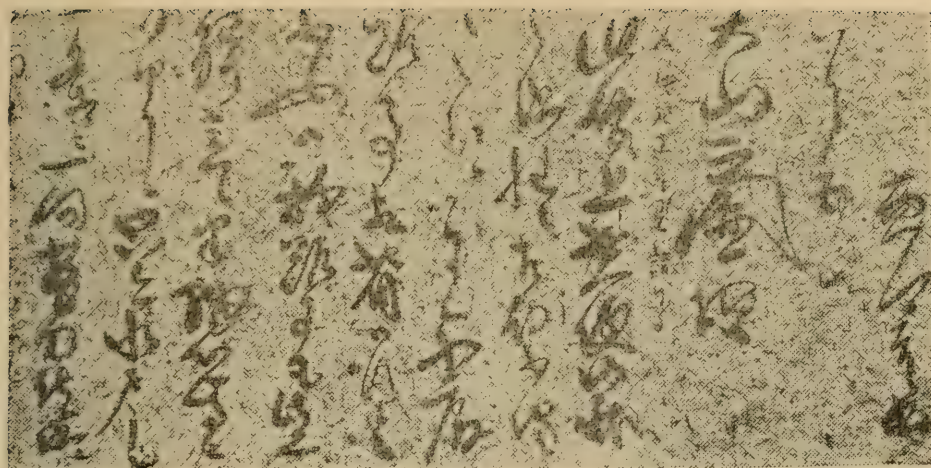
(川上直之助氏所藏)





【解説】本書は安政三年八月五日、隆盛が在藩の友人  
大山正圓 後、格之 助、網良 の來書に答へ、江戸及び自己の近狀  
を報じたのである。

尙々書の中にて「アメイカ船壹艘云々」は米國領事  
ハリスの下田港に渡來せるを云ふ。「類船數八艘云々」  
は同艦隊の數は八艘の由なれども、當分蒸汽船壹艘渡  
來して云々といへるなり。「先度魯西亞渡來の節堀織  
部正云々」は當時の風評を掲げしものなるべきも、か  
ゝる事實はないやうである。本書には水戸に關する  
ことが多い。水戸老侯は名聲隆々、一時、天下の人望を  
繋いだ方であつたが、藩内に於ける黨争の禍や、寺院の  
梵鐘を大砲に改鑄せよといふ大政官符を申下された  
といふことなどから、一部の人々に憎惡された。此頃  
即ち安政三年の夏秋の頃は、時の幕府首相堀田正睦と  
好からず、又前年來その擔當にて佃島にて製造した大



艦は七月竣工して旭日丸と名けられたが、その結果よろしからず、厄介丸と稱した位であり、なほその總裁せられた軍制改革のことも未だ適當の案を得ず、彼是にて公邊の評判がよろしくなく、藩内黨争の餘燼もまだ息まず、内外の事情甚憂ふべきものがあつたやうである。此等の事にて齊彬公は天下のため烈公の身上を案じ、策を隆盛に授け、水戸の近臣に説かしめて間接に忠告し、且烈公のため運動せしめられたものとみえる。これにて齊彬公が漸く隆盛を機密な外藩との交渉に用ひらるゝに至つたことがわかる。又隆盛が此命を受けて非常に感謝したことは此書中に「甚身に餘り恐入候儀に御座候」とあるなど歴然たるものがある。是に於て隆盛も漸く天下の人になりかけたといはねばならぬ。思ふに隆盛が天下の政事運動に携はり初めたのは此頃からであらう。

豊州云々は隆盛が豊州の私曲を齊彬公に訴へたが、公はその位の事にては老臣を動かす譯にゆかぬ、阿部閣老に謀つてみよといはれ、早速手をつけたと云ふのである。薩藩では前々から琉球を経て幕府の禁制品であつた唐物の密輸入をしてゐた。其事があらはれると其關係の家老は職に安んじてゐる譯にゆかぬ。その點で豊後を退けることは閣老の手で出来るのであるから、其手段を用ひよと齊彬公が言はれたものと見える。齊彬公は孝心の厚い方であるから、父老侯齊興の寵臣豊後を自分の發意で退くることを避けよとされたのか、或は又他に深意があつたのか、此手紙文ではまだ十分にわからぬ。郡奉行相良角兵衛云々。これは諸郷救助方につき、相良の取調書が出てゐたのを一旦鹿兒島へ差下し、更に調査して出すやうに命ぜられたといふのである。中に隆盛進言の次第も見えて居る。隆盛は是迄郡奉行の書役として、諸郷の事情に精通して居たことであるから、肯綮に中つた獻言をした。次に載する農政に關する上書が、その折のものである。此等の識見が齊彬公の思召に叶ひ、隆盛は益信任されるやうになつたことと思はれる。「藏役利重の儀御引取云々」とあるは、藏方の役人が上納米收納につき、過分に利を取り居るを少くして、農民の實收を増すやうにされたき思召であるといふのである。

## 一一 農政に關する上書

安政三年八月頃

〔解説〕 安政三年夏、江戸參府中、齊彬公隆盛を召され、郡奉行相良角兵衛の農民救助に關する上書を示されしに、隆盛之を預り、熟讀の後、自己の意見を附して返上したのが即ち此書である。その次第は前掲八月五日附大山正圓宛の書中に見えて居る。右正圓宛の書は未だ世に知られてゐなかつたのであるが、此度本集の編纂につきて川上直之助氏より示されたのであつた。そこで今迄不明であつた此書の來歴が、また明かになつたのである。書中の内容は藩政時代の民政史を研究するには非常に興味ある史料であるのみならず、隆盛の農政上の蘊蓄も分る。又、齊彬公が隆盛に斯かる内政上の事までも諮問されたといふことが窺はれる。此書の原本は隆盛の筆跡ではあるが、月日もなく、署名もない。たゞ相良の上書の後に綴り込んである。多分、齊彬公と隆盛との間に人手を経ず、直接授受されたからであらう。

「享保大御支配云々」大御支配とは檢地丈量して土地の位を定め高をきめることをいふので、此一節の意味は享保年間の檢地の際には、權謀を用ひて、最初、村々の檢地の結果、若

高が増加したら、村の所有高にすると令したので、村々では例へば七掛に算出すべきところを八掛として成るべく増高があるやうに、測量したところが、愈出來上がると、それを悉く藩の支配にして、村々に與へられなかつたので、民心を失ふたことは勿論、民に偽を教へたので、租税の制度が急に亂だれ、其弊が次第に増して、農民は奸吏のために膏血を絞り取られるやうになつたといふのである。手紙の解釋は此位にして、隆盛献言の要旨を擧ぐれば、何はさておき、士風を匡正し、廉恥を勵まし、滿朝の人心改まりし上でなければ如何なる立派な制度を立てゝも、それを行ふ人が、賄賂など取るやうでは折角の御深慮も無になり、萬古に渉るやうな御功績も上りましますまいといふ點にある。其他樹目の事、郷士の事、移民の事等適切な建言も少くない。(口繪原本参照)

享保大御支配の儀は、一時の權謀を以テ郷々増高相成分は、郷高に可<sub>レ</sub>被<sub>レ</sub>仰付<sub>レ</sub>この趣にて、專、郷役任せの事故、頻に掛を揚げ増を募候由に御座候處、惣濟の上都て御藏入に相成、民心を失ひ候儀は勿論、偽を教候付、直様田賦相亂れ、其弊追々延蔓いたし、實に奸吏の

爲に膏血を絞<sup>も</sup>り取れ候譯に御座候。就ては早速民苦を御省き可<sup>レ</sup>被<sup>レ</sup>下儀に御座候得共、積年の流弊御改正の上、滿朝人心相改、清廉の風相立候上ならでは、格別成

御深慮も空敷罷成

御功蹟も萬古に涉り申間敷儀と乍<sup>レ</sup>恐奉<sup>レ</sup>存候。いづれ經界を被<sup>レ</sup>爲<sup>レ</sup>正候儀に付ては、清廉の吏に被<sup>レ</sup>命、憲法の御所置無<sup>レ</sup>御座候得ば其詮全<sup>レ</sup>無<sup>レ</sup>之、只地面の變遷計にて是程の衰頹には及申間敷、奸人の手に涉り候得ば民を責取の外無<sup>レ</sup>之

御國の程、農政亂たる所決して有<sup>レ</sup>御座間敷、如何して百姓の伸立候期可有<sup>レ</sup>御座哉、離散仕候外無<sup>レ</sup>御座候付、逃<sup>レ</sup>他領え<sup>あり</sup>在<sup>つ</sup>付居候者幾千人、拾年計跡にも五百人餘無理に御引戻相成、牛馬農具等迄被<sup>レ</sup>成

下候得共、居止候者相少、悉く逃去候儀に御座候。畢竟彼方にお  
ひては荒野を打開候得ば、夫形作取に爲致候由、若哉不參に候て  
は自然荒野の事故、上納不相掛候ても彌所務此國のものに無相  
違、夫丈ケは潤に相成この定見故、悉く歸從いたし候姿に相見得、  
漸々人躰相減、當時現用夫纔七萬に相成居、歎ケ歎次第にて現在  
御高減少仕候場に相成、如何程か

御國躰の弱みとも不相知候付、人少の郷々他領等より入來増殖  
候儀、何より以御大慶の御事に御座候得共、大御支配の儀は先づ  
御見合被遊候方可宜儀と乍恐奉存候。

一、拘地高の儀現地割交不相成、位劣の地面故、御免被仰付儀に御  
座候得共、段々内訴いたし、賄賂を以願濟候場所多々有之、古田の

(1) シヨムミは農作の實收をいふ。(正味の意か)

用水差支、自から位劣相成候のみならず、かしき等も存分不行届様成立、はては休地等に相成外御座なく、尤及數十年候得ば上地も下地に遷り變候儀は可有御座、筈に候得共、右等の不正より亂れ立候儀御座候間、能々御探索被遊度御事と奉存候。

一御藏耕目の儀は弊害の第一儀に御座候間、早く憲法に被復度儀と奉存候。藏方御心付の儀七ヶ年目には是非可被仰付儀と相心得、内訴申出習來候得ば左迄目立候儀無御座候得共、實に勤勞を被爲賞候御譯柄故、精粗御吟味を以夫々被爲賞候儀は、略別の御事に御座候得共、猥に賞を被爲行候場に相當り、勿論期限を以賞を行ひ候儀、他國には決て有御座間敷、其上大切成御年貢上納の御藏々附屬にて藏役人相勤候儀、對他邦可耻の甚敷儀に御

(2) 一種の肥料 (草木の青葉を田植前に田の中に入れる)



座候。就ては肥後御年貢上納の儀は御定法に、夏分減米見込壹  
升相重、手計にて俵作いたし、御藏に相納候由、其節取納人銘々名  
前相記差札爲致候て若哉不正の手數有之候得ば、來秋上納分も  
一時に相納させ候法令の由に御座候間、決て犯候者も無御座、向  
に被相聞申候。一躰御國の儀は御高に相掛候楮並櫨實等の儀  
も御座候付、農暇も相少、一向田地計に力用ひ候位には不至儀故、  
自然農の時を失ひ候儀も適々御座候間、誠に難儀仕候譯に御座  
候。右に付ては尙更弊害御省不被下候ては立行き申間敷、菱刈  
眞幸表勞郷々丈も肥藩等の向に被召替被遊候得ば如何計か、飛  
揚仕、

御仁徳を奉仰可申、其勢を以下瀉表等より一郷づゝも相纏め、人

(1) 下瀉(しもがた)は南薩地方の總稱

配移被<sub>レ</sub>仰付<sub>レ</sub>候はゞ人氣も振付可<sub>レ</sub>申下瀉等は人勢多き故を以難  
澁仕候付、御趣法さへ立直候得ば隨分願立候者も可<sub>レ</sub>有御座是迄  
の通壹貳人づゝ方々より被<sub>レ</sub>召移<sub>レ</sub>候ては迎も詮立不<sub>レ</sub>申如何計か  
手敷を盡したる上の事故、勞して功なき場に相成、殊に人氣振付  
不<sub>レ</sub>申、移者の儀は咎人同様に相心得居、移先におひても卑しめら  
れ候故、いづれ成一郷づゝ被<sub>レ</sub>召移<sub>レ</sub>度儀と奉<sub>レ</sub>存候。尤福山郷の内、  
下瀉方より相纏め被<sub>レ</sub>召移<sub>レ</sub>候一村、當時餘程榮居候儀に御座候。  
將又御藏米御改正被<sub>レ</sub>遊候はゞ入實薄、俗吏の面々御使役金拂等  
に難澁可<sub>レ</sub>仕杯と色々異説可有御座候得共、纔計の違ひにも相及、  
勿論仁恕に被<sub>レ</sub>爲<sub>レ</sub>基候御事故迎も其害到來仕申間敷儀と乍<sub>レ</sub>恐奉<sub>レ</sub>  
存候。

一牛馬農具等の儀勞<sup>つれ</sup>郷々え爲御取救貧民共え被成下候儀も多々御座候得共、只被成下候限にて引立候道不相付候ては、直様立直候儀にも至り申間敷儀に御座候。串良表受持郡奉行大野鐵兵衛え被仰付候砌、左様の儀御座候處、牛馬農具被成下候者共えは餘力を以繩糸類並薪等一ヶ月幾度と相極會所え爲相納纔づ、本金目成候迄爲致候て、相濟候節は病馬等は引替相渡吳候手段綿蜜に取計候處、其限にて捨り可申儀を餘澤に相成候趣向にて、夫程深く心を用ひ不申候ては何事も詮立申間敷儀と奉存候。一害相除候ても跡の治し方能無御座候ては其利も薄く、又一利御座候ても能取行ひ不申候ては其詮不相見得候付郡吏の御しらべ第一の御事と乍恐奉存候。

一三 樺山三圓への書

安政三年十一月朔日

暫は不得<sup>レ</sup>貴意候處、彌以<sup>テ</sup>御安康珍重奉<sup>レ</sup>存候。然ば別紙相届居候處、不埒<sup>ノ</sup>至御座候。津田<sup>(1)</sup>狀は昨日相届申候。將又御庭<sup>(2)</sup>方茶家<sup>(3)</sup>引替差上申候間、宜敷御取計被<sup>レ</sup>下度奉<sup>ニ</sup>合掌候。徳利並<sup>ニ</sup>茶家<sup>(3)</sup>申受共相成儀も御座候は、是以何卒御取計被<sup>レ</sup>下度櫻<sup>(4)</sup>並日下部<sup>(5)</sup>等へ相送り度此段も御願申上候。尙拜眉可<sup>レ</sup>奉<sup>ニ</sup>厚謝候。以上。

十二月朔日

西郷吉兵衛

樺山三圓様

當用向

(1) 肥後の津田山三郎 (2) 茶家は土瓶の事、薩摩の方言  
 (3) 申受は拂下也 (4) 水戸藩、櫻任藏  
 (5) 日下部伊三次

一牛馬農具等の儀勞郷々え爲御取救貧民共え被成下候儀も多々御座候得共、只被成下候限にて引立候道不相付候ては、直様立直候儀にも至り申間敷儀に御座候。串良表受持郡奉行大野鐵兵衛え被仰付候砌、左様の儀御座候處、牛馬農具被成下候者共えは餘力を以繩糸類並薪等一ヶ月幾度と相極會所え爲相納纒づ、本金目成候迄爲致候て、相濟候節は病馬等は引替相渡吳候手段綿蜜に取計候處、其限にて捨り可申儀を餘澤に相成候趣向にて、夫程深く心を用ひ不申候ては何事も詮立申間敷儀と奉存候。一害相除候ても跡の治し方能無御座候ては其利も薄く、又一利御座候ても能取行ひ不申候ては其詮不相見得候付郡吏の御しらべ第一の御事と乍恐奉存候。

# 一三 樺山三圓への書

安政三年十一月朔日

暫は不得<sup>レ</sup>貴意候處、彌以<sup>テ</sup>御安康珍重奉<sup>レ</sup>存候。然ば別紙相届居候處、不埒の至御座候。津田<sup>(1)</sup>狀は昨日相届申候。將又御庭方<sup>(2)</sup>茶家<sup>(3)</sup>引替差上申候間、宜敷御取計被<sup>レ</sup>下度奉<sup>レ</sup>合掌候。徳利並<sup>ニ</sup>茶家<sup>(3)</sup>申受共相成儀も御座候は、是以何卒御取計被<sup>レ</sup>下度櫻<sup>(4)</sup>並日下部<sup>(5)</sup>等へ相送り度此段も御願申上候。尙拜眉可<sup>レ</sup>奉<sup>レ</sup>厚謝候。以上。

十二月朔日

西郷吉兵衛

樺山三圓様

當用向

(1) 肥後の津田山三郎 (2) 茶家は土瓶の事、薩摩の方言  
 (3) 申受は拂下也 (4) 水戸藩、櫻任藏  
 (5) 日下部伊三次

【解説】 樺山の職務は御茶道であつたから、陶器などの出納にも關係してゐたと見える。隆盛は御庭方勤務であつたから、庭方茶家云々とあるのである。「不埒の至云々」は隆盛と三圓とに連名の書面が來てゐたのを、暫くほつてあつたのを謝したのである。

御座候。 蓑田儀容易の人物にては無御座談合仕候處一々附合  
いたし、實に力を得申候。 此旨寒中御伺旁奉得御意候。 恐々謹  
言。

十二月朔日

西郷吉兵衛

市來正之丞様

追而叔父落命之段、申來、悲歎に沈申候。 是程丈も我々不幸の  
者如何して天理に叶申間敷、凶變勝の身上、御苦察可被下候。

(西郷菊次郎氏所藏)

【解説】 此書は安政三年十二月朔日、江戸より在藩の市來正之丞へ贈つたものである。  
正之丞は後六左衛門と改名す。諱を政清といひ、隆盛の妹婿で御家老座奥掛書役であつ  
た。此書は大體齊彬公の男子出生を祈る一條と、それに連關したことを報じたもので



「解説」 榊山の職務は御茶道であつたから、陶器などの出納にも關係してゐたと見える。隆盛は御庭方勤務であつたから、庭方茶家云々とあるのである。「不埒の至云々」は隆盛と三圓とに連名の書面が來てゐたのを暫くほつてあつたのを謝したのである。

御座候。 蓑田儀容易の人物にては無御座談合仕候處一々附合  
いたし、實に力を得申候。 此旨寒中御伺旁奉得御意候。 恐々謹  
言。

十二月朔日

西郷吉兵衛

市來正之丞様

追而叔父落命之段、申來悲歎に沈申候。 是程丈も我々不幸の  
者如何して天理に叶申間敷、凶變勝の身上、御苦察可被下候。

(西郷菊次郎氏所藏)

【解説】 此書は安政三年十二月朔日、江戸より在藩の市來正之丞へ贈つたものである。  
正之丞は後六左衛門と改名す。 諱を政清といひ、隆盛の妹婿で御家老座奥掛書役であつ  
た。 此書は大體齊彬公の男子出生を祈る一條と、それに連關したことを報じたもので

あるが、死を以てその神明様に祈願し、生涯不犯を誓言したことなど如何に眞劍で熱誠であつたかが窺はれる。書中「駕籠かきの義は云々」は誰かの渾名であらうが未詳。「枝葉に先ツ打掛り不申」は奸の根元を打斃し枝葉には先づ掛らぬといふなり。「先日態と夜入時分」以下數行事情不明なるも隆盛等の計畫中なりし斬奸の事に關するものゝやうである。妻を滅後云々滅字は恐く誤記ならん。大體の意味は江戸に登つた後で妻を離別したが、たとへ此誓がなくとも、今になつて再び妻帯する考は毛頭ないと云ふのである。隆盛は江戸へ出る前に伊集院兼寛の妹と結婚してゐたのであるが、隆盛の家には弟妹も多かりしことゝて其主婦となりて、家事をきりもりすることも出来ぬからと云つて、留守中に伊集院家より離縁の相談があつて、止むを得ず之に應じたのであつた。末筆蓑田云々は蓑田の人物を凡物ではない、一日談合したところが意見が一致して力を得たといふのである。

# 一六 原田 への書

安政四年七月二十九日

御一別以來不奉伺御安否候處、稍秋冷相催候。御賢父様御始御一統様彌以御安康可被成御座奉恐縮候。其御地滞在候時は何篇御丁寧被成下御厚志何とも難謝、殊出立の節は重寶の御品御惠投被成下深く御禮申上候。隨て私事無異儀送光仕候間乍慮外御放念可被成下候。四ヶ年日故郷え罷歸候處、親戚朋友互に相喜候爲體御遙察可被下候。陳ば御兩殿様益御機嫌能可被遊御座恐悅の御儀奉存候。次に寡君儀も着涯より不快にて先月迄は懸念いたし居候處、最早快罷成此三日跡より用向も承候様

- (1) 原田兵助(成祐) (2) 江戸  
(3) 水戸藩主徳川慶篤と前藩主徳川齊昭  
(4) 薩藩主島津齊彬

あるが、死を以てその神明様に祈願し、生涯不犯を誓言したことなど如何に眞剣で熱誠であつたかが窺はれる。書中「駕籠かきの義は云々」は誰かの渾名であらうが未詳。「枝葉に先ッ打掛り不申」は奸の根元を打斃し枝葉には先づ掛らぬといふなり。「先日態と夜入時分」以下數行事情不明なるも隆盛等の計畫中なりし斬奸の事に關するものゝやうである。妻を滅後云々滅字は恐く誤記ならん。大體の意味は江戸に登つた後で妻を離別したがたとへ此誓がなくとも、今になつて再び妻帶する考は毛頭ないと云ふのである。隆盛は江戸へ出る前に伊集院兼寛の妹と結婚してゐたのであるが、隆盛の家には弟妹も多かりしことゝて其主婦となりて、家事をきりもりすることも出来ぬからと云つて、留守中に伊集院家より離縁の相談があつて、止むを得ず之に應じたのであつた。末筆蓑田云々は蓑田の人物を凡物ではない、一日談合したところが意見が一致して力を得たといふのである。

## 一六 原田 への書

安政四年七月二十九日

御一別以來不<sub>レ</sub>奉<sub>レ</sub>伺御安否候處、稍秋冷相催候。御賢父様御始御一統様彌以御安康可<sub>レ</sub>被<sub>レ</sub>成<sub>レ</sub>御座奉<sub>レ</sub>恐縮候。其御地滞在候時は何篇御丁寧被<sub>レ</sub>成<sub>レ</sub>下<sub>レ</sub>御厚志何<sub>レ</sub>も難<sub>レ</sub>謝殊出立の節は重寶の御品御惠投被<sub>レ</sub>成<sub>レ</sub>下<sub>レ</sub>深く御禮申上候。隨て私事無<sub>レ</sub>異儀送光仕候間乍慮外御放念可<sub>レ</sub>被<sub>レ</sub>成<sub>レ</sub>下<sub>レ</sub>候。四ヶ年目故郷え罷歸候處、親戚朋友互に相喜候爲<sub>レ</sub>體御遙察可<sub>レ</sub>被<sub>レ</sub>下<sub>レ</sub>候。陳ば御兩殿様益御機嫌能<sub>レ</sub>可<sub>レ</sub>被<sub>レ</sub>遊<sub>レ</sub>御座恐悅の御儀奉<sub>レ</sub>存候。次に寡君儀も着涯より不快にて先月迄は懸念いたし居候處、最早快罷成此三日跡より用向も承候様

- (1) 原田兵助(成祐) (2) 江戸  
 (3) 水戸藩主徳川慶篤と前藩主徳川齊昭  
 (4) 薩藩主島津齊彬

御座候間、是以前に依頼してあつた一條なり前年原田八兵衛より本妙寺所藏の史料のこと  
 に付取調方を長岡監物に依頼せし書翰がある其事かも知れぬ  
 相成安堵仕候。乍憚御安慮可被下  
 候。扱承知仕居候大阪大久保方え  
 度々參候得共餘程繁多の由にて逢  
 取不申、一封相殘置候處自然相廻候  
 半。其後も大久保方より書狀參候  
 處差廻たるこの趣相見得候付、決て  
 相届候儀と相考申候。熊本津田方  
 え一宿相調、彼社中も一統無事の由  
 にて一夜を明し、談話相果不申、名殘  
 惜敷相別れ、其節最早許託の一條は  
 御返事差上たる趣に御座候間、是以

(5) 土浦藩御用人大久保要、當時土浦公は大阪城代であつたから大阪に居た  
 (6) 津田山三郎  
 (7) 前に依頼してあつた一條なり前年原田八兵衛より本妙寺所藏の史料のこと  
 に付取調方を長岡監物に依頼せし書翰がある其事かも知れぬ

此の御座候に成行候哉彌落入候半か。
琉地の方は先づ靜謐にて、船々
入津仕候得共當年は全異船も不參
由に御座候。此旨御厚禮旁右爲可
申上如斯御座候。有村出府仕候に
付御直に御聞取可被下候。

右及延引無申譯仕合平に御海恕可
被下候。恐々謹言。

七月二十九日
西郷吉兵衛

原田 様

西郷吉兵衛

(山田直矢氏所藏)



御返事差上たる趣に御座候間是以  
 御返事差上たる趣に御座候間是以  
 御返事差上たる趣に御座候間是以  
 御返事差上たる趣に御座候間是以  
 御返事差上たる趣に御座候間是以  
 御返事差上たる趣に御座候間是以  
 御返事差上たる趣に御座候間是以  
 御返事差上たる趣に御座候間是以  
 御返事差上たる趣に御座候間是以  
 御返事差上たる趣に御座候間是以

相成安堵仕候。乍憚御安慮可被下  
 候。扱承知仕居候大阪大久保方え  
 度々參候得共餘程繁多の由にて逢  
 取不申、一封相殘置候處自然相廻候  
 半。其後も大久保方より書狀參候  
 處差廻たるこの趣相見得候付、決て  
 相届候儀と相考申候。熊本津田方  
 え一宿相調彼社中も一統無事の由  
 にて一夜を明し、談話相果不申、名殘  
 惜敷相別れ、其節最早許託の一條は  
 御返事差上たる趣に御座候間、是以

(5) 土浦藩御人大久保要、當時土浦公は大阪城代であつたから大阪に居た  
 (6) 津田山三郎  
 (7) 前に依頼してあつた一條なり前年原田八兵衛より本妙寺所藏の史料のことに付取調方を長岡監物に依頼せし書翰がある其事かも知れぬ

此の御座候に成行候哉彌落入候半か。  
 琉地の方は先づ靜謐にて、船々  
 入津仕候得共當年は全異船も不參  
 由に御座候。此旨御厚禮旁右爲可  
 申上如斯御座候。有村出府仕候に  
 付御直に御聞取可被下候。

右及延引無申譯仕合平に御海恕可  
 被下候。恐々謹言。

七月二十九日

西郷吉兵衛

原田 様

(山田直矢氏所藏)

此の御座候に成行候哉彌落入候半か。  
 琉地の方は先づ靜謐にて、船々  
 入津仕候得共當年は全異船も不參  
 由に御座候。此旨御厚禮旁右爲可  
 申上如斯御座候。有村出府仕候に  
 付御直に御聞取可被下候。

【解説】此書は安政四年七月二十九日、鹿兒島で認め、有村俊齋の江戸參府に託して在江戸の友人水戸藩士原田に贈つたものである。今日現存する本書の宛名の名前の部分が破つてあるが、明治十七年に原田明善（誠之助）が本書の封紙に、二十八年前自分が受取つたものであると記入してゐる。明善は原田兵助（成祐）の次男で、兄は八兵衛（成徳）といつた。兵助は老候に近侍してゐた水藩の名士である。隆盛の知人名簿には父子三人共載つて居るが、隆盛や肥後の津田山三郎等と往來して友人關係の深かつたのは兄の八兵衛の方らしい。隆盛は此年の四月に主君齊彬公に隨從して鹿兒島に歸つたのであつた。さて、此手紙の内容は先づ在江戸中の御禮、それから原田の依頼の大久保要と津田山三郎とを訪問した報告があり、阿部閣老の逝去を悼む辭があり、又、時事問題を記したりしてあるが、その要點は、京都で齊彬公が所司代の脇坂侯に逢つて、水戸老候について聞込んだことを通知した點、即ち京都にて寡君脇坂侯に面會云々の一節であるやうだ。これは恐く齊彬公の内命によつて書いたものであらう。齊彬公が直接水戸老候に通知しては事が改まつていけないから、隆盛をして老候にの言上便宜を有してゐる友人まで知らさせ、おのづから老公の耳に入る様にしたものであらうと思はれる。

# 一七 市來正之丞への書

安政四年十一月十二日

御離別以來大元氣にて肥後川尻より有志の人々え論談に及<sup>レ</sup>熊  
本へ一日滯在中、細事は<sup>(1)</sup>大久保より御聞取被下度候。久留米え  
も相廻<sup>ル</sup>賦に御座候處中々道も此節は水増故墓取兼<sup>(2)</sup>筑の方え相  
急ぎ候處博多え一<sup>(2)</sup>縮<sup>(2)</sup>頻に吉永<sup>(3)</sup>を初被引留候得共、乍<sup>(4)</sup>漸相斷、工藤、  
北條の兩人面會、君命及<sup>レ</sup>落涙感戴仕候。工藤は小倉まで道行い  
たし、何か談話仕候處實に先生にて頭を下<sup>テ</sup>申候。身上の事共直  
話承候處

御國元より相考候よりは誠にあはれを催し、忍兼候事共御遙察

- (1) 大久保正助(利通)此時隆盛の東上を送りて熊本まで同行した  
(2) 一縮は一宿。わざと縮の字を用ひたのかも知れぬ (3) 吉永助八郎  
(筑前藩士) (4) 工藤左門(もみ井上出雲、のち藤井良節と改名)

可<sub>レ</sub>被<sub>レ</sub>下候。左候て書通も出来兼、歎息いたし居候<sub>二</sub>付、山家宿より  
の名前か又は何屋の何某<sub>三</sub>か見立、月次つきたまの飛脚え相頼みて貴兄  
か蓑伊宛にて差遣候はば何様可<sub>レ</sub>有御座候哉。旁御勘考の上御  
返事可<sub>レ</sub>被<sub>レ</sub>成下候。愚考には何ももふは御懸念も有御座<sub>二</sub>間敷儀  
と相察申候。乍<sub>レ</sub>然決て返答は出来兼候付御掛合の上、何<sub>三</sub>か相  
通じ可<sub>レ</sub>申段申置候。○工藤親眼病御暇も相濟居、此度面會一  
日前吉永え相付、御國え參候者を迎に差出候由、就ては老人の儀  
にも有<sub>レ</sub>之、頻に懸念の體にて何卒して弟彌（6）八郎筑前迄醫師方え  
列届迄付添參度願申出候て、差添參らせ度念願の由に御座候。  
願くは其道相付け申度もの、と相考候付旁御考の上、御世話成し  
被下候儀は相叶申間敷哉。工藤よりも御願申上吳候様歎願の

(5) 北條右門（もこ木村仲之亟後、村山松根と改名）

以上兩人は嘉永年中、國事によりて薩藩を脱し、筑前に走り

黒田侯の庇護の下にかくれてゐたのである (6) 井上石見

事に御座候。綱<sup>(7)</sup>殿え内願いたし候様申遣たる由に御座候得共、其手は板鼻<sup>(8)</sup>方の由にて彼方にて打留候由、旁御勘辨の上御取計被下度、尤老體の親、眼病にて遠方え踏出候儀に候ては付添參度この表通は隨分相當の儀と相考られ候付何分にも宜敷御計可被下候。若哉餘り自由ケ間敷この評議も御座候はば無致方事に御座候得共、親子情儀相觀候處、甚以悲情を催し御相談申上候間、能々御深察可被下候。

一 熊本邊の論談等は江戸より細々申遣候様可仕候。尾州の田宮彌太郎方えも參候様、長岡相遣添書迄差出御時宜にて踏込賦に御座候。津田<sup>わび</sup>別ての懇切寒中嘸哉難儀の筈にて胴着共こしらへ待居られ候て送吳られ候時宜、至て道中寒難を凌候事共

(7) (8) 共に未詳

しみくくく相響候儀に御座候。其段宿許え御通可被下候。  
漸く十五日目に小倉に出、諸方の滞在杯にて樂は樂に御座候得  
共、江戸方甚心せき候事にて難澁いたし居候事に御座候。願く  
は船中早かれかしと祈居候。別段宿元えは不差遣候付宜敷御  
傳可被下候。 穴賢。

十一月十二日

西郷吉兵衛

### 市來正之丞様

【解説】此書は安政四年十一月隆盛が鹿兒島より江戸に赴く途中、下關より鹿兒島の市來正之丞（既註）へ贈つたのである。

此行大久保も密に熊本まで同行した。故に熊本滞在中の細事は大久保より御聞取被下度とある。○福岡にて薩摩亡命の先輩工藤北條と面會し、工藤は小倉まで同行して、何彼

と談話せしに、實に先生にて頭を下けたとある。それから工藤等の國元との通信も出來ざる境遇に同情してその道を開かんことを依頼し、又工藤の父眼病にて治療のため、福岡へ呼びよせるにつき、弟の井上彌八郎（石見）を附添はしむることは出來ざるかと其盡力を依頼してある。○津田別ての懇切云々、山三郎が胴着をこしらへて送つた一條、隆盛非常に感じた様が見えて居る。

## 備考

## 長岡監物が田宮如雲へ隆盛を紹介せし書

安政四年十一月四日

【按】此書は前の隆盛の書中にある肥後の長岡監物が、尾張の田宮如雲に隆盛を紹介した手紙である。併、時日の都合で隆盛は名古屋に立寄り、又翌年江戸にて會合の機會もなかつたと見え、遂に安政中には田宮を訪問することを得ず、自然この書が隆盛の手に残つたのであるが、肥後の貴族長岡監物が薩藩の小官西郷吉兵衛を如何に見てゐたかが略これでわかる。よつて此處に之を掲ぐることにした。

恭呈小簡候。愈御安健可被成御興居奉敬賀候。先以先年於江府越藩鈴木殿を以拜



謁之義相願置候末御念翰の趣忝候。併其節不<sub>レ</sub>得<sub>レ</sub>拜肩<sub>レ</sub>儀生涯の遺憾に御座候。右尊答發足前公私の用向にも紛<sub>レ</sub>國許より得<sub>レ</sub>御意候含にて罷下候處可<sub>レ</sub>然便宜を得ざるのみならず半は失念仕是迄押移候次第實に薄情の至御仁恕可<sub>レ</sub>被<sub>レ</sub>下候。扱此度薩洲の藩中に西郷某と申土江戸え罷出申候。役は小官の由に候へ共君前にも罷出候由にて當春下國の節も拙宅を尋申候。此度も得<sub>レ</sub>寛話<sub>レ</sub>申候。有志の人にて御座候。天下の事に付て君侯の愚意を受出府いたし候哉に御座候。然處何卒賢兄え拜謁御示教を蒙り度至願の由にて其儀は野拙よりもす<sub>レ</sub>め置申候。不<sub>レ</sub>苦候は<sub>レ</sub>暫時にても御面話被<sub>レ</sub>下候様奉<sub>レ</sub>希候。決て無用の空論等仕候人にては無<sub>レ</sub>之、又淺露にして氣遣ある士にても無<sub>レ</sub>御座<sub>レ</sub>至極忠實なる人物にて於<sub>レ</sub>江府<sub>レ</sub>は水藩を始所々に有志の人にも交り候て天下の形勢等能見渡し居申候様に相見候間、彼是少しは御答可<sub>レ</sub>有<sub>レ</sub>之かと被<sub>レ</sub>存候。誠に水府兩田の變死鈴木殿の落命、一藩の不幸に無<sub>レ</sub>之、天下の大不幸に御座候。以後世上の變態は兎角の辭も無<sub>レ</sub>之、殊に於<sub>レ</sub>廟堂<sub>レ</sub>は河閤の御遠行、愈天下一變の勢何とも奉<sub>レ</sub>恐入<sub>レ</sub>候事に御座候。既に夷賊登城と申にも至候上は外夷の事は抑末にて、徳川の御代萬世を謀候には、大本に力を盡し度ものに御座候。薩君侯には深く天下の事を被<sub>レ</sub>爲<sub>レ</sub>憂候て種々に御心を被<sub>レ</sub>碎候間、此節西郷に得と御談合被<sub>レ</sub>下候て、尊藩よりも深

く御力を被<sub>レ</sub>添候様爲<sub>二</sub>天下<sub>一</sub>に奉<sub>二</sub>禱上<sub>一</sub>候。外に異賊の禍如<sub>レ</sub>此相迫り、内には小人道長し君子道消するの患あり、此儘安然として月日を送り候はゞ末如何成行可<sub>レ</sub>申哉、尊藩越藩は申迄も無<sub>レ</sub>之御親藩と云、君上には御賢明天下有志の人奉<sub>二</sub>仰望<sub>一</sub>候處に候間、非常の御誠意を被<sub>レ</sub>爲<sub>レ</sub>包候て爲<sub>二</sub>廟堂<sub>一</sub>に御力を被<sub>レ</sub>爲<sub>レ</sub>盡度奉<sub>レ</sub>存候。固より嫌疑の筋等は様々に可<sub>レ</sub>有<sub>レ</sub>之候へば至極被<sub>レ</sub>處がたき筋に候へ共、古人所謂陽氣發處金石亦透、精神一到何事不<sub>レ</sub>成、實に天地神明にも貫候大精神あらば、神明の御助けも可<sub>レ</sub>有<sub>レ</sub>之、難きと見しも亦易く、意外の變革も有<sub>レ</sub>之事に候へば、人力の及丈は盡し度事に御座候。右は事體をしらぬ諸生論と御干笑可<sub>レ</sub>被<sub>レ</sub>下候得共、深く御勘考被<sub>レ</sub>下候て、兎角天下の御爲に御盡力奉<sub>レ</sub>禱候。右に付ては彼是得<sub>二</sub>御面話<sub>一</sub>度儀のみに候得共、いたし方も無<sub>レ</sub>之、不學文旨、別て文筆に拙く、意を盡し不<sub>レ</sub>得西郷えは段々話合置候筋も有<sub>レ</sub>之候間、同人よりも御聞取可<sub>レ</sub>被<sub>レ</sub>下候。得<sub>二</sub>貴意<sub>一</sub>度儀多端に候へ共、西郷發足を待せ置相認候間、右要用迄如<sub>レ</sub>斯御座候。吳々も西郷御面會は相願申候。餘は猶得<sub>二</sub>便宜<sub>一</sub>得<sub>二</sub>貴慮<sub>一</sub>可<sub>レ</sub>申候。恐々不備。

十一月四

長岡拜

田宮君 玉机下

二白追々と寒威相増候折柄折角御自愛奉<sub>レ</sub>禱候以上

# 一八 市來正之丞への書

安政四年十一月十三日

尙々御吟味相協候上は、御試に一艘向も御差向相成候て御勘考相成候様奉願候。無左候ては事掛隔たる所、情實難相計もの故、何分にも宜敷模様と相考申候。

昨日付の書面、小倉より近國飛脚御便より差出置候後、不相異下之關え滞船中、工藤士懇意の清洲人白石正一郎と申者、所え前夜より参り、段々及論儀候處、右正一郎は全躰温和の質にて、和學を好み、至て清直の者故、談話も面白く、一晝夜相話候處、中々風儀雅品にて、四天王の輩篤く精忠を感じ、叮嚀の者と相見得申候。

(1) 清洲は不審、白石正一郎の家は竹崎に在つた

然、處先年來薩國におひては由縁有る者と聞きかれ、如何にして隱然と御國の爲に盡力いたし度この素懐と相見得、素より豪家にて御國藍産御不益にも相成譯承届、實に苦心をいたし、防長の間至極藍を用候所、阿州の産物藍玉甚以不快の儀共到來いたし、何卒して彼方を打挫き、外々より入いれ込度この由にて工夫をも加へ候趣に御座候得共、三百軒程の紺屋大きに迷惑いたし、無詮方三軒程阿州産より不召入候て不計時宜に相成、爲持入候得共、事を過ち候故省とたるの心體と被伺申候。就ては此機會に因て、手廣くはめ込申たりこの趣法と相聞きかれ申候。ケ様の事愚拙儀は不好事に御座候得共、別て人物も慥成者にて不可疑儀、且工藤杯見込にても有之、畢竟工藤等を隱然として、

御國家の御爲盡たりと申所、忠誠よりして生出たる儀に御座候。  
○豊後表の儀、金持の少き由にて決て不辨利の向に被相聞申候。  
能々御吟味を被<sub>レ</sub>遂、福崎杯にも御談合の上、利害得失の御辨別委  
敷御工夫をこらされ、何分の御返事、山家宿迄御差出被<sub>レ</sub>下候様御  
頼申上候。御宛書の上封は大庄屋高原善七郎と申者方へ御差  
向被<sub>レ</sub>下度、左候得ば直様工藤方へ相通じ候付、御懸念なく御遣し  
可<sub>レ</sub>被<sub>レ</sub>下候。右高原は有志を養ひ、是迄懇切を盡たる者の由に御  
座候間、御吟味相協候上は、御伺に相成候節は工藤と及談合私方  
よりかく申遣し候趣被<sub>レ</sub>仰上候様奉願候。自然江戸表より細事  
申上候様可<sub>レ</sub>仕含に御座候。何分防長の間機會宜敷時宜合故急  
敷呈<sub>レ</sub>飛札申候。能々御深察可<sub>レ</sub>被<sub>レ</sub>成下候。此旨態と得<sub>レ</sub>貴意候。

頓首。

十一月十三日

西郷吉兵衛

市來正之丞様

【解説】隆盛は前の書面を發した後に白石正一郎を訪ひ、その談話の結果白石が薩摩國産の藍玉を長州に輸入したいとの話ありしを以て此書面を認めたのである。○白石への面會は工藤（後の藤井良節）の紹介によれること本文に見えた通である。彼等は初め國學を以て相知りしものであらう。さて隆盛の白石評面白し。○「豊後表の義云々」事情明かならざるも隆盛出立の際豊後へ國産を輸出せんとするにつきて彼方の様子聞合せを依頼されてゐたのではあるまいかと思はれる。

# 一九 橋本左内への書

安政四年十二月十四日

芳翰辱拜誦仕候。昨日は御來訪被成下候處、御かまひも不申上失禮仕候。御病氣も御快方の由御喜び申上候。扱て兼て御話の橋公御行狀記御出來の由にて、早速御届被下慥かに落手いたし候。此旨乍略儀御請書如此御座候。頓首。

十二月十四日

西郷吉兵衛

橋本左内様

【解説】此書は江戸にての往復である。此頃徳川家の建儲問題に付越前侯が非常に奔走して居られる。薩摩の齊彬公は此時在國中であつたが、越前侯の運動を援くるやうに、

隆盛を江戸にお遣はしになつた。といふのは時の將軍の夫人、當時の言葉では御臺所が薩摩の出であるから、大奥との間に、秘密の連絡を執るために、隆盛が居れば都合がよいと思はれたからである。隆盛は十二月六日に江戸に着いて、同八日に齊彬公の書を越前侯に呈したのであつた。そこで、越前侯等の將軍世嗣に推して居られた一橋慶喜の行狀を左内が書いて隆盛に贈つた。その受取の返事が即ち此書である。その時、橋本が行狀記に添へて贈つた手紙がある。即ち左の通である。

## 橋本左内より大西郷への書

## 一 小冊添

昨日は乍例失敬のみ相働キ、多罪奉萬謝ニ候。小拙不快は追々宜方に御座候間乍憚御休情可被下候。楮橋公御行狀記略認出來仕候間貴介へ附托仕候。餘は明夕迄呈上可申候。左様御含置被下候。希度候。

臘月十四日

橋本左内

西郷吉兵衛様



【按】 此手紙によると最初隆盛から使をやつて、其使に持たせてやつたものと見える。さて又此手紙は不思議にも隆盛が死ぬる迄携帯してゐた。橋本左内全集に左の様に見えてゐる。

「此書翰は、西郷隆盛城山歿落の時迄、革文庫に入れ携帯の由。歿後吉井友實携歸り、卷軸となし天覽に入れたる後、借覽膽寫したるものである。」

# 110 市來正之丞への書

安政四年十二月卅日

餘寒甚敷御座候得共、彌以御全家様御安康可<sub>レ</sub>被<sub>レ</sub>成<sub>二</sub>御座<sub>一</sub>珍重御儀奉<sub>レ</sub>存候。隨て私事無<sub>レ</sub>異議去<sub>レ</sub>る六日安着仕申候間、乍<sub>レ</sub>憚御放念可<sub>レ</sub>被<sub>レ</sub>下候。扱出立の砌は何か<sub>ト</sub>御丁寧被<sub>レ</sub>成<sub>二</sub>下辱<sub>一</sub>御禮申上候。扱間、便より申上越候通の儀にて、實に難儀千萬、

君公御國許故、此度は致しにくき儀、夫迎も適<sub>ト</sub>出來候て、外方え對しぐづくいたしがたく、尙更<sub>ト</sub>込<sub>ト</sub>入仕合<sub>ト</sub>御座候。御國許の儀追々正風吹立候由大慶の御事、只々想像仕候儀に御座候。新駿の儀追々御承知相成候はん、誠に驚入仕合、何とも難<sub>ト</sub>申上<sub>二</sub>切齒<sub>一</sub>の至

に御座候。彼の

御一條相達候付ては、決して御計策の相變候はん。若哉被成にく  
き儀も御座候はゞ、

幕府より御打下し相成候儀、如何様共此方にて相計可申爲御心  
得此段も申上候。如何相働候ても迎も長くは出來申間敷、一橋  
侯西上の儀相決候はゞ尙更致安安心仕居儀に御座候。誠に取  
急候儘荒増申上候。總(2)州家等へ御別啓不仕候間、宜敷御取成置  
可被下候。此旨奉得御意候。頓首。

十二月三十日

西郷吉兵衛

市來正之丞様

(2) 島津下總(後、左衛門久徵)

【解説】此書は安政四年十二月三十日、江戸より、定日の飛脚便に託し、鹿兒島へ送りしものである。間便といふは臨時飛脚便のこと。隆盛此時の出府は齊彬公特別の思召に出て、江戸の外交内政視察をかね、將軍世嗣一件につきて、越前侯の運動を輔けしむるためであつた。齊彬公在國故、獨斷專行に出でなければ、外藩に對してすまぬ事もありて、困難であつたと見えて居る。「新駿云々」事情はよくわからぬ、此人は初め志士の間に、人望のあつた人であるが、此頃何か評判のよくないことがあつたものと見える。「一橋侯西上之儀云々」は一橋慶喜侯が、西城に上られる様になつたら、即ち將軍世嗣が一橋にきまつたらば一層仕易くなりて安心のわけであるといふのである。

二二 有村雄助への書

安政五年正月三日

改年の御吉慶不可<sup>(1)</sup>休期目出度被<sub>レ</sub>成御超歳奉<sub>レ</sub>恐賀候。隨て私事無異加年仕候間、乍<sub>レ</sub>憚御安慮可<sub>レ</sub>被<sub>レ</sub>下候。扱出立の砌は、御祝被<sub>レ</sub>下別て難有御厚禮申上候。右御祝迄可<sub>レ</sub>申上如此御座候。尙期永日の時候。恐々謹言。

正月三日

西郷吉兵衛

有村雄助様

參人々御中

(1) 有の字脱乎

【解説】此書は安政五年正月三日、江戸から鹿兒島の有村雄助に贈つたものである。隆盛は既述の通りその前年十二月藩主の命を奉じて江戸に出たのである。有村雄助は治左衛門の兄で、兄弟ともに櫻田事件に關係し、治左衛門等が井伊大老襲撃の目的を達するや、金子孫二郎等と京師に向ふ途中、藩吏の爲に捕へられ、鹿兒島に護送せられたが、鹿兒島に歸るとすぐに自刃を命ぜられた。なほ此兄弟の實兄に海江田信義があり、弟に有村國彦があつた。(此書翰は、参人々御中など非常に敬意を表してある。雄助は隆盛より若輩なれば、かゝる筈はないとおもふ。此點より見れば宛名がちがつてゐるのではないかとも思はれるが、原書を發見せざるうちは何ともいへない。)

## 二二 市來正之丞への答書

安政五年正月二十九日

年頭飛脚并六日間に一緒に到着拜見仕候。彌以御一統様御安泰奉恐賀候。

君公御狩等にて御勇猛の御事御互に奉恐悦御義に御座候。

若殿様御不快の處彌御全快と被仰越唯々奉驚入候仕合誠に可恐儀に御座候。御國元丈何事も宜敷被遊御座候はん身に比べ候儀左こそ御心配被成候はん一向神明に盟ひ奉祈居候事共に御座候。隨て小生無異儀罷在候間乍憚御省念被下度候。

一下の關より一封差上置候處相届候哉。何にも御返事不申參

- (1) 六日に發した間飛脚 (間さは定日外の飛脚をいふ)
- (2) 此一節齊彬公鹿兒島にての行事を指す
- (3) 在江戸の哲丸

候付、一先御尋申上候。村上銀右衛門え相託置候付、定て間違は無之筈と奉存候。藍玉一件の儀にて、長防の間え振向候手段委敷申上越候間、最早相達候儀と相考申候得ば御勘考可被下候。

堀仲左衛門妹いまだ宿元え罷居候由、何とかな所行かの由も承候得共、委敷儀は相分り不申、他藩案内申も甚以六ヶ敷由、堀え是非罷下吳候様折々申越候由にて、若哉長延候は、可相果様と申參、骨肉の事にて頻に苦心仕候向にて、實不可忍趣に御座候。岸良氏杯え御談合被成下候て、奉公え出し候か、又は田舎にても縁付せ候様の御計策は埒明申間敷哉、堀も切なき様子と相伺申候。御勘考可被成下候。人柄慥成者に候は、如



何様とも都合出來可申事に御座候得共、無致方譯か。何分御周旋の處御願申上候。

一 竹下宇右衛門儀は飛脚には六ヶ敷御座候哉。手先無之候ては探しがたき儀も有之、足輕の内取調候得共、一向用立候者も承得不申、何分早目に相運候様、是又御願申上候。兒玉等の者勢を得、彼是邪魔勝にて込入仕合に御座候。豊賊退散候跡に相成候はゞ、鎌太夫より決して不召仕候様御達し相成賦に御座候得共、無何と御國元え罷下候様致度ものに御座候。

一 有七儀、豊賊より被惡候向にて、<sup>(4)</sup>蓑田出立を相待退候手段相計乍漸鎌太夫穩便の策に御成し被下候由、若此人なかりせば彌相落候所に御座候。實に驚入候仕合、如何にも言語同斷の者

- (4) 有川七之助 (御家老座書役)  
(5) 蓑田傳兵衛 (同)  
(6) 鎌太夫、鎌田出雲の事 (若年寄)

共に御座候。委事御申越に相成筈に御座候間省略仕候。も

ふは決して相濟可申儀と相考申候。蓑田罷歸候は少しは存居候由に御座候間、尙又宜敷御計ひ奉希候。

一 大正儀は難有御禮申上候。至私何にも祝敷次第御深察可被下候。

一 返すくも新駿<sup>(8)</sup>よりの内通故誠にいたし悪く、一刻も早く堅<sup>(9)</sup>山の出府相待申事に御座候。何本月中には着可有之と、是のみ一日三秋の思ひに御座候。

一 御内使を立、又は後宮迄申上候儀、御逆鱗も難計、乍然不顧の御時節、何も振捨一目散に相掛候處、難有も御書取御漏し被下頓と安堵仕、落涙及數刻候次第候。服を改、西を遙拜仕不奉蒙命、

(7) 大山正岡か  
(9) 堅山武兵衛

(8) 新納駿河

罪深念奉謝候儀に御座候。此度は實に難儀の事にて獨決の事計、諸有志中よりは頻に打掛られ、苦心候事御察可被下候。有志中にてても、君公は御子様御出生を御待被遊杯この説も相起居候處、

御建白にも被仰立明白相分誠に難有諸有志に對し、天下中に口をつぐみ不申、正大明白の御建白實に難有尙々も諸方え聞候儀、虎の勢とやらにて目を張立腕を張て高論仕候儀御笑察可被下候。公要の儀別紙に相認候故省略仕候。此段御報迄如此御座候。恐々謹言。

正月二十九日

西郷吉之助

市來正之丞様

【解説】 本書は安政五年正月二十九日江戸より鹿兒島へ送つたものである。書中下之關より一封云々は前に掲げた、下之關よりの書翰薩藩産出の藍玉を長州白石正一郎の手を経て彼藩へ輸出の件につき回答を促したのである。最後の一節、御内使を立云々は、隆盛の江戸に於ける將軍世嗣運動に關することである。「難有も御書取御漏し被下云々」は隆盛よりの報告により齊彬公より親書を下され、それにて安心したといふのである。極めて優渥な御手紙であつたと見え、隆盛の感泣の狀が紙上に溢れてゐる。「君公は御子様御出生を御待被遊杯との説云々」これは齊彬公は島津家より上られし將軍御臺所後の天璋院の御腹に世子の出生あらんことを待つて、將軍世子に推さんとして居らるゝのだといふ臆説が段々世間にあつて、どうも忌まゝしくてたまらなかつたが、此度の御建白にて明白に思召が分つて、天下に對して肩身が廣いといふのである。右齊彬公の御建白といふのは、安政四年十二月二十五日付の建白書を指す。参考のため其全文を左に掲げる。

### 島津齊彬公幕府への建議

今度亞米利加官吏登城被<sub>二</sub>仰付<sub>ニ</sub>、追々應接等の次第、同席中爲<sub>一</sub>心得<sub>ニ</sub>御達に相成、存寄有<sub>レ</sub>之候

者申上候様被<sub>レ</sub>仰出<sub>レ</sub>候趣、陸奥守より委曲申越難<sub>レ</sub>有奉<sub>レ</sub>承知<sub>レ</sub>候。應接の書面、一々不<sub>レ</sub>容易<sub>レ</sub>御  
國家の御事のみにて、卒忽の所存難<sub>レ</sub>申上<sub>レ</sub>事に御座候へ共、戰爭に及び御勝利被<sub>レ</sub>爲<sub>レ</sub>在候て  
も、御國家の御損亡莫大の御事と奉<sub>レ</sub>存候間、申立候箇條の内實に御差支の廉者格別、其外  
の儀者速に御差許相成候方、當時の御良策かと奉<sub>レ</sub>存候。左候て、異人都下へ被<sub>レ</sub>差置<sub>レ</sub>商道  
十分に御開に相成候上者、諸外國へも通船策被<sub>レ</sub>仰付<sub>レ</sub>五大州御隨意に御制御相成申候様  
御所置當然の御事と奉<sub>レ</sub>存候。就<sub>テハ</sub>右外夷入込候様成行候へば、人心を致<sub>レ</sub>固結<sub>レ</sub>候儀專要  
にて、第一には西丸建儲の御事と奉<sub>レ</sub>存候。乍<sub>レ</sub>恐是迄世子不<sub>レ</sub>被<sub>レ</sub>爲<sub>レ</sub>在、人心不安に奉<sub>レ</sub>存候  
折柄故、少も早く御養君御治定被<sub>レ</sub>仰出<sub>レ</sub>候者、上下一同人心安堵仕、皇國の御鎮護も彌根深  
に相成可<sub>レ</sub>申、勿論御血筋御近き御方當然の御事には御座候得共、斯る御時節に御座候得  
ば、少も御年増の御方、天下人心の固めにも可<sub>レ</sub>相成<sub>レ</sub>、然者一橋殿御事、御器量御年輩旁人望  
にも御叶可<sub>レ</sub>被<sub>レ</sub>成奉<sub>レ</sub>存候間、第一に此儀被<sub>レ</sub>仰出<sub>レ</sub>度、尤御台様御入興被<sub>レ</sub>爲<sub>レ</sub>在候御事故、偏に御  
出生可<sub>レ</sub>奉<sub>レ</sub>待上<sub>レ</sub>儀當然に御座候へ共、當時の形勢にては、一日も早く御養君不<sub>レ</sub>被<sub>レ</sub>仰出<sub>レ</sub>候  
ては難<sub>レ</sub>相濟<sub>レ</sub>御時節と奉<sub>レ</sub>存候。且亦御軍制十分被<sub>レ</sub>仰出<sub>レ</sub>諸大名へも奢侈の習俗を一洗仕、  
武備十分に手當仕候様嚴敷被<sub>レ</sub>仰出<sub>レ</sub>度、無<sub>レ</sub>左候ては、兎角人心弛み勝に相成、外夷の蔑如よ  
りは、人心苟安姑息に墮り候儀、最可<sub>レ</sub>怖奉<sub>レ</sub>存候、此儀嚴密に被<sub>レ</sub>仰付<sub>レ</sub>且建儲の御事も被<sub>レ</sub>仰出<sub>レ</sub>

候者、上者被<sub>レ</sub>奉<sub>レ</sub>安<sub>二</sub>叡顯<sub>一</sub>、下者諸候以下萬民の心を御固め被<sub>レ</sub>遊候御儀、征夷の御當務と奉<sub>レ</sub>存候。此等の趣、外<sub>レ</sub>様ごさまの身分申上候儀幾重にも恐入奉<sub>レ</sub>存候へ共、御由緒柄旁御國家の御爲と奉<sub>レ</sub>存、日夜心痛罷在候折柄、存寄言上仕候様被<sub>二</sub>仰出<sub>一</sub>候に付、不<sub>レ</sub>願<sub>レ</sub>恐此段申上候。以上

十二月二十五日

松平薩摩守

勤王志士時代





## 勤王志士時代 小引

隆盛が齊彬公の薨去を知つたのは、安政五年七月二十四日、京都滞在中であつた。隆盛は齊彬公の知遇を感じてゐたことが一通りでなかつたから、かねてより殉死の覺悟をしてゐた。そこで、鹿兒島に馳せ歸り殉死をしようといふ決心したといふことである。ところが月照の忠告により、齊彬公の遺志を繼いで皇國の爲に盡すと決心し、京都と江戸の間を往來し、天下の志士と共に國事に奔走してゐたが、此頃大老井伊直弼幕府の權勢の復舊を謀つて、朝廷を抑壓し勤王の志士を逮捕してゐたので、初は月照、後には自身にも危くなつてきた。それ故止を得ず、捲土重來を期して同年九月二十四日、月照や有村俊齋などと一緒に、大阪を遁れて鹿兒島に歸ることになり、隆盛は一足先に鹿兒島に着し、月照も後から來て、十一月十五日、月照と投海するに至つたが、隆盛は蘇生し、同年十二月下旬に大島居住を命ぜられることになつた。此期間は僅に半歳であるけれども、隆盛が藩の命令を受けたといふでもなく、齊彬公の遺志を繼ぐといふ

意で、志士の行動を執つてゐた時代であるから、今、之を勤王志士時代と稱する。此時代の姓名は、初め西郷吉兵衛、十月、鹿兒島に歸つてから、改名せよといふ藩命で西郷三助と改め、大島へやられることになつて、又姓名を菊地源吾とかへたのである。此間の書翰で今日までに、吾々の見出したものは僅ではあるが、何れも國事に關係した重要な史料である。なほ詳しい事は解説の方に陳べることにする。

二三月照への書

安政五年八月十一日

尙々有村儀<sup>(1)</sup>は至て慥成者にて御座候間、此書狀御覽被<sub>レ</sub>下候は  
ゞ、何卒柳馬場の鍵屋へ御出會被<sub>レ</sub>下候て大封物御受取可<sub>レ</sub>被<sub>レ</sub>下  
候。自ら<sup>おのづか</sup>御注進可<sub>レ</sub>申上候間左様可<sub>レ</sub>被<sub>レ</sub>下候。

去る二日早曉發足仕、晝夜兼行差急申候處、漸なから七日晝時分  
弊廷え到着仕申候。彌以<sub>テ</sub>無御障御勤王の筈奉<sub>レ</sub>恐賀候。相隔候  
得ば尙更如何と餘計に案勞仕候計に御座候。扱御當地の御模  
様彌増<sup>まし</sup>奸勢逞敷尾藩にては御付家老竹腰大奸物にて井水土<sup>(2)(3)</sup>と  
合符いたし君公<sup>きみ</sup>を責込候時宜にて有志の者悉く遠<sub>レ</sub>け長谷川<sup>(4)</sup>は

(1) 有村俊齊 (後の海江田信義)  
(2) 大老井伊直弼 (3) 水土は紀州附家老水野土佐守忠央  
(4) 紀州侯徳川慶恕 (5) 長谷川惣藏 (9) 田宮如雲

御國元え投落され、田宮は表え追出され候次第、只々御一人と相成られ君公は現在搏せられ候姿に御座候。

水藩は今一つ巖に相成老公駒込延

を御連枝並竹腰水土より水藩に入

替て護衛いたし候様、尤幕監察より

も右通に相達相成候位にて既に八

朔には珍時到來可仕模様にて、水藩

は惣體決心いたし候様子に御座候

由、幕より町奉行に被相達同心其外

火消の者指圖次第繰出候様にこの

御座候様

(7) 搏は縛の誤か (8) 水戸前藩主齊昭 (9) 連枝は水戸の分家即ち松平讃岐守(高松藩主)同大學頭(守山藩主)同播摩守(府中藩主)の三分家 (10) 尾張家附家老竹越兵部少輔正美

う井水と合流り  
 右通の譯に相成居廷中へ入込候儀  
 も不相調密に通候儀さへ難相叶殘  
 念とも何共難申次第の譯何卒宜敷  
 陽明公え被仰上被下度奉合掌候  
 いづれ成不遠變を引候儀無相違兩  
 藩共に憤激いたし居候間今通にて  
 は相濟申間敷何様御達相成候ても  
 始終受返くいたし居何事も延引  
 仕候付又々手強く相掛來には別條  
 有御坐間敷水藩は餘程人數も繰上

(11) 近衛忠熙公

〇此の御座候に御座候。右に付ては  
 天朝え手を出し候儀は、迎も出来申  
 間敷儀に御座候間、必御安慮可被下  
 候。いづれ成此上は、兩條の違  
 勅決然と相立拔被遊御確守被遊候  
 儀當時中の御策と奉存候。暫く  
 其機を御見合の外無御座殘心の至  
 に御座候。  
 一内藤豊後守上  
 京仕候由此人は伏見にては至極  
 民心を得有志の様に御座候得共

(12) 伏見奉行當時御所向取締兼掌

何事も此川を流るるも  
 ら流るる其れもそり来  
 らるるやうにおもふ所も  
 へぬも流るる上りやう  
 ちりやう  
 天久保もそり来りて  
 只其意に隨居候計に御座候  
 大久保右近將監も油斷は不相成  
 奸に入込候様に被思申候。いま  
 だ慥成儀は無御座候得共心を置  
 べき者に御座候。  
 竹腰並水土の家來を上せ事情探

東行後は都て奸に與し正論の面  
 を以て京師の懷に這込情實を聞  
 拔趣向に御座候由必御油斷被成  
 間敷儀と奉存候。  
 一 井伊と間部勢甚敷其外の閣老は  
 只其意に隨居候計に御座候  
 一 大久保右近將監も油斷は不相成  
 奸に入込候様に被思申候。いま  
 だ慥成儀は無御座候得共心を置  
 べき者に御座候。  
 一 竹腰並水土の家來を上せ事情探

(13) 間部下總守詮勝  
 (14) 大久保忠寛 (禁裏附)

西者豊後守上

二重作くはひ人、然之を

と但民心とありて、

好、昔一、之、向し、而、ん

事、即し、情、遠、を、甚、

中、海、功、命、た、思、心、

ゆ、い、ふ、か、る、か、ん、

一、廿、何、と、可、あ、指、古、な、

一、あ、い、い、い、い、い、い、

一、天、名、信、守、り、の、心、を、

一、あ、り、か、好、く、入、り、し、

一、い、い、い、い、い、い、

一、い、い、い、い、い、い、

一、い、い、い、い、い、い、

一、い、い、い、い、い、い、

索に参候由。

一 老寡君儀<sup>(15)</sup>、當月廿六日當地發途の

賦に御座候間、通伏の砌

左府公より御直書を以<sup>(16)</sup>、當時不容

易御時節柄、若哉異人等の騒も御

座候はゞ、兼て御力に被<sup>レ</sup>思召儀故

舊交を不忘、御助力御頼被<sup>レ</sup>遊この

趣、御申込置被<sup>レ</sup>下度、左候はゞ、人數

を繰出し、守衛等の都合、至て致安

く御座候間、何卒宜敷御頼申上置

候。其儀におひては、決て

(15) 島津齊興 (前藩主)

(16) 近衛忠熙



御安慮被成下候様御序を以被仰  
 上置可被下候。老寡君出立後に  
 相成私にも都合仕候て又々上  
 京仕可申候間尙又其節委敷御談  
 合可申上候に付左様思召可被下  
 候。  
 右之通の時宜にて返すくも奉恐  
 入儀に御座候得共實に無致方儀に  
 て御存の通船(17)を失ひ唯孤島にた  
 ずみ候故如何ともしがたくケ様成  
 事にいたり尙更殘恨千萬の儀に御

(17) 此一節は主君齊彬を失ひて途方にくれて居ることをいつたのである

御座候。此節は私無據身寄者差下候  
 付、早々右の始未申上越候間宜敷御  
 汲取可被下候。大切成儀を言を喰  
 候場に相當、無申譯次第に御座候。  
 いづれ御面上、細大可申上候得共其  
 内右の形行迄申上越候。自然  
 左府公の御怒も可被爲  
 在儀と恐入候得共不得止事次第に  
 て、力及び不申候。有村俊齋と申者  
 え託し差上申候間御受取被下度。  
 右の者は何も委敷儀不相分候付、其

(18) 申上越は申上遣はすの意、薩藩特有の文語

(19) 後の海江田信義子

考にて御受取可被下候。此旨要事  
 迄如此御座候。恐々謹言。  
 八月十一日 西郷吉兵衛  
 忍向様  
 追啓上滞在中には別て御懇志被  
 成下厚奉謝候。尤御序を以て左  
 府公へ宜敷御願被仰上被下度は  
 又御願申上候。

口上

編者曰く次の口上書は月照より近衛  
 家の老女村岡への依頼状である。

古く昔ははもまあゆふ  
あふりりり 吾考之  
方々ふりり 吾考之  
めけりりり 吾考之

八月二日 忍向様

忍向様

此書は隆盛が安政五年八月十一日江戸  
から京都の月照に遣はしたのである。忍向即ち  
月照が勤王の志厚く近衛家に入出してゐた事や  
隆盛と刎頸の交を結んでゐたことは今更説明の  
要もあるまい。此書の大體の筋道は隆盛が月照  
を通じて、近衛公から極めて重大な内密の御用を

此登封此まゝ

御上げ下され候様願上まゐらせ候

何も後刻参殿委曲可申上候

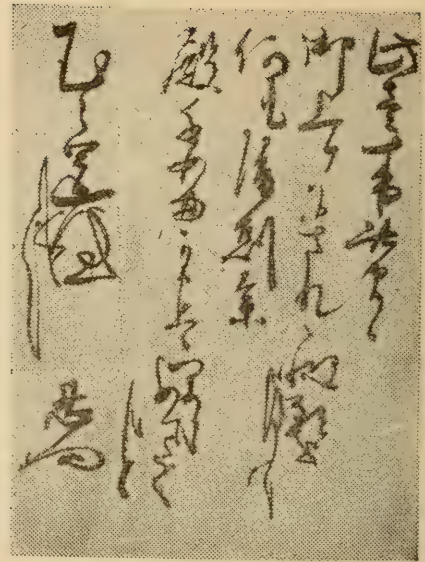
早々めでたくかしく

忍 向

むら岡様

(須田國雄氏所藏)

【解説】 此書は隆盛が安政五年八月十一日江戸  
から、京都の月照に遣はしたのである。忍向即ち  
月照が勤王の志厚く近衛家に入出してゐた事や  
隆盛と刎頸の交を結んでゐたことは今更説明の  
要もあるまい。此書の大體の筋道は隆盛が月照  
を通じて、近衛公から極めて重大な内密の御用を



命ぜられて京都から江戸へ下つた。その重大な御用といふのは、國事について密かに水戸、尾張兩侯へ朝廷から御依頼の書面を届くるのであつたのである。(なほ口頭で命ぜられたこともあつたらう) ところが此書面にある通の有様で、水戸、尾張兩侯とも幕府の壓迫が厳しくて、兩藩邸内に入り込むことはいふまでもなく、密かに通ずることさへも出来なかつた。そこで隆盛右の趣を報じ、且つ使命を果たすことの出来なかつたことを謝し、又、預つて行つた大事な封書を返上するため、此手紙をつけてわざと有村俊齋を京都へつかはしたのである。大體の筋はこの通であるが、本書に見える通り、それについて細かな報知もあるし、意見もあり、注意もあり、願ひもある。さて此時は如何なる場合であつたかと云ふと、井伊大老が米國との通商條約調印を斷行して、それを宿次奉書を以て朝廷に報じたといふあの後であつた。その時孝明天皇がいたく逆鱗ましまして、讓位の意を御洩らしになつた。そこで朝廷から三家大老のうち誰か上京するやうにといふ御沙汰があつたが、幕府はそれにも何とか口

實を設けて、すなほに遵奉しなかつた。それや、これやで近衛公、三條内府などが大心配の最中であつたのである。さて、又、此時隆盛の江戸に携へて行つた朝廷の大事な書類は、内勅であつたか、近衛公の手紙であつたか、海江田信義子の實歴史傳には、そのすぐあとで水戸へ下された密勅と同じものであつたと見えて居るけれど、水戸への密勅は八月七日の御前會議できまつたので、これとは別である。併本書の尙々書にある通り、非常に鄭重にして態々かへして居るところを見ると餘ほど大切なものに違ひない。又月照が此手紙に對して返書を江戸へ送つたものがある。それを見ても單に近衛公の書の様にない。或は鶉飼や日下部が奉護して水戸侯へ届けた密勅とは、別の内勅であつたかも知れぬ。

## 備考

## 僧月照よりの書

安政五年八月十九日

有村氏態々御(1)わされ候且長卷御投與忝拜見先以御安靜の由奉賀候次に拙納無異御放念可(2)被下候。扱御地の事情委細御示、被下忝奉存候。

一御頼申上候一件誠存外の御次第にて思召通にも御運び難出來候に付御大切物も一ト先御返上被成候段御尤千萬存候。有村氏より正に落手いたし

(1) 遣字脱か

(2) 一字不明

候。

一先達貴君京都御出立後の次第、定て鶉<sup>(3)</sup>□氏より御聞取と存候。此比には定て

勅<sup>(4)</sup>詔も御地へ相達之事と存候。今度の勅詔今少し御手ぬるき様申方も有<sup>(5)</sup>之候得共、何分當地にも大奸物有<sup>(5)</sup>之

左<sup>(5)</sup>御方の思召通にも參兼候事多<sup>おほく</sup>困入候。しかし

勅詔御書取の面は御丁寧過候様の御文言も有<sup>(5)</sup>之様なれど御趣意におゐては随分御手つよき思食に御座候。被<sup>(5)</sup>仰出<sup>(5)</sup>の肝要

大樹公御賢明なればこそ

朝廷御尊崇にて

叡慮にも相背候所幕役心得如何と御答也。又、御三家御答の罪狀も御尋是又御嚴重の御事也

勅詔は幕へ一通水へ一通是は

幕え不<sup>(5)</sup>抱御直達之御事存候。

勅詔到着次第速に

(3) 不明 (4) 水戸へ降下の勅詔 (5) 近衛左大臣忠熙

勅命御遵奉にて天下安寧の御所置無<sub>レ</sub>之候而は甚危存候。當時

大樹公御喪中の事故、先其内は御さしひかへと申様の御猶豫有<sub>レ</sub>之候ては、其間に大奸より夫々手をまはし、終に外夷の爲に

神洲を穢され可<sub>レ</sub>申と存候。何分常例の沙汰にては重難<sub>レ</sub>成、非常の御執計、偏に奉<sub>レ</sub>祈候事也。今度の

勅詔にても御憤發出來不<sub>レ</sub>申時はもはや頓と京都にも被<sub>レ</sub>遊意無<sub>レ</sub>之様に被<sub>レ</sub>伺候。仍て此機を不<sub>レ</sub>失、是非々々御發の御策專一祈候。只今一橋公を大樹公にと云ひ、又尾水の内を御後見、或は水を副將軍になどと、種々に彼是より内々願込有<sub>レ</sub>之候得共、とても當時右の趣には被<sub>レ</sub>仰出<sub>レ</sub>がたき御様子、何分今度の勅詔にて奸物を追拂候上にて、如何様とも

國家の御爲よろしき方に、御打合せも十分に出來候義と被<sub>レ</sub>存候。今度の勅詔の外に、今一段手つよき被<sub>レ</sub>仰出<sub>レ</sub>方も願候間可<sub>レ</sub>相叶<sub>レ</sub>かなどと、彼是御思案有<sub>レ</sub>之候ては、大ひに相違の事共出來、残念の場に可<sub>レ</sub>及も難斗と是のみ苦心至極の事に候間、何事も國家の御爲に御粉骨祈上候。

一今曉鎌<sub>(6)</sub>雲州御着伏にて則伏表へ行向御面談出來萬々都合宜



左御方にも定て御満足の御事と存候。明日言上の覺悟候。

一 近日

三位様御通伏の節は左御方より御直書を以今度の一條萬事御頼被<sub>レ</sub>仰進<sub>レ</sub>候  
思食に被<sub>レ</sub>爲<sub>レ</sub>在候間此段御安慮可<sub>レ</sub>被<sub>レ</sub>下候。是等も雲州君と能々御内談申置  
候。前條肝要のみ得<sub>レ</sub>貴意候。實は種々申伺度義も有<sub>レ</sub>之候得共一向に昨今は  
暇無<sub>レ</sub>之漸く右のみ執筆仕候。市來氏よりも委曲御文通有<sub>レ</sub>之積<sub>レ</sub>候也。三位様  
御出馬後は早々貴君にも御上京の趣必々相違なく御登京、何も何も其節貴面  
上御面悟可<sub>レ</sub>申承<sub>レ</sub>と相樂しみ罷在候。繁忙中大亂筆無<sub>レ</sub>正體<sub>レ</sub>御推覽可<sub>レ</sub>被<sub>レ</sub>  
下候  
粗々布字

八月十九日夜

月 照

西郷 吉 兵 衛 様

貴下恭復

二 白

御返上の 御直物は

左御方の御手元に先御留め置、他には先披露なしに貴君御上京の上、何角御物語の上ともかくも執計可仕心得に御座候間、此段も御含置可被下候。以上。

右月照の書翰の上封には

止水雅君 貴兄

月 照

とある。止水は其頃迄の隆盛の號である。南洲とかく様になつたのは南島配流後のことである。

備 考

僧月照よりの書

安政五年九月十六日

【按】次に掲ぐる一書は、安政五年九月十六日、月照大阪の潜居より吉井幸輔に託して、在京の隆盛に贈りしものである。隆盛は十一日、伏見で月照と別れ、有村俊齊をして大阪へ

護送せしめたのであつたが、十五日月照を大阪に訪ひ即日歸京したものと見える。當時有村歸藩の途中筑前肥後等四藩に密勅の寫を傳達する計畫あり、月照も一緒に遊説するやう吉井から勧められ、それにつき隆盛に相談のため此書を贈つたのである。勿論此事は行はれざりしも、此間の消息を窺ふに足るものなれば、こゝに掲げて参考に資す。

昨日は折返し御上京御苦勞千萬、不容易御忠誠のほど難有事と存候。扱昨夜<sup>(1)</sup>よし井氏被レ參一條の義種々談話仕候處、同氏被レ申候には、今度西郷氏は在京に相成、九州筋の事は有村氏にても傳達致候様に可致など御申候に付ては、野納義幸<sup>(2)</sup>貴國へ下向可致様相成候はゞ、道筋之事故、彼四侯へ御寫の御封物、有村氏持參の節、拙僧も同伴致、京都之事情等委々細々及演説、是非共に今度は憤發有レ之候て、國家の御爲に精忠を被レ盡候様、有村氏とともく力を盡候はゞ、至極の都合にても有レ之候哉の旨御申談故、能々愚考致候に、<sup>(2)</sup>辯の野納如何可有哉と存候得共、忠誠を以彼是當時窮迫の次第及演説候はゞ、先方の心肝に萬が一徹し可申も難計敷。何分此義は貴君え御内談致可然との義に候得ば、如何様とも粉掌可致趣申答被レ下度候。左候はゞ一日半日御早方可然候間、吉井氏上

(1) よし井は吉井幸輔  
(2) 非辯の意か

京にて篤と談合致、急に決定可<sub>レ</sub>仕方、專一とて同氏俄に上京被<sub>レ</sub>申候間、具に御聞取御賢考可<sub>レ</sub>被<sub>レ</sub>下候。余はよし井氏より御聞可<sub>レ</sub>被<sub>レ</sub>下候。右要用迄申上度。草々布字。

九月十六日

月 照

止<sup>(3)</sup>  
水 雅 君

尙々有<sup>(4)</sup>村氏へ別段書状さし出不<sub>レ</sub>申候間、宜御傳言可<sub>レ</sub>被<sub>レ</sub>下候。伊<sup>(5)</sup>地知氏へも同様希上候。早々。

(3) 隆盛の號（既註）

(4) 有村俊齋（俊齋も大阪より復上京してゐた）

(5) 伊地知龍右衛門（正治）

## 二四 日下部、堀への書

安政五年九月十七日

任幸便啓上仕候。冷氣相募候得共彌以御安康可被御座奉恐賀候。隨て小弟無異儀滯留仕申居候間乍憚御安慮可被下候。陳ば有馬君御着府にて御當地の事情委敷御聞取被下候はん。此後の處左の通に御座候

一月照一條より

陽明家些御弱の御模様にて苦心此事に御座候。

鷹右府公は小林え鶴飼より餘程責掛候處案外御張込罷成大慶の儀に御座候。就ては

- (1) 薩藩士有馬新七 (2) 近衛家  
(3) 右大臣鷹司輔熙 (4) 鷹司家諸大夫小林良典  
(5) 水戸藩士鶴飼吉左衛門

但手御儀に付ては決て御案じ被下間  
 敷 老爺より苦心仕既に私にも引拂  
 下りて御返事の趣にはい  
 候様勿論原田才輔え御返事の趣にはい  
 づれ幕府よりの命を不受候ては迎も守  
 衛の人数被差出兼候。然し若哉の事に  
 付ては如何様共可相盡段被仰上候由是  
 にて餘程御弱に存候儀に御座候。然處  
 豊家を拜謁迄仕掛置候處至極難有がり  
 居候得共、  
 老公より御差止に相成計も皆崩頓と手

左府公御儀に付ては決て御案じ被下間  
 敷  
 老爺御一條實に苦心仕既に私にも引拂  
 候様勿論原田才輔え御返事の趣にはい  
 づれ幕府よりの命を不受候ては迎も守  
 衛の人数被差出兼候。然し若哉の事に  
 付ては如何様共可相盡段被仰上候由是  
 にて餘程御弱に存候儀に御座候。然處  
 豊家を拜謁迄仕掛置候處至極難有がり  
 居候得共、  
 老公より御差止に相成計も皆崩頓と手

(6) 近衛忠熙 (7) 前薩藩主島津齊興  
 (8) 原田才輔は薩藩士にして近衛家に仕ふ  
 (9) 薩藩家老島津豊後

御印  
 やんが口の御印の御  
 りあることいひな  
 所ありまふこといふに  
 張と御印は御印の  
 すゆや御印の御印の  
 の御印の御印の御印の  
 りあることいふに御  
 しあることいふに御  
 りあることいふに御  
 りあることいふに御  
 りあることいふに御  
 りあることいふに御

を切候處、今いまひとつ一ト振切て仕掛候處  
 老公御聞通に相成御意當然御英斷被爲  
 在江戸表出立相成候守衛人數大坂御屋  
 敷え被備候儀と相成、表通之處、追付幼君  
 公御出府相成候間、其内御供方人數も故  
 障等も難計夫故被召止候筋にて大坂御  
 留守居京都御留守居共えも委敷豊印よ  
 り被相渡、案外振(10)〇此上は十分の人數被  
 繰出候場に相成、  
 陽明家え拜謁仕候て細事言上仕候様豊  
 印より被相渡、此上は彌御振はまり相成

(10) 一字不明「はまり」と讀むべき字か

上二下段切て仕沙を  
 老公の御望に依りて  
 奉存候。尤書付を以て細々申上置候  
 其上明日共は決て拜謁相叶可申候間益  
 豊印引勸め候様、勿論老公の御望の處迄  
 も御にほはせ相成得と御腹にすはり候  
 處可相盡參仕候間、必御心配被下間敷候  
 守衛人數向も中途え被差向早々着坂仕  
 候様御達にも相成誠に難有次第に御座  
 候。明日間閣着の賦に御座候間、若哉暴  
 發仕候はゞ直様義兵を舉可申、左候はゞ  
 土州土屋の兵は應じ可申、尾張も同様と

上二下段切て仕沙を  
 老公の御望に依りて  
 奉存候。尤書付を以て細々申上置候  
 其上明日共は決て拜謁相叶可申候間益  
 豊印引勸め候様、勿論老公の御望の處迄  
 も御にほはせ相成得と御腹にすはり候  
 處可相盡參仕候間、必御心配被下間敷候  
 守衛人數向も中途え被差向早々着坂仕  
 候様御達にも相成誠に難有次第に御座  
 候。明日間閣着の賦に御座候間、若哉暴  
 發仕候はゞ直様義兵を舉可申、左候はゞ  
 土州土屋の兵は應じ可申、尾張も同様と



上りもひふい通の候に  
 破可申左候て彦城を乗落候様可仕候間  
 其節は關東にて兵を合せ打崩候様御責  
 可被下候  
 關東の模様有馬着の上は、決して相替可申  
 候間何卒雷發の向に御座候はゞ、早々御  
 知可被下候。左様無御座候ては京師の  
 御備にも拘り候て、第一手當相成  
 御國元えも申遣、人數繰登候様可致事に  
 御座候  
 有川方御取替金の儀は、私方より直様返

(11) 間部詮勝(閣老)と酒井若狹守(京都所司代)

御座候間、御安心可被下候  
 至て仕合の事に御座候。其外  
 朝廷の御模様は杉浦より御聞取可被下  
 省略仕候。

御座候間、御安心可被下候  
 至て仕合の事に御座候。其外  
 朝廷の御模様は杉浦より御聞取可被下  
 省略仕候。

九月十七日

西郷吉兵衛

日下部伊三次様

堀仲左衛門様

五月廿九日  
 有馬新七  
 御書  
 西郷  
 有村  
 俊齋  
 伊  
 地知  
 正治  
 別  
 江戸  
 向  
 つた  
 水  
 戸  
 へ  
 の  
 密  
 勅  
 の  
 寫  
 及  
 び  
 三  
 條  
 公  
 の  
 直  
 書  
 を  
 越  
 前  
 土  
 佐  
 宇  
 和  
 島  
 三  
 侯  
 に  
 傳  
 ふ  
 る  
 た  
 め  
 に  
 此  
 頃  
 所  
 司  
 代  
 酒  
 井  
 若  
 狹  
 守  
 が  
 志  
 士  
 の  
 逮  
 捕  
 に  
 着  
 手  
 し  
 此  
 月  
 七  
 日  
 に  
 は  
 梅  
 田  
 源  
 二  
 郎  
 (雲  
 濱)  
 を  
 捕  
 へ  
 た  
 月  
 照  
 の  
 身  
 邊  
 が  
 危  
 く  
 な  
 つ  
 た  
 の  
 で  
 京  
 都  
 を  
 去  
 つ  
 て  
 難  
 を  
 避  
 く  
 る  
 こ  
 と  
 となり  
 途  
 中  
 の  
 護  
 衛  
 を  
 近  
 衛  
 家  
 から  
 西  
 郷  
 に  
 託  
 せ  
 ら  
 れ  
 十一  
 日  
 の  
 早  
 曉  
 に  
 西  
 郷  
 は  
 有  
 村  
 俊  
 齋  
 と  
 共  
 に  
 月  
 照  
 を  
 護  
 衛  
 して  
 出  
 立  
 の  
 筈  
 で  
 あ  
 つ  
 た  
 から  
 十  
 日  
 の  
 夜  
 に  
 は  
 鍵  
 屋  
 で  
 互  
 に  
 離  
 杯  
 を  
 汲  
 ん  
 で  
 今  
 後  
 の  
 計  
 畫  
 な  
 ど  
 相  
 談  
 し  
 た  
 の  
 で  
 あ  
 つ  
 た  
 其  
 計  
 畫  
 と  
 い  
 ふ  
 の  
 は  
 有  
 馬  
 の  
 都  
 日  
 記  
 に  
 「  
 西  
 郷  
 と  
 有  
 村  
 は  
 月  
 照  
 を  
 送  
 つ  
 て  
 奈良  
 に  
 行  
 く  
 途  
 中  
 で  
 幕  
 吏  
 に  
 襲  
 は  
 れ  
 た  
 ら  
 斬  
 り  
 死  
 に  
 す  
 る  
 幸  
 に  
 奈良  
 ま  
 で  
 送  
 り  
 届  
 け  
 た  
 ら  
 國  
 に  
 歸  
 つ  
 て  
 舉  
 兵  
 の  
 策  
 を  
 講  
 ず  
 る  
 若  
 も  
 藩  
 と  
 し  
 て  
 出  
 兵  
 が  
 出  
 來  
 な  
 か  
 つ  
 た  
 ら  
 同  
 志  
 五  
 六  
 百  
 人  
 を  
 催  
 して  
 上  
 京  
 す  
 る  
 」

有馬は江戸に行つて水、土、尾、越等の有志とも相談して、東西一時に擧兵の策を講じやう、伊地知は京都に居て、京の様子を四方へ傳へる。大抵斯様なことが書いてある。月照の奈良行は變更して途中から大阪に下ることになり、伏見までは西郷、有村二人で送り、伏見から西郷のみは京都に引きかへし、大阪へは川船で有村がついて行つたのである。そこで此手紙に「有馬君御着府にて御當地の事情委敷御聞取下され候はん」とある。すなはち有馬新七、出發後の京都の事情を報じたのが此手紙である。書中鷹右府公は云々とある一節は、鶴飼より小林へ説き込み、小林から其主右大臣輔瀨公に入説した結果、右府公が案外熱心に盡力せられる様になつたことを報じたのである。老公一條實に苦心云々は、薩摩前藩主齊興公が、齊彬公薨去について歸國される途中、京攝間に於て朝廷のために御盡しなさる様に、京都御守衛のための兵士を差出さるゝやうに、近衛家から御依頼になつた。それには薩藩士で近衛家の客臣となつてゐる原田才輔が使をしてゐる。原田へ老侯の御返事は、今の所では幕命がなければ、守衛兵を差出すことは出来かねるが、非常の場合になつたら朝廷の御爲に盡しませうといふのであつた。そこで隆盛は齊興公に隨從してゐる家老の島津豊後に頼らうと思つて、豊後を近衛公に拜謁させる策をめぐらした（これは是より少し前、家老鎌田出雲が近衛公に拜謁した先例もあつたからである）。

豊後はそれを感謝してゐたが、老公から差止られた。そこで今一つと押きつて策動したところが老侯が御聽になつて江戸から歸藩の途にある守衛人數を大阪の屋敷に備へておかれることになつた。勿論、京都守護の意味で大阪におかれるのであるが、幕府に對しては口實を設けた。それは本文にある通である。そうして遂に豊後が拜謁になる心取になつたから、此上豊後にもすゝめ藩として薩藩の勤王が出来るやう盡力しやう。江戸からの歸途東海道を進行中の守衛兵へは迎ひの者を出して早く着阪する様になつたといふやうな次第を大略報じたのである。「明日間閣云々」これは老中間部詮勝は明日着京のつもりである。萬一天朝にせまり奉る様なことでもあつたら、直ちに義兵を擧げて京都では斯様々々にするから、其地でも兵を擧げるやうにと隆盛が當時の決心を申しつかはしたのである。尤も此事は前に云つた通り有馬新七が京都出發の際約束してあるのである。

次に「關東の模様有馬着の上は云々」これは有馬が江戸にいたら定めて江戸に於ける同志の態度が替るであらう。愈々實行することになつたら直ちに知らせてくれ、そうでないと第一京都の御備も立てねばならず、國元にも兵士を登ほせるやう言つてやらねばならぬからといふのである。

隆盛等が討幕の實行手段を講じたのは、蓋此時がはじめてである。これからずつと後まで此精神が繼續するのである。そこで有馬新七の都日記に書いてあることゝ、此手紙とは共に、勤王討幕實行運動の初期の行動を語る頗る重要なものである。

備考

僧月照の鹿兒嶋に於ける書翰

安政五年十一月十三日

【按】 此書は月照が鹿兒島にて隆盛へ贈つた手紙で、かの最後の日より二日前である。西郷三介といふのは隆盛が其頃京都より幕府の捕卒の手を脱して、鹿兒島に歸着してからの名である。それは藩の命令によつたのである。なほ次の長岡監物への書中に隆盛自ら其事を云つてゐる。

彌御安康奉<sub>レ</sub>賀候。只今眞乘院様御入來にて、粗様子承安心仕候。何分宣御賢

計奉<sub>レ</sub>希候。扱一昨夜拜見仕候

陽<sub>(2)</sub>助家の御書并むら岡殿文とも一應存龍院殿へ内見に入度候。

御同院御傳

(1) 院寺名同  
持住の  
家衛近

(2)

達の事にて種々御配心候末にて、爲<sub>二</sub>御安心<sub>一</sub>右様仕度候。則今日  
眞乘院様へ其旨申入置候間、野衲へ御返しに不<sub>レ</sub>及、直様存龍院様へ御見せ可<sub>レ</sub>被<sub>レ</sub>  
下候。何も追て拜顔に萬々可<sub>二</sub>申解<sub>一</sub>候。匆々頓首。

十一月十三日

饒

水

西郷三介様

- (3) 近衛家老女村岡
- (4) 同名寺院の住持月照の頼よりて行つた寺
- (5) 月照の號

## 二五 長岡監物への書

安政五年十二月十九日

酷寒の砌御座得共彌以御壯健可被成御座恐悅の御儀奉存候。猶拜謁仕候節は旁々御懇志の段難有奉佩感厚御禮申上候。著涯より色々混雜に取紛書狀も差上不申甚以不敬の至何卒御海恕可被成下候。隨て私事土中の死骨にて不可忍儀を忍び罷在候次第早御聞届被下候はん天地に恥ケ敷儀に御座候へ共今更に罷成候ては皇國の爲に暫く生を貪居候事に御座候。御笑察可被成下候。扱同藩堀仲左衛門と申者此節罷歸候處關東の事情承り誠に越候の御忠誠奉感服候。就ては弊國の義如何にも

(1) 此一節は月照と投海して蘇生した事を既に御聞き及びならんといふたのである

(2) 前出 (3) 越前藩主松平慶永



殘念の至に御座候得共、都て瓦解仕迎も人數なご差出候儀不相  
調候間、同志の者共申合、突出仕る外無御座決心仕居候。仲左衛  
門には又々出足仕候間、何卒御逢被下度奉合掌候。何も御直に  
御聞取被成下度省略仕候。越藩橋本<sup>(4)</sup>にも捕はれ候由に御座候  
得共、此度の儀に取りては決して相崩れ不申段も申來候。いづれ  
此機會を失ひ候ては實に本朝は是限と相考居申候。仰願<sup>キ</sup>は天下  
の爲御伏藏なく堀え被仰付被下度、之のみ奉祈居候。此旨御厚  
禮旁奉捧愚札候。恐惶謹言。

十二月十九日

西郷 三助

長岡監物様

御侍史

(4) 橋本左内

追啓此度罷下候處、直様改名仕候様被<sub>レ</sub>申聞、變名仕候。又々幕より御用召申來候儀、無相違御座候はん、其節は死亡の筋に被<sub>レ</sub>申切賦の由に御座候、此段も内々申上<sub>レ</sub>置候。若哉御書共被<sub>レ</sub>成下候節は、椎原與三次と申者私叔父にて御座候間、其方に差向<sub>レ</sub>け被<sub>レ</sub>下度、是又奉<sub>レ</sub>願候。

【解説】 此書は安政五年十二月十九日、鹿兒島から肥後の長岡監物に贈つたのである。此日は隆盛が月照と投海した三十五日目に當る。隆盛はあの時漸く蘇生はしたが、一時は生命危篤であつた。そして、今やつと輕快したところである。此手紙の初に、拜謁仕候節は云々と云つて御禮を述べてある。これは隆盛が此年の十月の初に監物を肥後に訪ねた折の禮である。監物を訪ねた時は、隆盛が月照と共に幕府の逮捕を免れて西下し、月照は一先づ筑前に潜匿させておくやうに、下關で同行の有村俊齋（後の海江田信義）に託し、隆盛一人歸國の途中であつたのである。勿論鹿兒島で月照を迎ふる準備をして

から迎に出る考であつたが、其後月照は捕吏の追跡が急であつたため、筑前にも潜居しかねて、平野次郎と薩摩に入國し、遂に隆盛と共に入水に及んだ。此書中に「私事土中の死骨にて忍ぶべからざる儀を忍び罷在候次第早御聞届云々」は即ち此際の隆盛の心情をあらはしたのである。○同藩堀仲左衛門罷歸り……越前の忠誠云々は此年九月十七日の書（既出）に出てゐた有馬新七江戸着の後、越前、土佐、長州等の志士と談合して、愈々井伊大老を斬る。同時に京都でもやる。つまり、東西併舉の策に出でようとしてゐたが、越前老侯が自ら京都に潜行して、天子を奉じて事を爲すといふ一大決心を示されたので、彼等は、大老斬殺の計を擲ちて、有馬は西上して、大阪城代の土屋侯の重臣大久保要等と相談して、越前老侯の上京を待つことにした、堀も亦歸藩した。堀の歸藩したのは、出來得べくば薩藩に義應させよう。それで出來なかつたら同志のもの脱藩して、越前侯の義舉をたすける様にしようとする爲であつた。此處に越侯の御忠誠とあるのはそれである。併越前も遂にその事は出來なかつた。本書に橋本は逮捕されたけれど、此度の儀は決して相崩れ申さずと申來りしとあれば、堀歸藩後にも情報があつたものと見える。「弊國の義如何とも残念云々」は薩藩の當路者が、近衛家の信賴を受けて居る一勤王僧さへもかくまつておかうとはせず、ただ幕府の鼻息を窺つてゐる様であつたのを憤慨した

のである。そこで到底致方がないから、同志の者突出（脱藩）の事に決心したといふのである。かやうな譯で堀が又々上國に出かけますからお逢ひ下さい、天下のため腹藏なく御意見を堀へお話下さいと依頼したのである。

なほ、追啓によると隆盛は鹿兒島着後、直ちに變名するやうにといふことで西郷三助と名をかへた。そうして萬一幕府から西郷を差出せといつて來たら死亡といふことで押通すつもりである様子であるとの事である。此書は十二月十九日附であるが、此日迄は未だ大島へ遷さるゝことは分つてゐなかつたのか、其事は何とも見えてゐない。さて、隆盛の大島へ謫遷されたのはこれから一週間位後である。其時姓名を菊池源吾とかへたから、西郷三助といつたのは極めて短時日のことであつた。

### 備考

#### 新納駿河より島津豊後への書翰

【按】隆盛入水後蘇生したるに付、薩藩にては、幕府へ對しては、死亡の届を爲し、隆盛を一時南島へ移居せしむることに決した。此書は其折の藩廳吟味の次第を家老新納駿河から、當時の新藩主に隨從して江戸參府の途中にあつた首座家老島津豊後へ極内密に送つ

たもので、薩藩評議の内情を赤裸々に表白したものである。

法 姓 院 忍 向

右者御當地え入來、西郷三助と俱に一緒海中に飛入、相果候形行先便細に極内用を以申越通に候。右に付て京都表御届向の儀及吟味候處、京都御尋者の段は、筑前盜賊方より申出候迄にて未從公邊御尋方表向被仰渡候には不<sub>ニ</sub>相成<sub>一</sub>候へ共、忍向下男右盜賊方に引渡にも相成候に付、をのづから御取糺にも可<sub>レ</sub>相成<sub>一</sub>勿論右成行に付ては、いづれ京都町奉行所に不<sub>レ</sub>及御届候ては相濟間敷哉。就ては京都御留守え形行申遣、聞合の上、御届不<sub>レ</sub>被<sub>一</sub>差出候ては不<sub>ニ</sub>相濟<sub>一</sub>儀に候はゞ、別紙草案の趣にて被<sub>ニ</sub>差出<sub>一</sub>候方可<sub>レ</sub>然存候。松平美濃守様御方え及<sub>ニ</sub>掛合<sub>一</sub>候處別紙寫の通、返答申來候に付、今日便京都留守居より其段申越候。

御 小 姓 組

西 郷 三 助

右者前條同斷に付、入水いたし候節、少々呼吸通居候に付親類え引渡爲<sub>レ</sub>致<sub>ニ</sub>養生<sub>一</sub>候處、追々快氣の向に相心得候に付、御取扱向大目付え相達置候處、當分にては忍向相手の場に相成、存命の儀公邊に響合候ては誠に不<sub>ニ</sub>容易<sub>一</sub>譯合、御難澁の儀にて何分當地え被<sub>ニ</sub>召置<sub>一</sub>者に

無<sub>レ</sub>之候間、秘密の取計にて變名の上、此涯三島の内え被<sub>レ</sub>遣、何れ其節表向は溺死の筋に可<sub>レ</sub>仰付<sub>一</sub>哉。右にて萬一檢使等被<sub>レ</sub>差越<sub>一</sub>死體見分等の儀も難<sub>レ</sub>計候に付、近頃相果たる罪人の死體、見分に可<sub>レ</sub>被<sub>レ</sub>差出<sub>一</sub>哉。左候ば右の手當を以埋置候様可<sub>レ</sub>爲<sub>レ</sub>仕、勿論終身端島へ被<sub>レ</sub>遣置<sub>一</sub>候ては不便の至候間、以後靜謐罷成、何も掛念無<sub>レ</sub>之都合相成候ば、其節の形行次第可<sub>レ</sub>被<sub>レ</sub>召歸<sub>一</sub>哉の旨被<sub>レ</sub>申出<sub>一</sub>得と及<sub>レ</sub>評儀<sub>一</sub>候處、西郷儀右通相手者の場に相成候ては、於<sub>レ</sub>公邊<sub>一</sub>は不<sub>レ</sub>通<sub>一</sub>御取扱可<sub>レ</sub>相成<sub>一</sub>候へ共、此御方様には譯合も有<sub>レ</sub>之候に付、重き御取扱も出來兼候付、大目付吟味通可<sub>レ</sub>被<sub>レ</sub>仰付<sub>一</sub>哉。左候て右通の譯合に付ては、於<sub>レ</sub>島方<sub>一</sub>御給料等の儀は御物より可<sub>レ</sub>被<sub>レ</sub>下哉と申談、宰相様御内慮奉<sub>レ</sub>伺候處、其通被<sub>レ</sub>仰出<sub>一</sub>候に付、大目付え相達近々七島の内へ極内被<sub>レ</sub>遣筈に候。左候て給料等の儀は中村新助え極内爲<sub>レ</sub>致吟味<sub>一</sub>先年甲斐清一屋久島被<sub>レ</sub>遣候先例も有<sub>レ</sub>之候に付、其振合を以て被<sub>レ</sub>成下<sub>一</sub>筈に候。右旁極御内用を以申越候。尤も京都御留守居え申遣御問合書壹通爲<sub>レ</sub>御心得<sub>一</sub>差上候。以上。

但三叻儀菊地源吾と變名申付候。尤筑前返札には此方え前以掛合爲<sub>レ</sub>相成<sub>一</sub>哉に相見候得共、未<sub>レ</sub>不相届<sub>一</sub>候。此段は爲<sub>レ</sub>御心得<sub>一</sub>に候。

午十一月二十九日

豊 後 殿

駿

河

第一次謫居時代





## 第一次謫居時代 小引

安政五年十二月下旬、鹿兒島を發して大島流竄の途についてから、文久二年正月召還の命を受け、二月十二日鹿兒島に着するまで、三年二ヶ月の間が第一次謫居時代である。第一次の謫居は罪人扱といふではなかつた。前に掲げた新納駿河の手紙に見えて居る通り、若子の扶持米まで給せられてゐたのである。善意に解釋すれば、幕府の捕手の届かない安全地帯に隆盛をかくまつておいたやうなものである。しかし見方によれば、大島といふ可なり大きい島を一つの檻として隆盛を放つておいたやうなものでもあつた。とにかく薩藩の幕府に對する都合上から、南島に移されたのである。其間、隆盛は大島の龍郷といふところに住居してゐた。姓名は此一時代を通じて菊池源吾である。最後に赦免になつて大島を出づる時に、大島三右衛門と改名した。菊池源吾といふ名で發した書翰は今迄に見出したのが八通ある。その内最初の一通は配流の途中山川港からのものである。



## 二六 大久保正助への答書

安政六年正月二日

大義の一舉に付御策問の趣幾度も承知仕候得共、小生儀土中の死骨にて武運に拙く、大義を後にいたし、端島に身を逃<sup>のがれ</sup>候儀、譬へば破軍の降卒にて、起<sup>たう</sup>て御斷<sup>をこわ</sup>申上候儀に御座候得共、數ならずも先君公の

朝廷御尊奉の御志親く奉承知如何にもして

天朝の御爲めに不可忍の儀も相忍び、道の絶はて候迄は可盡の愚存に御座候間、不顧汚顏拙考の儀も御返事申上候間、必御親察被<sup>レ</sup>下御用捨奉<sup>レ</sup>希候。

万が一の事、右の如く  
 御座候に、承取候へば  
 是候中、死覚て、  
 直に地獄に落ち候と存  
 じ、猶、此の如く申儀  
 申上、御座候に、降卒を  
 許し、少くも、御座候に、  
 将々、御座候に、  
 先、御座候に、  
 朝廷の御座候に、  
 万が一の事、  
 万が一の事、

一 堀より肥藩の決心一左右到來  
 云々

按ずるに彌々決心候ても、越え  
 一往の返事不承届候て事を舉  
 候儀は決して仕間敷、越と事を合  
 て操出可申儀と相考申候。夫  
 のみならず、筑・因・長の一左右も  
 必ず見合可申儀と奉存候。就  
 ては事を舉あぐるの機會十分相調候  
 は、兼々格護の事、急に御突出  
 奉願候。其節遲疑仕候儀は忠

義の人に非候。併機會を不見  
 合候て、只々死を遂さへいたし  
 候得ば忠臣と心得候儀、甚以て  
 悪敷御座候間、是非御潜居被下  
 候處奉合掌候。  
 堀若や幕手に相掛候節、盟中の  
 憤激云々  
 按ずるに盟中の人、難に相掛候  
 由、無謀の大難を引出し候儀、有  
 志の可爲儀に御座候哉。大小  
 の辨別を不分事と相考申候。

三藩動立候儀に  
 申遣候。事速に候はゞ其儀も  
 間に合兼候はんか。併盟中の  
 儀は三藩と死生を共に仕度儀  
 に御座候間、如何にこならば  
 先君公共に天下の大事を被爲  
 談  
 朝廷の御爲に盡させられ候御  
 事に御座候間、同じく決心仕度  
 儀と奉存候。三藩動立候はゞ  
 共に動立可申儀と奉存候。

(2) 幕府曩に水戸老侯徳川齊昭公に永蟄居を、水戸侯徳川慶篤公に差控を、越前藩主松平慶永公及び尾州藩主徳川慶恕公に隠居を命じた此の上は死を賜ふの外なしといふのである

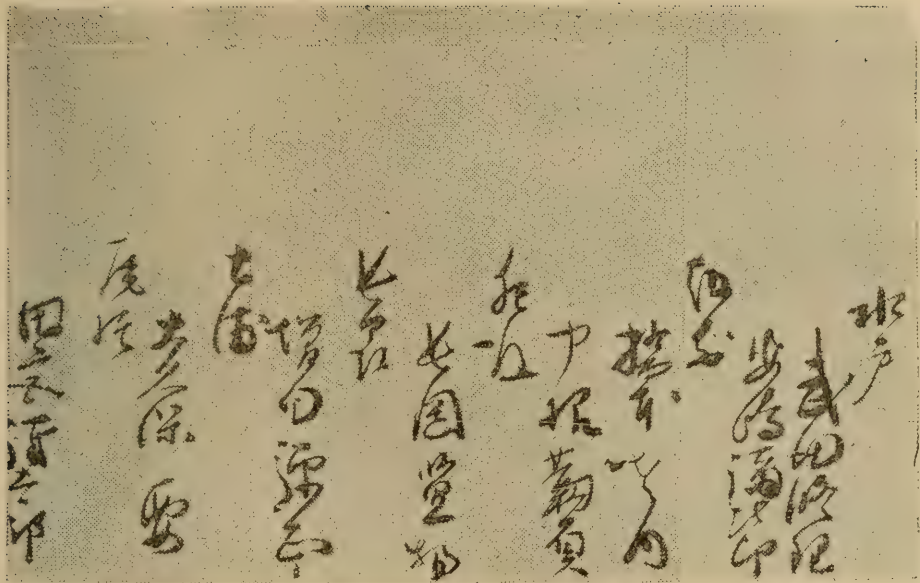


多延之山ありて是より  
 出づるは御座候間御評  
 議も有之候儀にて若や吟味不  
 届候て異議の儀共に相成候て  
 は却て不<sub>レ</sub>宜儀に御座候間伊地  
 知え考付の趣得<sub>レ</sub>相咄置候間  
 御談合可<sub>レ</sub>被<sub>レ</sub>下候。捨文<sup>(3)</sup>の儀同  
 断申置候間左様御納得可<sub>レ</sub>被<sub>レ</sub>下  
 候。  
 一 諸藩の有志見當に相成候人云  
 々  
 水戸

(3) 捨文とは脱藩の際藩廳への投書を指すものゝやらである



武田 修理  
 安島 彌次郎  
 越前  
 橋本 左内  
 中根 靱負  
 肥後  
 長岡 監物  
 長州  
 増田 彈正  
 土浦  
 大久保 要



尾張

田宮彌太郎

右の外御異見の趣等難有感服仕候。必頓案被下間敷奉願候。

頓首。

正月二日夜認

源吾拜

正助様

(大久保侯爵家所藏)

【解説】 安政六年正月二日、隆盛が大島へ配流せられる途中、船が山川港に汐掛をしてゐたところに、伊知地籠右衛門(後の正治がやつてきた。伊地

大久保から伊地知へ  
 鹿兒島出立の日  
 未だはつきり分らぬ  
 此時大久保の贈つた手紙の日附が十二月二十九日附であるから、それより二、三日前のことだらうと思ふ。

知は大久保からの手紙を携へてゐた。其返事を船中で認めて、また伊地知に託してやつたのが即ち此書である。其際隆盛は鹿兒島から船に乗せられて出立したのであるが、外海に出て遠方へ航海する船は、大抵山川港で風波を見定めて出帆するので、此度も同港に前後二週間位滞在してゐたらしい。

とだらうと思ふ。

さて、伊地知は何故に山川港まで隆盛を逐うて行つたか、大久保は何の爲に書面をやつたかといふに、前の長岡監物への手紙にある通り、既に有志脱藩突出の事に決し、隆盛の出發前に同盟が出来たのであるが、さて愈々實行しやうとなると、色々疑問が起つて、西郷の意見も聞いておく方がよいと云ふことになり、大久保は此書面を以て、伊地知は、わざ／＼

山川港まで出かけて相談したのである。幸に隆盛の船が未だ滞留してゐたので、伊地知は船中に乗込んで懇談したのであつた。此書は隆盛の眞の精神と識見とがよくあらはれて居るのみならず、文章もよく出来てゐる。實に尊重すべき手紙である。書中隆盛等が齊彬公を尊崇し、追慕し、その遺志を繼ぐを以て第一のつとめとしてゐたことが隨處にあらはれてゐるのは、薩藩の勤王が齊彬公の指導と遺徳とにもとづくものなることを語る有力なる證左である。次に大久保の贈つた書面の控が大久保家に存してゐる。同家火災の際半焼になつたものであるが、幸に大部分推讀が出来る。参照のため次に之を掲げる。

### 大久保利<sup>(4)</sup>濟よりの書

安政五年十二月二十九日

此節兄御渡海に付て盟中の人心望を失ひ候儀不<sup>ニ</sup>一方<sup>ニ</sup>候得共、何れ時處位の定見無<sup>レ</sup>之候ては、大事難<sup>ニ</sup>成就<sup>ニ</sup>、殊に兄機先の遠慮云々拜問致居候に付ては、不<sup>レ</sup>得<sup>レ</sup>已時節を待不<sup>レ</sup>忍候て不<sup>ニ</sup>相叶<sup>ニ</sup>義と致<sup>ニ</sup>決定<sup>ニ</sup>居候。併御開帆後の處是非廟算盡し置度愚考いたし候間、遺策承度條々左の通に候間、一々御答置被<sup>レ</sup>下度致<sup>ニ</sup>御願<sup>ニ</sup>

(4) 利濟は後の利通

候。

一堀より肥藩の都合無<sub>ニ</sub>他事<sub>一</sub>決定の義一左右到來におひては合體の人數(不<sub>レ</sub>顧<sub>レ</sub>前後<sub>一</sub>突出の事)

一筑、因、長斷然の左右相知候におひては不<sub>レ</sub>及<sub>レ</sub>申事。

一突出の節(捨文)の認様の事。

連名の處か銘々遺置候か途中より差出候か否の事。

一發口も忌々數事ながら算の第一に付無據(?)譯合(?)

萬一も堀え難事相掛候付ては盟中の人心を憤激するの一事此におひては可<sub>レ</sub>忍<sub>レ</sub>や否の事。

一三藩え再度暴(命)相成すにおひては是非不<sub>レ</sub>顧<sub>ニ</sub>前後<sub>一</sub>合體の人數可<sub>ニ</sub>突出<sub>一</sub>や否の事。

一此節護送の縛人極刑に處<sub>レ</sub>られ、

恐多も堂上方にも不思議を懸奉るにおひて人心を動かすの第三事此におひて合體の人數不<sub>レ</sub>顧<sub>ニ</sub>前後<sub>一</sub>可<sub>ニ</sub>突出<sub>一</sub>や否の事。

一肥後長岡並に陽明家え賢慮を以添書の事。

( ) は焼損の箇所中に文字を入れたのは、編者の推測を以て補入れたものあたらずともたいした違はあるまい

一 諸藩御面接の有志談合（に付）見當に相成候人々悉く御記置可<sub>レ</sub>被<sub>レ</sub>下事。

右の外御存（寄）の事は成（丈）御記置被<sub>レ</sub>下度奉<sub>レ</sub>願候

午臘廿九

利 濟

菊池 尊 兄

百 拜

追て私に（？）

一 御帶島中御一身の愛護

天朝國家の爲造（次）顛肺無<sub>三</sub>御忘（別て）暴飯（暴食御慎有<sub>レ</sub>之度奉<sub>レ</sub>願候）事。  
一 餘り異事に御過（ぎ）被<sub>レ</sub>成間敷事。

一 時々御考付次第心得に相成候（事共）御書（送被<sub>レ</sub>下度奉<sub>レ</sub>願候）

## 二七 税所、大久保への書

安政六年二月十三日

尙々着島より三十日も相成候得共、一日晴天と申もつよなるは無御座雨勝に御座候。一體雨はげしき所の由に候得共誠にひごひものに御座候。島の(1)よめじ(2)よたちうつくしき事、京、大阪杯がかなふ丈に無御座候。垢のけしよ一寸計、手の甲より先はぐみ(2)をつきあらよふ。

正助様へ申上候。矢三太(3)如何の鹽梅に御座候哉。手紙にても殘置含に御座候得共、却て氣掛と相考態と殘し不申候。今に考候得者夜にても卒度參逢置筈ぢや、つたと殘懷の至に御

- (1) 「ヨメジヨ」は薩摩の方言嫁入前後の女子をいふ
- (2) ぐみをつきは「入墨をじ」と云ふこと
- (3) 福島矢三太、前に同人宛の手紙がある

座候。益衰候はん。能き模様も御座候はゞ宜敷御傳置可被下候。餘り無情の事に御座候得共、私にも逢事は實は出來不申候儀に御座候

芳翰辱拜誦仕候。彌以御兩兄御安康被成御座候段奉恐賀候。

隨て小弟無異儀勝すくれたる順風にて一夜込に翌日晝時分には大島

龍郷村と申所(4)え安着仕、當分も右場所に罷在申候。島役よりこ

ゝえ罷居如何可有之哉、却て可然この吟味にて有之候段申來候故、決して望は無之、邊鄙の處別て大幸安樂に過候。誠にけこふ人には込入こり申候。矢張はぶ性にて食取ふと申念計、乍然至極御丁寧成儀にてこふからしの下なる鹽梅にて痛入次第に御座候。乍憚御休意可被下候。扱出帆の節は旁御懇情喜(5)兄には何か御

(4) 「假屋元」は假屋所在地假屋は代官の請所又は宿所となる建物

(5) 税所喜三左衛門



世話成上<sup>なりあひ</sup>別て難有御厚禮申上候。誰も咄相手も無之、種子島城助兩度參り、寛々罷在候。重野<sup>(こ)</sup>兩三日參居候位にて、島人の子三人程是非と申事にて相受取居申候。皆十計にて何も約には立不申朝暮の飯は自分にいたし候得共何も苦も無之、心配するやうな事も無之、何方におひても苛政の行れ候儀、苦心の至に御座候。當島の體誠不<sup>レ</sup>忍次第に御座候。松前の蝦夷人捌よりはまた甚敷御座候次第、苦中の苦、實に是程丈けは有之間敷と相考居候處、驚入次第に御座候。

一肥藩の議論、誠偏固の事と被<sup>レ</sup>相考申候。横井に嫌ひ候とて可笑な事にては有之間敷哉。何分天下の時體一二年はゆれ申候か。殘心の至に御座候。決して我藩より事を舉候儀は出來

不<sub>レ</sub>申、時運を相待外無<sub>レ</sub>御座候。 只々

京師の方伏拜尙更忘成り不<sub>レ</sub>申候。

一 正助様より鉛御惠投別て難<sub>レ</sub>有、鬱々として罷在候間、只獨にて鐵砲打方共いたし、間には小鳥はと等にて、狩なご被<sub>レ</sub>誘參候處、誠に難場、雲を見申候。 纔計鉛持參仕居候處、頓とんと引切居候付はて難<sub>レ</sub>有御厚禮申上候。 頓とんと島中米拂底にて大の凶年、砂糖は出來不<sub>レ</sub>申、百姓共難儀の様子に御座候。 夫故飛船被<sub>レ</sub>差立候由承り候間、只早々ながら荒々如此御座候。 尙追便御厚禮可<sub>レ</sub>申上候。 恐々謹言。

二月十三日

菊池源吾

稅所喜三左衛門様

大久保 正 助様

追啓上吉井有村へは別紙認兼候間宜敷御傳可被下候。後便  
細事可申遣候。

(7) 吉井友實  
(8) 有村は後の  
海江田信義

(荒井初太郎氏所藏)

【解説】 此書は安政六年二月十三日、大島の龍郷より出した手紙で、税所、大久保兩友の書に答へたものである。蓋大島より友人に宛てた最初の手紙である。「島によめじょたち云々」これは隆盛が友人に對して發した諧謔である。言換ふれば島によめじょ等、京大阪などの女の及ぶ所ぢやない。垢の化粧一寸許、手の甲から先は入墨をしてアラヨウとある。友人福島矢三太が病氣で死にかゝつてゐたのを逢はずに大島に來たことをくやんだのである。此人は西郷、大久保などの親友で有望の人であつたと云ふことであるが不幸にして早死した。

本文には着島後の境遇、民情等を叙し、藩吏の苛政に言及し、不用意の間に人を愛し、衆を憐む翁の本領をあらはしてゐる。肥藩の議論以下は來書に對する返事である。中に「決

して我藩より事を擧候儀は出來申さず云々」は當分薩藩が中央の政界に乗り出して勤王することは叶ふまじと嘆聲をもらしたのであるが、併し絶望はしてゐない。時運を待つより外なしとある。京都の方伏拜云々は尊皇の至情を察すべし。正助即ち大久保より鉛を送りし禮を云うてゐる。鉛は鳥打のため銃丸製造の原料である。當時銃丸は極簡単な銃丸製造器で自ら製作したのである。

# 二八 吉田七郎への書

安政六年四月二十一日

霖雨難<sub>レ</sub>凌御座候得共、彌以御安康可<sub>レ</sub>被<sub>レ</sub>成御座珍重の至に奉<sub>レ</sub>存候然ば先達て參樓仕候砌は、多人數にて別て難<sub>レ</sub>有御厚禮申上候。誠<sub>ニ</sub>土産迄頂戴仕、重々御禮申上候。 儲卑生潜居の始末御願申上置候處、御達の趣承申候處、家米被<sub>レ</sub>成下候一條は相定候向にて御座候得共、些と相違の譯も有<sub>レ</sub>之かに奉<sub>レ</sub>存候間、乍<sub>レ</sub>不<sub>レ</sub>成合左の通御尋申上候。

一 是迄龍郷に守衛方杯被<sub>レ</sub>罷在候節は、家米被<sub>レ</sub>成下候へば鍋半釜等の類は家の亭主より入付候仕來<sub>レ</sub>の由にて、其振合を以て相

達候向にて、鍋半釜等は御物御下米の内より家の亭主に申受候節に吟味仕候由に御座候。如何様相成候ても卑生におひては、事缺き不<sub>レ</sub>申候へば相濟儀に御座候得共、家の亭主に餘計の迷惑相掛候儀、不本意の至に御座候間、其儀は先以て見合置吳候様申置候。左候へば鹿兒島へ申遣置候付、其内は今成にて相濟せ可<sub>レ</sub>申考に御座候間、左様御思召可<sub>レ</sub>被<sub>レ</sub>下候。

一 薪の儀何様共承知不<sub>レ</sub>仕この事に御座候間、是又御達相成候處奉<sub>レ</sub>願候。是迄取入居候儀にも御座候間、早速より入付の事にいたし度候に付御願申上候。

一 油鹽類の儀は決て申出候事は不<sub>レ</sub>仕候間、左様御思召可<sub>レ</sub>被<sub>レ</sub>下候。

一 丹荷<sup>(1)</sup>一荷は役所に不用のもの有<sub>レ</sub>之由にて入付相成申候。夫

(1) 水桶のこま

許りにて御座候。

右の件々何卒御吟味次第、卑生より何様成共申上候譯は無御座候間、御書付を以當方役所に御達被成下度御願申上候。左候て餘り申上兼候へ共、先日御口先にも承知仕居候間、遠島人同様にはいたし間敷こ一口御達被成下度、同様にしたされ、たまり兼候儀多々候故、漸く腹を据へ候事に御座候。右様の事迄申上候儀恐入候譯に御座候へ共、何卒御高察可被成下候。

一 龍郷には迎も居られざる所に御座候。只物數奇計にても無之、<sup>(2)</sup>旁のし不<sub>レ</sub>申候儀のみ有之、込入候存念如何共止、不<sub>レ</sub>申候間、何卒追て場所替御願申上候様可仕候間、左様御納得可被成下候。乍末筆先日蠟燭御願申上候處、過分に御惠投被成下別て難有

(2) 「のし申さず」はたまらぬ、忍びかれるの方言

御厚禮申上候。是以て少々餘計も有之候處、諸方より被<sub>レ</sub>申越<sub>レ</sub>候て無<sub>レ</sub>據差遣候。自由の儀早速申上候て難<sub>レ</sub>有御厚禮申上候右の通御自由の儀以參御願可<sub>レ</sub>申上<sub>レ</sub>筈に御座候得共、濕氣にて鹽物相絶ち候て、キケンボウ服用仕候處、頓<sub>レ</sub>元氣相衰へ臥居候位に御座候間、乍略儀以書中奉願上候。追て拜面の上御厚禮可<sub>レ</sub>申上候。恐惶謹言。

四月二十一日

菊池源吾

吉田七郎様

【解説】 此書は謫居中の待遇、給與品の事について、島役の吉田七郎に照會、且依頼したものである。書中に遠島人同様にされて困ることがあるから、遠島人同様にはいたしまじく



と一言御達し下さいとある通り、此時即ち初度の大島在住は遠島と云ふ譯でなく、大島に遷居させるといふ位の程度のものであつたことが明かである。なほ、此前後の書信に見える日常生活の有様、給米等によりても、その事情がうかゞはれる。此書中に、龍郷に居るのは不快にたえぬことであるから、追て他に場所をかへていたゞくやうに出願いたしたいとあるが、遂に變更されなかつた。

## 二九 大久保正助外三人への書

安政六年二月七日

暑氣甚敷御座候得共御揃御安康可被成御座珍重奉存候。隨て豚生無異罷在申候間乍憚御安慮可被成下候。陳ば御銘々様より御品々御惠投被成下別て難有奉厚謝候。扱時勢如何に御座候哉唯案勞此事に御座候。反行の者一左右如何に御座候哉此一策實に難有志の實情も相通し至極の上計と奉存候。異儀に拘居候ては大要を失ひ候儀案中の事に御座候間必御異論不被成處たつて奉願候。御存の通五六ヶ年<sup>(1)</sup>有志の膝下に罷在候處此けこふ人の交如何にも難儀至極氣持も惡敷唯殘生可恨儀に

(1) 江戸に於て天下の有志と交つて居たことを指す

御座候。何卒天定<sup>たまひ</sup>候期仰居候。水餘程責付られ候様子必潜龍の伸あらんかど、却て樂居候事に御座候。いらざるくり事に御座候得共、折角忠節の相立候處御願申上候。此旨荒々御禮迄如此御座候。恐々謹言。

六月七日

菊池源吾

大久保正助様

税所喜三左衛門様

吉井仁左衛門様

有村俊齋様

追て御連名御仁免可<sup>レ</sup>被<sup>レ</sup>下候將又當地にては如何様の儀も難<sup>レ</sup>計御座候間、御書面の儀は三日程拜誦仕、早速焼方仕候間、必御

懸念被成下間敷候。其外同社中へ宜敷御傳可被下候。

(島津忠承公爵家所藏)

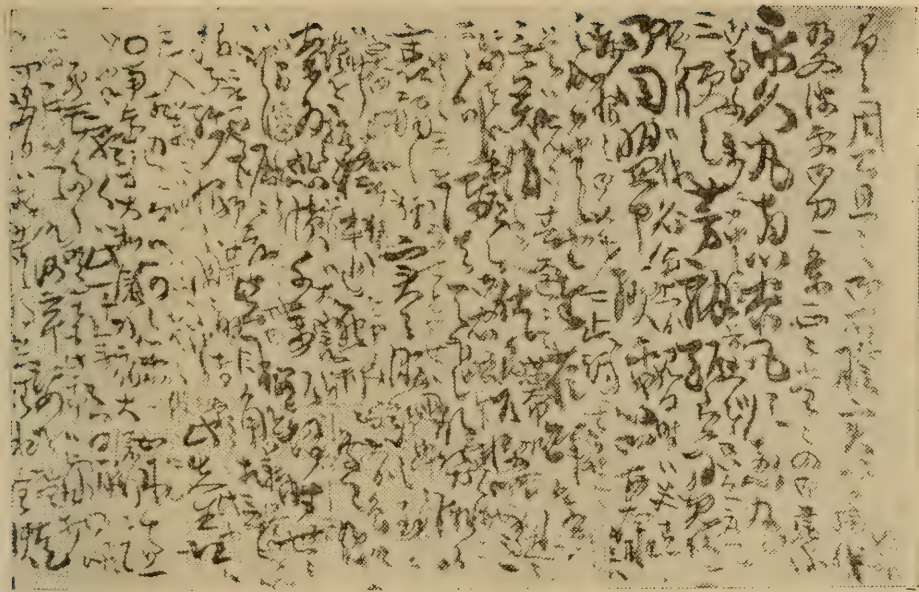
【解説】此書は安政六年六月七日、大島より鹿兒島の友人久保利通(篤吉井友實)有村(海江田信義)の四人に贈つたものである。反行の意味まだ詳ならず「異議に掲居候ては大要を失ひ候に付云々」は、小異を捨て、目的を果たすやうにとすゝめたもの。○けとふ(毛唐)人は異郷の島人をさしたるもの、南島の謫居にたへず「殘生恨むべく、天定期候時を仰ぎ居る」とあり、召還の希望を陳ぶ。○水云々は幕府の水戸に對する壓迫甚しき山なるが、却て他日潜龍の大に伸ぶる時あらんかと楽しみにしてゐるといつてをる。○追て書きを以て見れば、四人より機密にわたる國事を常に通知してゐたことがうかがはれる。それを三日程見て焼くから安心せよとある。なほ知らせよと云ふ意が言外に見える。

### 三〇 大久保正助外三人への書

萬延元年六月二十八日

尙々周公旦の御忠膽實に奉感佩候。將又波平御刀一條、正々堂々の御建議御尤千萬に御座候得共、夫を只今取て返し候儀名分上より見る時は必ず殘恨の御次第可止譯に無御座候得共、是は先づ其通にて慕え阿從の姿を以本道の御忠略奉願候儀に御座候。夫をなぜと申せば國奸より慕へケ様と申込候て夫より色々讒を構候節は大害を引出し可申候間、隠然として御耻を義舉を以被取返候御謀略奉願候。此ぶた不入儀に御座候得共考の儘申上候。○南島にも大和流行病大流行

(1) 薩摩の刀鍛冶



にて死亡多く野生も此節は被相  
打四五日は相苦候得共無程全快  
當分は先づ靜り候向に御座候。

永久丸惠泰丸順惠丸三便の芳翰難  
有拜見仕候。御同盟中様彌以御安  
康被成御座候由奉雀躍候。隨て野  
生無異消光仕候間乍憚御安意可被  
下候。陳者天下の形勢漸々衰弱の  
體實に慨歎の至に御座候。橋本迄  
死刑に逢候儀案外悲憤千萬難堪時  
世に御座候。堀にも些目角相立候

(2) 橋本左内

(3) 堀忠左衛門(後の伊地知貞馨)



御座候。然處不容  
 易。御直書迄の一條夢々如斯時宜に及  
 申間敷。考居候處何とも難有御事  
 只々此死骨さへ落涙仕候儀に御座  
 候。畢竟諸君の御精忠感應と飛揚  
 仕候次第に御座候。御國家の柱石  
 に相成れこの御文言奉恐入候御事  
 に御座候。御請書に付て野生名前



少振品御座候は、御事何とも  
候譯に御座候。○到是何分より以難  
有御儀には  
主上確乎被爲涉候この御事何とも  
難申  
本朝の大幸と奉仰候御事に御座候  
○水<sup>(4)</sup>陳所を引候始末表に弱を顯し  
候姿にて勃興の機相見得候事か一  
向見留難付候儀と奉存候。御正義  
の諸侯も必氣を奪候半と遙察いた  
し居申候。○野生御呼返し無之儀は

(4) 水は水戸藩陣所は長岡に於ける土戸藩士の屯所

# 大正を告げ

御座候に被拒候哉殘情此事に御座候  
 早捨切居候命爲何生ながれ候哉息  
 の有限は微忠を奉獻候心掛計にて  
 かく罷在候事に御座候間是非何様  
 の儀有之候共只々忙然と變を待可  
 申哉罷歸さへ仕候得ば彌事を起可  
 申候間其見込を以一日なり共引延  
 し候策か何分御知らせ可被下候  
 大正阿氣の毒千萬の事に御座候  
 右の通荒々御報迄如此御座候  
 恐々謹言

何方に被拒候哉殘情此事に御座候  
 早捨切居候命爲何生ながれ候哉息  
 の有限は微忠を奉獻候心掛計にて  
 かく罷在候事に御座候間是非何様  
 の儀有之候共只々忙然と變を待可  
 申哉罷歸さへ仕候得ば彌事を起可  
 申候間其見込を以一日なり共引延  
 し候策か何分御知らせ可被下候  
 大正阿氣の毒千萬の事に御座候  
 右の通荒々御報迄如此御座候  
 恐々謹言

(5) 大山正四 (綱良)

二月二十八日

菊池源吾

大<sup>(6)</sup> 稅有吉様

御直書拜讀仕候て

思ひ立君が引手のかふら矢は

ひと筋にのみいるぞかしこき

一筋にいてふ弦のひびきにて

きへぬる身をもよひさましつゝ

追啓上皆々様色々御丁寧の御品々御惠投被<sub>レ</sub>成下誠<sub>二</sub>に難有仕  
合御厚禮申上候。永樂丸儀は琉球におひて破船にて御座候  
由。肥永岡<sup>(7)</sup>大人死去の段津田<sup>(8)</sup>書面にも細々實悲涙の仕合個  
様の衰微の世上人傑悉なくなり候儀可歎可<sub>レ</sub>悲。

(6) 大は大久保、稅は稅所、有は有村（後の海江田）吉は吉井四人を一人の名の様にしたのは奇抜な趣向

(7) 長岡監物 (8) 津田山三郎

【解説】 此書翰は萬延元年二月二十八日、大島より例の鹿兒島の親友大久保、税所、有村、吉井の來書に答へたものである。此書を解するには豫め少なくとも次の事情を知らねばならぬ。大久保等鹿兒島の勤王志士が突出（脫藩の事）して王事に盡さうとする計畫は安政五年の冬、隆盛が南遷の前既にこれありしこと、前に掲げた長岡監物へ贈る書、外一二通の書に見えてゐた通りであるが、その機會が容易に來なかつた。然るに安政六年の秋頃から突出の時機が切迫し、十一月初めに至つては既に突出せんとする形勢に至つた。水戸藩士との約束もあつたのである。然るに此事が藩主忠義公の耳に達したので、忠義公（當時、茂久）は早速實父久光公に相談されて、自筆の諭告書を大久保等一派のものへ下された。その文は

方今世上一統動搖不容易一時節にて萬一時變到來の節は順聖院様御深意を貫き以國家可抽忠勤心得に候各有志の面々深く相心得國家の柱石に相立我等の不肖を輔不汚國名誠忠を盡吳候様偏に頼存候仍て如件

安政六年己未十一月五日

誠忠士面々へ

茂久花押

斯様に、順聖院（齊彬公）公の遺志を繼ぎ、その深意を貫くやうに薩藩を提げて天朝に忠

勤を抽んづる考であるから、各其意を體し、國家の柱石に立ちて我等の不肖を輔けてくれといふ親切な諭告書であつた。藩主がその臣下の志士一派に對して、かゝる親切な諭告書は破格の事で例のないことである。そこで志士一同感涙して脱藩を思ひ止まり時を待つことになつた。其際同志四十幾人連名の請書を上つた。その筆頭に隆盛即ち菊池源吾の名をも加へて差出したのである。その報知に接して報答した手紙が即ち此書である。尙々書の中　○周公且之御忠膽とあるは、久光公が忠義公を輔佐し、齊彬公の遺志をつぎて立たれたのを周公且に比して大久保等より通知があつたのであらう。久光公が忠義公を補佐されるやうになつたのは安政六年九月に老侯齊興公薨去後のことである。即ち齊彬公薨去後一年餘にして、はじめて忠義公の後見となられ、そこで家老島津左衛門久徵が退き、久光公指揮の下に政事が行はるゝやうになつた。波平御刀一條とあるは齊彬公在世中、薩藩の刀鍛治波平に刀を鍛へさせて、孝明天皇に献上するやうに近衛家と約束して居られたのを、幕府の嫌疑を恐れて折角京都へ上ほせてあつた右の刀を持ち歸らしめたその事をさすのである。

本文には先づ橋本まで死刑にあひしことを悲憤し、堀にも嫌疑がかゝりし由をいひ、雄心勃勃々、召還を希ふの意をもらし、次に前述の藩侯直書のことを叙し、喜悅の情が漂うて居る。

次に「水、陣所」は安政六年十二月以來水戸藩の激徒が勅書返納を拒みて長岡に屯集して居た。それを指す。此書中その陣所を引いたのは弱を顯はして勃興する意かと推測してあるが、水戸の激派が長岡の陣所を引上げたのは此書の日附（二月二十八日）の前數日の事であるから、其通知は鹿兒島へも達してゐない。況んや、大島をやだ、されば誤傳にて水戸の激派が長岡を引拂つたといふ通知を得て斯様にいつたものであらう。大山正阿彌（正圓即ち後の大山綱良を指す）が戊午の獄で、國許永押込に處せられたのを氣の毒千萬なりといふたのである。

「御直書を拜讀仕候て」とありて二首の和歌をのせたのは隆盛が如何に感激せしかを見るべきである。追啓の中に長岡監物の死を痛嘆して居る。又津田の書面のことが見えて居る。親戚などの手を経て大島まで送つたものと見える。

### 三二 堀、大久保への答書

萬延元年十一月七日

尙々正助様より御送物毎々難有御厚禮申上候遠方に着島にて書狀のみ相達候。

御兩公の御細翰難有拜見仕候。只々早船の一左右相待居候處天下の形勢も相分追々正義に向候模様御同慶奉存候。不相替御同志中様方御壯榮奉欣賀候。隨て小弟無異消光仕候間乍憚御放慮可被下候。陳ば水老公御逝去實爲天下悲痛此事に御座候。治世の運數極に至り最早亂に入候儀無相違譬一橋越公の御方々御出世に相成候ても事遲如何に御聰明の御方々迎も用

(1) 水老公徳川齊昭萬延元年八月十五日薨去

(2) 一橋慶喜

(3) 松平慶永(春嶽)





万が一の事ありては、  
 相祈居候處、案外御出府も、不相  
 調由無致方御事に御座候。當  
 分の處諸藩より盡力の方遣も  
 有御座間敷哉、皆々手をひいて  
 靜居候様子に被相伺候。水藩  
 の儀彌大破に及、有志紛々必敵  
 を被打可申殘恨此事に御座候。  
 願くは高橋隱然として罷在候  
 はば少しは策も出候はん。亡  
 命の姿に相成候ては、是以致様

(5) 高橋多一郎



堀仲左衛門様

大久保正助様

追啓外様方に宜敷御傳可被下候。

(島津忠承公爵家所藏)

【解説】此書は萬延元年十一月七日、大島謫居中、鹿兒島城下の盟友堀仲左衛門(後の伊地知貞馨) 大久保正助(後、一藏利通)の來書に答へたものである。

先づ水戸老侯齊昭の死を悼み、次に南島から眺めた時勢觀を述べて、最早、天下は治世の運數が窮まつて、亂に入るの外は無いと論斷し、又、外國中、最も先に手を出すものは英國だらう。萬一の場合、舉國一致の防禦が出来さうにもない、さて、つまらぬ世態ぞとある。それから堀は疾くに江戸に出て、彼是奔走中と思ひ居りしに、案外出府も叶はぬ様子致方ない事である。と言外に藩政府の消極的政策をあきたらず思つてゐる様子が見える。又、當分のところ諸藩何れも手を引いて形勢傍觀の體かといひ、又、水戸藩のことについては、彌内情大混雜とうかゞはれる。これでは櫻田の仕かへしをされはすまいか残念なこ

とである。若も高橋が後ろ立になつて居たら、策もあるだらうが、これも亡命の姿では仕様がなない。(高橋多一郎は既に此年三月二十二日に大阪で自刃してゐたので、ゆるが、隆盛は此時まで、未だそれを知られなかつたと見える) きつと收拾すべからざる勢になるだらうと遙察する。時に彦根の様子は如何と問ひ、さて、我が國昨今の勢、清國の覆轍を踏まむとする次第で、眞に千秋の恨事である。又々追々様子を知らしてよ、とあるなど、身は南島に蟄居するも、志、常に天下に存し、巨眼を開いて宇宙の形勢を察してゐたことがうかゞはれる。

三三 稅所喜三左衛門への書

萬延元年十一月七日

芳翰難有拜承仕候。愈以御壯榮御上坂迄被爲在候由、噫哉御大儀千萬御秘人様にも御快方奉賀候。隨て小生無異儀罷在候間乍憚御安意可被下候。陳は天下の形勢追々正論の模様恐悅の至りに御座候。只々一左右待兼候處、快事共御同慶奉存候。兩三奸

神罰の次第、左も可有譯ながら、神州地に落不申難有儀に御座候。琉球登汐掛にて、荒々如此御座候。尙來陽早船より可奉得貴意候。頓首。

(1) 夫人を指したるものか

十一月七日

菊池源吾

稅所喜三左衛門様

追啓上當分は獵方にて晝夜差はまり居候處、消悶鬱を凌候事にて、大元氣罷在候間少しも御案被下間敷候。

(島津忠承公爵家所藏)

【解説】 此書は前書と同時に稅所喜三右衛門篤に遣はした返書である。「兩三奸神罰」事情未だ詳ならず。「琉球登汐掛」とは琉球より薩摩へ登る船の大島に滯泊して居るものをいふ。その船を訪問して、船上にて此書を認めたものと見える。

### 三三 稅所、大久保兩氏への書

文久元年二月四日

尙々野生には不埒の次第にて正月二日男子を設け申候。御  
笑可被下候。

春暖罷成候處彌々以御安康御起居の段奉欣賀候。隨て小弟無  
異罷在申候間、乍憚御安慮可被下候。陳ば天下の形勢益衰弱に  
成立候由實に歎息の至に御座候。

京師の御様子難有次第感涙袖をひたし候儀に御座候。昨日は  
斬姦の一回忌にて、早天より燒耐吞方にて、終日醉居申候。扱野  
生一條に付ては始終御配慮被成下何共難有御厚禮申上候。迎

も當年中には被<sub>レ</sub>召歸候儀も六ヶ敷明め居申候。一崩<sup>ツミ</sup>崩立候は如何可有御座候哉、無<sub>レ</sub>此上御手を被<sub>レ</sub>爲<sub>レ</sub>懸候儀身に餘り候事に御座候。少しも御手の延不<sub>レ</sub>申處、色々考候儀無<sub>レ</sub>御座候間左様御納得可<sub>レ</sub>被<sub>レ</sub>下候。當分は余程有志の方々出來候由、大慶の事に御座候。私には頓<sub>レ</sub>島人に成切り、心を苦め候事計に御座候。

一喜三左衛門様え申上候。順惠丸船頭方より大<sup>(1)</sup>ヅ壹俵寄替相頼候處、受合候て相究候間證文は貴兄え宛差遣候付、愚弟え申付、右代金早々相渡候様御願申上候。愚弟方えも委敷申遣候間、尙又御達可<sub>レ</sub>被<sub>レ</sub>下候。豚肉少々差遣候間、御寄合御開<sub>レ</sub>可<sub>レ</sub>被<sub>レ</sub>下候。

一正助様御方より煙草過分御送被<sub>レ</sub>下別て難<sub>レ</sub>有頓<sub>レ</sub>引切居候處、誠に珍味仕、御厚禮申上候。

(1) 大豆



一武<sup>(2)</sup>二様、金<sup>(3)</sup>之進様、田邊行と申人え細々御頼被下候儀、別て難有御厚禮申上候。恐々謹言。

二月三日

菊池源吾

税所喜三左衛門様

大久保正助様

(島津忠承侯爵家所藏)

(2) 有村武二(俊齋の改名後の清江田)

(3) 山口金之進か

【解説】此書は文久元年三月四日、大島より在鹿兒島の税所、大久保兩氏へ贈つたものである。京師云々は聖上の思召について何か報知に接して答へたのであらう。「昨日は斬姦の一回忌云々」櫻田の事を、如何に喜んだかゞ見える。「野生一條」の一節は大久保等が隆盛召還の運動を頻りに行つてゐた事がうかゞはれる。「喜三左衛門様へ申上候云々」大豆壹俵を鹿兒島の私宅へ送るについて依頼したのである。特に税所へ依頼したのは

氏が三島方の役人で船の方に便宜があつたからであらう。○武二様、金之進様云々の事情はよく分らぬ。

尙々書に野生には不埒の次第にて男子出生云々とあるは菊次郎氏の誕生を報じたのである。

### 三四 木藤市助への書翰

文久二年三月廿九日

只今御沙汰の趣篤と談合仕候處、田中先生方御同居の方可宜可宜。  
若哉御差合の儀も御座候はば又外え見立可申か。無左候はゞ  
却て御仕合の事かと奉存候。就ては宿屋方明日晩方より關東  
え御發足さか、何か名を被付、暮時々分より田中方え御差向御出  
被下候様御願申上候間、右の趣委敷御申入可被下候。此旨荒々  
如斯御座候。已上。

三月廿九日

大島三右衛門

木藤市助様

【解説】 此書は文久二年三月廿九日、大阪で木藤市助に贈つたものである。木藤も寺田屋騒動に出て居る。此時代如何にして大阪にゐたか未だよく分らぬが、とに角隆盛に一身の進退を相談する所があつたと見える。そこで隆盛は關係者と談合の上、田中先生（河内介ならん）方と同居の方がよからうと、本文の如くすすめてやつたものと見える。

元來、寺田屋事變前後に於ける隆盛の書翰は別に一時代を設けて掲載すべきであるが、此一通しか見出さないのので、假に第一謫居時代の後に附けて置く。さて、此に至りて初めて大島三右衛門といふ名が現はれて來た。

これは此年正月なほ南島謫居中の隆盛の召還の命が下つた時、姓名を改めて鹿兒島に歸來するやうにといふことであつた。そこで、改名の事を大島見聞役の木場傳内に相談したところが、大島に三年居たから大島三右衛門と名乗つたら如何と言つたので、それに決したといふことである。世間には大島に三度流されたから大島三右衛門といつたといふ説が行はれてゐるが、隆盛は二度しか流されてゐない。而かも第一次謫居から召還された時、既に此名になつて居るのであるから、其説の謬れることは明かである。

第二次謫居時代



## 第二次謫居時代 小引

隆盛が文久二年二月大島から鹿兒島に歸着した時は、久光公が、表向、藩主忠義公の名代といふところで一千人許の兵を率ゐて江戸にのほるといふ議が定つて、其準備中であつた。而して右東上の眞の目的は朝廷と幕府との間柄を調停して、皇國の基礎を固くしやうといふにあつて、先君齊彬公の遺志を繼紹する考であつたのである。ところが隆盛はそれに反對して、別に獻策をした。其ために上京の期日は延びたけれども、彼の策は遂に用ひられなかつた。併して天下の風雲如何にも急な模様であるから是非奮起するやうに、と勤められたので、彼は止むを得ず、村田新八を伴ひ、久光公に先立ちて上京の途につき、京攝の間に志士と接觸してゐたが、忽ち久光公の怒に觸れ、再び南島へ謫せられることになつた。その理由について隆盛自身の感じたところは、後文久二年六月末隆盛が木場傳内に遣はした書面に詳しい。

さて、此時代は文久二年四月、大阪より西下を命ぜられた時に始まり、元治元年二月召還を命

ぜられて同月末歸麿の時まで一ケ年十一ケ月にわたるのであるが、其間に居所にも、罪名にも變動がある。即ち最初文久二年六月、山川港で受取つた藩命には別に理由はなく、たゞ徳之島に遣はさるゝといふことであつた。それから六月十八日に徳之島へ着いて、岡前村に居て謹慎してゐると、八月になつて改めて沖永良部島に遠島入牢の藩命をうけた。隆盛が本當に罪人扱にされたのは此時からである。閏八月中旬沖永良部島和迫村に一小牢舎を新築して其處に入れられ、牢中では讀書と習字と作詩に日を送り、又子弟に書を教へてゐた。そのために隆盛は非常な學問をした。修養を積んだ。翌年七月英艦が鹿兒島に來襲した風聞が達すると、隆盛は大に緊張し、村吏土持政照等到大義を説きて造船の計畫をなし、萬一の場合には出陣しやうとしてゐた。それら詳細の事は皆後に記載する文書に見えてゐる。

隆盛が入牢の命を受取ると其瞬間から最も神妙な囚人となつた。もとよりいかめしい監獄があるではなし、獄吏も居なければ獄則も無かつたが、隆盛を最も能く監視したのは、唯、彼自身の内であつた。村吏で監視の責任者であつた土持政照等が、隆盛の健康を氣遣つて、少しは牢外に出て散歩でもしたら如何かと屢すゝめたけれども、隆盛は決してそれに耳を傾けず、狭苦しく蒸あつ、しかも糞尿の臭氣紛々たる中に安然として座してゐた。政照遂にそれを見かねて藩吏の許可を得、座牢を幾分か廣く且つ衛生的に改築してやつた。隆盛が牢外に出た



ことは、右座牢の改築中大島在番附役横山清藏の預りとなつて、その家に謹慎してゐた間だけであつた。

此間の姓名は最初は大島三右衛門であつた。大島三右衛門と姓名をかへてから一旦、上方まで行つて、再び南島にかへり、徳之島に居る間は其名を用ひた。徳之島から沖永良部島に移される時に、大島吉之助と改名した。それも後の書翰で明かである。此時代の書翰は大島三右衛門と署名したものが四通、大島吉之助又は單に吉之助とあるものが十一通、他に土持政照の名を借りて認めたものが二通、總計十七通ある。

なほ又與人横目役大體及び社會趣意書は、書翰ではないけれども書翰文體で書いてあるし、第二次謫居中のものであるから是又便宜上此に編入した。





海に旅をのぞくは、  
 ありは、  
 心也し、  
 祈し、  
 何れも、  
 三つ、  
 のり、

わが島、

花長元

此の後の事、

成不幸の身の上我ながらあきれ居  
 候事に御座候。委細は宮登喜<sup>(2)</sup>より  
 御聞取可被下候。在島中色々御懇  
 志の段忘却不致、厚く汲受居申候。  
 子供儀も不相替御丁寧被成下候由  
 誠に悦敷御禮申進様無御座候。又、  
 私徳之島え参候段承候はゞ是非罷  
 渡度この儀も申出候はん、必不参様  
 屹と御申付可被下候。跡の儀は桂<sup>(3)</sup>  
 氏え細事相頼候間、何にても遠慮な  
 く彼方え申出候様、御申付可被下候。

(2) 宮登喜は龍郷の住人にて隆盛に随従して内地に渡りしもの

(3) 大島在番役桂右衛門(久武)

此旨荒々御禮答、且一左右迄如此御座候。以上。

六月卅日

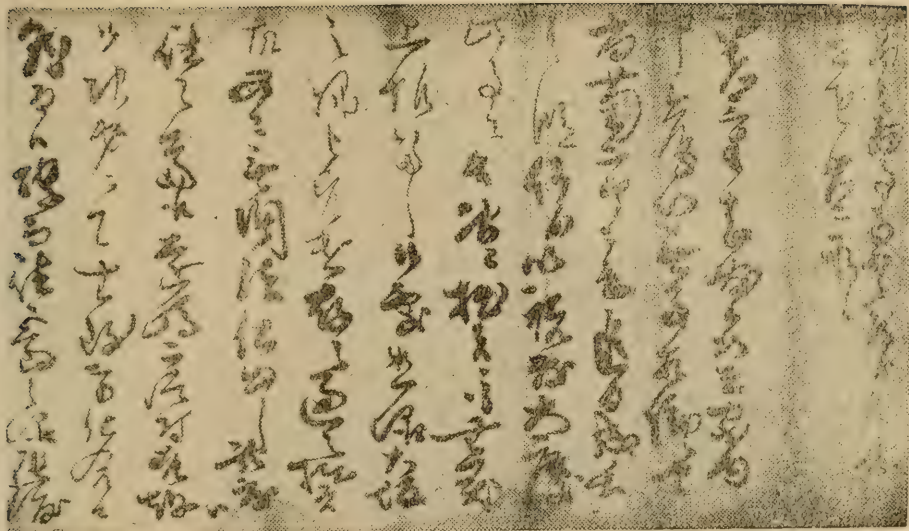
大島三右衛門

藤長衆

追て枝か那にも宜敷御傳聲可被下候。

(西郷從徳侯爵家所藏)

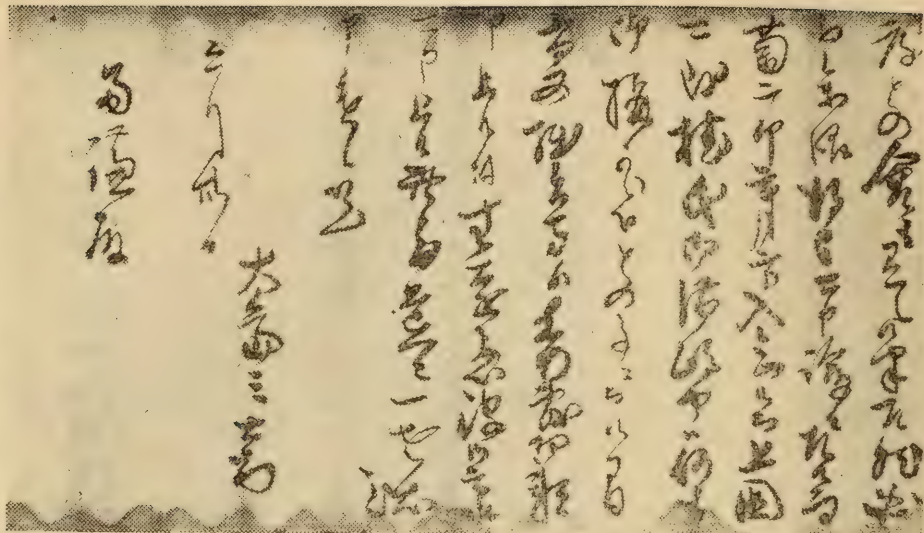
【解説】 此書は文久二年六月三十日、徳之島岡前村から大島龍郷の藤長に贈つたものである。又失敗して徳之島に配流された事を報じ、且妾や子供の事を依頼し、徳之島へ自分が参りし事を聞かば、彼女は是非参りたいといふであらうが、來ぬやうに屹と申しつけてもらひたい。復、跡の世話は桂氏に頼んであるから、遠慮なく彼方へ申出づる様に言つて貰ひたいとある。隆盛は此年四月に大阪から薩藩へ護送され、山川港で久しく命を待ち六月に徳之島へやられて、此時は岡前村といふ所に落ちついてゐたのである。追書の枝がなは隆盛の妾の母宛名の藤長は父であるといふ説もあるが末だ判然せぬ。前後の文面によれば岡前村の村夫子らしくも見える。衆は彼地にて敬意を表する語。



### 三六 兩謙への書

文久二年六月三十日

暑氣甚敷候得共家内中愈以無事相働  
 候由、尙菊二郎にも追日成長の段何よ  
 り以悦敷、大慶此事に候。次に拙者に  
 も無異上帆いたし候處、直様大坂の様  
 被差遣存の通の拙者故、又々無調法仕  
 出し、此度は徳之島え遠島被仰付、差越  
 候次第にて無致方仕合候。就ては決  
 て徳之島の様罷渡度この含も有之候



はん乍然必不參樣得可申諭候。左  
 候て菊二郎育方入念候て上國可致桂  
 氏御滯島中は何も御構可被下この事  
 にて候間尙又拙者方より委敷御頼申  
 上候付無遠慮彼御方え可申上候。  
 此旨荒々一左右迄申進候。以上。

六月卅日

大島三右衛門

兩謙殿

【解説】此書は前書と同日、同處へ向けて發送したもので、宛名の兩謙は隆盛の妾と親近のものに相違なきも、其關係未だ明かでない。用向も殆ど前書と同じであるがたと本書には少しも敬語を用ひてない。

## 三七 木場傳内への答書

文久二年六月（三十日か）

【解説】此書は徳之島の岡前村から大島にゐた木場傳内への返書である。恐くは前の藤長への書面と一緒に大島へ發送されたのでその日附は矢張六月三十日頃であつたらうと思ふ。本書の冒頭に當月十一日付の御懇札同二十三日朝相届と見えて居るから、それから三十日迄のうちに認められたものには違ひないのである。木場傳内は隆盛が大島に居た時からの、大島の見聞役で大島在島中非常に世話になつてゐたのである。大島より召還されてから幾くもなく再び徳之島に流されたについて、木場より懇切な慰問の手紙をよこして事情を尋ねて來た。それに對して、大島出發後今日に至るまでの事情を詳しく認めて送つたのが即ち此書である。勿論藩廳に對しての辯明でもなければ抗告書でも無い。隆盛が一友人に告げて、天地間に残した唯一の辯明書である。とに角、今日吾々が當時の事情を隆盛自身から聞くことを得るのは此手紙があるからである。長文であるから特に説明を要する箇所は文中に挿むことにする。



當月十一日付の御懇札、同廿三日朝相屆難有拜讀仕候。實に御  
馴ケ、敷繰返し卷返し候。私斯く罷成候形行は決して不申上考に  
御座候得共、如何様の御疑迷も難計、御安心成兼候事と無據委細  
申上候間、御一讀後、丙丁童子に御與へ可被下候。島元より相考  
候よりは雲泥の違ひにて御府内都て割據の勢に相成居、頓と致  
し様無之模様故暫くの間觀察仕候處、當時の形勢少年國柄を弄  
し候姿にて、事々物々無暗な事のみ出候て政府は勿論諸官府一  
同疑迷いたし、爲處を不知勢に成立ケ様の事は是で引結び、此處  
で成るものといふ事は全く不知、志は能く向候ても所置に至て  
疎く俗人の笑ふ事多く、君子の賦に候得共爲す處至て賤敷手の  
み相見得、君子の所行に無之候。所謂誠忠派と唱候人々は、是迄

- (1) 「火中して下さい」といふこと (2) 鹿兒嶋の城下をいふ  
(3) 鹿兒嶋に於ける勤王黨にて此派の人は西郷を首領と考へ居つたこの  
である此頃の藩政府は誠忠派の内閣であつた

屈し居候もの、伸候て只上氣に相成、先づ一口に申さば世の中に酔ひ候鹽梅、逆上いたし候模様にて、口に勤王さへ唱へ候へば忠良のものご心得、さらば勤王は當時如何の處に手を付候はゞ勤王に罷成候哉、其道筋を問詰候得ば譯も分らぬ事にて國家の大體さへ、ケ様のものご明めも不出來、日本の大體はこゝごいふ事も全、存知無之、幕の形勢も不存、諸國の事情も更に辨へ無之、そふして天下の事を盡そふごは、實に目暗蛇をぢずにて、仕方もない儀に御座候。然處小弟儀

順聖公の被召仕候この趣世間に相響居、此ものが歸りたら、決して事柄も變ろふご、あてに相成候鹽梅にて、もふは博奕も打られ候向に無之、是が幸中の不幸に御座候。餘り高く直段を付られ

高橋 土官 久光 公 御 参 府 に 付 御 大 策 之  
 申 儀 有 之 是 は 三 四 輩 の 處  
 之 候 由 然 處 着 涯 小 松 家 之  
 會 し 候 様 承 り 大 久 保 同 伴  
 參 候 處 中 山 尙 之 介 參 會 有  
 之 四 人 會 席 に 付 御 大 策 の  
 趣 承 候 處 此 節 是 京 師 迄 一 橋 越 前 御 後  
 見 御 政 事 御 相 談 役 之 中

込り切たる事に成立候。

一 泉公御参府に付御大策之

申儀有之、是は三四輩の處

にて極秘蜜の事にして有

之候由、然處着涯小松家之

會し候様承り大久保同伴

參候處中山尙之介參會有

之、四人會席にて御大策の

趣承候處、此節は

京師迄にて、一橋越前御後

見御政事御相談役と申

(5) 久光公 (當時島津和泉) (6) 小松帶刀 (御側役) 邸  
 (7) 大久保利通 (御小納戸) (8) 中山尙之介 (久光の信任を得て、此頃最も權力があつた) (御小納戸)

勅御申下しの御事と承候付、委敷承候處、頓と返答さへ出來兼隨分の御大策も取處無之鹽梅に罷成候。私より問掛候は右の

勅を御下し相成候には手づるご申もの無之ては迎も出來不<sub>レ</sub>申夫は閣老の處え委敷申込候て、ケ様に成され候はご請合て盡すと申事、能々地盤を居へ不<sub>レ</sub>申候ては出來申間敷、夫は如何に候哉と承候得ば、全く手は付居不<sub>レ</sub>申、左様なら幕府にて甘く御返答申上候て、始終

勅に不<sub>レ</sub>應候はご如何の御策相立据哉承候得ば、其時はいつまでも京師御滯の賦

京師へ一年も二年もごは御滯相成間敷、若不<sub>レ</sub>應<sub>セ</sub>日には違



御座候間、任じ吳候  
 様承候得共、是は私にては  
 迎も出来不申、いまだ御内  
 評中の儀にも有之候はゞ  
 如何様共盡し様有之候得  
 共都て仕くさらかして仕

(11) 「しまり」はしまひ「終には」の意



々右の難論申出<sub>テ</sub>其上私愚考こは大きに違ひ申候。只今の御手數は先公方被<sub>レ</sub>遊候御跡を被<sub>レ</sub>爲<sub>レ</sub>踏候御事にて、其時よりは時態も相變、

順聖公こ一様には成されがたく、江戸におひても御登城も六ヶ敷、諸侯方の御交もいまだ無<sub>レ</sub>之、一體成され方相變不<sub>レ</sub>申候ては彌成し應<sub>レ</sub>候處、見留付不<sub>レ</sub>申、いづれ大藩の諸侯方御同論御成りなされ合從連衡して其勢を以<sub>テ</sub>成され不<sub>レ</sub>申候ては相濟間敷此御方様より京師御保護被<sub>レ</sub>遊候は、勅こ一時に諸大名俄に御登城に相成速座に御扱不<sub>レ</sub>被<sub>レ</sub>成候ては迎も出來申間敷又

京師御滞に付ては必變を生<sub>レ</sub>可<sub>レ</sub>申こ委敷理を盡し申上候處、尤



去上... 御座候得共、非常の備を  
 成し、非常の事を被成候に  
 は、平常の處を以出來不申  
 若、合從連衡の策出來不申  
 候は、固く御守り被遊候  
 處、相當の御處置にては有  
 御座間敷哉、是非

御病氣の處御申立被遊、御參府御斷被成つまりにつまり候はゞ割據と申御腹合にて被爲、在度愚考の形行不殘申上候處、二月廿五日 御發駕被召延、三月十六日と相成申候。然處只この處を以策を立候様承知仕候付、二策書取を以申上候。第一策は是非御參府御延引慕えは參府に差掛候處、非常の世態にて國中の人心動立、號令をも不顧、人々踏出候勢に成立騒動可致候間、當年の處は相延、家老を以名代差登候趣を以て被召延度、御國中えは御家老中より御危おんあやぶみ申上候て御引留申上候趣、被仰達度この所置も相付申上候。第二策は是非御延引の處不爲出來候はゞ、天祐丸より關東迄御乗船にて御參府被爲、在度左候得ば違變輕重相計候得ば



志の者共御國元の様參、私には湯治留守御座候處、罷歸り承候  
 得ば右の次第にて一夕大久保參り實に心配いたし居、彌變を  
 生じ候この趣承候故、不得止出足仕候事に御座候。是より先  
 き御國家の人心不平にては治も變も出來不申、尤君子の爭大  
 幸にては無之是非兩全の策相立、久留米におひても君子の爭  
 よりして混亂に及候前車の覆轍も有之候間、是非一致して御  
 國中勤王に相成候様被成度類に切論(4)に及候處、是が畢竟一  
 惡番事と相成申候。(15)又豊州の一黨におひても起つてはなら  
 ぬと二度押、甚以テ君子の爲べき業に無之、小人の黨は利を以テ相  
 結候故、黨中の内頭立たるもの一兩人も不差障處え被爲出候  
 は、一黨致疑迷、悉く崩立可申、頓と先無し小路え追込候は、

(14) 前の首席家老島津左衛門(口置領主)の一派と誠忠組一派との軋  
 磔を憂ひてその一致を計らうとしたのが最も當路の意にさはつ  
 たこの意 (15) 島津豊州(左衛門より前の首席家老)







等郡て、堤計を以、御屋敷え、御潜め相成居候。關にて、攻前浪人平野次郎と申もの、此以前月照和尚の供いたし、御國元え参り臨終の時も、同敷罷在候人にて、夫より方々え、徘徊いたし、周旋奔走勤。王の爲盡力いたし、艱難辛苦を経候人に、御座候。右の者至極決心いたし居候故、又其方と死を共可致我等に相成候。いづれ決策相立候はゞ、共に戦死可致と申置候。勿論、皆死地の兵にて、生國を捨、父母妻子に離。

泉公の御大志被爲、在候段事、慕出掛候付、都て々様に申候ては、自負の様、御座候得共、私をあてにいたし來候故、私死地に不入候ては、死地の兵を救ふ事出来申間敷、何處話方の有志は、大坂にても、都て私より引しめ置候處、有村俊資、阿久根より、極々急



其時まで中山等當路の意趣は自分(隆盛)が兩全の策を立てたの  
 に左衛門殿一派とケルになつて久光公を悪しく申入れたのであ  
 った。思つてゐたこの處

にて京師え参り、早々御中  
 途迄又々踏返申候。其折  
 平野と川下り一緒にいた  
 し候處、私の決心を平野よ  
 り相咄候由、然處俊齋より  
 右の趣直様申上候處、至極  
 の御立腹にて、ケ様に罷成  
 申候。畢竟下之關え罷在  
 候はゞ、彼處より被差下賦  
 にて有之たる由、其時迄は  
 兩全の策を立候ば、左州の

(17) 其時まで中山等當路の意趣は自分(隆盛)が兩全の策を立てたの  
 に左衛門殿一派とケルになつて久光公を悪しく申入れたのであ  
 った。思つてゐたこの處

一列と與合何篤。泉公を御惡敷申入、私出立の前晚桂右衛門殿宅え參候儀共大不都合相成候由にて被差下筈の處、又々右の俊齋口上にて大咎に相成申候。右咎の趣は四ヶ條にて○浪人共と與合決策相立候一條○年若の者共え尻押いたし候二條○御滯京相計候三條○關より大阪え飛出候四條にて、一向胸に落不申大坂にては加藤所え潜匿、伏見にては御假屋え潜居候事にて、京師えも出掛不申、其上大坂に於て面會の人々は纔の者にて、右様の儀相計候人え取逢ひ不申、堀次郎咄に、いづれ此節京都御滯にて御盡不被遊候ては不相濟關東え御下り相成候て何にも不相成この咄は承り申候。全御滯京を計り候覺無之候○浪人共は始終私方にて押付居候て動かし不申

(18) 二三七頁を見よ



昔日に變只智術を以仕事いたし居候間、ひごく面責いたし申候。自分の身がをそろしく成るゝ術を不用候ては致方無之候間、都て取止め候様大事に懸候ては、只誠心を以不盡候ては決して不相成、譬仕損候ても誠心さへ相立候はゞ感慨して起る人も出來候間、術にては決して不相濟、尤長州永井雅樂と申大奸物と腹を合せ、與合居候間、ひごく其儀を責、若、永井と同論いたすにおひては、永井儀は長州の有志共え可刺申置候間、同論いたさば、此方におひても汝を亭主振に可致、其時は二才衆共其脇え居合候故、右の人々え可打は申候事に御座候。是も今更相考候得ば大邪魔に相成候筈に御座候。永井を打の策は實に手荒ひ様に御座候得共天下の奸物にて御座候。京師

(21) 亭主振は主人公(刺される方の)にするの意



直様堂上方御冤罪を解  
 又諸侯方も同様可致杯と  
 誠につまらぬ事計書建に  
 て薩摩と同意にて申上候  
 長州侯と連名にて可差上  
 候得共、急速の事故、其儀も  
 不相調候間、其證據には堀  
 次郎被招呼御聞取可被下  
 と申上、御聞取相成申候。  
 堂上方有志の御方々御論  
 は正敷、和宮様御下向に付



一長州えは 朝廷の御取持、諸藩とは格別の御譯合も有之、當時一向御頼に相成候譯故、

主上御直筆を以て御書取相下り候。右はヶ條書を以上記の者共も 皇朝の御爲に盡し候儀にて、誠忠を旌表いたし候様堂上方を御初、有志の諸侯方も、一向皇國の御爲に被爲盡候處、都て御打込に相成候間、本々の通被復、右の取扱いたし候役人誅罰いたし候様、又右の勅令通不應候はゞ有志の諸侯を

京師え被召違 勅の罪可正候間、其通可出來哉否可申出、この趣十五ヶ條有之候由、其儀を悉く永井は可打崩策にて相働候向御座候間、ひごく黄金を相仕ひ候由御座候。此儀は髓に長



諸君に、天下の事、少くも、  
 和向の御申下り、  
 力使つて、  
 ても、  
 一、  
 二、  
 三、  
 四、  
 五、  
 六、  
 七、  
 八、  
 九、  
 十、

州大坂御留守居、  
 兵衛と申すものより承候。  
 六戸は直々拜見いたし候。  
 由御座候。 決て行先我國  
 の爲にも、永井邪魔を可成  
 は案中に御座候。 是は畢  
 竟幕のいたい處を程能致  
 し成し、自分の功を立、天下  
 の權を可取計謀と被察申  
 候。 餘程幕府におひては、  
 此節の勅使御同伴の御一

條やかましき由に御座候○浪人共御屋敷え御引受にて御構  
ひ相成候儀、

泉公御不合點にて御座候處、堀申上候は、私御受合申上候と御  
返答申上、夫にて御安心相成候由、夫に伏見にての混雜到來い  
たし候ては、如何の申譯いたし候哉、奸人の舌頭可畏ものに御  
座候。又決して此儀も私え打かぶせ候はんご察申候。私四月  
十日罷下候様承知仕、早速船え乗付申候。至極穩蜜に被致、人  
氣混雜可致とは相考候由、然ながら私を置候ては實にせはら  
しく故、落し候向と相見得申候。落され候期は、堀は大坂にて  
は宿屋え臥候儀も不出來、若哉被<sub>レ</sub>打候はんかご臆心にて、御屋  
敷内御納戸え潜臥いたし候由、可笑の甚にては有之間敷哉、大



參申候。夫は面白きものにて只徳之島え被遣計にて羽書（たがき）を以被相達何の罪狀も不相分候。決て此節は御助米共被下候向には無之、島元におひても相愼候様、島代官より可申達との趣にて御座候故、假屋本より五里隔候岡前と申所へ潜居仕候。頓と世事を忘却仕候處何の苦も無之、尤御助米不被下儀難有次第に御座候。先、右等の形行にて、細大書盡しがたく、又(24)自心申にて能きやうに相見得候間、其處は御推讀可被下候。御存の通暴言を吐候儀は多く有之候。其罪は難逃候間、安然として罷在申候間、御安堵可被下候。

一 森山儀、私には眼病相煩ひ、養生方に上陸いたし居候處、及自及候段承り驚き候次第に御座候。私と村田儀は島方相分候得

(24) 自家辯護で自分のいふことが皆宜しい様に見えるから其邊は御推讀を乞ふといふのである







以人々をあざむき候と申ものにて

御國元迄被差下この趣を以テ船中にて私ひそかに隱然こ父子三人外  
に浪士三人都合六人被殺候由、譬偽物にもせよ朝廷え被差出  
眞偽明白御取捌き可被爲在處に、私に

天朝の人を被殺候儀、實に意恨の事に御座候。もふは勤王

の二字相唱候儀出來申間敷、此儀を若哉

朝廷より御問掛相成候はゞ、如何御答相成候ものに御座候  
哉、頓こ是限の芝居にて御座候。もふは見物人も有之間敷と  
相考申候。

一 此度勅使御下向に付ては、餘の儀にも有之間敷、勿論大原三位  
公こ申せば聞きこる慷慨家にて、如何様の御議論出候も難計、若哉

(29) 父子三人あるとあるは二人の誤なるべし



幕に於いては、益憤言出候儀相違有之間敷、逆も黄金共にては打付被申間敷、彌勅の通、相調候得ば御國家におひても御大幸（30）泉公も御大功にて、此上もなき御事に御座候。幕役は中々一通のすれものにては手も突掛られ候丈けに無之、いまだ幕情

(30) 久光公



東し立よきのとらうて候て  
 今由 昔も御座候し候て  
 沙利やあつちの事もあつち  
 今よりつちり候てを向する  
 今よりあつち候てを向する  
 ちゆふふふふふふふふふ  
 所へ候し候て候て候て候て  
 徳よのふふふふふふふふふ  
 せふふふふふふふふふふ  
 此にお相とて候て候て候て  
 まるふふふふふふふふふ  
 侍のふふふふふふふふふ  
 向り候て候て候て候て候て  
 志く候て候て候て候て候て  
 一ふふふふふふふふふふ

ものに御座候哉、今共はも  
 ふ相分居候はん、遠海の事  
 故、全く通不申、殘情此事に  
 御座候。私にも大島え罷  
 在候節は、今日<sup>(31)</sup>くこ相待  
 居候故、肝癩も起り、一日か  
 苦に有之候處、此度は徳之  
 島より二度出不申と明め  
 候處、何の苦も無之、安心な  
 ものに御座候。若哉亂に  
 相成候はゞ其節は可罷登

(31) 赦免を待つて居たのである

此の場所宛に宛名  
 及び進て書があ  
 った筈。

候得共、平常に候はゞ、譬、御  
 赦免を蒙候ても、滯島相願  
 ひ可申含に御座候。骨肉  
 同様の人々さへ、只事の眞  
 意も不問して罪に落し、又  
 朋友も悉く被殺、何を頼に  
 可致哉。老祖母一人有之  
 是計氣掛こゝろがかりと相成居候處、大  
 島より罷登候節迄存命致  
 居候て、滿悦いたし候付も  
 ふは心掛こゝろがかりも無之罷登候て

より死去仕候付、何も心置こと無<sub>レ</sub>之候。 迎も我々位にて補ひ  
立候世上にて無<sub>レ</sub>之候間馬鹿等<sup>まがら</sup>敷<sup>しき</sup>忠義立は取止申候。 御見限  
可<sub>レ</sub>被<sub>レ</sub>下候。

(西郷従徳侯爵家所藏)

【補註】 此書は署名が大島三右衛門で宛名が木内傳内、それに追て書があり、月日が書いてあつた筈である。然るに今日西郷従徳侯の家に現存してゐる本書は本文の終るところから切取られて、それ等の部分がない。西郷家の所有となるまでの間に切取られたらしい。なほ、此手紙を本にして宛名をかへた偽書が多く世に存在してゐる。其數は編者が是迄見たものだけでも十通ばかりある。

(18) 二一八頁 「私出立云々」 出立の前夜左衛門の弟にあたる柱右衛門を訪問したことも旁々大不都合になつて、下之關から歸國させる筈であつたところに、前述の如き次第で倭齋の口上で益々大罪になつたさいふのである。

(25) 二三一頁 「一向宗云々」 薩藩は一向宗を嚴禁してゐたのであるが、往々密かに信仰す

るものがあつて、罪になつたものが多い。さて先年の一向宗又々發起さあるは先年一向宗信者の疑獄があつたが、此節又々起り森山も其嫌疑を受けて其ために虚分がきまらぬものかといふのである。一體一向宗を信じたものは町民又は田舎の農家に多かつた。森山の家は、もと町人から、士に取立られた家であるから、左様の事もありしならん。

### 三八 木場傳内への答書

文久二年八月廿日

尙々當島代官三ヶ條の仁政相發し申候。一ヶ條は大島同様書役の姦計にて、御注文品まことしやうぶ宜物は御渡し不足と相唱、當人には不相渡、自儘に申受候處、其弊を改、入々注文品の通帳を以御渡の節引合候様罷成候由、二ヶ條は寒中砂糖煎方せんじ頓と取實とりまも無之、實に作人共込入候由、御座候處、十分熟し候上、春正月にても宜敷候間、作人の心次第、煎方取付候様この趣に御座候處、一同雀躍いたし候由に御座候。三ヶ條は當島は大島とは引違正餘計砂糖は過返しと申て、三合代米被下候由、然處惣勘定不相

濟内は右の過返米不被成下候處、手短の作人共にて、右の正餘計は羽書を以て取引いたし、惣て一斤も不作姦商に謀取られ候處、此度は内斤を以て正餘計の者えは、速に代米被成下全不作入者えは不相渡直に自分正餘計の者え配當相成筋に相決し、是以大に勢立候向に御座候。當島は小島にて、一躰弊も薄く、豪族無之、其權全無之、申通を以てなし候鹽梅にて、至て仕安由に御座候。勤方内意に付ても、前以て進物等いたし候儀は決て無之、内願は申出候由に御座候得共、其弊無之由に御座候。

○假屋本えは一度も出懸不申、度々申來候得共、却て面働くさく掛り合不申候。五里計も相隔居候故、頓こ物音も聞え不申至ての田舎にて仕合の事に御座候。大島よりは餘程夷の風



盛に御座候。此度は遠島人同様掟杯えも様付にて畏り居申候。乍然島役迎も大島の様には無之、遠島人ご申ても餘り卑劣には取扱不申向に御座候。頓と夷の風は取馴居候故不馴不遠、始終始ての振合にいたし居候故、<sup>(1)</sup>させが取りにくり様子に御座候。○當島は米國にて茶少々持參候處、惣て米に相成、二石計も相成候付、飯料等は全く差支不申、乍殘念品替等不致候ては、此度は出來不申候故、俗人ご相成、雅風は出來不申、御一笑可被下候。

七月十八日付の貴札、八月十九日相届御懇札難有拜見仕候。殘暑無御痛御勤仕の段大慶奉存候。隨て野生無異儀、岡前ご申邊鄙に罷在候間、乍憚御降意可被下候。陳ば一橋尾の二公御出世

- (1) さすが(流石 取りにくい(不思議に思つてゐる)の訛ならんか  
(2) 一橋慶喜  
(3) 尾州侯徳川慶勝但越前侯とあるべきところならん

の段雀踊此事に御座候。先便長文差上候付相届候はん。若哉  
 間違難計當所詰役方より上封いたし貰候間相違は有之間敷奉  
 存候。其節申上候一件の趣にては無之哉。又相變登城(4)にても  
 相成御政事向御相談にても御聞被爲成この趣相成候哉、夫迄に  
 は至り申間敷、

栗田宮參殿相成候様罷成候よし、左様の向には些六ヶ敷、當分相  
 國寺の房中廢庵に御住居にて、三度の御食事さへ  
 伏見宮様より御續にて、御付一人罷在候由、長歎息の至に御座候  
 ○先便長き不綴(5)の夢物語差上候通の時勢に御座候間、來春御着  
 府の上は決して私儀一言も御咄被下間敷、尤平常の譯にて御召  
 返共御座候ても、再上國は仕不申了簡に御座候。此世の中如何

(4) 久光公の行動を想像していへるなり

(5) (6) 事實四月15日に宮の塾居を解かれたのであるが隆盛は知らずにおたと見える

様保薬を當候ても内症外邪不可治の極に至り候間、三五年を不出して變亂に入候儀相違無之、其内は決して當島を出不申考に御座候。又、當時餘程奇虚の取扱のみ有之候間、何れ二度押の御手數も難計、其からきこゝ酒鹽などにて追付丈の事には無之候御遙察可被下候。中々島元よりは

御府内の事書面共にては察する所合不申候。ケ様の躰に罷成り三十日も我家に不在して、又遠島と申は、誠に稀成ものに御座候。此場に相成、憤激して變死共いたし候ては、殘恨の次第にて決してもふは行迫らず、命を奉じて、死を賜とも如何共從容として畏る考に御座候。御安心可被下候。變事に當り、色々了簡も變るものに御座候。また命もおしかるかと申人も有之筈御座

候得共惜むは何ヶ度でも惜しむ考に御座候。御一笑可被下候。○膝素立の御扱誠に驚候次第に御座候。夫迄は迎も出来不申候儀と相考居候處、案外の譯に御座候。先生故決して冠を振り可申と明め居候處實に御蔭を以て、先生も先生になり、後世に残り可申候。此度は昔日に打變り何も聞不申、當島の事などは丸で夢にも見不申候。乍然此度の代官は餘程最初よりかゆき處に手が付模様にて一同悦び居申候。○宮登喜一條色々御世話成し被下難有御厚禮申上候。女子出生の由、是は考に相違ひ申候。先便には決して男子と推計申上候處、女子の由、何にても乍幽囚も祝敷御座候。召使置候女の儀決して渡海不致様、尙又御頼申上候。柱氏滯島中は少しも懸念無之候間、安心致し居候様、御申付

可<sub>レ</sub>被<sub>レ</sub>下候。尤桂氏若哉上國共相成候はゞ、大島迄は島替被<sub>レ</sub>仰付候筋、御周旋相願申候。桂氏大島へ罷在られ候ては六ヶ敷由承り申候。是は奇妙の事に御座候。此旨御禮答如此御座候。恐々謹言。

八月二十日認

大島三右衛門

### 木場傳内様

【解説】 此書は大島に在りし木場傳内より二度目の來書に答へたもので、前の長文のものと同じく徳之島より發したものである。大島と徳之島とは近い所の様なれど、風波に妨げられて交通不便、二度目の木場よりの第二回書翰は到着まで一ヶ月もかゝつてゐる尙々書のところ、三ヶ條の仁政を列擧してゐる。着眼點がどこまでも爲政者である。そうして常に民苦を察してゐる。且つ砂糖買上げ方について細かなところまで注意し

てゐる。持參の茶を米にかへた始末を報じた文辭もおもしろい。此手紙で色々隆盛が當時の心狀が察せられる。第一隆盛は三五年の間には必ず變亂が生ずる。其際には出かけよう。平時には假令どんなことがあつても島を出ないと決心してゐるとある。最後にある桂氏若や上國共相成候はゞ大島まで島替云々は前書の解説に記載した様に、桂右衛門は當時薩摩政府の當路者と反目してゐた日置派の重鎮で、隆盛は元來日置派と親しみがあるから、時の藩政府は桂氏の大島に在る間は隆盛を同じ島におかぬといふ方針であつたといふことである。それ故斯様の事が書いてあるのである。

### 三九 琉仲爲への答書

文久二年閏八月十一日

度々御懇札辱拜誦いたし、いまだ御全快も無之候由時分柄御愛養可被成候。隨て野生にも無異滯舟にて消光いたし居候間、乍憚御安慮可被下候。陳者子供等歸島に付ては、色々御心配被成下御厚禮申上候。仲祐にも召歸度山々相考候得共、在番より止置候様承事にて、夫故召置是迄御心配被成下候御禮儀さへも出來不申位、殘情此事に御座候。いづれ沖永良部島へ罷在候共、御書狀迎も相調申間敷候間、何卒右等の處は御海容可被下候。此度任幸便荒々御厚禮迄如此御座候。以上。

又八月十一日

吉之助

仲爲様

追啓態々五郎御遣御厚志の段深く御禮申上候。御令閨様へ  
も宜御鶴聲御願申上候。

【解説】 隆盛の徳之島に配流せられし折は、別に罪状も記せず、徳之島へ差遣はさるとの藩命であつたが、徳之島岡前村に謹慎中文久二年八月二十六日に、更に沖永良部島に遠島の命令書を受取つた。其命令書には、尙又聞召通ぜらるゝ旨があつて、沖永良部島に遠島申付くる、着島の上は入牢晝夜番人兩名付添ふべし、なほ護送の際は必ず入牢たるべしといふ嚴命であつた。是に於て重罪人の取扱になつたわけである。此命令をもたらして來た船から、大島に在りし隆盛の妾は二子を伴ひて徳之島にやつて來た。相見るの喜を陳ぶる間もなく、忽ち又離袖の悲にしづまねばならぬことゝなつたのである。そこで隆



盛は翌日岡前村から井川村に移り、妾と子供とは大島へ歸ることになつた。隆盛は井川村に移り、間もなく船牢に入れられたと見え、此書に無異滯舟とある。此處で風波の都合により、滯在七十八日に及び沖永良部島へ護送せられ、同島伊延港に着いたのが閏八月十四日であつた。

此書は右沖永良部へ護送せられる前三日の日付である。岡前村の間切横目であつた琉仲爲に贈り、妾子歸島につき世話になりし禮と在島中の厚意を謝したのである。仲祐は岡前村から井川村に付添ひ來りしものである。さて吉之助といふ名が書翰に見えたのは此書が初めである。改名の時は明かでないが、多分沖永良部島遠島の命を受けてからであらう。(八月二十日までは大島三右衛門とあるから)

四〇 桂右衛門への答書

文久三年四月十二日

尊翰先月廿七日木藤<sup>(1)</sup>氏着島にて、直落手仕難有拜誦仕候。先以御勇健被爲御座候段奉恭賀候。隨て私事無異儀消光仕候間乍憚御安慮可被成下候。陳ば徳之島より當島え引移候處、直様牢中に被召入却て身の爲には難有、無餘念一筋に志操を研候事にて、を困候は餘程拙策に御座候。益志は堅固に突立申事にて、御一笑可被成下候。福山<sup>(2)</sup>高田<sup>(3)</sup>の兩士、至極の親切にて痛入仕合に御座候。此度代合<sup>(4)</sup>の川口<sup>(5)</sup>と申者、早速より懇切の事にて、御存の通木藤は同郷旁仕合の事御座候付、其處は御安心可被成下

(1) 木藤源左衛門 (2) 福山清藏 (3) 高田平次郎  
 (4) 代合は代官の誤か (5) 川口萬次郎

候。此内より餘り殿、、より丁寧に逢候處やぶれ竄人よりは嫉まれ候位、獄人にさへ其様の譯、、おかしなものに御座候。此旨御禮答迄如此御座候。恐惶謹言。

四月十二日

大島吉之助

桂右衛門様

追啓上豚の兒至極御丁寧被成下候段重疊難有次第奉謝候に言葉を不知候。

【解説】此書は在大島の桂右衛門(久武)よりの來書に對して、沖永良部島の囚居より答へたのである。牢中に入れられて却て志操堅固に突立て申事にて御一笑下さいとある。追書は大島に在る子供の禮を述べたのである。惜むらくは此書誤寫多く、解しかぬるところ(、、印)がある。

(備考) 隆盛の沖永良部島伊延港に着いたのは文久二年閏八月十四日であつた。同十六日には特に隆盛一人の爲に造つた一棟の牢舎が出来上つて其處に籠居した。南洲翁謫所逸話に「翁の牢獄は漸く二坪餘に過ぎず、且咄嗟の建設なるを以て構造極めて粗にして東西戸なく、南北壁なく繞らすに粗大の格子を以てし、牢内の一半は居所にして、一半は廁圍、僅に板屏風を以て之を覆ふのみ、疾風劇雨防ぐに由なし」と見ゆ。

四一 操坦勁への書

文久三年四月二十九日

四五日は書物讀方御斷申上度御座候間外々へも御通じ被下度御頼申上候。以上。

四月二十九日

吉之助

坦勁様

當用上置

(操坦水氏所藏)

【解説】 此書は文久三年四月二十九日操坦勁たけしげに興へたものである。當時隆盛は和泊村役場構内の牢舎に籠りながら數名の少年に書物を教へてゐたのである。

## 四二 琉仲爲への書

文久三年六月二日

暑氣甚敷御座候得共、彌以御壯健可被成御勤務珍重奉存候。隨て野生にも無異獄中に消光仕申候間乍憚御放念可被下候。然れば其元へ罷在候時分は、御一同様別て御町寧被成下別て忝次第一筆御禮答可申上山々相考居候得共、御案内の通、外出不相成事にて便宜不得、空敷罷在候處、此度禎用喜衆より御狀被下、幸の事にて是迄の御禮乍延引荒々申上候事に御座候。將又大島より書狀參候處、豚子杯歸島の節は、御土産等過分被成下候由、細々申來、重疊御親切の次第御厚禮申上候。此旨荒々如此御座候

(1) 禎用喜は人名、衆は様の字にあたる敬稱

恐々謹言。

六月二日

大島吉之助

仲爲様

追啓御賢息様へ今度別啓不仕候間、宜敷御鶴聲奉希候。滞島の節は御芳志不淺次第、忘却不仕段、宜敷御傳聞可被下候。

【解説】 沖永良部島の幽囚中より徳之島の琉仲爲に贈つたもので在島中の厚意を謝したのである。

# 四三 操坦勁への書

文久三年七月五日

今日も御嘉祥奉賀候。然ば古文二冊共卒度拜借御願申上候。些見合度儀御座候間此段奉<sub>レ</sub>得<sub>レ</sub>貴意<sub>レ</sub>候。頓首。

七月五日

吉之助

坦勁様

當用向

(操坦水氏所藏)

【解説】 文久三年七月五日古文眞寶の借用を依頼したのである。幽囚中讀書の様を想見すべし。



## 四四 米良助右衛門への書

文久三年九月廿六日

尙々其元には彌々英人手を付候はんか、御手當向共申來候事か、又は守衛人數被差下譯にても可有御座候哉、自然琉人共は一防戰仕候考は決して有御座間敷、何分貴丈の御戰死可早かご相考申候。

積年不接鳳眉適昨春大島より罷登候節は、度々御來訪之處、折悪敷御面會不仕殘志此事に御座候。夫より貴丈には御渡海之處私には大坂之様出足仕候て、南北相隔候次第に御座候。其後御音信承知不仕候得共、彌御壯剛之筈珍重奉存候。隨而小弟には

如何の災難にて御座候哉、不圖も譴責に逢、最初徳之島に被遣この事にて大坂より船にて山川迄罷越候處、宿許へも不罷歸候て直様船移替、徳之島え七月初旬相着候て罷在候處、八月下旬飛舟來着にて沖の永良部島へ遠島に被處、船張にて差越、島着の上圍入と申事にて、今に安然として坐牢に罷在候間、乍憚御放慮可被下候。扱當七月初、鹿府前之濱において、英船數艘來着いたし、亂妨有之候段、粗承候事共に御座候。誠に大變之世上と相成、始終歎息の事共に御座候。定て其御元には追々飛船等も往來いたし候この風評も有之候付、委敷相分候はん、細々御洩説被成下候處起て奉歎願候。獄中に罷在候て不入事と思召も難計御座候得共、御存の通、順聖公御鴻恩奉戴居候得ば、御國家之御災難

(1) 船張は船中の板圍、即ち舶牢の事

只々傍觀仕候いはれ無之、憤怒胸を焦し候事に御座候。彌危急の場合罷成候はゞ如何にもいたし、小宮山の跡を追て赤心を顯し可申、是のみ相考候事に御座候。何分にも虚實無構、御聞取丈は詳悉御知らせ可被下候。御存の通、世上變態にて、大島より登涯には驚居候事にて、西の別府に引籠る考に御座候處、無據出足仕、かくの如き目に逢ひ候得共、却て宜敷、讀書一篇にて餘念無御座、安氣の事に御座候間、夫丈けは御安意可被下候。責に逢へば逢ふ程益志は堅固に罷成申候。小人の拙策と一笑仕居申候。當島詰役中よりは至極丁寧の譯にて、仕合の事に御座候。勿論御返事被成下候付ては、輿論島には始終便宜有通しの由承候付川口萬次郎殿在番にて被參候間、委敷相願置申候間、輿論島の方

へ被<sub>レ</sub>相届候得ば直様相届候事に御座候間左様御取計被<sub>レ</sub>下度御願申上候。左候て御嫌疑の廉々可有御座候、其上間違も無<sub>レ</sub>之候間當島付役木藤源左衛門宛にて御遣可<sub>レ</sub>被<sub>レ</sub>下候。源左衛門には舊同郷にて、其譯相通置候間、左様御納心可<sub>レ</sub>被<sub>レ</sub>下候。尤川口氏は來三月迄は、與論詰にて御座候故、何卒近便より御返事被<sub>レ</sub>成下度御願申上候。心事態と申殘候。恐々謹言。

九月廿六日

沖永良部島より

大島吉之助

米良助右衛門様

追啓上、相成儀に御座候はゞ、唐紙少々唐筆二三本御惠投被<sub>レ</sub>成下度奉<sub>レ</sub>願候。只讀書と手習の外餘事無御座候。當分は詩作

共打立、随分獄中にても、樂も出來候ものに御座候

【解説】 文久三年九月隆盛孤島幽囚中に、此夏英艦鹿兒島へ來襲の噂をきゝて憂情禁ずる能はず、場合によりては小宮山大膳が武田勝頼に於ける故事にならひ、國難に赴かんと

思ひ、先づその情報の細を得んと欲して大島在役の米良助右衛門に依頼したのである。米良は日置派中錚々の聞えありし有數の人物なりしと云ふ。此書によれば隆盛文久二年鹿兒島に歸りし際は鹿兒島に居り、それより大島へ下りしとみゆ。蓋木場傳内に代り、見聞役として下島したのであらう。

書中順聖公鴻恩云々、夢寐にも齊彬公の知遇を忘れなかつた様が見える。「御存之通世上變態」以下は隆盛の境遇を報じたるもの、「責にあへば逢ふ程志は益堅固に云々」隆盛の

詩に「幾經辛酸志始堅」とあるは即ち此境涯より得來れるものである。隆盛の詩中世に傳はるものは末尾の唐紙、唐筆を請ひ詩作を始めたことを報じてをる。隆盛の詩中世に傳はるものは沖永良部幽囚以後のものである。讀書習字、詩作を慰として牢居の苦を忘れしものゝやうである。

## 四五 土持政照の名を以て徳之島

### 與人役に贈れる書

文久三年

いまだ寛々<sup>くわんくわん</sup>不得鳳眉<sup>ほうび</sup>候得共、彌以て御揃御勤務の筈珍重奉存候。然れば御城下前の濱に於て英夷亂妨の様子爲有哉の風聞有之。畢何某急速御下島の處より右等の説相發候この事にて、表通御問越相成候譯に御座候、自然巨細虚實分明御返事可被爲在候には御座候得共、其間には表通は御嫌疑の廉も難計推考致候間、私共よりも内輪を以て別段及御頼談候譯に御座候。其處厚く御汲取被下候て、餘計の儀と思召の事迄も無御腹藏御洩説被成下

(1) 「竟」の字脱か

(2) 「無」の字脱か

候處起て御頼申上候儀に御座候。輕き者共の申事にて、虚實不  
相分候得共、痛心の餘り及御尋問候始末に御座候。就ては其御  
許より御米御積登可相成哉、杯も申事に御座候。實事に候へ  
ば、大和船積入方として早々罷下候御振合に御座候哉、又は島次  
を以て御仕登可相成か、右様の手數相成候ては一同の御難儀と  
奉存候。右は如何の策を以て御補ひ被成候向に御座候哉。若  
當冬下船も相成向共成立候は、砂糖御仕登の處も不被爲出來  
筈と奉存候。如何御運相付候哉、御懷合の處、詳委爲御知被下度  
御頼申上候。尤も當所にて、粗風聞仕候形行は、箇條を以て虚實  
無構、一々左條の通御尋申上越候間、委敷御返事被成下度、御願申  
上候。

一 山川口にては防戦如何の間にて御座候哉、火急の事にて、全く仕應せざるものに候哉。

一 英艦何十艘乗込候哉、何月何日の戦にて候哉。

一 御臺場諸所破損の向に申來候間、何方何ヶ所及破損候哉。

一 英艦櫻島の御臺場より一艘は御打留め相成たるこの向に御座候。何艘御打留相成候哉。

一 英艦速に引取候哉、又は江戸表杯え乘廻候か、本國の方へ引拂候哉。

一 上下町は御焼拂に相成、其餘煙御城迄相及候この趣申觸れ候。實事に御座候哉。

一 琉球船二艘、大和船四五艘相損候向に御座候。何方へ繫居



候て及破損候哉。且、小船は數十艘破損この向に御座候。

波止場内へ有之候船にて御座候哉。

上下町人何方へ相送候哉、又は武家の童女方如何の御處置相成候哉。

戦死の御方々大人數被爲燒死候御様子に御座候。幾人許に御座候哉。

近國並長崎御奉行杯、早々御援兵として被差出候向に御座候哉。

當島への御用封も有之、右は當所より飛船にて被差渡候者え御渡相成居この事に御座候。又上國與人眞粹憲等の書狀、都て同様の由承り居候。彌其通の事に御座候はゞ都て

御取揚被成下候て、此度差遣候飛船へ御渡被下度御手都合被成下度、分けて御願申上候。

右は忌諱に觸れ候言も可有御座候得共、御存の通端島の事にて詳に相分り候譯無之、勿論非常の世態に御座候へば、御互に形勢相知候處、急務の事に御座候へば、承候儀も悉御尋越申上候に付、何卒細大爲御知下<sup>(3)</sup>候様分て御願申上候。自然箇條に洩れ候處、多分の事に可有御座候間、無殘處爲御知被下度、態と飛船を以て御尋越申上候。

(3) 被の字脱か

【解説】此書は英艦鹿兒島來襲に關する風説並に同事件に付徳之島より米を登せる等の風評あり、隆盛其詳細を知らんと欲して、沖永良部島土持政照の名義を借りて、徳之島の與人役に問合せたものが即ちこれである。なほ同じころ、前記米良宛の書を大島に送つたものである。その焦心苦慮、千思萬想の狀、紙上に溢るゝを見よ。

四六 謫居中土持政照に代りて船材の

拂下を願ふ書

文久三年

乍<sup>レ</sup>恐手控書を以て奉<sup>レ</sup>内訴候。

私事不<sup>レ</sup>容易一島の頭役をも被<sup>レ</sup>仰付大に面目を施し罷在候上、家内も難<sup>レ</sup>有扶助仕居候仕合に御座候。就ては當時<sup>、</sup>備<sup>、</sup>熟考仕申候處、不穩の形勢と被<sup>レ</sup>相伺全體狡猾の異人共に御座候へば、如何様の憂到來可<sup>レ</sup>致も難<sup>レ</sup>計、若哉島杯へも亂暴の振舞候ては、殘念千萬の到り、莫大の御鴻恩忘却の姿に罷成候次第、日夜苦心百計手段を盡し居候ても、此島人を以て、十分に防禦の策有御座間敷、いづ

れなり機に應じ奉願候て、御手元の御援衛奉仰候外、無他事且御城下杯へ異變の事共到來仕候ても、我々式如何程志は有之候とも御用に相立候儀も無覺束去迎唯々默止居候筋も無御座譯にて萬慮仕候處、當島へ變事有之候か、又近き島地へ同様の向も御座候はゞ、何分早く飛船を以て事の急を御府内へ爲奉告候儀も可有御座かと奉存候。夫のみならず、山川邊へ砲發の機會も御座候て、自然飛船等の御手數にも可被爲及哉と奉思察候に付、何卒纔なりとも微力を盡し度、山々相考申候處、急速飛船等の御仕出罷成候はゞ、全く右等の御用に相立候舟迎は、差當相備不申候に付、是なりとも御事闕き不相成様相備置度、痛患の餘り、存當り候に付、島中へ雜費相掛候ては、勞百姓共乍纔も難澁仕候事に御

座候間、何卒御免被<sub>レ</sub>仰付<sub>レ</sub>度奉<sub>レ</sub>念願候儀に御座候。然候へば出來の上、自分稼等の運搬決して不<sub>レ</sub>仕、伊延港へ圍ひ置、非常の御備に相備置申度含罷在候間、左様思召被<sub>レ</sub>下度奉<sub>レ</sub>願候。右造方に付ては、材木無き場所故、互の賣買迎も無御座次第にて、必死と込入候仕合に御座候間、至極恐入候へごも、御<sub>ト</sub>建山<sub>ト</sub>の内より相當の代米を以て申受被<sub>レ</sub>仰付<sub>レ</sub>被<sub>レ</sub>下候へば、早速造方取掛可<sub>レ</sub>申、若哉御用事とも相成候は、微志の素願も相遂げ難有儀と奉<sub>レ</sub>存候。左様御座候て不<sub>レ</sub>被<sub>レ</sub>爲<sub>レ</sub>召遣儀に罷成候は、無<sub>レ</sub>此上御大幸の譯に御座候間、其節は自分利得共相計候所存にては毛頭無御座候間、望の者へ沽却仕申度御座候付、是又被<sub>レ</sub>聞召<sub>レ</sub>被<sub>レ</sub>下度奉<sub>レ</sub>存候。此等の趣き奉<sub>レ</sub>願候間、御内意を以成合候様被<sub>レ</sub>仰上<sub>レ</sub>可<sub>レ</sub>被<sub>レ</sub>下儀奉<sub>レ</sub>願候。以上。

【解説】此書は沖永良部島間切横目土持政照より藩有の材木拂下げを在番所へ出願したもので、隆盛の起草に係るものである。表面の理由は本文に見える通り大體「此度異國船襲來に付、もしや當島又は近き島々にやつて來たなら、せめては急を本藩に告げたいものである。それにはかねて早船の用意が必要であるから、相應の船を新造いたしたいが、元來材木に乏しい島故、藩の造林中より材木を拂下げさせていたゞきたい。」といふにあるが、内實は若鹿兒島が危急に迫つたら、それこそ非常の場合であるから、隆盛も牢を脱して内地に渡り、畢生の策略をめぐらしたいといふ考であつたから、其爲に造船の必要を感じて、政照等の義氣を鼓舞した結果、事此に及んだものらしい。隆盛が政照に代りて漢文で作つた造船の記がある。それによると、政照は造船の費用が足らず、下婢を賣つて之を辨じたとある。又政照が死を決して君國の難に赴かんとするについて、老母を案じてゐたが、母氏、狀を案し、政照を激勵して造船を急がしたといふことも見えてゐる。蓋、政照をはじめ、島の有志輩、隆盛より忠孝の大義をきかされて、僅かな人數ながら隆盛を奉じて主將とし、國難に赴かんと決心し、造船の企をしたものであらう。

本文出願の月日は、大抵文久三年の八、九月頃と思はれる。なほ、此事について隆盛の詩がある。

精神不滅昔人情  
揮淚嚮僕俗緣輕  
畢生勉乎酬國事

專顧君恩壯氣橫  
北堂貞訓能應奉  
無私純志擬群英

開眼營船真意顯  
先祖忠勤當力行

## 四七 村田新八への書

文久三年十一月二十日

尙々、島方氣候不順の事に御座候間、御保養專要と奉存候。何も日暮無之候て詩作に打立、是共樂にいたし候事に御座候。愚詩入御覽申候間、御一笑可被下候。

御書翰辱拜誦仕候。彌以御安康の由、雀躍此事に御座候。爾來御疎情の至、眞平御海恕可被成下候。隨て小弟無異儀獄中に消光仕候間、乍憚御案慮可被下候。陳ば貴兄如何の御所置相成候哉、案勞仕居候處、先づ輕目の御扱にて至野生御悅申上候。何は扱置於前<sup>(1)</sup>之濱、炮戰の辱承り、髮冠を突候仕合に御座候。此已來

(1) 鹿兒島の海岸、城下の住民が海岸をさして「前の濱」と呼びしまでの事にて地名では無い



如何の時態に相成候哉、一戰迄の説のみにて、頓と不相分案勞此事に御座候。天下の所論如何に成行候か、一度戰聲響候て、決して内亂相始候はん。割據の姿に可相成は案中の事と相考居申候。幕威日々相衰候模様と被伺申候間、決して覇業を起す邪心の諸候も出來候はんか。いづれ夷人え相結疆國は彼を以内を痛め、鋒を挫候て衰を待候はゞ、事を被計候て、如何計の國衰にも可及事に御座候はん。可畏世上に相成申候。○京師の模様も紛々の様子と被伺、慨歎此事に御座候。御互に折角正氣を養ひ可申時節に御座候。乍末筆美墨御惠投被成下候て難有御厚禮申上候。此旨御禮答迄、荒々如此御座候。恐々謹言。

十一月二十日

大島吉之助

(2) 「さだめて」こいふ意に用ひてある

## 村田新八様

【解説】此書は文久三年十一月二十日、村田新八よりの來書に答へたものである。當時村田は鬼界島に、隆盛は沖永良部島に謫居中で、隨分距離もある通信の便も悪い。山川で別れてから一年餘にして村田のたよりに接したものとみえる。此書面には種々耳を傾くべき文字が多い。先づ鹿兒島に於ける英艦との砲戦よりして、天下の形勢を想像して、(一)内亂勃發強藩割據とならん。(二)幕威日に衰ふる有様故徳川に代つて覇業をたてんとする邪心の諸侯もあらん。(三)左様の諸侯にありては定めて外國と結びて内敵を挫く策に出でよう。然る時は遂に外人に計られて國衰にも及ぶべしとある。右第三の外國關係については隆盛に此考があつたので、此後慶應より戊辰の戦争にかけて、幕府と對抗したあの混雜の中にも、常に外交に注意して、對外處置を誤らなかつた。彼は政畧上藩英の親交を謀つたが、内政干涉の端を開くやうなまづいことは決してしでかさなかつた。末段に「御互に折角正氣を養ひ申すべき時節に御座候」とある。身幽囚の中にありて他日の雄飛を約す。南洲の面目紙上に躍如たりといふべきか。尙々書に「何も日暮ひぐらしこれなく詩作をはじめた」とある。若、圍に禁錮せられずば大島に在りし時と同じく、大部

分獵を以て日を送りしならんも、此度の禁錮は隆盛をして、讀書習字、詩作を専にせしめた。其人の心掛如何によりては何が幸になるかわからぬ。

かの名高し。

朝蒙<sub>三</sub>恩遇<sub>二</sub>夕焚坑

人世浮沈似晦明<sub>一</sub>

縱不<sub>レ</sub>回<sub>レ</sub>光葵向日

若無<sub>レ</sub>開<sub>レ</sub>運意推<sub>レ</sub>誠

洛陽知己皆爲<sub>レ</sub>鬼

南嶼俘囚獨竊<sub>レ</sub>生

一死何疑天付與

願留魂魄<sub>二</sub>護<sub>三</sub>皇城<sub>一</sub>

といふ詩の如きも、此頃の作であり、又此境に遭つてはじめて斯る語句が生れたのである。

四八 操 坦 裁 へ の 書 (鐵砲下附願の草案)

文久三年十一月廿八日

私事此節飛船上宰領として罷登候て、御當地外夷御嚴備の御次第親敷拜聞仕候處、島許よりの存志尙又振起り、殊に於島元は大砲打役小頭をも被仰付置候に付、私丈の御奉公精々相勤申度奉念願居事に御座候。若哉夷變到來の節は十分の防禦不相叶<sub>二</sub>迎も、一島の汚名不相掛<sub>二</sub>處存詰罷在候儀に御座候。就ては御軍備最中の折柄、島方までも御手被爲<sub>レ</sub>届候譯も有御座間敷候得共、全躰島人の儀は兼て帶刀不仕候故、右等の場合、差はまり薄き譯も御座候て、苦心仕居候間、何卒此處拾匁筒拾丁

位も被<sub>レ</sub>差<sub>レ</sub>渡<sub>レ</sub>候て、防禦の嚴令屹<sub>レ</sub>度被<sub>レ</sub>仰<sub>レ</sub>渡<sub>レ</sub>被<sub>レ</sub>下<sub>レ</sub>候はゞ一同の人  
 氣競立候儀此機會と奉<sub>レ</sub>存<sub>レ</sub>候付、誠<sub>ニ</sub>奉<sub>ニ</sub>恐<sub>ニ</sub>入<sub>レ</sub>候得共右等の御手敷  
 被<sub>レ</sub>成<sub>レ</sub>下<sub>レ</sub>候處奉<sub>レ</sub>歎<sub>レ</sub>願<sub>レ</sub>候。若又拾<sub>レ</sub>丁の内なり共<sub>(1)</sub>此涯御都合不被<sub>レ</sub>  
 爲<sub>レ</sub>調儀に御座候はゞ、素より手短の者にて、只今相對を以て買  
 入の手段相調不<sub>レ</sub>申<sub>レ</sub>候付<sub>(ロ)</sub>壹<sub>レ</sub>丁丈<sub>(1)</sub>は此涯申受被<sub>レ</sub>仰<sub>レ</sub>付<sub>レ</sub>被<sub>レ</sub>下<sub>レ</sub>候は  
 ゝ、來春砂糖を以て難<sub>レ</sub>有<sub>レ</sub>上納可<sub>レ</sub>仕<sub>レ</sub>候間、何卒御免被<sub>レ</sub>仰<sub>レ</sub>付<sub>レ</sub>被<sub>レ</sub>下<sub>レ</sub>様  
 奉<sub>レ</sub>願<sub>レ</sub>候。

右の通先刻の御咄綴立候。大躰に御座候間若其都合相成候は  
 ゝ御取直し被<sub>レ</sub>下<sub>レ</sub>度、個様の願文は第一受取人の腹中に相叶ふ様  
 に書立候方濟み易きもの、由承居候。當時事を執行候人々些  
 強く申立候方御口に合候はんかと愚考致居申候。いづれ御當

(1) 此文 (イ)(ロ) の間を來春砂糖を以て代償するといふ後の文句の  
 註と見「拾丁の内なり共」より直ちに「壹丁丈は云々」につゞけて見  
 る方分りやすし (2) 資力乏しき者といふ意

地の形勢次第、御賢慮御尤奉<sub>レ</sub>存候。以上。

十一月二十八日

(操坦水氏所藏)

【解説】 英艦の來寇した文久三年の冬、沖永良部島の役人操坦（まこと）裁が島人より選  
ばれて、藩廳へ慰問することになった。出發に際し、隆盛を訪ひて、種々意見をき  
き、島へ備付の鐵砲の拂下を出願するにつき、その文案を依頼したと見える。坦  
裁歸宅の後、隆盛は此書を贈つたのである。なほ坦裁出發につき、隆盛送別の歌  
がある。

大人のおもきおほやけ事のつかひに選まれて船出し侍るを送とて

君がためふかき海原ゆく船を

あらくなふきそしなとへの神

諸人の誠のつもる船なれば

ゆくもかへるも神やまもらん

(3) とや磨

とある。この歌は坦裁の孫にて現に九州大學助教授操坦道氏の許に秘藏され  
て居る。なほ坦家へ傳はりし隆盛の書翰は坦勁の男にて現時岐阜縣立病院小  
兒科部長たる操坦水氏より精寫して材料を寄贈せられたのである。

(3) 此雅名幽囚中なればなり

四九 操坦勁への書

元治元年正月十五日

卒度御尋申上候。文選の内九成醴泉銘と申可有之候はんか。  
御見合被下度若相見候はゞ其部一冊御借し被下度御願申上候。  
以上。

正月十五日

吉之助

坦勁様

當用

(操坦水氏所藏)

【解説】 是は隆盛の幽囚中に於ける讀書の狀を想見せしむる。(坦勁の事既註)

(1) 文選は支那の周秦以來梁に至るまでの詩文章を類聚したもので六十卷ある。編者は梁の武帝の太子蕭統(昭明と諡す)といふ人

## 五〇 椎原家兩叔父への書

元治元年正月二十日

尙々御煙草御惠投被成下難有御厚禮申候。

改年の御吉慶御超歲被遊御座恐悅の御儀奉存候。隨て私事無異議獄中に銷光仕申候間乍恐御安慮可被成下度奉合掌候。陳ば去年七月炮戰の騷動御座候由扱てく大騷ぎの事に御座候はん、想像仕に尙餘有る事に御座候。

御祖母様如何計の御驚かこそ是のみ案勞仕候儀に御座候。京師邊にも一揆相起候由いづれ天下の大亂近きに候はん、可恐世上罷成候事に御座候。當島におひても、若哉異國船共參申候はゞ、

(1) 可の字、贅

(2) 大和に於ける天忠組但馬に於ける澤定嘉等の擧兵を指す



君臣の節不相失處迄は相盡<sub>ス</sub>賦にて、政照杯至極の決心にて、外兩人義民相募、三人は必至に罷成居申候間、是等の事ども樂みにて相暮し居候事に御座候。書物讀の弟子二十人計に相成、至極の繁榮にて鳥なき里の蝙蝠こつちと申義にて、朝から晝迄素讀、夜は講釋共仕候て、學者の鹽梅にて獨笑しく御座候。乍然學問は獄中の御蔭にて上り申候。御笑可被<sub>レ</sub>成下候。手拭年頭の祝儀に、段々貰申候間、

御祖母様へ進上仕候間、御笑納可被<sub>レ</sub>成下候。此旨荒々御祝儀迄如此御座候。恐惶謹言。

正月廿日

大島吉之助

椎原與三次様

椎原權兵衛様

【解説】 椎原與三次、同權兵衛は何れも隆盛の母の弟である。此書翰は元治元年正月隆盛沖良部島謫居中年賀をかねて自己の近況を報じたもので、英艦來襲に付土持故照等奮起の狀況、隆盛獄中の讀書及び子弟に書を授けてゐた有様がありありと見える。祖母思ひの隆盛は、此等の事を以て、祖母を慰めんとしたのみならず、末段にある通り書物讀の弟子共より年頭の祝儀として貰つたからといつて、手拭を態々南海の端島から城下に送り、祖母に進上してゐる。

## 五一 與人間切横目大躰

「解説」隆盛沖永良部島間切横目役土持政照のために島吏の心得となるべき「與人役大體」及び「間切横目役大體」二書を作つて之を授けた。是れ實に南洲自身の筆に成れる遺訓にして、義理透徹、文章暢達、まことに得易からざる文字である。案するに與人役は村長にあたり、横目役は警察官に相當す。

若よくその精神を味はひ、之を時代に適應するに於ては、往時南海の孤島に於ける島吏の心得たりしに止まらず、永久に行政官の箴規とするに足る。特に民衆に直而して之を指導すべき地位にある者の座右の銘として、遵奉して然るべきものである。其文即ち次の如し。

### 與人役大躰

一 與人役の儀は、島中にて纔三人ゑらみ出され、萬人の頭に立候へば、人



いふより、事有能  
 必成、事有能  
 へと、事有能  
 事有能、事有能  
 事有能、事有能  
 事有能、事有能  
 事有能、事有能  
 事有能、事有能  
 事有能、事有能  
 事有能、事有能  
 事有能、事有能

畏まることに  
 候へば、與人役  
 と申は貴きも  
 のにて、我儘に  
 取扱はるゝも  
 のと心得ては、  
 忽ち萬人の仇  
 敵と相成、頭役  
 にてはなく候。  
 役目と申もの  
 は、何様の譯に

天子より、事有能  
 天子より、事有能  
 天子より、事有能  
 天子より、事有能  
 天子より、事有能  
 天子より、事有能  
 天子より、事有能  
 天子より、事有能  
 天子より、事有能  
 天子より、事有能

て被<sub>レ</sub>相立<sub>二</sub>候哉、  
 自分勝手を致  
 せと申す儀に  
 ては無<sub>レ</sub>之、第一  
 天より萬民御  
 扱被<sub>レ</sub>成候儀出  
 來させられざ  
 る故  
 天子を立<sub>レ</sub>られ  
 て萬民それそ  
 れの業に安ん

天子御一人に  
 御届き不被  
 成故諸侯を御  
 立被成候て領  
 分の人民を安  
 堵致させ候や  
 う御まかせ被  
 成たること候

天子御一人に  
 御届き不被  
 成故諸侯を御  
 立被成候て領  
 分の人民を安  
 堵致させ候や  
 う御まかせ被  
 成たること候

天子御一人に  
 御届き不被  
 成故諸侯を御  
 立被成候て領  
 分の人民を安  
 堵致させ候や  
 う御まかせ被  
 成たること候

天子御一人に  
 御届き不被  
 成故諸侯を御  
 立被成候て領  
 分の人民を安  
 堵致させ候や  
 う御まかせ被  
 成たること候

一百姓も力を省し  
 不欺、報ゆるの報  
 人からを省し、不  
 報ゆるの感念に  
 て、力を省し、不  
 報ゆるの感念に  
 一、年貢を省  
 ら、或は課税を省  
 る力を省し、不

の歡樂は自分  
 の歡樂をいた  
 し、日々天意を  
 不欺、其本に報  
 ひ奉る處のあ  
 るをば良役人  
 と申すことに  
 候。若此天意  
 に背き候ては  
 即天の明罰の  
 がるゝ處なく

一、年貢を省  
 ら、或は課税を省  
 る力を省し、不  
 報ゆるの感念に  
 て、力を省し、不  
 報ゆるの感念に  
 一、年貢を省  
 ら、或は課税を省  
 る力を省し、不

候へば、深く心  
 を用ゆべきこ  
 と也。  
 一百姓は力を  
 勞して本に報  
 ゆるが職分、役  
 人は心を勞し  
 て本に報ゆる  
 の職分にて候。  
 力を勞すること  
 は作職に骨折

於ては、さう考へず  
 當年の儀に、  
 役人、  
 勞するに、  
 凡ふ、  
 其の、  
 了と考へ、  
 の即ち、  
 民の、  
 へらつ、

をいたし、年貢  
 を滞らず、或は  
 課役を勤か、力  
 を勞するにて  
 御座候。心を  
 勞するに申は  
 百姓のたより  
 よき様に取扱  
 ひくれ候事に  
 て、凶年の防を  
 いたしたり、作

於ては、  
 人心、  
 事候、  
 我も、  
 考へ、  
 心を、  
 大い、  
 考へ、  
 考へ、  
 考へ、

職の時節を取  
 失はぬやうに  
 仕向け候が心  
 を勞するに申  
 ものに候へば  
 此本意を能々  
 合點いたして  
 難儀の筋をは  
 ぶきくれ候處  
 專要の儀に御  
 座候。役人の



とし解を細けり  
 おもひありしをそし  
 いのち後乃持あて  
 うきく候候し代ま  
 相あていなき  
 君公よりあへ入る  
 ましは敷あれと  
 代官のまにちり  
 石忠乃あし編て  
 君公の伊不徳を誰

取扱ひがよく  
 て、萬民怨嗟す  
 る事のなく候  
 へば、風雨旱疾  
 の憂は無之も  
 のに御座候。  
 萬民の心が即  
 ち天の心なれ  
 ば、民心を一や  
 うにそろへ立  
 つれば天意に

おくはる終く候  
 けて代官の仕ふ  
 ましておくの春  
 相らぬるをい  
 ていたま  
 君公よりあへ入  
 候候し代ま  
 石忠乃あし編  
 君公の伊不徳

隨ふと申すも  
 のに御座候。  
 人心調和いた  
 し候へば氣候  
 循環いたし候  
 儀は的然なる  
 事に御座候故  
 頭役第一心を  
 可用所に候。  
 たごひ代官の  
 下知にもせよ

君公の方みといは  
すありてむらむら  
あゝのむらむらに  
へと代まへ對し  
道程のうへて  
う運ぶことありと  
不敬の罷りて  
仕物の弊を  
かゝるのあまに  
辨へ肝あいのゆゑ

見すく百姓いたみに相成る處は、幾度も難澁の筋を申解て、納得の出來候やう心を盡し候が頭役の持前にて御座候。役儀は代官の賜物にては無之、君公よりあたへ置かれし役職なれば、代官の意に阿り、不忠の場に陥りて、君公の御不徳を醸出し候間、能々汲分けて、代官の仕事なれば、我々の咎にあらずこよそに心得ては、たま

君公より與へ給ひし役職を大切に思はぬ不埒ものにて、我爲に祿を貪ると申すものに御座候。勿論奉公の身の上は、犯す事ありて、かくす事な

間切横目役大躰

一 監察と申し候へば、代官へ對しては、道理の上にて、意に逆ふ事ありとも、不敬の罪にては無之、

役場の節を失はぬと申ものなれば、其辨へ肝要

の事に候。

一 監察と申し候へば、代官へ對しては、道理の上にて、意に逆ふ事ありとも、不敬の罪にては無之、

役場の節を失はぬと申ものなれば、其辨へ肝要

の事に候。

一 監察と申し候へば、代官へ對しては、道理の上にて、意に逆ふ事ありとも、不敬の罪にては無之、

役場の節を失はぬと申ものなれば、其辨へ肝要

の事に候。

しこの聖言に候へば、代官へ對しても道理の上にて、意に逆ふ事ありとも、不敬の罪にては無之、役場の節を失はぬと申ものなれば、其辨へ肝要の事に候。

間切横目役大躰

一 監察と申し候へば、代官へ對しては、道理の上にて、意に逆ふ事ありとも、不敬の罪にては無之、役場の節を失はぬと申ものなれば、其辨へ肝要の事に候。

痛みのやう仕向の

才一のゆにんあつ

難事孤獨のよめ

あつれい武志忠義

憂苦みあつとあつ

善行ありそのよめ

あつと人とおまにあ

うんやうにけあつと

あつとあつとあつと

あつとあつとあつと

づ 鰥寡孤獨の

ものをあはれ

み、或は患難憂

苦のものを恵

み、善行ある者

をほめ尊み、人

々相互に不便

がるやうに仕

立候事に御座

候。尤氣を付べ

き處は、御役人

あつとあつとあつと

あつとあつとあつと

あつとあつとあつと

あつとあつとあつと

あつとあつとあつと

あつとあつとあつと

あつとあつとあつと

あつとあつとあつと

あつとあつとあつと

あつとあつとあつと

あつとあつとあつと

取扱の善悪、百

姓の疾苦する

所に御座候。

私曲をはたら

きては、取扱の

上よりして咎

人にいたし成

し候儀多く有

之ものに候へ

ば、深く心を用

ひて、罪人の因

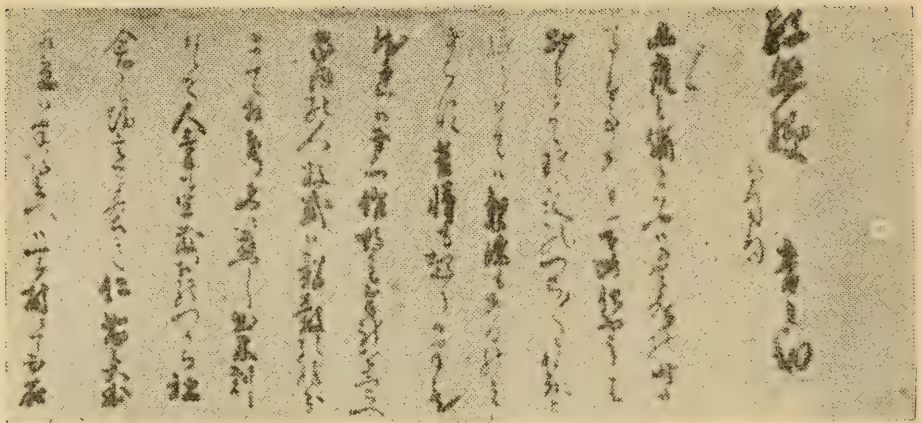
人と若しのこと  
 あり  
 君を欺くつこと  
 ありて重罪あり  
 ありてあらんこと  
 重人すうい格別  
 ありて重罪あり  
 ありてあらんこと  
 ありてあらんこと  
 ありてあらんこと  
 ありてあらんこと

つて起る所を  
 審に察するが  
 要務に御座候。  
 若役人の取扱  
 宜しからずし  
 ては、萬人を苦  
 しめ候つみも  
 あり、  
 君を欺くのと  
 みもありて、重  
 罪にあたるの

ありてあらんこと  
 ありてあらんこと  
 ありてあらんこと  
 ありてあらんこと  
 ありてあらんこと  
 ありてあらんこと  
 ありてあらんこと  
 ありてあらんこと  
 ありてあらんこと  
 ありてあらんこと

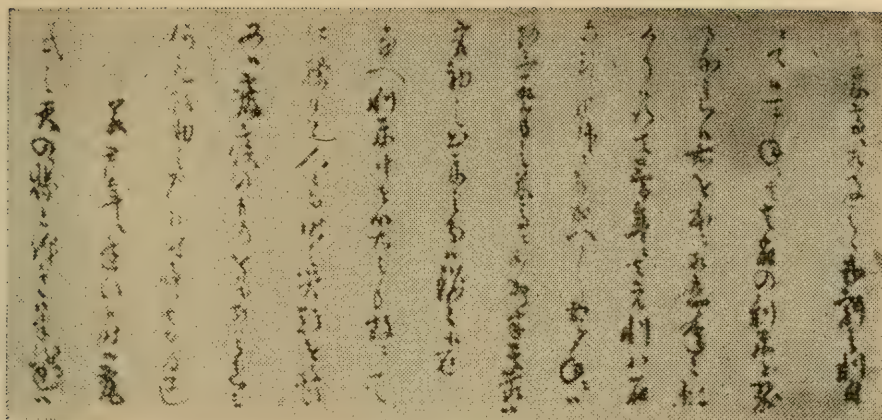
みならず、一人  
 の盗人よりは  
 格別をもき事  
 に御座候。刑  
 は無據もふけ  
 たるわざなれ  
 ば、一人を罰し  
 て萬人をこら  
 さしめんこの  
 事に御座候。  
 軽きつみを重

く罰し、をもきつみを輕目に取り扱ては法を私すると申場に相成りて、人々法度を何とも思はぬやうに相成るものなれば、萬人おそれつゝしむ處あるが第一の事に候。



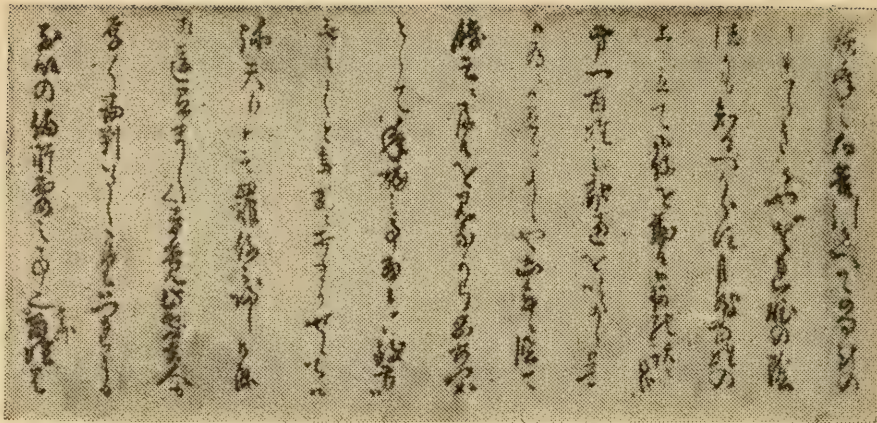
## 五二 社倉趣旨書

凶荒に備ふると云ふは、豊年の時に致す事あり、其仕様は村々にて現夫のつらくに賦りつけては親疎もあるのみならず、苦情も起り候はんか。然れば第一作得の餘計を調べ、家内の人数或は雑穀の餘分まで相考へ、夫に應じて出米割附け候はゞ、人氣も宜敷、自ら社倉の趣旨に基き、仁恕の大本相



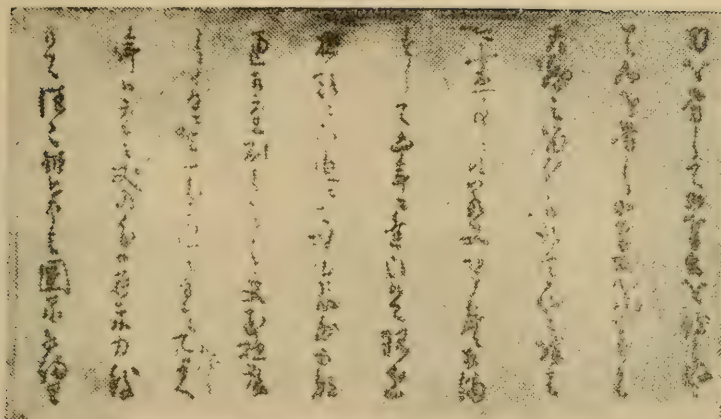
立候はん。譬へば一箇村にて五石の米高に相及はゞ、二割の利付にては一箇年には一石の利米と相成るなれば、右を本に相立て年々仕繰候へば、三箇年には元利八石六斗四升に相成るべし。五箇年には十三石餘の米高に相成候はん。其節は最初出米の分は銘々へ返し與へ、利米斗ほかりを以て右の手續にて仕繰候はゞ、人々不時の災難を救ひ、又は廢疾の者をもあ





はれみ、何か救助の道相就く事に  
 はあるまじきか。若し荒年に逢  
 ひ候時は、窮民は天の賜物と仰ぎ  
 候はん。然る時は積年の辛苦に  
 引かへて、如何計り嬉しきぞや。  
 どれ程の陰徳かも知るべからず。  
 自然百姓の上に立ち、御役を勤め  
 候は何の譯に候哉、第一百姓の融  
 通をいたし呉れ候爲めには、間敷  
 哉、凶年に臨て饑亡に及び候を乍  
 見、唯あんかんとして年柄の事な

(1) 「有之」の二字脱か



れば致方は無之、こ年柄に打  
 まかせ候ては、彌天より其罪役々  
 に歸し候儀相違あるまじく、畢竟  
 此處古人も厚く論判いたしたり。  
 いづれにも前以ての備へ肝要の  
 事也。其外百姓は力を勞して御  
 奉公を致し、役々は心を勞して御  
 奉公致すは、天然の賦付つらかひに候へば、  
 心の限りは可盡事に候。若し又  
 五箇年に相滿たずして、凶年に逢  
 ひ候は、現在極難に不迫には、頭

出米外五部通り相重み分配致し、又至極窮したるには、一部通相重候て相渡し、翌年は重み丈の分は返米致候はゞ、往々は非常の回米相備はり、(以下腐蝕)

【解説】 島津齊彬公嘗て常平法を施行し、自ら筆を執つて、其制法の大意及び取扱の法を諭示されたことがある。隆盛其趣旨にもとづき、更に自己の意見を加へて、沖永良部島に社倉の法をはじめ、永久に島民の困苦を救はんと欲し、此趣旨書を作り、土持政照に與へた。右の書即ち是である。勿論隆盛は囚人で之を實行せしむべき権力は有してゐなかつた。先づ其趣旨を十分に説き聞かせた上更に此文を草して彼等に勸告したものであらう。惜しいことには後段腐蝕して、今其全豹を見ることが出来ない。

右、社倉は、今日では個人有に歸してはゐるが、數年前までは、創設の主旨に基づき、共有の形で續いてをり、この積立金の如きも數万圓の多きに上つてゐたといふ。



禁門事變前後



## 禁門事變前後 小引

薩藩が藩を擧げて王事に盡瘁したのは、文久二年三月、島津久光上京以來の事である。隆盛はその爲に一旦南島から召還されたのであつたが、久光の怒に觸れて、再び南島の俘囚となつたのである。其後國事愈々多端、天下の風雲漸く急にして、薩藩士中、偉人隆盛を想ふもの漸く多く、死を決してその召還を久光公に嘆願する者あるに至り、遂に元治元年正月隆盛召還の命が下り、吉井幸輔を召還使として、態々南島に派遣せられた。幸輔は隆盛の弟西郷信吾(從道)と福山清藏(健偉)とを從へ、藩の汽船胡蝶丸で迎に行き、沖永良部島から隆盛を連れ出して、鹿兒島に着いたのが、元治元年二月二十八日であつた。それから直ぐに上京を命ぜられ、三月十四日京都に着き、同十八日薩藩軍賦役といふ重職を授けられ、爾來一藩を指導して王事に勤勞するに至つた。されば薩藩の勤王は文久二年の春に初まつてゐるが、隆盛がその指導者となつて天下に重きを爲すに至つたのは、それから二年後の此時を以て初めとするのである。薩藩の對

幕府對諸藩の態度が此に至つて一變する。後未だ幾くもなくして長州兵の上京となり、禁門の變となり、長州敗兵の追討となつた。隆盛此間に處し、薩藩をして徒に幕府の走狗たらしめず、徹頭徹尾禁闕奉護といふ名目の下に行動し、幕府も朝臣であり、薩藩も朝臣であると云ふ態度で幕府を殆ど友藩扱にしてゐる。それらの經緯は、段々、下に掲ぐる隆盛自らの書翰が無窮に之を語るであらう。今こゝに元治元年三月から同年八月八日までの隆盛の遺文二十七篇を「禁門事變前後」といふ表題の下に掲載することにした。姓名は此期間を通じて大島吉之助であつた。



## 五三 大島外二島砂糖買上方につき 藩廳への上申書

元治元年三月初

【解説】 此書は隆盛が南島謫居中に見聞した藩の砂糖買上方の悪弊を列擧し、その改良策を藩廳に建言したもので、國を思ひ民を愛する至誠があらはれて居る。隆盛が二度目の遠島より召還されて鹿兒島に着いたのは元治元年の二月二十八日で、それから上京の途に就いたのが三月四日であるから歸ると早々之を認めて、四日出立前に差出したものと見える。此書を読む前に承知しておかねばならぬことは、薩藩では古くから大島、徳之島、沖永良部島以上三島に砂糖專賣法を敷き、三島方さんとうほうといふ一局を設けて、其事を管掌せしめてあつたことである。それから藩で砂糖を買上げる方法は、金で買取るのではなく、島民必須の物品と交換したのである。尤も物品の定價は豫め島民に布告してあつた。又、所要の物品と數量は大約前以て書上げさせてあつたのである。道之島といふのは右に擧げた三島の總稱で道之島といふ島があるのでは無い。道之島の語原につきては琉球

道之島砂糖御買圓の御趣法に付て  
 甚以苛酷の譯にて、五倍の御商法  
 に御座候處、近來彌増重歛の仕向成  
 立、人民困苦に迫候儀に御座候へば、  
 若哉異人共手を付候様の事も有之  
 候はゞ、格別慈計の巧を以愚民を惑  
 はし候ては、忽ち違背仕候時機罷成

へ通ずる途中の島といふ意であるといふ説も聞い  
 たが、編者の考へでは三島の訓讀ミツノシマに誰か  
 道之島の三字をあてたのが、原になつたのではあ  
 るまいかとおもふ。

道之島砂糖御買圓（かひまるめ）の御趣法に付て  
 は甚以（テ）苛酷の譯にて、五倍の御商法  
 に御座候處、近來彌増重歛の仕向成  
 立、人民困苦に迫候儀に御座候へば、  
 若哉（イ）異人共手を付候様の事も有之  
 候はゞ、格別慈計の巧を以（テ）愚民を惑  
 はし候ては、忽ち違背仕候時機罷成

(1) 萬一外人が島に手をつけて、詐謀を以て仁慈を施し愚民をなづけたら忽ち御國に背く様な時が来るこそは明であるといふ意

候は案中の事と奉存候。右に付て  
 は悉く被相除候儀は當時柄不被爲  
 濟儀に候得共、民心至極相厭ひ候廉  
 丈は御宥恕の道相立候はゞ、人心相  
 結候場にも罷成、一涯人氣進立可申、  
 左候へば第一御所帶根源の御産物  
 殖増候勢に罷成如何計の御益筋か  
 と奉存候付、左條の通取調申候間尙  
 又御吟味被仰付度儀と奉存候。  
 一島代官を初、詰役人柄細々御取調  
 被仰付度、只今にては一同御心付

(2) 薩藩財政の根本たる産物  
 (3) 島々の勤務は内地の役目に比し特別の収入があつたから窮土救助のため往々、上の御心付で任命されるものと心得て居た

おのひかりの自儘にまけり候  
 詰は石生推し置奉る候に  
 程心を盡し取扱候者も、何様私曲  
 を構候とも、賞罰の御沙汰無之故  
 尙更怠惰罷成候間、見聞役丈は一  
 年交代にて詰役中精粗の次第御  
 支配頭取申上候様有御座度儀と  
 奉存候。尤代官の儀は御勝手方  
 御用人へ相付申出候様罷成候は  
 り、相互に勵合、不正の手數有之間

このみ相心得居候て、自儘の取計  
 いたし候付、詰役所置振の厚薄御  
 吟味被爲在度儀と奉存候。如何  
 程心を盡し取扱候者も、何様私曲  
 を構候とも、賞罰の御沙汰無之故  
 尙更怠惰罷成候間、見聞役丈は一  
 年交代にて詰役中精粗の次第御  
 支配頭取申上候様有御座度儀と  
 奉存候。尤代官の儀は御勝手方  
 御用人へ相付申出候様罷成候は  
 り、相互に勵合、不正の手數有之間

三年の儀は、別段相重候譯にも罷成不  
 申、三年の割を以兩人へ被成下度  
 儀と奉存候。いづれ詰役の依善  
 惡一島の人氣相拘候間、第一人柄  
 御吟味の上、勤場の精粗御取しら  
 べ被仰付候て賞罰有御座度儀と  
 奉存候。  
 御商法に付ては、御米の方第一御  
 益相少、島中にては希望此一種に  
 御座候處、砂糖一斤に付三合の代

砂糖差引正餘計の者えは徳之  
 代砂糖差引正餘計の者えは徳之  
 島沖永良部島の儀は、三合代米被  
 成下候得共、大島に限り正餘計は  
 全不被成下御定式と申分三合代  
 金被下候間、外島同様被仰付度儀  
 と奉存候。左候へば出来砂糖彌  
 増可申儀に御座候。全躰大島の  
 儀は出来高多く御座候故殖増も

米被成下候へば、決て御損失の譯  
 に無御座、御品物よりは御益少し  
 と申迄に御座候間、御注文の品々  
 代砂糖差引正餘計の者えは徳之  
 島沖永良部島の儀は、三合代米被  
 成下候得共、大島に限り正餘計は  
 全不被成下御定式と申分三合代  
 金被下候間、外島同様被仰付度儀  
 と奉存候。左候へば出来砂糖彌  
 増可申儀に御座候。全躰大島の  
 儀は出来高多く御座候故殖増も

(4) 品物と砂糖と交易勘定のすんだあに、なほ餘つた砂糖を正餘計いふなり

大西郷全集 第一卷 文書  
 御座候。外小島の儀  
 は何様相殖候ても程の相知れ候  
 事に候へば大島殖増候處肝要の  
 事に候間、外島同様三合代金正餘  
 計の者え被成下候はゞ一同競立  
 尙又出精仕可申儀と奉存候。  
 御品物の儀は格外の御利益罷成  
 候上、依島に茶、煙草、木綿類の品々  
 出斤と相唱へ、最初より一斤の目  
 方相拔候て又々爲申受候間、二重  
 の代砂糖差出候事に御座候。茶

(5) 申受は拂下といふ意





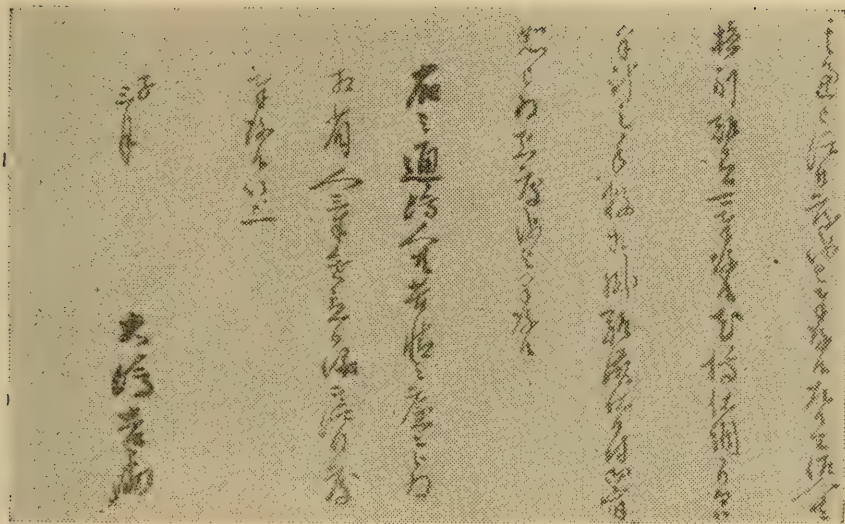
不<sub>レ</sub>安賦に御座候。  
 一 木綿の儀は百六十目に付代砂糖  
 三十斤にて御座候處、是以斤目引  
 拔候故、全躰困窮の島人共申受不<sub>レ</sub>  
 相調暖地とは乍<sub>レ</sub>申も寒中にも芭  
 蕉衣裳等にて凍居候者多く、實に  
 不便の爲<sub>レ</sub>躰に御座候間、代砂糖十  
 斤丈被<sub>レ</sub>相減候て二十斤に被<sub>レ</sub>成下<sub>レ</sub>  
 候はゞ如何程か難<sub>レ</sub>有がり可<sub>レ</sub>申儀  
 と奉<sub>レ</sub>存候。正餘計に三合代金被<sub>レ</sub>  
 成下<sub>レ</sub>且木綿代被<sub>レ</sub>相減候得は先飢

一 砂糖車、金輪の儀は過當の直成に  
 御座候處、作人共申受不相調候て  
 金輪不相用者多く御座候間、是丈  
 は輕目の代砂糖被成下度儀に御

寒の苦を御救被下候場に相當一  
 同奉雀躍候儀に御座候。島人の  
 常食、迎は都て唐芋にて御座候得  
 共、老幼或は病者にいたりては保  
 養の儀不相調不被忍次第御座候。  
 付、何卒御仁恕被爲在候儀と奉存  
 候。

砂糖樽の儀は掛目十六斤と被相  
 定候處、少し重目に候得ば直様取  
 替させ、餘計の隙を費候上、至極難  
 儀仕候事に御座候。輕目のもの  
 は矢張十六斤にて相通じ候得共

座候。本車にて過分の正味徒に  
 相捨り、作人の迷惑は勿論、御國益  
 空敷相捨候場に相成候間、一同金  
 輪相用ひ候はゞ却て御益筋にも  
 罷成、乍双方可宜儀と奉存候付、何  
 卒直成被相下度儀に御座候。  
 砂糖樽の儀は掛目十六斤と被相



右は作人の損失計にて御拂口にも、全御益不相成、只買手の利得相成候事に御座候間、十六斤を本にいたし、輕きは十三斤より重きは十八斤迄御用捨被成下度風袋何斤正味何斤と相記候付、決て間違は無之事に御座候間、其通被仰付度儀と奉存候。左候は、作人共格別難有可奉存候。尤樽仕調に付ては餘計の手數相掛難澁仕候付御宥恕被爲在度儀と奉存候。

右の通島人共苦情の廉々被爲相省人氣進立候様被仰付度奉  
存候。以上。

子三月

大島吉之助

(大久保侯爵家所藏)

## 五四 土持政照への書

元治元年三月四日

一筆啓上致候。彌以御安康御勤務の筈珍重存上候。隨て野生にも無異儀先月二十八日歸着いたし候に付、左様御放念可被給候。扱て其許に罷在候時分は、何篇御丁寧被成下別て難有御禮申上候。其許の次第、家内の者共へも細大申聞候處、皆々大悅此事に御座候。家内共よりも厚く御禮申上候様承候事に御座候。其元出帆候處大島龍郷翌九ツ時分安着致、皆々大悅の事共にて蘇生の思ひをなし候仕合、御遠察可被下候。四日の滞在にて御座候處、愚妾の悦び情義において是又御憐察可被下候。左候て

二十六日朝出帆いたし、喜界島へ寄船にて、二十八日安着致候。  
親類の悦御察可被下候。今日出帆にて上京候處雨天にて山川  
港へ滞船いたし候故、荒々御禮迄如此御座候。草々。

三月四日

大島吉之助

政照様

【解説】此書は隆盛が上京の途次、山川港より政照に贈り、在島中の厚意を謝し、別後の状  
況を報じたものである。(政照の事既註)

# 五五 大久保一藏への書

元治元年五月十二日

中將様益御機嫌(1)克細島御光著被遊候段被仰越御互恐悅此御事に御座候。陳ば御當地の形勢日に月に衰へ立候次第に御座候。堂上方に於て例の驚怖の御病症が相起り、暴客の畏れ甚しく、稍暴論行はれ候はんかご申勢に御座候。陽明家(2)に於て御父子様共守衛人數の内より御番相勤吳候様にこの御事にて、兩御殿毎晩御人數被差遣候事に御座候。武田一條(4)に付ては先便にも申越候通り伊丹(5)大きに被惡候鹽梅にて、申さば小兒の老婆を失ひ候ご申御心持にて、其怨は皆々伊丹に參り、逆も仕様無御座處よ

(1) 久光公  
(3) 忠熙忠房  
(5) 伊丹藏人

(2) 近衛家  
(4) 武田相模守



り頻りに相惡み、刺客にても行候はんかご申程の危に迫り候様  
子ご申評判も有之、彼も些ご弱り立候鹽梅に御座候。武田迯去  
候より行衛不相分坊主に相成りたるこの趣に御座候處、近來承  
候へば會津屋敷に潜居やに世評致す事に御座候。會藩薄情の  
次第には右等の手數致居候て、此御方様御屋敷へは是非行末御  
結合致し置度この事にて、出會致し吳候様この儀故、小松太夫を  
初め、私共五六人出張候處、有志會にては全く無之、俗會の上通り  
ご申鹽梅に御座候間御笑察可被下候。

一土州の儀此舉に乗じ、大發可致この世評有之候處、迎も大舉出  
來候様子に無之、今で持張候處さへ六ヶ敷勢に御座候由、長州は  
勿論暴客輩も近來一橋を頻りに疑ひ出し、異說紛々の様子に被

(6) 暴客は浪士の徒を指す

相聞申候。段々策略の次第も相顯れ、水人扱は籠絡致され候姿にて、決して攘夷の腹に無之、別に一物有之候はん。其趣にて探索に打掛候由に被相聞申候。

一、大樹公にも去る七日御坂下に相成、三十日位は浪華城に御滞在と申評判に御座候。夫より關東に御歸城相成候はゞ、必ず夷船長州へ参り可申と勝麟太郎も相咄候由、長州破立候上は決して浪華へ突掛、開港の説を起候はんとの咄同人申居候由御座候。

麟太郎(8)にも近來の處尙更幕吏に被忌候由に御座候。

一、水野(9)へ是非滯京致候様、朝廷より被仰出候處、水野には是非大樹公へ付添不参候ては不相濟候間、稻葉(10)被殘置この事にて淀滯京の賦に御座候由。水野と一橋は余程合居候様子に御座候。

(7) 將軍家茂 (8) 勝麟太郎 (安房)

(9) 老中水野和泉守 (山形藩主)

(10) 老中稻葉長門守正邦 (淀藩主)

一近比御屋敷(11)惡評甚敷起り、畢竟幕府より出候事多有之向に被相聞申候。上海に於て茶等の品を以て、盛に交易相始候杯この説を申觸れ候由、是等皆々幕奸の隱策と相見へ申候。當分に相成候ては御遺策の通、頓と手を引き、岡崎の調練等追々有之、色々探索に心を用ひ候計に御座候處、暴輩も至極疑を生じ、舉動不相分深く吟味致す様子に御座候。當時態にては迎も一家中一體致し居候譯無之、議論紛々に可有之候處、頓と異議無之、不思議な事と、且恐れ且疑迷の由と被相聞申候。長州より頻りに合せ度この腹と相見得申候へごも、手の付様無之、鹽梅に御座候。暴客も參候へ共、最初より因循説を出しに致し、何も是で出來不申この返答にて押通し居候故、議論迫りかけて參り兼候次第に御座

(11) 薩邸

候。只今の暴客と申もをかしたものに御座候。來月とも相成候はゞ異船長州へ參候はんか、餘りに威張居候て面の悪き者どもに御座候故、雲行を見候て暴威衰へ候はんこ相考居申候。筑後の應援も勢弱候この風評に御座候。始終根の居はらぬ事計に御座候故、持張に通らぬ様子に被<sub>レ</sub>相聞申候。此旨風説の儘申上候間、御推考可<sub>レ</sub>被<sub>レ</sub>下候。恐々謹言。

五月十一日

大島吉之助

大久保一藏様

【解説】隆盛京都より在藩の大久保に贈つた書面である。「中將様細島御光著遊ばされ候段仰せ越され云々」とあるは、大久保が久光に隨從して京都より歸藩の途中、日州細島邊より久光公の細島到着を報じたるに挨拶したのである。久光は四月十八日京都を發

して歸途に就き、大阪より船にて二十六日細島に着し、佐土原を経て五月八日鹿兒島に歸着したのである。是より先、文久三年九月、久光は朝命によりて上京し、松平慶永、山内容堂、伊達宗城等と共に公武の間に周旋してゐたのであつたが、幕府の有司は時勢の推移を察せず、依然實行不可能の横濱鎖港を標榜して攘夷論者の御機嫌をとり、一方には幕威挽回の策を運らしてゐた。久光はかゝる姑息の手段を大に不可とし、横濱鎖港不可の建言書を朝廷及幕府に上り、極力之を主張した。然るに久光の議納れられず、二月遂に横濱鎖港の朝命下る。久光不平に堪へず、乃ち朝議參預を辭して歸藩したのであつた。薩藩の態度が公武合體より討幕に傾いたのは實に此頃からの事である。書中叙する所、久光出發後の京都の風評で、隆盛は之を久光を初め要路に報告する意味で、大久保に贈つたのである。「陽明家云々」此頃京都に浪士の入込むもの多く暴客の恐ありしを以て、公卿一統恐れを生じ、陽明家にも父子兩殿へ薩藩より護衛兵をおきし旨を報じたのである。

武田一條云々の武田は武田相模守、伊丹は伊丹藏人にて共に中川宮(朝彦親王、後彈正尹)になられたので世に尹宮と稱すの家人である。當時中川宮について色々惡評を云ひ觸らしたものがあり、武田は浪士に斬られんとして逃亡したのである。

「土州の儀」以下土州藩、一橋慶喜等の行動を主とし、中央政界の現状を報告したのであ

る。○御屋敷とあるは薩藩を指す。薩藩を誹謗するもの攘夷熱の盛なるを利用し、薩藩は上海邊にて茶等を外人に賣り込み居ると云ひふらして、惡聲を放つたものと見ゆ。隆盛は之を幕府側の奸策ならんかとの風聞なりと報じたのである。○御遺策云々久光歸藩に當り遺しおける策に従ひて、鳴りをしづめて居るといふのである。當時京都の薩邸には公子島津圖書家老小松帶刀、西郷、伊地知、吉井等が居て實權は隆盛に歸し、禁闕守衛と兵士の訓練とに力を盡して敢て動かなかつた。故に幕府側では大に薩藩の舉動を疑ひ、無根の風説を傳へて頻に惡評を加へるものがあつたが、一方長藩及會藩は薩藩に好を通ぜんとしてゐた様である。

## 五六 大久保一藏への書

元治元年六月朔日

追て水人吉成方へ佐久間修理も近日引付候由に御座候。是等は當分暴客の恐れも有之且他日用ひ候賦と相見得申候。

兩度書面差出置候處、淀川満水にて出帆出來兼滯坂の段申來候間、又々申越候。今朝承候趣は因州益田正人と申者一橋より被<sub>レ</sub>招呼被<sub>レ</sub>相達候には、此節長州え異船襲來の儀無<sub>レ</sub>相違候得共、いまだ日限の儀は不相知由。然<sub>ル</sub>處隣國の譯を以<sub>テ</sub>因州より援兵被<sub>レ</sub>差出候ては不相濟候付、得<sub>レ</sub>君候え申上、ケ様の御計無<sub>レ</sub>之様盡力可<sub>レ</sub>致この事に御座候處、益田御返答の趣は於<sub>レ</sub>此儀は何も長州を相

(1) 佐久間修理(象山)は京都に召され四月三日海陸御備向掛手附御雇を命ぜられてゐた







六月朔日 大島吉之助  
 大久保一藏様  
 御座候に成り候次第に御座候。是非一  
 橋には長州を挫て其上攘夷の筋を相  
 初め候存慮に被相伺候得共、夷人の手  
 を借り、長を押候始末、可惡の業に御座  
 候。此旨今朝迄の形行早々申上候。  
 尚追々形勢に依申上候様可仕候。恐  
 々謹言。

大久保一藏様

六月朔日 大島吉之助

(大久保侯爵家所藏)

此書は京都より鹿兒島にある御側役大久保  
 へ時局を報じたのである。なほあはせて久光以下の  
 要路へ傳達を期したのは勿論の事で、此前後の書翰は  
 大抵それである。  
 此書によれば當時、幕府が外人と結託して、長州を襲  
 撃させるのであるとの臆説が専ら行はれ隆盛等も、や  
 ゝそれを信じてゐたらしい。

大久保 久光  
 大久保 隆盛  
 大久保 隆興

# 五七 大久保一藏への書

元治元年六月二日

尙々兩高崎(1)の儀今に暴客の徒惡み甚敷事に御座候間暫時は御引止相成候様御計被下度は是又御願申上候。

暑氣相催候得共

御兩殿様益御機嫌克被遊御座恐悅の御儀御互大慶の御事に奉存候。次に御賢母様御持病差起御配慮の段御着涯嘸哉御苦心の筈と案勞此事に御座候。乍然御快方の段大慶の御事我々共にも嬉敷次第に御座候。時分柄折角御加養奉祈候。陳ば尹宮の一條追々申上候通御悔悟の御姿無御座伊丹(2)にも已に退

(1) 高崎五六と高崎正風

(2) 伊丹藏入 (尹宮家の家人)

隱の賦にて引込候位の御事にて迎も御用ひ相成模様にも無之、  
朝廷におひて堂上の御受も不<sub>レ</sub>宜、何篇幕府へ御媚被<sub>レ</sub>爲<sub>レ</sub>成この事  
にて、一同惡敷申上候御事残念の次第に御座候。貴兄あれ程堅  
を御碎き被<sub>レ</sub>爲<sub>レ</sub>成候詮も不<sub>レ</sub>相見得<sub>レ</sub>込<sub>こまり</sub>入<sub>いり</sub>候次第に御座候。非藏人  
の者手寄出來候間、朝廷向段々相探候處、何篇幕府へ御委任と被<sub>レ</sub>  
仰出候儀、諸藩より色々と難じたる建白共有<sub>レ</sub>之、畢竟尹宮の御策  
と申事にて、尙又御評判近來惡敷御事に御座候處、只御恐怖のみ  
にて御改心と申廉も不<sub>レ</sub>相見得、少し御助りに相成候處は主上の  
御親み不<sub>レ</sub>被<sub>レ</sub>離計に御座候。此處些違ひ候如何成行候も難計儀  
にて御危き御事に御座候間、今暫時は御見合被<sub>レ</sub>下候ては何様可  
有御座候哉

尹宮えも小松氏(3)より宜敷御申上相成居、御不都合の儀も無御座候間、當年中位は御引延被遊候方御宜敷は御座ある間敷哉と奉存候。御依頼被遊この御事は、表通は今に相替不申候。

一 献錢の御一條、暫時御見合相成御方宜敷は有御座間敷哉。當分は

朝廷におひては幕意相塞、此御方様御受も不<sub>レ</sub>宜筋に被<sub>レ</sub>伺申候間、無益の場相成のみならず、却て何<sub>レ</sub>か御不都合の事も到來も難<sub>レ</sub>計御座候間、少し御見合の方<sub>レ</sub>宜か<sub>レ</sub>奉<sub>レ</sub>存候。此變動に依り、自然と如何にか機會を持起候事も御座候はんか<sub>レ</sub>奉<sub>レ</sub>存候。

一 帶刀殿御儀に付ては、別紙御問合申上候通、今に御下り相成候

(3) 小松帶刀

(4) 薩藩をさす

ては、頓とんこ此方におひては込入次第に御座候。然しそふ計も申居候ては不相濟儀ふさげと奉存候得共、此機會は御見合相成候て、御歸國の儀起たつて御願に御座候間、左様御含可被下候。いづれ御下り相成候に付ては、御跡に備り候御方御周旋被成下度、其御人躰迄申上候ては余り恐入候得共、岩下佐州上京相成候御手數は相調申間敷哉、旁御熟考奉願候。

一 中原儀、木脇着次第には早々罷下候様取計可申候。折田儀は幕府向都合は如何様共致可申候間、先不罷登候様御計可被下候。

一 長州襲來の儀、別便に細々申上越候間、此便よりは何も可申上廉も無御座候間、左様御納得可被下候。

右の通御返答旁如此御座候。恐々謹言。

六月二日

大島吉之助

大久保一藏様

(大久保侯爵家所藏)

【解説】 此書は元治元年五月末より六月初の京都の状態を鹿兒島へ報じたのである。書中尹宮(中川宮朝彦親王)の悪評に關することが多く見えてゐるが、これは文久三年八月十八日の政變に、七卿の都落となり、長州藩の勢力を根柢より覆へしたのは、宮の御はたらきによるのであつた爲に、長州一派から餘程怨まれてゐられたから、色々造言を放つものがあつたと見える。尤も公武合體につきて宮の御盡力あつたこともかくれなき事實で、そのため勤王志士より彼是非難のあつたことは此書に見える通りである。

「献錢の御一條云々」暫く見合せて時機を待たうといふのである。其中に御方様御受も宣しからざる筋に伺はれ、とあるは、當時薩藩は矢張文久三年八月の政變によりて、長州藩から頻に惡まれて彼一派の公卿に受けがよくなかつたのである。尙々書にある「兩



高崎の儀今に暴客の徒悪み甚しくも全く右文久三年八月の一件に基くのである。當時薩藩では英艦鹿兒島襲來の事があつて、京都の薩邸へは僅かに高崎猪太郎（五六）同佐太郎（正風）等がゐたのであるが、近衛家に下された内勅によりて、兩高崎が大活動をはじめ、尹宮を動かし會藩に結びて、彼の政變を見るに至つたのであつた。そこで兩高崎は彼の政變の主謀者と見られて、長州一派の志士から非常に悪まれてゐたのである。

## 五八 大久保一藏への書

元治元年六月二日

【解説】 本書は前書と同封の別紙である。鹿兒島から小松帶刀へ歸藩するやう云々と、内々沙汰があつたにつき、長州の襲來、一橋の劃策等大切の場合故、今暫時滯京あるやうにいたしたしと願ひ出たのである。

小松帶刀殿

右御内用の儀有之、仕廻次第早々被罷下候様、乍然暫時滯京無之候て不相濟機會も候はゞ、時宜次第可取計旨

御内沙汰被爲在候段、御問合の趣致承知候。於御當地は御留守の御譯にも候得ば、事柄輕き御事に候得共、只今京地の形

勢に付ては至極差迫、長州襲來の一條は勿論、一橋侯の隱策旁不  
容易時態罷成、如何變動可致哉も難計、且攝海閉鎖の決議も無之  
紛々の勢にて差當りの禍難相見得申候間、當月中も機會御見合  
相成候様有御座度、私共よりも御願に御座候。少々靜穩の向成  
立候はゞ、決して油斷は不仕候付、其邊の處宜敷御汲取給候て都合  
能被<sub>レ</sub>仰上置被<sub>レ</sub>下候様御願申進候。以上。

六月二日

大島吉之助

大久保一藏殿

(大久保侯爵家所藏)

五九 同上別書

元治元年六月二日

【解説】 此書も前書と同じく六月二日付の別紙である。當時の私費學生七人を藩費にしてやりたい、又英學は江戸の方が長崎よりもよろしくはないかといふ照會である。此中鮫島誠藏とあるは後の全權公使鮫島尙信のこと、村田勇右衛門は村田銃で有名な村田經芳のことである。

草道市郎右衛門

肥後十郎

高島壯之丞

右蒸氣機械方或は運用方

右 英 學

原 田 岩 次 郎

小 山 田 仲 次 郎

村 田 勇 右 衛 門

右 砲 術

加 世 田 郷 士

鮫 島 誠 藏

右當分長崎え御差出相成居候得共、英學の儀は却て江戸表の方宜敷筋に御座候付、江戸え稽古方として、被差遣候様被仰付度事に御座候。

右は是迄數人稽古方として被差出專自分願の者共計に御座候

へば、右の人数は下地宜敷者に御座候由、就ては御人選を以此節は被<sub>レ</sub>仰付候はゞ、何様可有御座候哉。追々軍艦等御取入相成候付ては、功者の者不出來候ては、不相濟、いづれ下地好きものは早く物に成り候場も御座候間、此段申上候間、御勘考被<sub>レ</sub>下候て可<sub>レ</sub>宜思食も候はゞ、御取計被<sub>レ</sub>下度、是又御相談申上候。以上。

六月二日

(大久保侯爵家所藏)

# 六〇 大久保一藏への書

元治元年六月六日

兩三度長州へ異船襲來の事件申上越候間一々御聞取被下候は  
ん。其後の處も彌襲來いたし候儀は慥に不相分候得共、長州の  
説にては朔日二日兩日の間に參賦まひるつちりの由に申居候由に御座候得  
共、慥成一左右は不承事に御座候。然處長州援兵の國々拾貳藩  
は有之段申居候由御座候得共、一國を以應援の處は決して相少く  
御座候はん。有志ごか申人數脫藩等にて行向候事かご相考居  
申候。藝州より最早六百騎の人數を押出候由にて因州に相知  
れ、在京の者は皆々引拂、援兵の爲に歸國の筋に相見得申候。是

は定て一國を以應援の事と被<sub>レ</sub>伺申候。筑州よりも小倉邊へ援兵被<sub>レ</sub>差出候賦と被<sub>レ</sub>相伺申候。右等の次第に御座候得共、長人在京人數二百計は一段伏見迄引取候處又々繰登候筋に被<sub>レ</sub>相聞申候。是は何様國元の方及<sub>レ</sub>大破候共不動筋に決定いたし居候向に御座候。此處は一物有るものと相見得、若哉自分國大破いたし候はゞ此怨を何方にか可<sub>レ</sub>報賦はぐゆべさつちりにては有<sub>レ</sub>之間敷哉、長州におひては何様の事ありとも幕命は不<sub>レ</sub>奉決心ほうせいのと相聞候間、長州及<sub>レ</sub>破やぶれとも勝いかになりてもごうごか變動の事到來可<sub>レ</sub>致かと相考居申候。當分にては段々御國の處も暴客邊よりも宜敷説を申立模様にて一橋侯の悪られ方一ト通ならざる事に御座候。御察可<sub>レ</sub>被<sub>レ</sub>下候。今日は公子御迎として大坂迄參居候付、荒々大坂より申



上候間左様御汲取可被下候。恐々謹言。

六月六日

大島吉之助

大久保一藏様

(大久保侯爵家所藏)

【解説】本書は隆盛が大阪より在藩の大久保へ時局を報じたるものである。長州へ異船襲來事件は當時の風説を掲げたので事實は次の通である。英、佛、米、蘭の聯合艦隊は、昨年馬關海峡を通過せる四國の艦船を長州が砲撃したことに對して、抗議を申込んであつたが、その談判がはかばかしくないので、近々下關砲撃の豫定であつた。此時恰も井上馨、伊藤博文が故國の急を聞いて英國より歸朝し(六月十日)横濱に於て英國公使に面會して、長藩の攘夷を止め開國の方針に一變せしむべしとて、聯合艦隊進撃の猶豫を請ひしため、各國公使も之を認容して、一時延期となつた。

井上、伊藤は英國軍艦で長州近海まで送られて歸藩したが、兩人の言、長藩に容れられずして調停成らず、遂に聯合艦隊の砲撃を受くるやうになつたのである。但、襲來の時日は

此から二ヶ月後の八月五日である。

「公子」とあるは薩藩主忠義の弟にて一門島津珍彦（周防）を指す。西郷は其上京を迎へんが爲め、六月四日伊地知正治、吉井友實等と大阪に下り、六日此書を認めたとである。

「當分にては御國の處も暴客邊よりも宜敷説を云々」とあるは、薩摩の評判が浪人等の間によくなつたといふのである。尤もそれは隆盛の上京後、薩藩の方針を改めた結果が事實の上にあらはれて來たものと思はれる。

# 六一 大久保一藏への書

元治元年六月八日

暑氣相募候得共 御兩殿様益御機嫌能被遊御座恐悅の御儀奉  
存候。次に貴兄御無異の筈と珍重奉存候。陳者當月初方には  
公子御着坂の御模様と承居候故御迎として去る四日出立にて  
五日着坂いたし直様兵庫の様參る賦是は楠公社の一條に付地  
面沙汰幕より大坂御留守方へ申立候儀御座候間伊地知正治吉  
井幸輔三人一緒に參居候處いまだ御着も不相分候付兵庫え差  
越賦にて大坂御留守居同道いたし伊丹迄差越申候。伊丹の儀  
は薩摩定宿と申儀を

- (1) 島津珍彦（宮之城邑領主）
- (2) 是より先兵庫に楠公社設立の事を薩藩より出願してあつた
- (3) 木場傳内

陽明殿え願出定宿の札相掛置候得ば、浮浪士の暴を免候由にて、然御方より被仰遣候付、定宿の札相記し候場に罷成候處、一度は薩摩人一宿いたし吳候得ば別て宜敷段申事故、兵庫へ參掛一宿いたし居候處、五日夜の會藩等浪人捕方の一件、内田仲之助方より申來、鷄鳴相達、披見の央、京地の方火烟相見得候付實に驚駭いたし、早々罷歸候次第に御座候。然る處委敷相尋申候處、出火の儀は着火等の向に無之、長州人探索は今に不怠、昨夜も兩三人は召捕候向に被相聞申候。畢竟何等の處より如此始末に相及候哉、委敷不相分候得共、先日も長州援兵各國より不差出様この御沙汰被成下候様朝廷に相願候儀も有之、又は浪人取締の爲守衛の者嚴重に相迫、手に餘り候はゞ切捨不苦人間違にても不苦様

御達相成候間、一橋より頻に草稿迄相認申出候處、無御據御沙汰被<sub>レ</sub>出候由に御座候。是等の儀前以<sub>テ</sub>相發し候次第に御座候へば、決して長州の本國を異人を以相破らせ、

京地は悉く相除の舎にて御座候哉、又は暴令相發候付、長州より忍兼候て暴發可<sub>レ</sub>致の謀相洩候てケ様の始末に及候哉、突留候廉もいまだ不相知候得共、長州人を相探候儀晝夜甚敷ものに御座候由、長人は是にて氣を被<sub>レ</sub>挫候か、又は激候哉は不相分<sub>レ</sub>候得共、昨日迄に三度程國元え飛脚を差立候由、いまだ長の廷中には攻掛不<sub>レ</sub>申、途中又は宿屋等の者許に手を掛候由に御座候。水野和泉守昨朝御當地出立、伏見に參、直様乗船の由、是は大坂より早々關東に歸國の向に被<sub>レ</sub>相聞<sub>レ</sub>申候。家中の者旅宿いたし居候亭主の

物語に、此度は危きめに逢ふ筈の處、からき命を助り歸國いたす譯と相咄候由承申候。左すれば何か相企居候はんか、こも被相察申候。こもあれかくもあれ、此末如何形行可申哉、長州も只々止居候事にも無之、大破に相成か、又は大舉して發り立申かに可有御座候。只今は薩州の處、双方より望を被掛候模様、に御座候得共、確乎として動き不申、

禁裏御守衛を一筋に相守居候事に御座候處、各國の心配は露程も不存安氣なものに御座候。御遙察可被下候。御當地戰場に罷成模様も御座候は、直様早打を以御注進可申上候間、左様御得心可被下候。今朝歸京仕荒々形行申上越候。恐々謹言。

六月八日

大島吉之助

# 大久保一藏様

(島津忠承公爵家所藏)

【解説】本書も亦隆盛が大久保宛にて藩へ京都の様子を報じたのである。「伊丹旅館云々」は當時京畿に於ける薩人の勢力が想見される。○五日夜の會藩等浪人捕方の一件とあるは池田屋事件を指したのである。池田屋事件とは六月五日幕府の新撰組をして浪士の池田屋に聚合するを圍ましめ、肥後藩士宮部鼎藏、長藩士吉田稔麿等七人を斬り二十餘人を捕へたことを指すのである。池田屋にゐた志士中には現に長州の桂小五郎(後の木戸孝允)吉田稔麿以下の人々が加はつてゐたし、其他の人々も長州派の尊攘志士であつた。抑も昨文久三年八月十八日の政變後、長州藩士は七郷を奉じて歸國し、藩主父子は入京を禁ぜられ、多數の藩士は京都を追はれ、表向には僅に二三の留主が藩邸に残りしのみであつたが、桂小五郎、久坂義助をはじめ長州藩士の京都に潜居して形勢を窺つて居るものは少くなかつた。諸藩尊攘の志士も多くは長州に加擔し、頻に會津藩及び薩藩を攻撃し、薩賊會奸と言ひふられしてゐた。隆盛は此間に立ちて嚴正中立の態度を執り、薩藩の聲望恢復に留意してゐた。而して近來長州本國に於ては、大舉、兵を率ゐて上京の計を

めぐらし、在京都の長州藩士及尊攘浪士と策應してゐたのである。それ故京都守護職たる會藩にては長州藩士及浪士の取締を嚴にし、その捕縛を始め、遂にその配下にあつた新撰組をして池田屋を襲はしむるに至つたのである。此時、桂小五郎は、屋上より遁れて對州藩邸の潜居に歸つた。○長州人探索云々以下幕府の長州に對する措置並に之に對する隆盛の觀察を交へたもので、中には未だ事實の真相を究め得ない事もある様であるが、長人暴發前京都の形勢は之によりて大體察せられる。○「唯今は薩州の處双方より望を掛けられ云々」は、幕府よりも長州よりも薩摩を味方に引入れようとしてゐるが、禁裏守衛といふ一筋を固く守つて、何れへも關係せぬと京都薩邸の方針を報じたのである。



## 六一 木場傳内への書

元治元年六月十一日

御國元より上坂致居候商人の内、宇治六角堂邊茶屋におひて過分の茶買入候段相聞得、自然長崎え相廻、異人交易の方に振向候ものご相聞れ候。就ては右買本の茶屋、是迄異人交易取結、世間の聞得も不宜者の由に候得ば、尙更御名目に相拘色々難說相起候儀に御座候。定て姦商共利慾に迷ひ、右等取企候儀不届の次第に御座候。如何様辨無之ものごは乍申、先度綿一條に付惡評申觸し、今以切齒の事御座候處、其邊の儀は疾く存ながら商人勝手は不搆、又は賣買向御禁止の事にも無之故、不苦杯この所存に

(1) 此歳二月薩商上方にて綿を買入れ、長崎へ輸送の途中防州に碇泊せしに上關義勇隊士貨物を焼き船頭を殺し、隊士二人其首を携へ大阪に到り梟首外夷と易する薩の姦吏として罪狀を榜掲し二人亦自殺す

て御惡評は不顧所業可惡者共御座候。何分名前等髓に不相知候間、巨細に被相糺買入置候品は都て本々え差返、右の商人直様罷下候様御取計可被成候。當分不容易御時節、少々惡しき御評判も相消候模様之處、又々相重候ては如何にも無致方仕合に御座候間、嚴重御取調被(此間破損)歎息の至に御座候。此段分て申越候。以上。

六月十一日

大島吉之助

木場傳内殿

(木場貞長氏所藏)

【解説】本書は隆盛が京都より薩藩大阪留守居木場傳内へ遣はしたものである。當時攘夷論の盛な折柄薩人が外人と商賣をするといふ惡評を云ひふらし、薩の人氣を挫かん

とする者があつた。此事は五月十一日付大久保宛の書翰にも出て居る。そこで此書を以て貿易用の茶買入のため上阪中の薩摩商人の處分方を命じたのである。これにつき木場傳内よりの返書がある。参照のため左に掲げる。これによると薩藩では商人許でなく藩でも長崎交易方といふ一局を設けて、既に外國貿易をやつてゐたのであるが、本文に見える綿一條から、世評に上らぬ様餘程警戒してゐたやうに見える。

### 木場傳内よりの書

元治元年六月二十一日

長崎御交易方にて買入置候茶千三百箱の内百七十箱一昨日伏見へ積登せ、跡残りは追々伏見へ受取に船差下候筈に御座候段申出申候。爲御見合申上候。茶其外長崎交易品々買入候者は無之哉。猶又聞合致爲置候處、濱崎太平次手先の者共、五月中旬茶積下候風説有之、同人手先<sup>(2)</sup>入來利平次相糺候處、最初は偽り居申候得共、嚴敷詰申候處、去る五月十二日自船保壽丸船頭徳右衛門船より自物茶五百箱調保丸船頭喜三郎船より自物茶三百七十箱壺入八十七本<sup>(1)</sup>拔積

(1) 濱崎太平次は鹿兒島の豪商

(2) 入來(いりき)といふ姓

致候段誤り出、兼て交易品積下候儀不<sub>二</sub>相成<sub>一</sub>段者嚴敷申達置事御座候處、別て不届の至御座候。就て者下之關筋通船の筈候哉相糺候處、東目筋通船いたし候様申付置候段申出候得共、大膽不敵の奸商共實否承知難<sub>レ</sub>成、中途掛念の事に御座候。且買入方の儀於<sub>二</sub>何方<sub>一</sub>何日頃買付候哉相糺申候處、去冬時々於<sub>二</sub>伏見<sub>一</sub>買入候段申出申候間、手先三橋休八儀何篇頭取取扱いたすもの、由御座候間、今夜早々乗船下國いたし候様申付入來利平次儀者御商法綿茶當所並兵庫へ有<sub>レ</sub>之由申出下國爲<sub>レ</sub>致候て者首尾相成不<sub>レ</sub>申候間、右片付迄の間御屋敷長屋へ召置、右茶綿賣片付候上歸國申付置申候。且亦柿元彦左衛門悱並手傳貞右衛門儀、茶綿賣いたし候聞得は無<sub>レ</sub>之候得共、何分藝州交易に付音高く、長崎交易相混じ申候間、兩人共歸國申付、其外往來持參不<sub>レ</sub>致商人共、都て歸國申付候。依<sub>レ</sub>之先達考申上候通蒸氣船より便船にて罷登候もの、是迄無往來にて上阪の者のみ有<sub>レ</sub>之由御座候間、屹と取締向被<sub>二</sub>仰渡<sub>一</sub>且長崎へ一往にても差越候大商人は、勿論手先たり共此涯上坂不<sub>レ</sub>致様被<sub>二</sub>仰渡<sub>一</sub>度奉<sub>レ</sub>存候。此等の儀於<sub>二</sub>國元<sub>一</sub>屹と御取締向無<sub>レ</sub>之候ては商人共内々の咄合には御物様より茶後交易被<sub>レ</sub>成候間、差支は有<sub>レ</sub>之間敷位に申居候由御座候由此段申上候。以上。

子六月二十一日

大島吉之助殿

木場傳内

大西郷全集 第一卷 文書

三五七

## 六三 大久保一藏への書

元治元年六月十四日

向暑の砌御座候得共、

御兩殿様益御機嫌能被遊御座恐悅の御儀奉存候。次に貴兄無

異儀御勤務の由奉賀候。陳ば御い當地物騒の次第は先日申上越

候通、毎日一兩人づゝの捕方にて拔身を携、市中往來、人間ひと違ちがひにて

も不苦この譯にて、氣味わるき事に御座候。土州人を間違まちがひ、鎗突、

股に疵付け、大に六ヶ敷成立候由に御座候。長州におひては早

速早打を以、國元へ申遣、御末家又は大臣の内一人早々被罷登候

様急を告候由に御座候。其内差迫り候事も有之候は、速に可

(1) 此一節は六月五日の池田屋騒動以後新撰組(或は壬生浪士といふ)の暴狀をいへるなり

向てはし、御心算は去  
 手ある様並、御心算は去  
 御心算は去、御心算は去  
 御心算は去、御心算は去  
 御心算は去、御心算は去  
 御心算は去、御心算は去  
 御心算は去、御心算は去  
 御心算は去、御心算は去  
 御心算は去、御心算は去  
 御心算は去、御心算は去  
 御心算は去、御心算は去

打破この決心と被<sub>レ</sub>相聞<sub>レ</sub>申候。

畢竟何等の企有<sub>レ</sub>之、浪士召捕相

始候哉、段々手を付候處、正親町<sup>(2)</sup>

三條へ申含

有<sub>レ</sub>栖川様へ打合達<sup>(3)</sup>

叡聞前關白鷹司様を御復職を

相計り候由に被<sub>レ</sub>相聞<sub>レ</sub>申候。又

一橋御付原市之進等の説にて

は、洛中に火を懸、

御遷幸の節

鳳輦を奉<sub>レ</sub>奪候謀計と申説に御

(2) 正親町三條實愛 (後の嵯峨實愛)

(3) 此頃中務卿有栖川宮熾仁親王、太宰師同熾仁親王共に國事御用掛てあつた (4) 鷹司輔熙







三月十日午後一時、  
○長國へ異人襲來の儀は、  
いまだ不相分候得共、  
江戸におひて幕役より長留守居  
に御座候へば、御辭職の處私よ  
り御進め可申上筋に相極め置  
申候間、左様思食被下候て、其邊  
の處宜敷被<sup>二</sup>仰上置可被<sup>レ</sup>下候  
○浪士召捕方に付同腹の處は  
一橋、桑名、彦根、加賀、會津、五藩の  
由に御座候。○長國へ異人襲來  
の儀は、いまだ不相分候得共、  
江戸におひて幕役より長留守居  
に御座候へば、御辭職の處私よ  
り御進め可申上筋に相極め置  
申候間、左様思食被下候て、其邊  
の處宜敷被<sup>二</sup>仰上置可被<sup>レ</sup>下候  
○浪士召捕方に付同腹の處は  
一橋、桑名、彦根、加賀、會津、五藩の  
由に御座候。

三月十日午後一時、  
○長國へ異人襲來の儀は、  
いまだ不相分候得共、  
江戸におひて幕役より長留守居  
に御座候へば、御辭職の處私よ  
り御進め可申上筋に相極め置  
申候間、左様思食被下候て、其邊  
の處宜敷被<sup>二</sup>仰上置可被<sup>レ</sup>下候  
○浪士召捕方に付同腹の處は  
一橋、桑名、彦根、加賀、會津、五藩の  
由に御座候。○長國へ異人襲來  
の儀は、いまだ不相分候得共、  
江戸におひて幕役より長留守居  
に御座候へば、御辭職の處私よ  
り御進め可申上筋に相極め置  
申候間、左様思食被下候て、其邊  
の處宜敷被<sup>二</sup>仰上置可被<sup>レ</sup>下候  
○浪士召捕方に付同腹の處は  
一橋、桑名、彦根、加賀、會津、五藩の  
由に御座候。



申置候事に御座候。彌聞合方  
 に被差出候者に御座候哉爲御  
 知置可被下候。○中村半次郎と  
 申者追々暴客の中間にも入込  
 長州屋敷内にも無心置召入候  
 て、彼方の事情は委敷相分り、外

何れも、  
この、  
大西郷全集

大西郷全集

大西郷全集

大西郷全集

に段々手を付候得共、夫程相分  
り候手筋も無之候。中間まへと見  
込候故、内情相分候事にて御座  
候處、長州襲來に付、長州國元迄  
踏入度この事に御座候間、太夫  
へ申上差出候事に御座候。本

道の暴客に相成かは不知候得共、又々罷歸候へば、委敷情態の相  
分事と相考申候間、左様御含置可被下候。いづれ脱藩の姿にて  
長州えは入込候手段にいたし候様相達置申候。先度申上候通  
松田東園と申者脱藩の姿にて差出置候え共、埒明あき不申も、第一私を  
落し、暴論を立候様申込置候へ共、ごふも中村程には請うけが(7)なり筋

(7) なりは「ない」の誤

と相見得申候。此旨形行迄如此御座候。恐々謹言。

六月十四日

大島吉之助

大久保一藏様

(大久保侯爵家所藏)

【解説】此書は先づ前書に見えた池田屋事件後の京都の模様及何故に守護職が浪士の逮捕を企てたかといふにつきて偵察せしところを報じてゐる。それが悉く真相であつたとも云へないやうであるが、畢竟長州の暗中飛躍の結果であることは明かである。次に尹宮の一條がある。尹宮は薩藩より常に藩士を附けて種々御便宜を計つてゐた位で薩藩との關係は淺くなかつた。昨年八月十八日の政變で長州藩が退けられたのは、此宮の英斷によるといつてもよいのである。それに近來一橋慶喜との御談合も深くなつたと云ふので、益暴客の怨を受けられたのであつた。

それにつきて一時鋒先を避けられた方がよろしからうとて、本文の如く薩摩側では決議したと見える。○中村半次郎云々、是は後の桐野利秋である。後、隆盛が死生を共にした桐野は此頃初めて隆盛に知られ、長州の探偵に使用せられたものであつた。當時彼が暴客(尊攘志士)の仲間入をして、相當に勢力のあつたことが此書面にあらはれてゐる。

六四 同 上 別 書

元治元年六月十四日

晒御買下(1)の一條太夫へ御取越相成候處、

公子御迎として大坂迄罷越候様被仰付下坂の節、御留守居へ引合御買入一條可取計旨承知いたし候付、大坂にて得(2)吟味仕候處、商人手にて買入爲(1)致候ては、いづれ成手術は差見得候間、詰見聞役吳服所へ踏込直様買入候へば法外の事も無(1)之、御買入可相成候付、反布差出候様相達候得ば直に正札を繰替候事も有(1)之由に候間、踏入買入候へば右等の手術不相調候付、左様の計可宜(1)吟味いたし、縞白晒千五百反丈御買入、近便より御方え振向被差

(1) 家老小松帶刀

(2) 御間越の音通

廻候様、大坂御留守方えも談置候間、左様御納心可被下候。自然  
太夫より御申越相成賦には御座候得共、今日病氣にて御出勤も  
無之候付、爲念此段も申上越置候。以上。

六月十四日

大島吉之助

大久保一藏様

追て時節取後不相成様早便より差廻候様委敷相達置申候。

(大久保侯爵家所藏)

【解説】本書は前の書面と同日のもので、別簡になつてゐる。隆盛が經濟上について僅かなことでも決して忽にせなかつたことが窺はれる。



## 六五 浮浪取締其他の朝幕達案等を

### 鹿兒島へ報ずる書

元治元年六月

【解説】 關白二條齊敬より筑波屯集浪士一件につきて、備前少將池田茂政よりの建白に對する指令案並に浮浪取締其他の達文案を近衛内府に廻達して、其意見を徴した事を、内府より隆盛に通報ありし故、隆盛自ら之を寫取り事情を書加へて鹿兒島の大久保の許へ送りしものが即ち此書である。

霖雨難晴候處愈以御安福令欣賀候。抑過日一往御評議にも相成候備前建白御返答一件、議奏の方にては別紙書取草稿も出來候得共、今一應不十分存候間、乍不都合別紙草紙の方兩様無きと認試候間、先々御内談申入度、何卒無御腹藏殿方にも御深考の上御添削希入候。過日來一橋より達て申出居候別紙書面認直し申來候間、先々令入覽候。併文面の替り候丈にて何も趣意は替り不申

(1) 備前藩主池田茂政

候間其邊精々申聞候得共、何分右様の達し書不<sub>二</sub>相成<sub>一</sub>では幕府の爲にては無<sub>レ</sub>之朝廷の御爲に不<sub>二</sub>相成<sub>一</sub>旨達て申出居候付、尙又御勘考希入候。何れ兩三日中、再應御評議物哉と存候。先は荒々用要のみ如此候也。謹言。

六月朔日

(2) 齊

敬

右<sub>3</sub> 府公御始

當節浮浪の輩當地徘徊致し候哉に相聞候間兼て被<sub>二</sub>

仰付<sub>一</sub>置候巡邏致候者共へ、尙又嚴重相心得、聊にても怪敷もの有<sub>レ</sub>之候<sub>一</sub>齊<sub>三</sub>無<sub>二</sub>用捨<sub>一</sub>速に召捕町奉行所へ可<sub>二</sub>差出<sub>一</sub>候。尤手餘り候者切捨候ても不<sub>レ</sub>苦、且捕違候分も不<sub>レ</sub>苦候間、夫々可<sub>二</sub>相達<sub>一</sub>旨、年寄共申聞候付、爲<sub>二</sub>御心得<sub>一</sub>申進候事。

五月

御所向爲<sub>二</sub> 御警衛<sub>一</sub>上

京罷在候兩番頭四組共、非常の節は

東山院御舊地前へ相詰

御警衛相勤候様申渡置候間、其段御三卿え御達可<sub>レ</sub>申旨年寄共申聞候事。

(2) 關白二條齊敬

(3) 右大臣總大寺公純

五月

大樹上 洛、列藩建議の趣も有<sub>レ</sub>之、國是論御治定に付先達て被<sub>二</sub>仰出<sub>一</sub>候通一切幕府え

御委任の通、政令一途に出候様にとの

御趣意候間、列藩より直に建言等致候ては御差圖不被<sub>レ</sub>遊候間、關東え可<sub>二</sub>申立<sub>一</sub>尤關東往復の時日を難<sub>レ</sub>待事柄は所司代へ申出、都て先前の如く幕府の指揮に隨ひ可<sub>レ</sub>申旨御沙汰に候事。

野州<sup>(4)</sup>大平山に屯居候者より歎願候書取を以備前少將より歎訴有<sub>レ</sub>之、則言上に相成候處、水戸贈大納言遺志を續報國の趣神妙に被<sub>二</sub>思召<sub>一</sub>候。是非共鎖港の成功可<sub>レ</sub>有 奏上折柄、盡忠の志士可<sub>レ</sub>令爲<sub>二</sub>先鋒<sub>一</sub>者か。尙人心居合候様取計可<sub>レ</sub>有<sub>レ</sub>之御沙汰の事。

或は

野州大平山に屯居の者より歎願の書取を以備前少將より歎訴有<sub>レ</sub>之、則言上に相成候處、水戸<sup>(5)</sup>贈大納言遺志を繼、願出候段神妙に被<sub>二</sub>

(4) 田丸稻之右衛門、藤田小四郎等太平山より書を岡山藩主池田茂政に呈し勅を奉して攘夷の先鋒たらんことを乞ふ、其書五月十四日を以て發す (5) 故徳川齊昭(烈公)

思召候。幸方御廻營の儀にも有之、且は<sup>(6)</sup>水備共親縁の間、旁一橋中納言へ御任に相成、早々人心居合候様可取計、尙又幕府にも可傳達被仰出候事。

備前少將

野州太平山屯居の徒愁訴に付、歎願の趣神妙の儀被

聞召候得共、先達て幕府へ

御委任屹度可有、據夷成功儀と 思召候。若於幕府不能成功候共

御慮の御旨も被爲

在候間、其節奉

御旨爲 皇國可改忠節、當分の處暫猶豫幕府の處置可相見合様被

思召候に付右

御趣意篤と相心得可示諭

御沙汰候事。

右の通被 仰越候付、御廻被成さの趣にて 内府様より太夫え

(6) 備前侯は水戸の出で、水戸中納言及び一橋慶喜の弟にあたる

参いまだ御内評か、相考居候處、浪士御取締向の御書付は早出候由、

内府様にも跡以御聞被遊候御事に御座候由、余程御立腹の御様子と被相伺申候。就ては諸侯方の建議も御差留の儀、頼に御不同意の段被。仰置候由、然共御引留被爲出来候丈けに無御座候由にて御座候故、是等の廉を以御辭職の。思召に御座候由、只今にて野宮幕吏に被欺。二條公え申上、國事掛の御方々え御談じ有之候へば、必異論も出来候間、直様御達相成候様申上一々跡以爲御知相成筋と被伺申候。左候て野州の浪士輩には左の通書面相直り出候由に御座候。

野州太平山に屯居の者より歎願の書取を以備前少將より歎訴有之候。則言上に相成候處、右建白中、去年八月一舉の文意は甚御不審候得共、其余、水戸贈大納言遺志を繼、報國盡忠の志神妙被思召候間、尙早々人心居合候様、取計可有御沙汰候事。

(大久保侯爵家所藏)

## 六六 大久保一藏への書

元治元年六月二十一日

暑氣相募候得共、

御兩殿様益御機嫌能御座被遊恐悅の御儀奉存候。陳者去十五日より打立伏見一泊にて十六日着坂いたし御待申上居候處、十七日晝過御着被爲在兩日御滯坂にて十九日川御登にて伏見御一宿、二十日二本松御屋敷に御着被爲在、御着掛御花園御屋敷に被爲入、首尾能御着被爲成候御儀、御互恐悅の御事に御座候。中將様御儀指宿御湯治被爲入候段承知仕、御相應被遊候御事大慶の御儀と奉存候。扱御當地の形勢におひて日々變亂に傾候

(1) 公子島津珍彦の着坂をいふ

(2) 島津久光公

次第にて致方もなき世態は罷成申候。

一橋<sup>(3)</sup>廷にも内亂到來いたし候向にて、平岡、並<sup>(4)</sup>原市之進逢<sup>(5)</sup>切害候由、廷中の事に候得ば何様の譯にて如<sup>(6)</sup>斯場に相及候哉、委敷始末不相分事に御座候。獨木<sup>(6)</sup>にては皆烏合の兵にて御座候處内亂到來にては定て暴威を振候も六ヶ敷可有御座か。天下の人心は相離<sup>(6)</sup>、逆も意氣込通暴權を握られ候儀も相調<sup>(6)</sup>申間敷か。此末の處如何形行候かと相考居申候。會津の儀も獨木<sup>(6)</sup>の助と相成一<sup>(6)</sup>向暴を助居候處、士佐人間違にて槍突候より、土人頗に憤り、兩三日跡にも會人を五六人切捨候由、右等大混雜と罷成候付、今にては會人もあぐみ果たる由に被<sup>(6)</sup>相聞申候。

○い東萬次郎長州邊聞合方として被<sup>(6)</sup>差出候處罷歸候處、唐物

(3) 一橋邸 (4) 一橋家臣平岡圓四郎六月十六日志士に殺さる

(5) 同上原市之進の殺されたのは此時にあらず虚傳なり

(6) 一橋家をさす



締土持方より御國元え御届相成候向と格別相變候儀も無<sub>レ</sub>之、  
中村半次郎と申者も先度申上越候通、是非長州へ入込候様申  
付候て差出候處、境目におひて決して不入込由にて是以立歸申  
候第一賣船に手を付候て大坂に相廻候船には、決して不<sub>レ</sub>洩由に  
御座候、右に付御國元より上坂<sub>(7)</sub>の商人共、茶買圓候聞得有<sub>レ</sub>之、大  
坂え聞合方問越置候處、別紙の通申出候間、無往來の商人は都  
て差下候様相達、蒸汽船には茶等の品物積入不<sub>レ</sub>致候様、蒸汽船  
方役々え相達置申候。商人手本にて取扱候儀も、悉く御名目  
に相拘實<sub>(かまはり)</sub>に込入<sub>(こまひり)</sub>候次第に御座候付、屹と御取締向御達相成候  
様御計可<sub>レ</sub>被<sub>レ</sub>下候。勿論御物の御船に無往來の者便船被<sub>レ</sub>仰付<sub>(おほ)</sub>  
候儀甚以不<sub>レ</sub>相濟儀に御座候間、深取調候様、蒸汽船方掛御役々

(7) 此一節は六月十一日附木場等内書論を參照すべし

えも御達置可被下候。いづれ此形勢逆も暴論通鎖國いたし候儀は、相調申間敷候間、自然開國の勢に相成可申と相考居申候。其節は茶、生蠟等の品は餘程御益相成可申事にて、商人共え被<sup>まか</sup>任<sup>せ</sup>置候品にては有之間敷候付、只今の處嚴敷取締置、公然と相成候節、御國産御賣出相成候様思召被<sup>まか</sup>下候て、此涯<sup>は</sup>の處深く御締向被<sup>まか</sup>下候様御願に御座候。異人交易一條に付ては色々悪評共有之候得共、委敷は不<sup>まか</sup>申上越候間、御察可被<sup>まか</sup>下候。只今外に何も御評判申上事も無之候得共、交易一條のみ悪評申觸候事に御座候間、暫御取締向有御座度儀と奉<sup>まか</sup>存候。○<sup>(8)</sup>太夫御歸國の一條も來月二十日より内には御出立の含に御座候間、左様御納得可被<sup>まか</sup>下候。左候て蒸氣船御遣の處被<sup>まか</sup>申越候

由相聞れ申候付、夫等の御都合被成下度小倉邊え御着共相成候ては懸念の譯も有之候。其内汐掛の場所も悉不<sub>レ</sub>宜事に御座候間宜敷御計可被<sub>レ</sub>下候。右に付先便申上越置候岩<sub>(9)</sub>下氏跡に被<sub>(あひすま)</sub>相居<sub>(ら)</sub>候處、御願申上置候間、何卒相運候様御都合被成下度私一人にては實に氣細く、

<sup>(10)</sup>公子も被爲<sub>レ</sub>在候付ては、旁案勞仕居候付、何分早々御申遣可被下候。若御返答不相達内京着相成候は、引止置御返答相待候様可致候間、左様御納得可被<sub>レ</sub>下候。此旨公子御着の御祝儀迄如此御座候。恐々謹言。

六月廿一日

大島吉之助

大久保一藏様

(島津忠承公爵家所藏)

(9) 岩下佐次右衛門 (方平)

(10) 公子は島津珍彦

【解説】此書は京都より在藩の大久保へ贈つたもので、初に公子島津備後(彦彦)の着阪より着京までの次第を報じ、次に京都の形勢を叙述してある。○橋廷にても云々。平岡並に原市之進殺害せられたとあるが、原の方は間違である。彼は此時は無事であつた。それより一橋慶喜の前途を推測したのである。○伊藤萬次郎云々。これは長州偵察の報告である。○御國元より上阪の商人共茶買圓候聞え有之云々。これは薩藩を中傷するために、薩人が茶を買締めて、外人と交易してゐることに付悪聲を放ち居るのだから、今後は止めさせて呉れと依頼したのである。(前掲木場傳内との往復参照) ○いづれ此形勢云々は、世界の形勢から見て鎖國は到底出来ぬ、自然開國の勢になるから其節に至らば、茶生蠟等は餘程利益になるから、藩營にしたいといつて注意したのである。經國の注意至り盡せりといはねばならぬ。隆盛は決して武勇一方の人ではなかつた。

# 六七 大久保一藏への書

元治元年六月二十五日

去る二十日より追々長州人着坂いたし候段相聞得候付、方々探  
索方いたし置候處、相分候次第柄、全五日晚長人召捕一件より相  
起候儀にて、多人數出張の趣に御座候。大躰千人と申事惣宰は  
福原越後と申者の由に御座候。左候て二十三日出坂にて枚方つもと  
一泊、二十四日着伏相成申候。暫は滞在に候はん。大坂にては  
町奉行方へ届申出候趣は江戸表え罷通候筋に御座候へ共、決して  
左様の含にては無之由に御座候。然處二十四日晝過御留守居  
御呼出有之、淀邊へ人數差出し警衛いたし候様御達相成候處。

卽刻御書付を以て御斷相成候儀に御座候。此度の戰爭は全長會の私鬪に御座候間、無名の軍を動候場合に無之、誠に御遺策の通、禁闕御守護一筋に相守候外、無餘念事に御座候間、左様御含可被下候。いづれ長人の儀、内には外夷の襲來を待外は出軍の次第、實に死地に陥り候窮鬪と申ものに御座候へば、定て破立候儀かこ相考候。舊怨を懷き候事は素よりの儀に御座候得共、差迫り候處を幸にいたし、兵を動し候儀誠に無名の軍と相成候ては從來迄の汚名と相成儀に御座候間、斷然御斷切に相成候筋に申上、其通届相成候事に御座候。一度長州挫候は、幕命を不奉處を以難論相成候儀は差見得候得共、夫等の煩を顧て無名の兵を擧、後來の耻辱と相成候儀共にては、却て其罪も可重と相考居申

候。此上は朝廷如何様の御災難到來いたし候ても、御安慮に相成候處丈けは相盡賦に御座候間左様御納得可被下候。いづれの筋長州より若や朝廷に奉對御怨申上候様の儀も御座候はゞ其節は不戰して相濟申間敷と相決し罷在申候。右等の趣意は御賢慮を以宜敷御執奏被成下候様奉願候。尤も幕府よりの御達書并御斷の御書付は表通おきてとほろの御問合可相成候に付文略仕候。然處(1)宮之城公子の御儀、二十八日御出立の筋に御極り相成居候得共、劍鎗或は切火繩等にて陸地又は船上より罷登候に付、御下坂の處御見合不相成候ては相濟申間敷儀と吟味仕置候處、公子思召も此變動御見捨御立歸被爲成がたくこの御趣意の事御座候へば、却て幸の事と奉存、暫時御扣相成候方可宜、少し居合相付

(1) 島津圖書(久治)宮之城邑領主、忠義公の弟、珍彦の兄

候はゞ、早々御歸國相成候様御都合可仕儀と吟味仕申候。此一  
舉に付御國許より早々御人數被差出候時機にも有御座間敷候  
間左様御含可被下候。若御人數不被差出候て不叶機會も御座  
候はゞ其節は蒸氣船も罷居候に付、急に申上候様可仕と差圖致  
置候間、是又同様御含可被下候。此旨要事迄如此御座候。恐々  
謹言。

六月二十五日

大島吉之助

大久保一藏様

追て若又長州勢を得候事も御座候はゞ、朝廷に相迫候儀は  
差見得候付、是でも又難題は到來可仕儀と相考居申候。しか  
し死ものくるひと申鹽梅に御座候間、<sup>(2)</sup>尾をこり候考とは

(2) 「びをこる」とは物の結末をつけるさいふ薩摩の方言



## 相見得不<sub>レ</sub>申候。

(大久保侯爵家所藏)

【解説】 此書は主として長州兵伏見着のこと及び之に對する京都藩邸の方針を鹿兒島に告げたのである。「全く五日晩、長人召捕一件より相起候儀にて云々」は長州兵が上京の名目を主として京都五日の變を聞いて狼籍者の取締の爲め上京するのであると唱へたから、隆盛等は自然本文の如く傳聞したであらうが、その實は池田屋事變の前から、上京の計畫は略出來てゐた。そこに池田屋事變の通知が六月十四日山口に達すると悲憤慷慨の氣が上下に漲つて、長藩政府は急に出發の命を傳へたのであつた。隆盛は池田屋事變は會津が長藩を迫害したので、長州は今度それに應じて復讐戰を企つるのである。全く會長の私闘であるといふ見解を下した。或は故らに左様聲名したのかも知れぬ。我薩藩の兵士は朝廷守衛の爲に上京してゐるのだから、他藩の私闘などに關係することは御免を蒙るといつた調子である。幕府から薩藩へ長州兵防備の爲に出兵の命令があつても、右の理由を以て直ちに斷はる。長には舊怨があるけれども、かゝる場合を幸として無名の軍を出しては歴史を汚すことになるから、きつぱり斷つたとある。なほ長州が

敗北したら、幕府から命令を奉じなかつたといふ廉を以て薩藩を詰責するであらうが、無名の兵を動かす耻辱にはかへられぬと論じてゐる。而して若も長州が朝廷に向つて彼はいふ場合には一戦を辭せぬと評決したとある。次に宮之城公子云々は島津圖書が二十八日出發歸國の筈なりしも、此度の騒動の決着するまでは滞京する旨を報じたのである。○追て書には長州、若勝たば復朝廷に迫ることは見えて厄介ではあるが、死物狂と申す風であるから、とても結末をつける考とは見られないと評してゐる。

# 六八 側用人及側役への書

元治元年六月二十五日

於<sub>レ</sub>其御許<sub>一</sub>大守<sub>二</sub>様中將<sub>三</sub>様<sub>一</sub>暉<sub>二</sub>姫<sub>三</sub>様益御機嫌能<sub>レ</sub>被<sub>レ</sub>遊<sub>一</sub>御座<sub>二</sub>其外御惣容  
様彌御安康被<sub>レ</sub>爲<sub>レ</sub>成<sub>一</sub>御座<sub>二</sub>恐悅御儀奉<sub>レ</sub>存候。於<sub>レ</sub>爰許<sub>一</sub>貞<sub>二</sub>君<sub>三</sub>様益御機  
嫌能<sub>レ</sub>被<sub>レ</sub>遊<sub>一</sub>御座<sub>二</sub>重疊恐悅御同慶奉<sub>レ</sub>存候。今日表より御用候付足  
輕兩人極々急飛脚被<sub>レ</sub>差立候付御左右申越候條宜敷被<sub>レ</sub>申上<sub>一</sub>可<sub>レ</sub>被<sub>レ</sub>  
下候。以上。

六月二十五日

大島吉之助

御國許

御側御用人衆

- (1) 忠義公 (2) 久光公  
(3) 齊彬公女にて後、忠義公の夫人となりし方  
(4) 近衛忠房公夫人（島津家より入嫁）

御側役衆

【解説】 此書は京都より在藩君側に贈りし御機嫌伺にすぎず、時局に關する報知は別翰を以て報じたのである。

## 六九 大久保一藏への書

元治元年六月二十七日

先便申上越候通禁闕御守護丈の處一筋に可相勤賦に申上置候處、今日に到り候處長州暴横相顯れ、有栖川宮並正親町等<sup>(1)</sup>を相かたらひ、朝廷を八月十八日已前に打替、我意を働くの趣意と相見得申候次第に御座候得共、いづれ勅命を以征討の旨相下り候得者、長と不相戰候て不相叶時機も可有之決心致居候に付、蒸氣船の儀は大坂へ相滞候ては懸念は勿論の事に御座候間、早々御差返し相成候方可然事と吟味いたし居候處、既に今日は九門御差固相成、長州勢伏見より押來候段相聞得、大騒動の事に御座候間

(1) 熈仁親王、熈仁親王父子

(2) 正親町實徳(大納言)

早速援兵御差出相成候處、蒸氣船を以表通御問越相成候に付荒増大意迄申上候間、左様御心得可被下候。成丈相忍び可申含にて罷在候處、暴威を以朝廷を取崩候仕方におひては、もふは、だまり兼候次第に御座候。八月十八日已前を眞の叡慮、其後の處は都て偽謀のものにいたし成し候事にて、堂上方も過半長州同意の向と相見得申候。此上は何様相こらへ候ても、必ず我國打崩され候儀無疑、いづれ朝命を奉じ、相戦より外は無致方事に御座候間、能々御合點可被成下候。恐々謹言。

六月二十七日夜認

大島吉之助

大久保一藏様

【解説】元治元年長州幕兵京都打入に付、京都なる薩摩藩邸に於ては、會津と長州との私闘と見なして局外中立の態度を持ち、専ら禁闕守護の一筋にて進まうと決議してゐたことは既出の隆盛書翰にあるが如し。然るに此書にては長州の目的が單に會津をどうかするといふのでなく、兵力を以て朝廷の要路を代へ、文久三年八月十八日以前の狀態に復せんとすることが明かになつたから、いづれ勅命を以て征討の命を下さるであらうから、長州と戦はねばならぬといふ決心をしてゐると見えてゐる。幕府の命で動くのではない。朝廷の命で出兵する。長州が暴威を以て朝廷を破壊せんとするを最早黙止する能はずとある。薩藩出兵に關する隆盛等の意見は大體これにて察せられる。どこまでも名分によつて進退するのである。○書中早速援兵云々とあるは、在京の家老小松帶刀より今度の汽船便から公文を以て援兵を送らるるやうに申つかはされたから、大意を私よも申ぐるといふ意味である。

七〇 大久保一藏への書

元治元年六月二十八日

近比長崎より御取寄の本込小銃其許御格護相成居候由内田吉井一挺づつ拜借仕度願出候間此節蒸氣舟便より御差登可給候。此旨御頼申進候已上。

六月二十八日

大島吉之助

大久保一藏様

追て税所にも一挺拜借願出候間可然御頼申越候。

(大久保侯爵家所藏)

【解説】内田は正風吉井は友實、税所は篤をさす。



# 七一 大久保一藏への書

元治元年七月四日

去る二十四日長州の大臣福原越後多人數引連れ、着伏の次第は追々申上越候處相達候はん。漸々六ヶ敷勢ひに成立候付、最初よりの始末細々不<sub>レ</sub>申盡<sub>レ</sub>急々の事故に御座候間、得<sub>レ</sub>こ申上越候付深く御勘考の上御申上に相成候儀共宜敷御計可<sub>レ</sub>被<sub>レ</sub>下候。扱<sub>レ</sub>越<sup>(1)</sup>後より歎願書差出候儀共は、蒸氣船便より寫差上置候通の事御座候處、去月二十七日晩方、長州勢より伏見におひて會津の堅<sup>かたむ</sup>人數を驚かし、押て踏通上。京可<sub>レ</sub>致この趣に御座候處、京地大騒動いたし、九門御鎖閉に相成、各藩堅<sup>かたむ</sup>人數を相増、甲冑にて切火繩拔

(1) 長藩家老福原越後

去ん世帯日世帯、夫臣福原

越後より直川を若狭と歩

い止る上御堂に在りて

上御堂に在りて、此處に大御堂と

取極知に上御堂と云ふ事あり

地の上御堂は、此處に在り

い上御堂は、此處に在り

御座候不御座候、此處に在り

以上御座候不御座候、此處に在り

身等にて出張の形勢  
直様戦争の姿に御座  
候間、早速物見として  
三手差出候處、爲何儀  
も無之、

御所邊騒動不一方次  
第に御座候。堂上方  
は勿論一橋所司代守  
護職も大病ながら押  
て参殿いたし候事共  
に御座候處、正親町三

(2) 正親町三條 (後に嵯峨と改姓) 實愛公

大西郷全集 第一卷 文書  
 御所を離るるに御免被成候  
 趣は長門宰相父子上  
 京被仰出其方御不審  
 の廉は無之事に候得  
 共家臣の者共三條等  
 へ相迫り候趣も有之  
 夫故御勘氣を蒙り居  
 候得共、勅勘御免被成  
 候段被仰出候は、平  
 穩に可相愼七卿方の  
 儀は如何にも御免被  
 三ノ口よりなる御免被成候  
 御所を離るるに御免被成候  
 趣は長門宰相父子上  
 京被仰出其方御不審  
 の廉は無之事に候得  
 共家臣の者共三條等  
 へ相迫り候趣も有之  
 夫故御勘氣を蒙り居  
 候得共、勅勘御免被成  
 候段被仰出候は、平  
 穩に可相愼七卿方の  
 儀は如何にも御免被

(3) 毛利

(4) 三條實美郷



二をいふや、中、改、其、事、と、引、て、お、ま、り、は、し、め、ら、れ、り、  
 一、元、節、に、し、め、り、お、り、し、け、り、お、ま、り、お、ま、り、お、ま、り、  
 二、お、ま、り、お、ま、り、お、ま、り、お、ま、り、お、ま、り、  
 三、お、ま、り、お、ま、り、お、ま、り、お、ま、り、お、ま、り、  
 四、お、ま、り、お、ま、り、お、ま、り、お、ま、り、お、ま、り、  
 五、お、ま、り、お、ま、り、お、ま、り、お、ま、り、お、ま、り、  
 六、お、ま、り、お、ま、り、お、ま、り、お、ま、り、お、ま、り、  
 七、お、ま、り、お、ま、り、お、ま、り、お、ま、り、お、ま、り、  
 八、お、ま、り、お、ま、り、お、ま、り、お、ま、り、お、ま、り、  
 九、お、ま、り、お、ま、り、お、ま、り、お、ま、り、お、ま、り、  
 十、お、ま、り、お、ま、り、お、ま、り、お、ま、り、お、ま、り、

之、兵器を携へ來り、  
 朝廷に相迫候儀、臣子  
 の分を越、甚以不遵の  
 事に御座候。朝威益  
 衰候御事にて、斷然こ  
 御採用無之、長州えは  
 歎願の筋も有之候は  
 ゞ夫々歎願のいたし  
 様も可有之、繩にても  
 かゝり至誠を開き申  
 出候はゞ、如何にも善

き筋は御採用相成廉も可有之事に御座候得共、兵を引て相迫候儀は決て御取揚無之早々人數引拂候様御達相成至當の御事と申上候由、若此儀を御採用御座候はゞ、今晚會津を始一橋にも御役御斷可申上候間、長州を被召入御勝手に、如何様共可被遊と演舌に及候處、由朝廷駭然たる事にて、一言を被吐候御方も無之由御座候由、其夜四ツ時分にても御座候や、内府様より御所へ早々罷出候様、私へ御達有之候付、早速罷出候處、右兩様の議論、何れが至當に候や無伏臆申上候様承知仕候付、一橋より言上の趣如何にも尤の議と奉存候付、其處を以御達相成、若不奉承知候て暴發いたし候はゞ、其節は長州の罪狀を明白に相記し、朝廷より各藩に追討の勅命相下り候はゞ、名義正しく朝威

(6) 近衛内大臣忠房公

白妙之羅山と西素を以て

和議不為難也、其旨を、御命を以て、其旨を

正しく、和議を以て、速に攻滅し、其旨を

御命を以て、其旨を

和議一為之為、和議一為之為、和議一為之為

先因州、先因州、先因州、先因州、先因州、先因州

和議一為之為、和議一為之為、和議一為之為

和議一為之為、和議一為之為、和議一為之為

和議一為之為、和議一為之為、和議一為之為

和議一為之為、和議一為之為、和議一為之為

和議一為之為、和議一為之為、和議一為之為

和議一為之為、和議一為之為、和議一為之為

和議一為之為、和議一為之為、和議一為之為

も相振り、速に攻滅し

可申議と御答申上候

て罷歸候處、

朝議一橋の論に相決

し、和戰共一橋の見込

を以所置可致旨御委

任相成候由に御座候。

是より先因州より廻

文を以、長州の歎願筋

御採用相成候様周旋

致し可吳との趣も有

在阿事をいす知も心合ふ事申すは功なる  
なり

一節、（一）氣の危殆中、（二）長和と諱あり

の今時をわけん事あらんおのの御

論も局ことあるりお名谷呈正一人

後延運考くはやれきういせらる初てあ

流ら立ゆりまもや一節、（三）一節、（四）一節

くゆめあんはるま、（五）中しゆゆ、（六）御侍騰

り、（七）お申すと、（八）お申すと、（九）お申すと

いづくお申すと、（十）一節、（十一）お申すと

御所を傳ふ事、（十二）お申すと、（十三）お申すと

之候得共一圓不取合

會津よりは是非援兵

差出吳候様偏に申來

候得共此御方様御儀

に付ては

禁闕御守衛朝命を以

て被仰出置候て夫

丈ケの人数殘し置候

間、（十四）逆も分配いたし候

儀不相調處を以、無據

も御受合出來兼候趣



生... 依... 筋...  
え...  
五... 道... 罪... 正...  
筋...  
呼...  
一...  
呼...  
一...  
呼...  
一...  
呼...  
一...

を以相斷、朝廷遵奉  
の筋屹と突立可申一  
筋に御座候處、御屋敷  
中にても長州を救ふ  
がよいの會津を助け  
んにやならん杯この  
議論も紛々相發り  
候得共、名義正しく  
朝廷遵奉の道不相立  
候ては、決して不動義絶  
て立て切候處もふは



候様、其時を過し候はゞ彌 朝命を不奉に相決し、違勅の罪を正し可申と相達し、諸方へ人數繰出し堅め付置、急速に不相掛候ては、敵方より先をいたし、却て害を引候も難計候付、堅かため人數差出候様一橋より小松家呼出し、直達に相成候得共、定論通筋を正しく致し名義を不亂處を以被相答、何分にも各藩へ 朝命を以追討の命を下され候はゞ、堅陣を此方一手を以引受可打破段も被申述候儀に御座候由、右等の處は太夫より直に御申越に相成候はん、文略仕候。然處長州へ御達の筋今日明日と相待ち居、此上は朝命を奉じ征討可致事と明め居候處、昨日の 朝議、今日 内府様へ相伺申候處、昨夕四ツ時分一橋參 殿いたし申述候趣は、關東におひて混雜の儀到來いたし候、其譯は水戸中納言殿より

(7) 一橋慶喜公



此一を以て 相候なる候儀に  
 仰出度この儀にて、即  
 夕御書付等も相調候  
 處、得て勘考の上、明日  
 言上可仕この趣に御  
 座候由、就ては長州へ  
 相達候儀も出來兼候  
 其譯は攘夷鎖港の儀  
 を相尋候節、答様無之  
 と申居候由に御座候。  
 前夜一橋より御議論  
 申上候事、甚以相違  
 候儀に申上候事、其趣に  
 申上候事、其趣に申上候事





朝威相立候處を趣意にいたし居候處、此期に相成、些とも遺恨の儀無御座候。事情細々書取かたく御座候間、何卒御深察可被下候。長州勢も嗟峨天龍寺に三百計、伏見に四百餘、山崎天王山に三百計と申事に御座候。多くは浪士輩と被相聞破る日には忽ち踏秃す事に御座候。三ヶ所の兵皆應援も出來不申、一方づゝ崩立より外は無之事と奉存候。因州は一向相助け候筋と相見得、備前は些扣居候姿に御座候。其外の藩は少々づゝ面々見込と被相聞申候。堂上方の處、長州一味の方多く入り入たる事に御座候。尹宮も此節は餘程御はまりに相成、是丈けは大幸の事に御座候。正親町三條にも説が替り是非福原を入京被仰付候方、周旋可致吳様柳原殿え申參候由、内府公の御咄に御座候。



京相成候儀は些早く  
 召の事には有之間敷  
 やこ相考へ候付、内々  
 内府様迄御伺候處、急  
 速の御事には無御座  
 候由承知仕安堵此事  
 に御座候。私共にも  
 相考申候處、いまだ御  
 上  
 早急候儀は些早く  
 召の事には有之間敷  
 やこ相考へ候付、内々  
 内府様迄御伺候處、急  
 速の御事には無御座  
 候由承知仕安堵此事  
 に御座候。私共にも  
 相考申候處、いまだ御  
 上

今日<sup>(13)</sup>は傳奏衆よりの  
 御狀相達候付、決て御  
 召の事には有之間敷  
 やこ相考へ候付、内々  
 内府様迄御伺候處、急  
 速の御事には無御座  
 候由承知仕安堵此事  
 に御座候。私共にも  
 相考申候處、いまだ御  
 上  
 京相成候儀は些早く

(13) 今日(13)は云々、朝廷より久光公宛の御狀達した故、其内容を近衛内府に伺ひしに、御召狀なれども急にといふことではない様子なれば安心なりといへるなり

候には有之之間敷や、今少し時機を御見合被下候方可宜儀と相考居申候。いづれ大破に相成べく事ながら、今の處を以御立直し相成候處六ヶ敷、いつそ、ごちらでも相極り候上、

御出張被遊候方御宜敷は有之之間敷やと愚考仕候得共、其邊の處は

思食次第の儀にも御座候間、何分にも宜敷御取成可被下候。此旨荒々奉得御意候。恐々謹言。

七月四日

大島吉之助

大久保一藏様

尙々動も不動も信義名分上におひて間違は不仕出候間是丈  
けは御安心可被下候。

〆之々候と

大分守御

書

大分守御

別紙伏見に於て服部  
政次郎より探索いた  
し候書付差出候。與  
力方よりの書面かこ  
相察申候。長州へ御  
達相成候儀無相違一  
橋より一昨日 朝廷  
にて申上候口振こは  
相違ひ候付、如何の譯  
かこ聞糺候得共、其邊  
の處委敷不相知候へ

共、御達相成儀は間違は有之間敷やと相考居申候。就ては返答振りに依り、御所置の品も可有之、不遵の儀申立候は、速に征討の命相下り可申事と相待居申候。直様人數を引拂ひ候は、此節迄は戦に不相成儀かと相考候得共、つまり戦に不相成候ては、不濟勢と相考居申候。明日の舉動只相待計に御座候。恐々謹言。

七月四日

大島吉之助

大久保一藏様

追啓上段々一橋の處、疑念起り勝に御座候得共、長州へ組し候譯とも不被思候。乍然心躰不被計候。

(大久保侯爵家所藏)

別紙（探索書）

貴墨拜承仕候。如命暑氣凌兼候得共、益御壯榮御勤務奉拜賀候。御申越の通今日は大目付永井主水正御目付戸川鉾三郎同小出五郎左衛門其外御徒目付等當役所へ被差越長藩福原越後御役所へ被召寄候處、同人儀不快の趣にて明早朝迄延し吳様申出候に付、其段役々も承知にて孰れ明朝には御役所へ越後罷越可申儀と奉存候。罷越候はゞ應接の模様相分次第御洩し可申上候。將又即今の動靜等其外模様御洩し可申旨、差て相變る儀も無之、實は過刻より暑邪に當り、在宿罷在、孰れ明朝早天より出勤可仕候間、猶相變候儀は從是可得貴意候。右御受勿々。以上。

七月三日

政次郎様

常助

【解説】長州藩福原越後等大兵を率ゐて京都に迫らんとするにつき、京都薩藩邸の態度（即ち、小松、西郷等の意見）を最も詳細に最も明かに發表したものは此書である。此時は事件が段々切迫して、既に京都騷擾の様が見える。正親町三條實愛卿の長門宰相父子

の入京を許さうといふ議論が出て、滿朝之に傾き居りしに、一橋慶喜の猛烈なる反對があり、遂に近衛内大臣忠房、隆盛を召して意見を問ひ、隆盛慶喜の論に賛成し、答ふる所ありしに、朝議その議に決したる事、亦因州より長州の歎願採用の事に周旋するやうに依頼ありしも願みなかつた事、又會津よりも援兵を依頼せしも我藩は朝命を以て禁闕を守護するものなれば兵を分配しがたしとて斷り、一橋慶喜より小松帶刀に直接薩藩の出兵を促したるも、それをも斷はり、何處迄も朝命を奉じて行動するといひ、又關東の形勢に變動ありて、慶喜の行動遲疑決せざる様子なれども、遂に大亂に傾かんとする形勢なりと報じて居る。されば此書の如きは薩藩の態度は勿論當時の事情を察するに頗る有力なる資料である。

尙々書に「動も不動も信義名分上において、まちがひは——いださず候間云々」とある本文にも往々朝命によりて動き、名分によりて進退する趣が見えて居る、それをまたくりかへして言つたのである。隆盛が名分を重じて確乎たる主義をつき立て、且つ之を嚴守する大磐石の決心が窺はれる。

## 七二 大久保一藏への書

元治元年七月九日

殘暑甚敷御座候得共

御兩殿様益御機嫌能可被遊御座恐悅の御儀奉存候。次に貴兄御同慶奉賀候。陳者長州御處置に付ては名分大義御當然の譯

にて、決して御異論の筋無御座候處、長州荷擔の堂上、

尹宮并陽明殿杯を奉刺杯との説相起候處、例の御持病恐怖直様起り立、段々と建言仕候ても難被行勢に成立、殘念の至に御座候。此機會不可失時にて

朝威可振立の處、如何んとも難致血涙を吞候事共に御座候。一

- (1) 尹宮は朝彦親王。  
(2) 陽明殿は近衛忠房公父子

御座候。川越復職の儀  
 朝命を以御沙汰相成候ては如  
 東表大破に成立候處より如此  
 次第暫く勢を見合候事か、或長  
 州へ内應の説も相發候得共、い  
 まだ夫程には參り申間敷、乍然  
 安心は出來不<sub>レ</sub>申事に御座候。  
 久世<sup>(3)</sup>安藤<sup>(4)</sup>再職この説も追々相  
 響候得共、いまだ慥成事には無<sub>二</sub>  
 御座候。川越復職の儀  
 朝命を以御沙汰相成候ては如

(3) 久世廣周  
 (4) 安藤正睦  
 (5) 松平大和守直克



何に成立可申哉、安藤等再役い  
 たし居候ては、逆も奉じ申間敷  
 と相考候次第に御座候。右等  
 の舉動も不相分候付様子を伺  
 居候ものにては有之間敷哉、安  
 藤權を握候はば、一橋も危き事  
 に候へば夫より氣後れいたし  
 候はんかご推察いたし居申候。  
 昨日は閣老より御留守居呼出  
 有之長州人數引拂候様  
 朝命を以て被仰出候付、各藩よ



しつり

筋を以て説得の處御斷申上候  
儀は、表通御問合可相成候間文  
略仕候。右説得の一條に付因  
州より出會いたし吳候様御留  
守居方へ申來候得共、右同様の  
振合を以出席斷申遣候。至當  
の御處置を以、  
朝廷より御達の筋不奉候ては、  
違勅の名を蒙候儀に御座候得  
ば、決して説得可致筋も無之別  
に餘論無之候間、可及御斷この



日... 御座候... 御座候... 御座候...  
 御座候... 御座候... 御座候... 御座候...  
 御座候... 御座候... 御座候... 御座候...  
 御座候... 御座候... 御座候... 御座候...  
 御座候... 御座候... 御座候... 御座候...  
 御座候... 御座候... 御座候... 御座候...  
 御座候... 御座候... 御座候... 御座候...  
 御座候... 御座候... 御座候... 御座候...  
 御座候... 御座候... 御座候... 御座候...  
 御座候... 御座候... 御座候... 御座候...

舉動不容易儀にて勢に乗り俄  
 に人數共繰出可申時態にては  
 無之、無據兵を動し候ものにて  
 無之候ては不相濟勿論筋合を  
 髓にいたす處肝要の儀と奉存  
 候付、些とも動搖不致英氣を養  
 ひ居候事に御座候。此十一日  
 限に引拂候様御達し相成候付  
 ては、此度迄不立退候ていづれ  
 追討の 勅命相下り可申儀と  
 奉存候付、其節は正々堂々の兵



今付一日の事ニテ破付候儀無覺束  
 こゝ申迄も無之事に御座候。  
 去月二十九日には下の關邊二  
 艘の夷艦相見得候由、隨に相知  
 れ申候。此儀は關東より先達  
 て英夷横濱出帆の砌申遣相成  
 候儀に御座候。  
 上海より長州人兩人を列來居  
 候處、右を乗せ幕役人乗込致出  
 帆候由、就ては此貳艘の軍艦に  
 長州表に於て不戰候得ば、決し





形勢荒々如此御座候

大島吉之助

大久保一藏様

形勢荒々如此御座候。

恐々謹言。

七月九日

大島吉之助

大久保一藏様

【解説】 此書も亦長州京都打入前京都の事情を在藩の大久保まで通知したのである。長州派の公卿中より薩州に親しみある尹宮と近衛公を刺すなどと云ふ風説起りしたため建白の次第も行はれず、宮も近衛公も一橋に任せて後難の無き様にといふ風なりとて、朝威を振起すべき絶好の機会を失はんことを嘆き、又一橋最初の勢も稍變じて優柔不斷の様なるは關東政變のためかなど推測してゐる。○書中右に付大道の筋を以て説得のところ御斷申上候云々は、幕府より御留守居へ長州兵の退去を説得するやう達せられし

も、大道の筋を以て斷はつた。その事は小松大夫より表向御通知になるから文略すといふのである。其他長州派の因州、それに反對の幕府、双方よりの申込に對して何れへも應ぜず、英氣を養ひて追討の勅命を待ちて、正々堂々長賊を驅り盡すべしといひ、なほ長州兵續發の模様及び幕府の近國諸侯の兵を徵したるさまなどを報じてある。○去月二十九日には下之關邊に二艘の夷艦云々は長州に外國軍艦來襲に就て風説を報じたのである。その中に上海より長州人兩人を列來り云々といへるは、井上馨、伊藤博文兩人歸朝し、英國公使へ和解を申入れたる事を誤り傳へたるものにて、未だ正確なる報知を得ざりしものと見ゆ。(井上、伊藤の事は既に六月六日付大久保宛の書翰解説中に述べた)

### 七三 木場傳内への書

元治元年七月九日

楠公社御建立に付石類見合候様被<sub>レ</sub>申越<sub>レ</sub>候趣相達候。宮城公子  
御下坂無<sub>レ</sub>間も事候間其節は兵庫邊迄差越<sub>レ</sub>賦<sub>（つちか）</sub>にて扣居候處此度  
騒動紛れに失念いたし居始末不<sub>レ</sub>申越<sub>レ</sub>御斷申上候。右石の儀は  
其許御藏御修補方に御仕ひ相成候て可<sub>レ</sub>宜<sub>レ</sub>迎も急に一社御取掛  
難<sub>レ</sub>相成<sub>レ</sub>事に御座候間差當の御用途に罷成御當然と吟味いたし  
太夫へ申出候處其通可<sub>レ</sub>取計旨御差圖有<sub>レ</sub>之候付宜敷御取計可<sub>レ</sub>給  
候。以上。

七月九日

大島吉之助

## 木場傳内様

【解説】 本書は京都より大阪留主居木場傳内に贈つたのである。これより先楠公社建  
立用の石材を集め居りしに、急に工事にかゝりかね居たる際、大阪藩邸倉庫の修繕工事に  
流用いたしたしと、京都藩邸の上役に問合せありしに對する返事である。楠公社建設の  
事は此年二月薩藩の建言により許可せられてゐたのである。

## 七四 大久保一藏への書

元治元年七月二十日

先度より申上越置候長州の一條に付、堂上方荷擔の御方々多く色々ご議論紛々の事にて追討の

勅命相下り候處六ヶ敷、殊に長州違勅の事に付ては罪狀明白の譯にて、色々ご手をつくし、已に

勅命相下る一段に罷成候處もふは致方無之、迎相起り候哉、一昨夜より人數繰出し、中立賣より攻登<sup>せめ</sup>未明より戦争相始<sup>り</sup>候處、諸藩の御固場所も打破<sup>く</sup>公卿御門<sup>ごもん</sup>迄攻入候處、此御方様<sup>(1)</sup>一手を以て打破<sup>く</sup>追退<sup>おひり</sup>烏丸通より一手押出し、大砲を以て互に打合、室町よりも

(1) 薩藩

一手繰出し攻打候處、無程退散いたし、鷹司家内に逃込、砲戦有之  
又々崩<sup>くづ</sup>がたく、此御方より砲隊並二組の人数を以て打挫、火攻に  
及候處、たまり兼早々退去候由、國司信濃、益田右衛門介等の面々  
罷居たる由御座候得共、打洩したる事残念の至りに御座候。乍<sup>は</sup>  
然國司儀者旗<sup>まはらひじゆえ</sup>並具足等打捨逃去候に付ては、首級同様の譯に御  
座候。伏見の儀は福原越後主宰にて御座候處、大垣の手勢を以  
て打破り候由御座候。今日は又々天龍山へ攻懸候様御達相成  
御人数被<sup>ま</sup>差向<sup>さ</sup>候處、不<sup>な</sup>殘退散跡にて、一人の生捕有<sup>な</sup>之候計にて御  
座候處、巢穴<sup>すゝ</sup>を破置<sup>やぶ</sup>賦<sup>つ</sup>にて火を懸燒崩申候。山崎の方も皆崩立  
逃去候故、今日の合戦は何事も無<sup>な</sup>之引返し候事共にて御座候。  
此度の薩勢の鋒、衆人の耳目を驚し候事共にて、大慶の儀に御座

候。

備後様には 日の御門内、

圖書様には 乾御門御固御出張相成、勝れたる御都合にて難有  
事共に御座候。此旨荒々申上候間、畠山方より細事御聞取可被  
下候。後便委細可申上候。恐々謹言。

七月二十日

大島吉之助

大久保一藏様

追啓、烏丸通の大砲攻合に、長方より散彈をつるべて打込候處  
怪我人も段々有之、長藏儀足に少々疵を受候得共、決して御念  
遣の儀に者無御座候。疵を蒙りながら少しもひるまず、矢種  
の盡るまで打込候次第、恐る計に御座候。

(2) 島津珍彦

(3) 島津圖書

(4) 税所長藏(篤)

尙々鳳輦を奉奪候謀計にて、實に薩兵あらずんば危き次第にて御座候。此度は御所え向ひ砲發いたし候付ては、天下の有望を失ひ候のみならず、大逆の罪を得、其上<sup>5)</sup>異人と和議を結び、旁是迄の詐謀一時に相顯れ、天罰を蒙り候事共に御座候。

(島津忠承公爵家所藏)

(5)

これは前書の風聞を以て言へるなり、長藩の外人と和議を結びしは八月中旬のことである

【解説】此書は禁門戦争の状況を在藩の大久保に報じたるものである。六月長州兵の伏見着の動靜は、前數回の書に見えし通なるが、何分長州派必死の運動によつて堂上にも同情する者多く、長州兵撃退の勅命降下も六ヶしき有様なりしが、薩土、久留米諸藩重臣の建言があり、朝廷は遂に之を容れ、七月十八日長藩老臣の哀訴を斥け、長兵に今日限り退去すべく、若し拒むに於ては追討仰出さるゝとの令を發せられたのであつた。書中、色々と手を盡しとあるは、各藩建言等の事情をいつたのである。さて又長兵は十八日の夜より進發し、十九日未明より戦争になつた。此戦に於ける薩兵のはたらきは本文に見える通りである。追啓に税所長藏の足に怪我せしことを報じてゐる。隆盛自身にも足に負傷



したのであるが、その事は何とも言つてゐない。尙々書に、鳳輦を奪ひ奉り候謀計といへるは因州、加州の兩藩は長州兵に内應し、鳳輦を奪ふ計畫の風説のあつたことを指す。其説に曰く、因州は有栖川宮を奉じて鳳輦を叡山に移し、加州は鳳輦の移遷を守護して援助せんことを約し居りしも、因州藩は計畫が齟齬して約を果すことが出来なかつたが、加州世子は其約を履んで長兵の入京した十九日の曉に若干の兵を率ゐて大津に赴いたのであると。又、一説には幕府の方にて鳳輦を彦根に遷すとの説ありしたため、加州世子は之を途中にて奪ふつもりにて大津にゆきしといふも其真相未だ明かならず。但、隆盛の此書によれば當時長州派の間に此計畫ありしとの説ありしことは明かである。なほ、當日十津川郷士三百人ばかり常御殿の内庭に屯して板輿を舁き据えてゐた。(十津川郷士は内侍所前警備の任にあつたのである。それが如何なる手段で内庭に入り込んだかまだ慥かには分らぬ) これには宮中に於ける長州派の公卿と、因州其他の同志との間に連絡もあつたのであると見られてゐる。其際一橋慶喜之を見つけて退散せしめた。その事は段々慥な記録もあるやうである。

## 七五 木場傳内への書

元治元年七月二十四日

長藩藏屋敷の儀無難引拂候て、賊の巢穴を取毀候由仕合の事に御座候。北<sup>(1)</sup>條ご申ものも去る者と承居候處餘り拙き仕業、一城を暗々と明渡候儀、人臣の義を誤つものに御座候。此度に付ては義死の者相少く、一國の風推計られ候。藏屋敷も破れ、落武者迎も一人か二人の事に可有<sup>(2)</sup>之候間、奈良原一隊は歸京いたし候様御通し可給候。此旨荒々如此御座候。以上。

七月廿四日

大島吉之助

木場傳内殿

(1) 北條瀨兵衛

(2) 奈良原喜左衛門

追て先度より申越相成居候御米品々御差登成候様御取計可  
給候。大津米御買入の儀も段々故障有之纔計にて出来兼殊  
に此災火に付及<sub>レ</sub>拂底候間御留守居方よりも可<sub>レ</sub>申越<sub>レ</sub>賦ながら  
此段も申越候。

【解説】禁門事變に長州兵を破るや、薩藩は奈良原喜左衛門の率ゐる一隊を以て大阪ま  
で追撃せしめた。大阪も事平ぎしにより、奈良原に歸京を命ずべく此書を贈つたのであ  
る。「長藩藏屋敷の儀無<sub>レ</sub>難引拂」これは二十三日の事であつた。此條は藏屋敷を預りゐ  
ながら何等の抵抗もせず、又長州の落武者が川口番所に於て柳生家の藩士に、帶刀を奪は  
れたなどの報知が京都に傳はつたので、隆盛は人臣の義を誤るとか、一國の風推計らると  
か評したのであらう。

## 七六 長州探偵事項内命書

元治元年七月

〔解説〕 此箇條書は長州の内情探偵の要項を密偵へ授けたものであらう。多分京都薩邸に於ける軍事當局の隆盛及伊地知正治等が協議の上に出來たものであらうが、今日公爵家に傳はつてゐるものは隆盛の筆蹟である。とにかく當時隆盛の周到なる籌略を窺ふに足るものなれば此處に掲載する。時日はよく分らないが、禁門戦争が終ると直ちに竹内半右衛門、岩崎仙吉をして長藩の動靜を探らせたことがある、その折のものらしい。

(八月朔日大久保宛書翰参照)

一 人心和不和の事

一 君臣合體義論一致の譯

一 謀主の人柄姓名の事

一 武備嚴不嚴の事

一人心知不知事  
 一君臣合體義氣神一體  
 一謀王一人視姓名事  
 一武備足用事  
 一諸藩應援事  
 一末家一門隨從事  
 一七卿動靜事  
 一京師公卿方え意通の有無  
 一義舉と割據の譯  
 一積金積穀多寡の事  
 一浪士給金何程の事

一築城形勢の事  
 一人数手配の次第  
 一每隊人数多少の事  
 一浮浪士増減の事  
 一諸藩應援の事  
 一末家一門隨從の事  
 一七卿動靜の事  
 一京師公卿方え意通の有無  
 一義舉と割據の譯  
 一積金積穀多寡の事  
 一浪士給金何程の事

一 倭軍族裔の専ら  
 一 浪士の専ら  
 一 分天部等の専ら  
 一 征討の専ら  
 一 京攝邊間牒の姓名隠居の事  
 一 年貢取方厚薄の事  
 一 出金出米の事  
 一 浪士等一日飯米何程の事  
 一 小銃大砲何程の事  
 一 京攝に人を差出候には陸地を押し候哉海路を涉り候哉  
 一 船用意何方に何艘有之候哉  
 一 浪士の魁と相成主宰の人柄姓名の事

(島津忠承公爵家御藏)

七七 中根、酒井への書

(小松帶刀と連名)

元治元年七月廿八日

爾來御疎情相過候得共、酷敷秋暑無御厭御勤仕の筈奉恐賀候。  
陳ば去十九日御當地大變の始末、疾く御聞取相成候はん。九門  
内の戰爭未曾有の形勢殊に砲彈を以玉座を奉驚候事共、可惡の  
甚敷者に御座候。其節に臨ては朝廷の御危き事何共難申盡畢  
竟彼等の底意相探候へば、御所中を騒し其紛れに乗じ、終鳳輦を  
西に促奉の奸謀と相見へ、不容易企絶言語候次第に御座候。就  
ては尊藩堺町御門御固の御人數、天晴の御忠戰、各藩の耳目を驚  
かし候事共、天下の爲御祝詞申上候。右等の反謀相巧候付ては、

本國追討の勅命相發、不日御征討の場に相成候處、老公様には御所勞のやに傳承、焦心苦慮此事に御座候。乍然非常の節は禁闕御守護の尊命も被爲蒙たる御事に御座候得共、朝廷の御威權被爲振候の堺に至り、御盡力不被成下候ては不相濟場合と奉存候。勿論、天下人心の希望する處、弊藩に於ては尙更の事にて一向御上京の處奉懇願居候事に御座候。御國費の儀は深く御察申上居候事ながら、人心の居合、且朝威不相立この時機に於ては、深く心痛致居候間、追討の處迄御向ひ不被遊共、急に御上京被遊、朝威を御援助被成下候儀、小生等の赤心に付、直様罷出奉願度御座候へ共、繁忙に任せ、不得止事、海江田武次を以右等の事件奉願候間、細大御聞取被下、小生等至誠の眞情宜敷御汲取被下御盡力



被<sub>レ</sub>成下<sub>レ</sub>度、偏奉<sub>二</sub>合掌<sub>一</sub>候。恐惶謹言。

七月廿八日

大島吉之助  
小松帶刀

中根鞞負殿

酒井十之丞殿

【解説】此書は禁門事變後、越前老侯春嶽公の奮起上京を其近臣へ勸誘したるものにて、特に海江田武次(信義)を使者とし、之を携帶せしめ越前へ遣はした。署名の家老小松帶刀と連名なるは京都出張先に於ける薩藩重役を代表しての書翰なることを知るべきである。

案ずるに朝廷より長藩征討の命を幕府に下されしは七月二十三日で、幕府は諸藩に出兵を命じ越前老侯へは副將を命ずる内定で、目付戸川鉾三郎を福井に遣はし、又會藩よりも使者を遣はして、その出京を促してゐた。なほ薩藩よりも使者を出すやうにといふ幕府

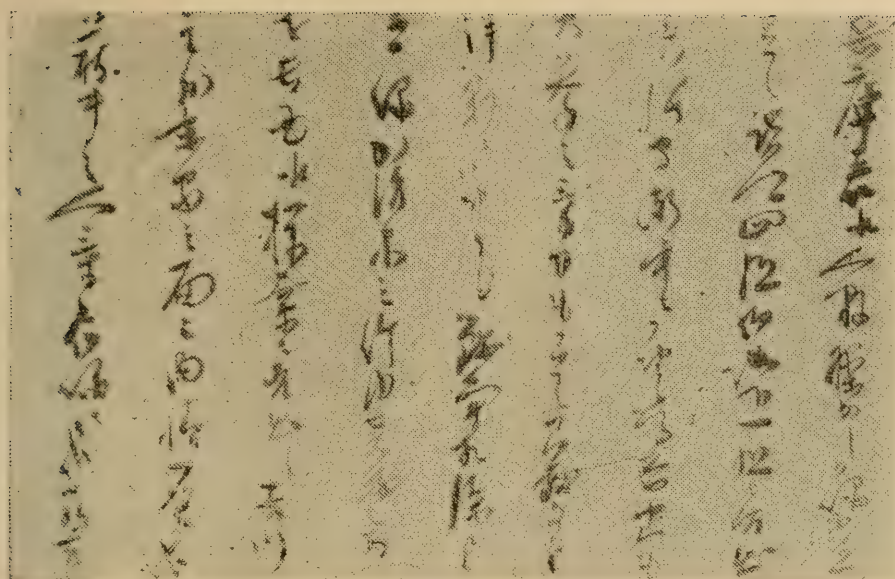
からの依頼があつた。そこでこの書面をつけて海江田を福井にやつたのであつた。書中「朝廷の御威權振はせらるゝの堺に至り、御盡力成し下されず候ては相濟まざる場合と存じ奉り候」といひ「急に御上京遊ばされ、朝威を御援助成下され候儀云々」といへるなど、すべて朝威伸長のために奮起するやうに促して、幕府のためといふことは一語も言及してないところは、最も心を用ひたところであらうと思ふ。併、春嶽公は自分はその器ではない。且、當主を措いて隱居の自分が出る場合ではない。といつて遂に應じなかつた。

のち久保様益御機嫌能遊御座  
御兩殿様益御機嫌能遊御座  
恐悦の御儀奉存候。次に貴兄  
御同慶の筈に奉恐賀候。隨て  
小弟無異儀相勤居申候間乍憚  
御放慮可被下候。陳ば追々退  
散の賊黨探方有之。堂上の家内  
迎も探索致候様この儀にて、洛  
中外共大穿鑿に御座候。段々

## 七八 大久保一藏への書

元治元年八月朔日

御兩殿様益御機嫌能遊御座  
恐悦の御儀奉存候。次に貴兄  
御同慶の筈に奉恐賀候。隨て  
小弟無異儀相勤居申候間乍憚  
御放慮可被下候。陳ば追々退  
散の賊黨探方有之。堂上の家内  
迎も探索致候様この儀にて、洛  
中外共大穿鑿に御座候。段々



と捕候者も有之。今當分は先づ  
 靜謐の姿に御座候。去る廿四  
 日には兵庫表へ人數操出候様  
 御達有之<sup>(1)</sup>。諸郷四組<sup>(2)</sup>御城下一組  
 被差出矢張守衛中に御座候へ  
 共、迎も大舉の氣力も有之間敷  
 事この評判に御座候。戦争相  
 濟と直様加治木の竹内、岩崎の  
 兩人を長國え探索に差出し、吉  
 川其外末家の面々内情如何に  
 候や、萩中の人氣何様に候や、若

(1) 諸郷は薩藩の城下以外の各地から出た兵士を指す  
 (2) 御城下は鹿兒島城下の兵  
 (3) 長州側が大舉して更に攻上る氣はあるまいとの意

ありては、吉川等の面々異論の向も候  
 はゞ、委敷論説いたし、本家え相  
 離れ候策を用ひ、降表にても早  
 く奉り候はゞ、本領安堵可致事  
 に候間、其邊の處深く相探り周  
 旋いたし候様細に相達差出候  
 儀に御座候。吉川等の者相離  
 れ候處肝要の策と相考申候。  
 孤立の勢相成候はゞ、余程攻め  
 安く、二三の末家一つにかたま  
 り候ては、中々六ヶ敷勢も可有

御座候儀に御座候。此  
 度の征長は總督一橋副將春嶽  
 公に申論決の由に御座候。就  
 ては幕より小<sup>(4)</sup>監察御使者にて  
 越國え被差遣早々御上京を促  
 し、會よりも使者差立候間此御  
 方様よりも御使者御遣しに相  
 成候様分て相談の向に有之候  
 付、細々書面相認、中根え向海<sup>(6)</sup>江  
 田被差遣候事に御座候。もふ  
 は御上 京相成可申、早く御征

(4) 目付戸川弁三郎

(5) 薩藩を指す

(6) 海江田信義

天龍寺御座候所  
 御座候所  
 御座候所  
 御座候所  
 御座候所  
 御座候所  
 御座候所  
 御座候所  
 御座候所  
 御座候所

討無<sup>レ</sup>之候ては如何の奸謀も難<sup>レ</sup>  
 計候付、速に御征討の處相責候  
 儀に御座候付、三日後には、暴論  
 の堂上方頭立候分は出仕御差  
 止に相成、

宮様方にも 御所え毎晩御泊  
 にて御座候へ共、是以御ひけに  
 相成申候。乍<sup>レ</sup>然 九門内の御  
 固は今以騒々敷事に御座候。○  
 天龍寺におひて長人圍置候米  
 五百俵計有<sup>レ</sup>之候付、京都市中燒

御座候處、兵庫え差越陣場  
 中、御座候處、兵庫え差越陣場  
 等相定め、近日罷歸賦つらに御座候  
 間、追て跡より表通の御問越に  
 相成可申儀と奉存候間、左様御  
 納得可被下候。○兵庫にては

失の者共甚困窮いたし居候付、  
 都て施行に出候處、餘程難有が  
 り候向に御座候。當分は因循  
 の名も一戰限にて洗流候鹽梅  
 にて氣味能事に御座候。○戰  
 功或分取等の儀は、い地知取調  
 中に御座候處、兵庫え差越陣場  
 等相定め、近日罷歸賦つらに御座候  
 間、追て跡より表通の御問越に  
 相成可申儀と奉存候間、左様御  
 納得可被下候。○兵庫にては





「しよるるも、此の如く、  
 上でもり所を、こゝに、  
 六村初の上し、向ち、  
 一、多き、  
 二、  
 三、  
 四、  
 五、  
 六、  
 七、  
 八、  
 九、  
 十、

は余程可宜事と奉存候。何分御勘考可被下候。爰許におひても幕人ごもえも申入候手段に御座候○因備の兩藩長州へ應援の儀も、今形にては出來兼候向に御座候。因は至極膽を寒居候由、備は前以より些にげ心地にて有之候由に御座候。加州も組し居候處、十九日砲聲ごごもに國元え、逃下不届の所業にて御座候。只今加州人數

(7) 因州と備前

二七十一 入るに候も  
 目論し居る處に候も  
 今も申候に候も  
 手由候にあつ候も  
 何れに候も申候も  
 申上候に候も  
 元々申候に候も  
 申上候に候も  
 申上候に候も

市中杯にて長人の探索甚敷も  
 のにて町家でさへ大笑と相成  
 居申候○攻口攻懸り日限等の  
 儀は、越候御上 京の上かと相  
 考申候。早速相發可申儀と御  
 扣相成居候處、些延引相成候付  
 今日飛脚被差立候間荒々形行  
 申上候。日限相分り候は、直  
 様蒸氣船御差立相成賦にて、幕  
 船御借入相成居申候。胡蝶丸  
 の儀は江戸表大砲積下り方に

とうとう（へんた）りぬあり。○  
 改口致得、伊丹千を、糎  
 口上、（ま）るゝとぬと、おとす  
 べきを、たすくぬと、おぬりぬ  
 と、おぬりぬ、おぬりぬ、おぬりぬ  
 伊丹千、おぬりぬ、おぬりぬ、おぬりぬ  
 おぬりぬ、おぬりぬ、おぬりぬ、おぬりぬ  
 おぬりぬ、おぬりぬ、おぬりぬ、おぬりぬ  
 おぬりぬ、おぬりぬ、おぬりぬ、おぬりぬ

被差遣候處、今に歸坂不致何方  
 へ相滯居候や不相分候。○尹  
 宮様の處、長人等大に忌み居候  
 姿に相見得、此機會に不振直候  
 ては、益々御わづらひも到來可  
 致もふは安心この  
 思召に罷成候ては、尙更御疑も  
 出來候はんか、吟味仕、太夫同  
 道にて得、申上込、伊丹を被召  
 仕候様、絶て御願申上、周旋央に  
 御座候間、左様御納得可被下候

若  
 宮様の御失徳有之候へば直様  
 其責は此御方様に相掛事にて  
 及ぶ限りは盡し可申事に御座  
 候間此度は至極に責掛可申含  
 居申候。勝て甲の緒を締候場  
 合に相考居申候。恐惶謹言。

八月朔日

大島吉之助

大久保一藏様

(大久保侯爵家所藏)



是迄屢々見えてゐる通り薩藩との關係濃厚にて、萬一此宮様に御失徳があつては、其責直ちに薩藩に相掛る事情にありしと見ゆ。

七九 木場傳内への書

元治元年八月八日

宮<sup>〔1〕</sup>之城公子來る十三日御發足の筋相決申候間、御借入の幕船、仕廻方等の義共御談じ置被<sub>レ</sub>下度、天保山沖え相廻候はゞ、積荷等の都合も可<sub>レ</sub>宜哉、六ヶ敷模様には、兵庫にても格別混雜致間敷候へ共、其邊の都合前以能相調候様御計可<sub>レ</sub>被<sub>レ</sub>下候。いづれ、川御下りに付ては、御船<sup>〔2〕</sup>差登せ不相成候ては、不<sub>レ</sub>濟義に御座候處、當分は餘程淺瀬に有<sub>レ</sub>之哉にも承居候付、其等の處深く御吟味被<sub>レ</sub>成下候て御召船通行不相成候はゞ、町屋形船にても相調候様、御取計被<sub>レ</sub>下候て早々御申越可<sub>レ</sub>被<sub>レ</sub>下候。○長州表へ異船差向可<sub>レ</sub>申とて

(1) 島津圖書

(2) 淀川上り下りに付島津家の用船があつたのである



横濱去月廿九日出帆いたし候由申來候。就ては見掛次第異船へ幕人乗組長州へ差向候儀は御差止相成候義に相運、小監察被<sub>レ</sub>差出候由に御座候。就ては大坂邊へ異船相見得候義も不被<sub>レ</sub>計候付、右等の節は早々御申越被<sub>レ</sub>下度態々前廣申越置候。此段御問合申遣候。以上。

八月八日

大島吉之助

木場傳内殿

追て濱<sup>(3)</sup>村儀は是非此度は御伺通相運候筋に御決相成、先日御差止の處迄御申越相成居候御運新番格迄被<sub>レ</sub>仰下置候者に候へば、御國元へ一往御伺不相成候ては不<sub>レ</sub>濟事故、早々御下坂相成居候付、追て御返答相分候はん。左様御納得可<sub>レ</sub>被<sub>レ</sub>下<sup>(4)</sup>候○先

(3) 解説を見よ

(4) 下坂は問越の誤記か

日御頼申上越候朱粉御遺合御座候は、早々御世話被成下度御頼申上候。

【解説】 京都より大阪留守居役木場傳内に贈つた書翰で、本文の前半は島津圖書(久治歸國に付、海路の汽船及び淀川下りの乗船の用意を依頼し、後半は長州へ外國軍艦向ひし由なれば、大阪近海に見えたら直ちに報知するやうにといつてある。但右外國軍艦即ち英佛、米、蘭四國軍艦の下之關砲撃は五日より始まり、長藩散々に砲臺を破壊せられ、遂に八日即ち此手紙を書いた日に、和を講ずるに至つたのであるが、電信のない時代であるから、ただ其報知が京都に達してゐなかつたのである。追て書の濱村儀云々。天保の初頃薩藩の財政整理につき非常に功勞のあつた濱村孫兵衛といふ大阪の銀主があつて、薩藩士の待遇を與へられてあつた。此處にある濱村は其子孫であらう。事柄はよく分らぬが、何か不都合の事があつて大阪留守居より出入差止の伺が出てゐたものらしい。此一節はそれに對する返事である。

征  
長  
時  
代



## 征長時代小引

隆盛が一世の智勇を推到して、其大勢力を天下に認めらるゝに至つたのは、長州征伐以來のことである。彼はもとより薩藩の謀臣であつたが、其事蹟から見ると、征長總督の軍師であつた。彼の言は一として總督に容れられざるはなく、彼の力は能く群雄を御するに足るものがあつた。犯闕の事にあづかつた長州の三家老、四謀臣の誅戮によりて毛利氏の恭順謝罪の意を認めて、撤兵するに至るまで、悉く隆盛の策に出でざるなしと云ふ有様で、一橋慶喜をして、「總督の英氣至て薄く、芋に酔ひ候は泥よりも甚敷との説、芋の銘は大島とか申す由實事に候や。」と皮肉を云はしむるに至つた。隆盛は此時既に幕府の到底支持すべからざるを洞見してゐた。又、皇國未曾有の危機に際し、内亂によりて國力の疲弊することを憂へてゐた。征長の事は名分大義の上から、一たび之を膺懲することは必要であるが、徒にその社稷を覆し、精英を殲すことはその欲する所ではなかつた。とに角宇内の大局から着眼して、征長の事は成る

べく早く片付け、一日も早く有力なる賢諸侯の會合を催し、其決議により、朝裁を仰ぎて外交の處分を決定し、皇國の基礎を固めるやうにするのが當時の急務と感じてゐたやうである。此意見はもと勝安房から出てゐる。隆盛は元治元年八月十一日勝安房との會見によりて大に啓發せられ、爾來專心その實行に取りかかつたやうである。此等の事も、一切隆盛の書翰中に見えてゐる。靜に之を玩味すれば、興味津々としてつきざるものがある。今元治元年八月中旬より慶應元年正月第一の舞の結末に至るまで、第一征長中に於ける隆盛の遺文二十五篇を左に列記する。

此期間中、元治元年十月二日に、隆盛は薩藩の側役に榮進したが、その頃より西郷に復姓し爾來西郷吉之助と稱した。



御名代の兵權丈は非常の節は不相  
 付候ては、一躰の御指揮もをくれ候  
 事のみ罷成べく候付、戦功丈けは當  
 座被相賞軍威相立候様、御所置爲相  
 成事に御座候處、些早まり候譯に到  
 り候はんか。細事は太夫より御直  
 に御聞届可被下候。○兩公子御褒  
 美に付ては、先年 龍伯公御ふたり  
 の御舍弟様へ御褒美の御例に被準  
 候ては、何様可有御座哉。其邊の處  
 太夫御相談も可有御座候はん、相略

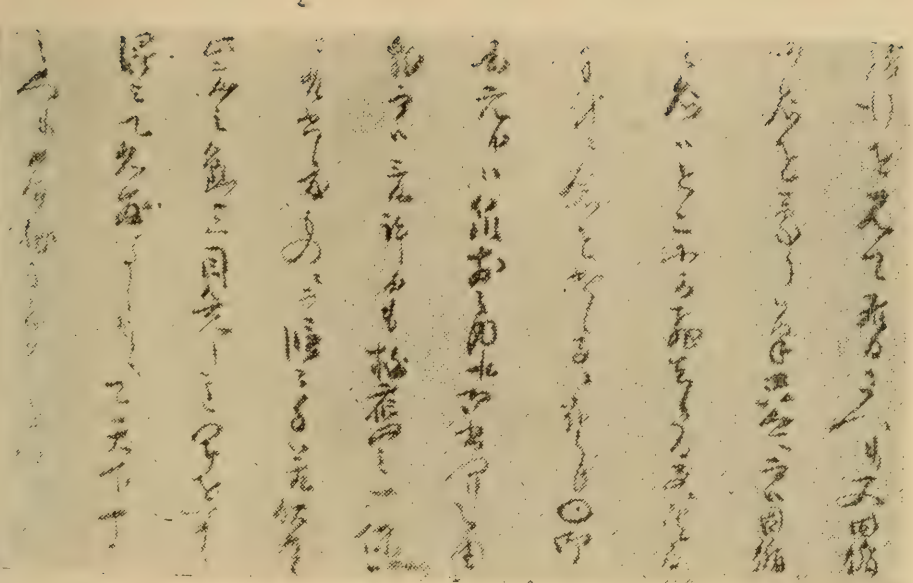
御名代の兵權丈は非常の節は不相  
 付候ては、一躰の御指揮もをくれ候  
 事のみ罷成べく候付、戦功丈けは當  
 座被相賞軍威相立候様、御所置爲相  
 成事に御座候處、些早まり候譯に到  
 り候はんか。細事は太夫より御直  
 に御聞届可被下候。○兩公子御褒  
 美に付ては、先年 龍伯公御ふたり  
 の御舍弟様へ御褒美の御例に被準  
 候ては、何様可有御座哉。其邊の處  
 太夫御相談も可有御座候はん、相略

(1) 公子の京都滞在は太守公名代にして、大抵の事は即決指令せしめたのである (2) 家老小松帶刀、此時公子圖書につき歸藩 (3) 島津義久公



申候。○兵庫表出張の人数故障申  
 立御免相成候處、段々御申立相成引  
 拂候付、至ての大幸に御座候。異船  
 も必攝海え乗廻候はんこの趣に候  
 へば、若哉變を生候儀到來いたし候  
 へば、兵庫眞一番に破れ候場所柄、其  
 上兵庫え乗廻異人事を破らず、逆も  
 横行を見て居るさへも、又因循の名  
 を蒙り候はん。只今にては、因循の  
 名はごここにか飛び去たる事に御座  
 候間、餘計に念を遣候事に御座候。

(4) 因循は當時、尊攘志士が溫和派を誹謗せし言葉



○御國元よりは筑前の内へ御出軍の由就ては爰許よりも救應の一陣は被差出度ものにて、段々手筈仕居候。此度の戰迄目覺しき軍をいたし混(5)こ乙名敷(6)いたし居候は、天下中の人も如何程か恐れを成し候はん。軍威四方に輝き候事と奉存候。○中將様御上京の儀いまだ御早く御座候はん。如何様とも見留の付候上ならでは、御宜敷有御座間敷と奉存候。將軍も此度は上洛の筋に

(5) 混は沌(トシ)か

(6) 島津久光公

中、右藤原正家と申すは、  
 此の御座候儀に御座候間、  
 大夫の處、此度は何卒早々御歸京相  
 成候處平に御願申上候。○長州の儀、  
 異人より攻禿候ては人心の居合誠  
 に六ヶ敷相成可申、後難今より世話  
 を煎候事に御座候。定て幕吏の策  
 を以異人を募り候事か、被相考申  
 候。又是より暴客盛に起立候はん、  
 始終世運をちづめ候策計に御座候。  
 右の通荒々奉得御意候。細大事

大久保一藏様  
御褒賞の儀云々

八月十七日

大島吉之助

大久保一藏様

御褒賞の儀云々

大久保一藏様

御褒賞の儀云々

大久保一藏様

大久保一藏様

大久保一藏様

大夫より御聞取可被下候。恐惶

謹言。

八月十七日

大島吉之助

大久保一藏様

(大久保侯爵家所藏)

【解説】本書は隆盛が公子島津圖書(久治)の歸國を送りて、大阪滞在中、在藩の大久保よりの書信に答へたのである。書中「御褒賞の儀云々」は禁門事變の際に於ける戦争につき、京都薩邸にては直ちに褒賞の沙汰があつたが、それにつき鹿兒島より何か申來りしと見え、褒賞即行の理由を申たてたので

ある。御名代といふは太守の代理として公子の滞京ありしをいふ。それには初めに圖書（久治）それと交代に弟備後（珍彦）の上京があつた。長州兵上京に付圖書歸藩を見合せたので、禁門事變の時は兩公子共在京にて出陣された。名代として上京なればせめて非常の際の兵權だけは與へてないと一たいの指揮が後れて急場の用が辨せぬ。そこで軍威が立ち、將來兵氣の振ふやうに急速に御褒賞を行はれたことであつたが、少々早まつた譯になりましたか、とある。○「先年龍伯公御ふたり御舍弟様へ云々」龍伯公と云ふのは秀吉と同時代の方で、三州を平定し武威を九州に輝かした島津家第十六代義久のことである。其弟には義弘、家久等非常にすぐれた武將を有し、將に將たる人であつた。その二人の弟たちの戦功の褒賞の舊例に準じて、今度兩公子京都のはたらきを賞せられたら如何といふのである。

## 八一 大久保一藏への書

元治元年九月七日

【解説】 此書は日附もなければ宛名も無いが、宛名は内容から推しても、此書が大久保家に遺つてゐることから見ても大久保一藏宛であることは明である。又本書を認めたりは此書中に「越前は昨日京着相成」とあるので、元治元年九月七日であることが確定される。最初の一節は藩主から朝廷へ差出すべき建白書を送つて來たが、中央政局の形勢が變化して、時機に後れたから提出を見合はすことにする、宜しく執りなしてくれといふのである。本書の内容で最も注目すべきは隆盛が此頃まで征長に對して如何なる考を保持してゐたかといふことが窺はれることである。即ち隆盛は是非共兵力を以て迫り、長藩の降を乞ふに及んで東國邊に國替を命ずるところまで行かなくては本當でない。然らずば薩藩のためにも將來邪魔をするに違ひないと述べてゐる。

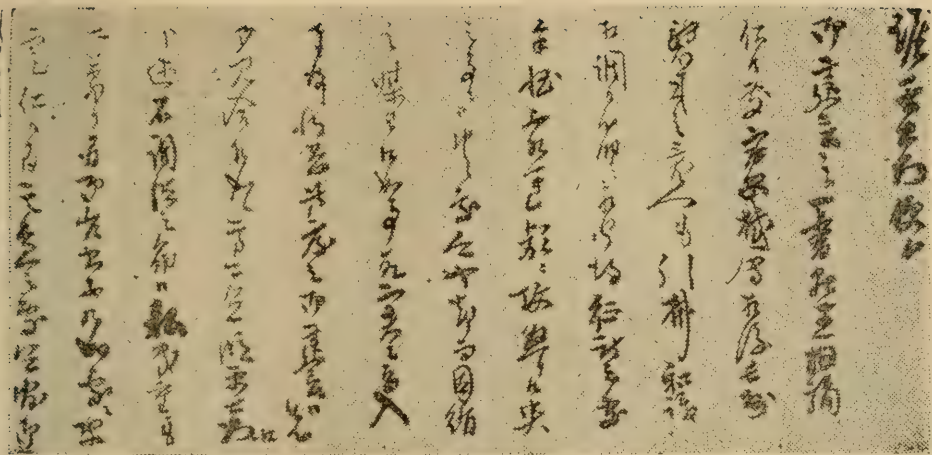
次に征長總督問題で幕府の内部に暗闘があつて、隆盛等が如何に征長を迫つても埒があかぬ、幕府は尾張老侯（慶勝公）に總督の命を下したけれども、老侯は之を固辭して、會

桑と一緒に一橋公を推薦してゐるが、幕府は許すまい。それ故總督の決定を待たず、副總督の越前侯のところへ征長の事を速に執行する様に周旋するとある。按ずるに、當時在京の一橋公と江戸の幕閣との間に調和が出来ず、征長について最も大切な時機を逸して諸藩の望を失ひ、日に日に幕府のために不利なる情勢が展開してゆく。

堀平左衛門便より

御建言の一書相達、拜誦仕候處、最早機會相後、長州襲來の異人も引拂、和議相調候筋に相聞得、征討の處余程不相運、頻に攻懸り候。央の事に御座候處、今や都て因循の媒と相成事故、實に恐入奉存候得共、此度の御建言は先御見合相成候方可宜段、平左衛門え申述、不調法の筋は私幾重にも可蒙候間、御差出不相成處に決定仕候間、其邊の處宜敷御取成可被下候。只今にてさへ薩勢の不操

- (1) 薩藩七 (2) 御答があつたら  
自分が責任を負ふさいふのである  
(3) 操は練の謀



出<sup>さ</sup>は別に一策有<sup>あ</sup>之事<sup>こと</sup>、頻に難<sup>が</sup>ぜられ候譯に御座候へば、御尤の御義論に御座候得共、異人は引拂、征討は遅引いたし、其機會相違ひ候付、不得<sup>え</sup>止御扣相成候方にいたし置候。自然<sup>し</sup>大夫御下りにて委敷事態相分候得ば、疾く御安慮の事と奉<sup>た</sup>存候。○長州御征討の義に付ては、一日も御延引の譯無<sup>し</sup>之、速に御手付居候得ば、異人の一舉も空敷ものに可<sup>あ</sup>相成候處、ケ様の異難先立、殘心の事に御座候。長にては此兩變<sup>り</sup>に余程

(4) 薩藩家老小松帶刀

(5) 禁門戦争と外艦の下之關砲撃とを指す



勢も挫け、段々歎訴いたし候手段も有  
 之、畢竟狡猾の長人に候得ば如何の巧  
 みかも難計、益田等三人の家老打洩し  
 候故、只今御預りとは申もの、必是を  
 以暫動靜を伺ひ居候ものかも不被計  
 候付、是非兵力を以相迫、其上降を乞候  
 は、纔に領地を與、東國邊え國替迄は  
 不被仰付候ては、往先 御國の災害を  
 成し、御手の延兼候義も難計、關東にて  
 は戊午前後の奸吏悉官路に塞久世、安  
 藤の兩奸出職無之と申計の由一橋よ

(6) 益田、福原、國司の三家老

一橋より先、先づ一橋を挫けるの策にて、關東より  
 頻々忌み嫌ひ候由に御座候。夫故關東  
 にては征討は不致方に議論も起候段  
 一橋より申立候由に御座候。越前は昨  
 日京着相成候へ共、非常の御備にては  
 無之、人數も纔の由に相聞得、頼少き事  
 に御座候。尾張老公御所勞にて御受  
 無之、會桑兩藩の使者参り尾張侯建言  
 の書面を以、關東え、一橋惣督を御願相  
 成都合にいたし、兩藩の使者、尾張の使

(7) 徳川慶勝公

申上候間、此の事、御座候に  
 申上候間、此の事、御座候に  
 申上候間、此の事、御座候に  
 申上候間、此の事、御座候に  
 申上候間、此の事、御座候に  
 申上候間、此の事、御座候に  
 申上候間、此の事、御座候に  
 申上候間、此の事、御座候に  
 申上候間、此の事、御座候に  
 申上候間、此の事、御座候に

者被<sub>レ</sub>打<sub>レ</sub>列<sub>レ</sub>關東え罷<sub>レ</sub>下候由、是にても必  
 一<sub>(8)</sub>橋を差<sub>レ</sub>免<sub>レ</sub>候義無<sub>レ</sub>覺束、いづれ此儀も  
 不<sub>レ</sub>相成<sub>レ</sub>候は、副將を以<sub>テ</sub>惣督の場を被<sub>レ</sub>  
 相勤、此涯是非追討相運候様周旋可<sub>レ</sub>仕  
 候間、左様御納得可<sub>レ</sub>被<sub>レ</sub>下候。先づ副將  
 を備候間、何こか建議も致安く、當日の  
 處にては一橋は全<sub>レ</sub>離れものに相成、稻  
 葉閣老は何こ申ても返答不出來、この  
 事、責様無<sub>レ</sub>之候處、先づは責<sub>(9)</sub>口出來候も  
 のに御座候間、何分攻懸等<sub>(10)</sub>の義は追て  
 可<sub>レ</sub>申上候間、其内迄は御見合相成候様

(8) 一橋を惣督にさいふ願を許すことあるまい  
 (9) 献言の場所  
 (10) 征長軍の手配

御計置可被下候。其内に必異船攝海  
 え參かも不被計先月廿六日には拾一  
 艘渡來去る四日一艘攝海え參候得共  
 直様引取候事に御座候。乍然さりながら又々參  
 るには相違無之事と奉存候。

(大久保侯爵家所藏)

## 八二 大久保一藏への書

元治元年九月八日

尙々一橋幕府の嫌疑を避、御戴物も總督より被相渡候筋に申上候はんか。誠に拙策を行ひ申候。

御兩殿様益御機嫌能被遊御座恐悅の御義奉存候。陳者長州征討の義延引の事殘志無申計候。<sup>(1)</sup>尾張老公え關東より御目付兩人被差遣金の御采配御戴相成是非惣督の御受相成候様中參候由に御座候。迎も御受相成丈けに無之模樣に被伺申候。尾州は土民一向<sup>(2)</sup>の徒、東本願寺燒失に付徒黨を組混雜の向に被相聞申候。會藩故に燒亡いたし候故佛敵と相唱是非通行不被致と

(1) 徳川慶勝公

(2) 一向宗

の説も有之候由御座候。西本願寺を燒拂候様戦争際も山階宮様より御沙汰有之候得共、決して不<sub>二</sub>取合<sub>一</sub>、尤<sub>(3)</sub>西は長州え組し居落人も相圍居候由相聞得候付、會え相通探索いたし候様申置候處又々此頃は乃見織衛等潜伏の由相聞得、是非此御方より火を掛候様宮様より御達有之候得共、今更ケ様の事を謀り候ては佛敵と唱れ、却て手の延兼候基に御座候間、此儀は不<sub>レ</sub>宜段御斷申上置候。段々壯士の者燒度申立候得共、引留置候處、尾張の説共承り、よふこそ火攻を取止候と相考居申候。後難の處を打返し勸考仕候事共御座候。一時の愉快を欲し候ては、跡の難儀にて被<sub>レ</sub>取返<sub>レ</sub>候事に御座候間、折角念を入れ候事共御座候。○天朝より  
の御褒賞、最初は御所え御家老御呼出有之御品等直様御渡相成

(3) 西本願寺

(4) 乃見は長藩士、もこ留守居

賦に御座候處、一橋より是非惣督え御渡被下、右より諸藩えは可相渡、この段申上、俄に其御運に相成候由、實に朝廷に御人無之、諸藩の人氣をも被失候事共可嘆事共に御座候。委細表通御問越可有之、森岡才領にて被差下中候。○小蝶丸の儀、攻懸等の儀、惣督の指揮を受、慥に相定候上、差下賦に御座候處、何分延引の譯に相成候付、一篇は足輕兩人被差立候處、淀川にて難船に逢ひ、御用封等都て流失相成、當分は飛脚等も遲着勝の事に御座候間、小蝶丸差下候間、翔鳳丸にても小蝶丸にても、速に御差返相成義は相調間敷哉、いづれ大夫御歸京に付ては、決して蒸氣船よりと相考候得共爲念、御願申上置候。いづれ軍勢被差出候に付ては、蒸氣船より被差出、苦御座候得共、引船等の御手数數相成候は、隨分御都合出

(5) 喜慶一橋總衛守御裡禁

來させられ候はんか。幕船借入も當分にては出來申間敷、海軍方の船迄も取揚候由御座候間、相成義に御座候はゞ一艘は御遣に相成候様御働可被下候。此度も守衛方人數流行病にて、多人數臥居<sup>(6)</sup>、渴氣又は疫病相流行死亡多、看々難儀の者は不差返候て不相濟譯にて守衛方は、專戰場を守こいたし、病難に差迫候者は御愛士の廉も不相立候ては不被爲濟この譯にて、幸御國船參候付御雇入にて引船の都合にいたし、小船丸に爲引難澁申立候分は御下し相成候間、左様御汲取可被下候。○攝海え異船相見得候付、早々木脇方へ手を付させ候處、別紙の通申立候付、夷情探索不致候ては不相濟、外國奉行談判に依事柄も相分候義に候へば速に手を不付候ては間後れ相成、攝海え參候義も有之候付、有馬新

(6) 脚氣



助江戸より参居候處、東郷罷下候付、跡え被<sub>レ</sub>殘置候得共、畠山等被<sub>レ</sub>差越候付少しも支<sub>つかへ</sub>無<sub>レ</sub>之故、海江田武次差添、横濱探索は勿論慕情承合候様被<sub>レ</sub>差遣候。明日出立と申場合の處、

内府様より會肥後、久留米等申談<sub>も話し</sub>將軍上洛を早々催候様周旋可<sub>レ</sub>致旨御達御座候付、明日人を關東え差下賦に御座候間、其邊の處申付可<sub>レ</sub>差遣候間、外藩えは

内府公より御達相成候様御願申上置、當月朔日爰許出立致申候。○南部彌八郎等昨日着いたし承候處、四國灘にて難船に逢、余程難義いたし、乍<sub>つうやくはなからすかりまじり</sub>漸助來候由に御座候。夫故遲着相成申候付、御問合の趣承知仕、南部え相尋候處年符<sub>(8)</sub>の處も無<sub>レ</sub>口能<sub>(9)</sub>相談出來そくな模様候得共、異人は余程利にかしこひもの故、中々太躰の事に

(7) 近衛忠房公 (8) 年符は年賦の音通

(9) 無口能(クノンノウ)は「ざうさなく」「容易に」などに同じ、薩摩の方言「苦も無く」の轉訛か

ては受合六ヶ敷可有御座候付、若相談出來兼候はゞ別に策を承うけたまは來候哉、相尋候得共、左様の義は一圓無之。軍艦の義は誠に當時たうじ態要用の第一に候へば、御買入不相調候ては屹さこ不相濟候付、六ヶ年符(10)にいたし、年々御産物の品を以、琉地におひて可相償この約束を内々にて取究候はゞ、異人の好む所いづれ破レ言リ候はゞ、島々迎も可救道も無之候付、早く此方より先をいたし候て、爰に來れこ呼掛候はゞ、跡の處もいたし安幕府やまくの嫌疑は可相掛事ながら、も、随分しのぎ方も可有之候間、若談判不相調候はゞ、右の一條を申込候様相達置候間、宜敷御勘考可被下候。又手付金一萬兩にては承知不致候はゞ、平運丸を差遣置、是にて質物しち相成ものにては無之哉、其邊の處迄は相働候様相達置候付、宜敷御汲取可被

下候。琉地にて産物を以軍艦の代品引結相調候はゞ不<sub>レ</sub>及なが  
ら、私被<sub>レ</sub>差遣候はゞ隨分弊害のなき様に取組可<sub>レ</sub>致<sub>（ちり）</sub>賦にて、振切て  
相達候付、宜敷御汲取可<sub>レ</sub>被<sub>レ</sub>下候。拾七八萬の現金を被<sub>レ</sub>差出候て  
は、迎も補ふ道も無御座候付、是非品を以取組候手段に無<sub>レ</sub>之候て  
は、不<sub>レ</sub>相濟義に御座候。恐惶謹言。

九月八日

大島吉之助

大久保一藏様

(島津忠承公爵家所藏)

【解説】此書は元治元年九月上旬種々上國の形勢を京都より薩摩へ報告し、且最後に薩  
藩の軍艦買入代金支拂方につきて提案し、自ら交渉の任に當らんことを請うたものであ  
る。初に幕府が尾州老侯慶勝を起して征長總督たらしめんとしたが、容易に承諾があり

そうにもないとある。初め京都に於ける幕府側の意向にては、一橋慶喜を以て總督にしようといふことであつたが、江戸幕閣に於て之に反對し慶勝を推したのであつた。慶勝は此後、隆盛の勸告もあり、九月下旬には總督の命を受くることを決心し、十月五日に請書を上つた。○尾州は土民一向の徒云々。これは東本願寺が會津藩のために焼かれたから、尾州の一向宗信者が徒黨をくみ、會藩を佛敵として騒いでゐるといふのである。それを以て思ひ合すると禁門事變の際から西本願寺を焼くやうに、山階宮様からも屢々御沙汰があり、壯士輩も焼きたしと申し出たけれども制止しておいたから先づよろしかつた。一時の快を以て後難を引き起してはならぬから、折角念を入れて居ることであると通知したのである。○天朝よりの御褒賞云々。これは禁門事變に於ける諸藩の行賞を最初御所より御授けになる筈なりしを、一橋より、それは禁裡御守衛總督たる自分の方より渡すと申出て、其通になつた。朝廷に人があつたら、斷然朝廷より御授けになり、かゝる機會に朝權を回復し、諸藩に恩威を示さるべきであらうが、その事なく却つて諸藩の期待に反し、人氣を失はせらるゝこと、さて、殘念であると憤慨の意をもらしてゐる。○小蝶丸（胡蝶丸）翔鳳丸は薩藩所有の汽船である。此等の汽船ありしたため薩藩が當時機敏のはたらきが出来たのである。○南部彌八郎等云々。南部は軍艦買入方に付、藩の命を受

けて來たのである。さて此一節の大體の意味は、南部の話では、軍艦代金支拂方年賦にて  
も容易に應じさうであるといふことである。若しそれが出來なかつたら如何にするか、  
別に策を承はつてきたかと問へば、全く承つて來なかつたといふことである。因つて自  
分（隆盛）は萬一年賦（無擔保）の相談が出來なかつたら、六ヶ年賦にして年々物産の  
品を以て、琉球で支拂ふことに約束する様に策を授けておいた。又手付金一萬兩にて承  
知しなかつたら、平運丸を擔保に差出しておくといふことでは、是非買入方を取まとむる様  
に南部へ達しておいた。若し産物を以て軍艦代價にあて琉球に於て支拂ふことを許さ  
るゝなら及ばずながら自分をして交渉の任に當らしてくれ、随分弊害のないやうに契約  
をするからといふのである。當時隆盛等が軍艦の必要を感じてゐたことは勿論である  
がその代金支拂方法まで案出し、種々苦心してゐたことが此書で知られる。

八三 勝 安房への書

元治元年九月十一日

彌御安康被<sub>レ</sub>成<sub>レ</sub>御座<sub>ニ</sub>珍重奉<sub>レ</sub>存候。然者分て御談合申上度儀有<sub>レ</sub>之今朝下坂仕候。御都合に依何れの御旅亭に參上仕候て宜候哉。刻限何比御手透の譯何卒乍<sub>ニ</sub>御面倒<sub>レ</sub>御示諭被<sub>レ</sub>成<sub>レ</sub>下<sub>ニ</sub>度奉<sub>レ</sub>願候。此旨奉<sub>レ</sub>得<sub>レ</sub>貴意<sub>ニ</sub>候。以上。

九月十一日

薩 藩

大島 吉之助

勝 安房 様

【解説】 是は大阪に於て勝安房へ會見を申込んだ書である。會見の用向は、勝東歸の由につき江戸着の上將軍上洛を計らんことを依頼するつもりであつたらしい。此議は初め越前藩の提議によりしものにて、薩藩よりは隆盛と吉井幸輔、越前藩よりは堤五市郎、青山小三郎以上四人同行して大阪に下り、即日會見を申込んだのである。なほ會見の様は後に掲ぐる九月十六日付大久保一藏宛の書に見えてゐる。

## 八四 大久保一藏への書

元治元年九月十五日

八月二日發の飛脚相達候處、貴兄の御書面不相見得、案煩居方々爲相尋候處一向不相見得、翌朝長藏より承候處、御賢母さま御養生不被爲叶段驚入仕合に御座候。追々承候處御難症の由は承居候得共、例の御持病強き方にて肌持も罷成候付、追日御快方と相考居候處、存外の次第嘸御愁傷の筈と想像やる方なき事共に御座候。毎年の御不幸打續御悲心の處、私共さへ難堪事に御座候。貴兄御旅中共にて無御座候がよろしかつたこと是のみ申居候位に御座候。一箱御悔爲可申上進上仕候間御靈前え御揃

(1) 時候といふに同じ、薩摩の方言

(2) 「し」は本書にないが誤脱と見て補入した



被下度奉合掌候。頓首。

九月十五日

大島吉之助

大久保一藏様

(大久保侯爵家所藏)

【解説】 是は大久保の母の死去に付、京都より差出した悔状である。

御座候様益御機嫌能遊御座恐悅  
 候御儀奉存候。陳者御當地の形勢  
 はか行候鹽梅更に無之越前侯去る  
 六日御着京相成直様村田已三郎等  
 へ引合候處非常の備にて御出張相  
 成候譯にても無之平々の御上京  
 にては御座候え共何れ嗣將の命を  
 御受被成候事故總督の場を御勤可

### 八五 大久保一藏への書

元治元年九月十六日

御座候様益御機嫌能遊御座恐悅  
 候御儀奉存候。陳者御當地の形勢  
 はか行候鹽梅更に無之越前侯去る  
 六日御着京相成直様村田已三郎等  
 へ引合候處非常の備にて御出張相  
 成候譯にても無之平々の御上京  
 にては御座候え共何れ嗣將の命を  
 御受被成候事故總督の場を御勤可

(1) 越前侯松平茂詔

申上候御座候間是非征長  
 の儀總督を不俟御出張相成候様戰  
 は諸藩より可相勤候得共征討の御  
 處置被成下迄に候間是非御振はま  
 り有御座度此儀は諸藩より押て御  
 願申上候様可致越藩よりは被仰立  
 難き事と進言候得共振切兼候模様  
 に被伺申候。畢竟御國內の混雜も  
 有之斷然の御策出來兼候事と奉存  
 候。然處越藩より勝安房守殿え相  
 談致し幸關東へ下向の由に候間將

藩府に傳へ度し候處に、  
 藩より願入候ては如何可有之哉と  
 わりしに、藩府より如何に  
 おり候し、藩府より如何に  
 藩より願入候ては如何可有之哉と  
 差遣越侯の直書を以被差出候付、兩  
 藩より段々攻懸候處幕府の内情も  
 被打明候付承候處、誠に手の附様も  
 無之形勢罷成候事に御座候。畢  
 竟幕吏の處、此度の一戦にて暴客恐  
 縮いたし、もふは身の禍を免れ候心  
 持にて、太平無事の躰と相成、奸威ほ

諸君の御座候。こり立候向と被相聞申候。左候て  
 幕吏も餘程老練いたし、何方に權の  
 有るとは知れぬやうにいたし成し  
 一同して持合居候姿に御座候。其  
 内にても諏訪因幡と申者魁首と相  
 聞得申候。色々正義を立込候へば  
 御尤と同意致し、何となしに正論の  
 者を退候付、迎も盡力の道無之この  
 譯に御座候。然らば奸吏を遠け候  
 策は無之哉問掛候處、一小人を退く  
 るには譯もなき事ながら、是を受取

向いしやうしおとあーこつ論  
 へまを返り申さるる事  
 返りしあはれなり  
 斯まをを何よりあはれ  
 申す事一山を返りし  
 事もある事ありし事  
 りの事しつかり申す事  
 りある事ありし事  
 かりある事ありし事  
 りある事ありし事  
 りある事ありし事

もの無之、つまり議論を立候者の倒  
 る、外無之の事にて、如何とも運  
 の付模様は無之事に御座候。乍此  
 上も諸藩より力を盡し候儀は有之  
 間敷哉、今一段攻掛候處、是以て受  
 續もの、あれ(2)こそ行はれもいたし  
 可申候得共、薩摩より個様の議論有  
 之候と役人へ持出候へば、直様薩摩  
 より被欺候人と申成し、落し付候様  
 子に御座候。諸藩より盡力いたし  
 候ても無益の事に相成この説にて

(2) 「ば」脱か

台一此故ゆり多るるを度  
 の、あはれ、いづれも、いづれも、いづれも、  
 こゝろ、いづれも、いづれも、いづれも、  
 海を、いづれも、いづれも、いづれも、  
 正座より、いづれも、いづれも、  
 いづれも、いづれも、いづれも、  
 いづれも、いづれも、いづれも、  
 いづれも、いづれも、いづれも、  
 いづれも、いづれも、いづれも、

いたし方無之次第に御座候。幸阿(3)  
 部閣老上坂の處にて御座候付、爲人(3)  
 相尋候處餘程ほめられ、何か計策を  
 勝氏より被授候模様、に御座候處、一  
 昨日京着相成候。勝氏も上京の賦  
 に御座候間、此機會を見合候事に御  
 座候處、私にも閣老へ申入置候間、篤  
 と談判いたし候様、昨夜書面を以て  
 被申越候付、是非拜謁を願、一問答は  
 いたし可申含に御座候。いつれ阿  
 部其人に候は、諸藩より相助、慕好

(3) 阿部豊後守正外

と名と存氏から將。長。殿。  
よし。高。少。若。大。少。也。  
由。由。止。少。々。物。々。中。の。中。  
授。今。と。之。今。の。事。に。由。  
私。主。主。主。主。主。主。主。主。  
法。判。り。り。り。り。り。り。り。り。  
一。一。一。一。一。一。一。一。  
一。一。一。一。一。一。一。一。  
一。一。一。一。一。一。一。一。  
一。一。一。一。一。一。一。一。  
一。一。一。一。一。一。一。一。  
一。一。一。一。一。一。一。一。

の四五輩は斷然  
勅命を以打落し候策にて無之候て  
は、逆も埒明申間敷事と相考申候。  
それ程の氣力も無之候はゞ必無策  
に踏候事に御座候。決して口を閉可  
申儀と相考申候。  
一勝氏へ初て面會仕候處、實に驚入  
候人物にて、最初は打叩賦にて差越  
候處、頓と頭を下申候。どれ丈けか  
智略の有やら知れぬ鹽梅に見受申  
候。先英雄肌合の人にて、佐久間よ



勅命を奉りては、  
 一、御座候儀は、一層も越候はん、  
 學問と見識におひては、佐久間拔群  
 の事に御座候得共、現時に臨候ては、  
 此勝先生と、ひごくほれ申候。○攝  
 海へ異人相廻候時の策を相尋候處  
 如何にも明策御座候。只今異人の  
 情態におひても、幕吏を輕侮いたし  
 居候間、幕吏の談判にては、迎も難受、  
 いづれ、此の節、明賢の諸候四五人も  
 御會盟に相成、異艦を可打破の兵力  
 を以て、横濱並長崎の兩港を開、攝海

昨今しんごうの儀大なる事の  
 ありしをわいし一層も御座  
 事同しと云ふ御座候に御座  
 程許し事、中上之御座候、  
 此の事いひ候事をもいとく  
 事としし。○信條の事  
 事いし所し事と事いし事  
 右の儀の事、御座候事  
 左の儀、御座候事  
 右の儀、御座候事  
 左の儀、御座候事

の處は筋を立て談判に相成、屹と條  
 約をも結候ばれ候はゞ  
 皇國の耻に不相成様成立、異人は却  
 て條理に服し、此末天下の大政も相  
 立、國是相定候期可有御座、この議論  
 にて、實に感服の次第に御座候。彌  
 左様の向に成立候はゞ、明賢候の御  
 出揃までは、受合て異人は引留置こ  
 の説に御座候。右に付ては、今より  
 ケ様の議論を立て候ては、決して破に  
 及可申、又離間の策を用ひ候儀無疑

事に御座候間、攝海え異人相迫候節  
 初て此策を唱出、急速に相決し候様  
 不致候ては相成申間敷、一度此策を  
 用ひ候上は、いつ迄も共和政治をや  
 り通不申候ては、相濟申間敷候間、態  
 々御勘考可被下候。若此策を御用  
 無之候は、斷然と割據の色を顯は  
 し、國を富すの策に不出候ては相濟  
 申間敷儀と奉存候。乍然次第して  
 申さば、長征の處第一の譯に御座候  
 間、折角促し立、油斷は不致候間、左様

御納心可被下候。昨朝は肥後藩着  
 にて面會いたし候處、肥薩の兩藩を  
 以長征を相願ひ、  
 勅許を得て速に可打この議論有之  
 候。○私方にては頓と諸藩の受も不  
 宜候付、肥後さへ御差はまり御座候  
 は、肥後に因て如何様共可致、其儀  
 は直様御同意の段申入候處、段々六  
 ケ敷故障言出候次第に御座候。是  
 迄の肥後の情態より相考候處、餘り  
 よふ過候間、却て不安心の事に御座

御座候。昨朝は肥後藩着にて面會いたし候處、肥薩の兩藩を以長征を相願ひ、勅許を得て速に可打この議論有之候。○私方にては頓と諸藩の受も不宜候付、肥後さへ御差はまり御座候は、肥後に因て如何様共可致、其儀は直様御同意の段申入候處、段々六ケ敷故障言出候次第に御座候。是迄の肥後の情態より相考候處、餘りよふ過候間、却て不安心の事に御座

せしりありやうとるを  
 くらわしむれむの御座候  
 しては候と申出候はゞ如何程か激論を  
 起候はん早速に同意の段申出候處  
 故障出來いたし、いまだ本氣のもの  
 か不<sub>レ</sub>相分候。攝海異船處置の議論  
 は、本文勝の策、同意の談に御座候。  
 御國元えも肥後より御使者も參候  
 由、如何の説にて御座候哉、長征の事  
 共烈敷申たる哉、爲御知可被<sub>レ</sub>下候。  
 一御金操の一條、實に難澁の御時節  
 にて、莫大の費用は相重候付、南<sub>(4)</sub>部へ

(4) 南部彌八郎

紅毛屋より買入るる品を以て  
 御取結も有之候間、只今蒸氣船を以  
 砂糖並唐藥種、煙草、鯉節様の品々御  
 遣し相成候て、初度は高利を不<sub>レ</sub>欲銅  
 又は糸等の品を替候ては何様有御  
 座哉。 今月來月迄が絲の賣出にて  
 餘程値段も引下り候次第にて、一箱  
 に付百兩の違ひと相成候付、御國  
 元織屋方御用も年々三百貫目は御  
 買下相成由御座候間、爰許にて只今  
 買入の手段いたし居申候。 もふは  
 嫌疑所の事に無御座候間、振切て澤

山買占兩度とせぬやうに大ごさい  
 たし度ものに御座候。御内用金二  
 萬兩は御座候付、夫丈々は如何にも  
 して買入可申、十萬兩計買占度もの  
 に御座候へ共、手の廻り候はゞ現在  
 私面を突出し、商法をやり度ものこ  
 相考申候。暴客の天誅を蒙るか、又  
 は幕吏の刺客を蒙るか、何にしても  
 した敵に御座候間、此儀は是非相  
 企度、折角手を付置申候間、左様御納  
 心可被下候。御用金も來年砂糖代

○口を撰ぐ一糸の末に就候  
と以て言ひ、その末に貴司  
の事と申すは、おのれも  
そし、名目も言ふまじ、  
砂殿より、言はれ候由  
經年申し、おのれも、  
初なるは、おのれも、  
おのれも、おのれも、  
おのれも、おのれも、  
おのれも、おのれも、

に取續間は何も見當無之由御座候  
間のるかそるかの仕事をいたし度  
相含居申候。此旨荒々大略迄、如此  
御座候。恐々謹言。

九月十六日

大島吉之助

大久保一藏様

(大久保侯爵家所藏)

【解説】此書は元治元年九月十六日京都より鹿兒  
島へ贈りしもので、貴重な史料である。第一節には  
越前侯出京につき、征長總督の決定を俟たず、副總督  
たるべき越侯に於て直ちに御出張ありたき旨進言



君臣もい下り、  
 一々、  
 三百、  
 買入、  
 扱切、  
 七、  
 中、  
 面、

大西郷全集 第一卷 文書

せしも、それまでの奮發は出来られそうにないところ、第二節に越前藩士と同伴大阪に下り(前書参照)勝安房訪問の事並に勝の談話、幕閣の内情と阿部閣老に望を屬したる事等を報じ、阿部閣老に近々面談のつもりなることを述べ、阿部果たして人物ならば勅命により四、五の幕吏を免職し有力なる強藩の助を借る策に出づるならん。それ程の氣力なくば無策に終るならんと附け加へてゐる。

第三節勝氏へ初て面會仕り候處云々。には勝の人物を推賞して止まず、外交に關する勝の意見は有力なる諸侯四、五人會盟し、外國軍艦を打破る丈の兵力を備へて横濱、長崎兩港を開き、兵庫、大阪開港の件は條理をたて、談判せば、皇國の耻辱にならざる條約も出来、天下の大政も立ちて國是も定まる期もあらうといふにあつた。隆盛は此識見に對し、頗る推服

して買入るす十萬石  
 買入るす十萬石  
 買入るす十萬石  
 買入るす十萬石  
 買入るす十萬石  
 買入るす十萬石  
 買入るす十萬石  
 買入るす十萬石  
 買入るす十萬石  
 買入るす十萬石

したらしい。併、此策は今發表する時期では無い。攝海へ外國軍艦の來るを俟ちて、初めて之を唱へ急速に決せざるべからずといつて居る。尤も此策を用ひる上は何處までも共和政治をやり通さねばなるまいから御熟考を願ふとある。此處に共和政治といふ語が出てゐるが、これは四、五の諸侯共和して政治を行ふといふ意義にて、今日いふ共和政體とは全く異つた意義に用ひられてゐるのである。若し此策を御用これなく(島津侯に於て)ば斷然割據の旗色を見せて、幕府や外藩の事情に頓着なく、薩藩を富ます策に出でなくてはなるまいとある。

第四節には、だが順序は征長の方が先であるから、其方の事も油斷なく劃策してゐるといひ、それより肥後藩より申入れたことに對し報告や意見を述べてゐる。

廿年砂板巾...  
 ありえざるしかりゆる  
 のるゝるゝあはむと  
 五箇のしりまを  
 大西郷のしりま  
 大西郷のしりま  
 大西郷のしりま

第五節御金繰一條云々。此一節には國産を汽船に  
 て大阪に送り、金に代へては如何といひ、又絹絲買入  
 は今日其時期で高價の時とは一箱につき百兩の下  
 落であるから、今、買入の最中である。最早嫌疑など  
 顧慮する時ではない。思ひ切つて澤山買占めたい。  
 二度と買占めなどせぬやうに大した事をやつてみ  
 たい。只今御内用金二萬兩はあるから、それ丈は買  
 入れる。十萬兩ばかり買占めたいものである。の  
 るかそるか命がけに、若ひまが出来たら自分に面を  
 出して商法をやつてみたいとある。幕府諸藩、外國  
 を相手に國家の大經倫を行はんとしてみると、先だ  
 つものは金であることを如何に痛切に感じたかゞ  
 窺はれる。大西郷が商法をやらうとしたとは、世人  
 のあまり思はぬ事であらう。併し私腹をこやすた  
 めでなく、藩の入費を生出さうとしたのである。

今朝越藩堤五市郎參横濱より異船  
 當月九日に帆いたし攝海へ參談  
 判可致幕吏へ應接いたし候得共一  
 向取占候儀も無之この由にて餘程  
 見限り候景氣と相聞れ申候間もふ  
 は明賢候御集會に相成  
 皇國の御耻に不相成様屹と致たる  
 談判有御座度ものと評議も有之越

### 八六 大久保一藏への書

元治元年九月十六日

今朝越藩堤<sup>(1)</sup>五市郎參横濱より異船  
 當月九日に帆いたし攝海へ參談  
 判可致幕吏へ應接いたし候得共一  
 向取占候儀も無之この由にて餘程  
 見限り候景氣と相聞れ申候間もふ  
 は明賢候御集會に相成  
 皇國の御耻に不相成様屹と致たる  
 談判有御座度ものと評議も有之越

(1) 堤正謹

此より論ありては  
 御座候間阿部  
 閣老又は一橋侯邊の模様不相分候  
 付折角下したごしらへに御座候間左様  
 御得心可被下候。異人の手を離れ  
 候ては、幕奸も手段盡果必天下の大  
 政相立可申此一機會大事の場合に  
 御座候。追々模様次第には急飛を  
 以可申上候得共、何分早日蒸氣船一  
 艘は御遣相成候様、御周旋可被成下  
 候。此旨急々荒増如此御座候。恐  
 惶謹言。

大島吉之助

大久保一藏様

九月十六日

大島吉之助

大久保一藏様

九月十六日

大島吉之助

大久保一藏様

九月十六日

九月十六日

大久保一藏様

大島吉之助

(大久保侯爵家所藏)

【解説】 此書は前書と同封にて送つたものである。前書を認めし後に、越前藩の堤五市郎(正誼)が外船攝海へ廻航の報をもたらしたにより、早速前書に見えた勝安房の説、即ち四、五強藩團結し、皇國の體面を汚さざる談判をしたいといふ説を實行しやうと取りかゝつたことが窺はれる。此機會大事の場合とある如く、天下の大勢將に一轉せんとする模様を見せてゐる。

先づ丁酉の事を書き置  
 此より出向く事あり  
 手紙は、とて書き置  
 先づも書置んことを候  
 大久保の事、申すに  
 係り候事、申すに  
 申向候事、申すに  
 申向候事、申すに  
 申向候事、申すに  
 申向候事、申すに

# 八七 大久保一藏への書

元治元年九月十九日

【解説】本書の内容は大體長州征伐に關したことで、先便(九月十六日付)以後僅かに三日間の出来事と考察とであるけれども、重要な事柄が多い。その中で最も見るべきは、隆盛が長州征伐につきて胸中の秘策を告白してゐることである。「暴人の處置を長人に付させ候道も御座あるべく候」といふ一節が即ちそれである。

書中「別冊二部云々」は越前藩士一人密かに外艦に乗込み、長州砲撃を見學した日記一冊と、外に聞合したものの一冊とを寫して送る顛末である。「軍目付

為す可しと云ふは、薩藩攻懸口の軍目付を仰せつか  
 つかた旗本土三人が薩藩留守居を呼んで、軍をせぬ船  
 に乗せてくれと依頼したといふのである。今日か  
 ら考へて嘘のやうなことであるが、本文にも「嘆き  
 も腹立も出来ぬ次第笑より外に致方は無し」と見  
 えて居る。江戸の文華の餘弊は旗本の士氣を斯く  
 までに敗頽せしめたのであつた。  
 行方申上越置候處異難先立迫候向  
 にて、差迫たる處より打掛賦に申上  
 置候處、急務の筋も次第いたす鹽梅  
 にて、大きに大慶の事に御座候。阿  
 部豊後守様え越侯御會に相成、家老

三人云々」これは薩藩攻懸口の軍目付を仰せつか  
 つた旗本土三人が薩藩留守居を呼んで、軍をせぬ船  
 に乗せてくれと依頼したといふのである。今日か  
 ら考へて嘘のやうなことであるが、本文にも「嘆き  
 も腹立も出来ぬ次第笑より外に致方は無し」と見  
 えて居る。江戸の文華の餘弊は旗本の士氣を斯く  
 までに敗頽せしめたのであつた。

先便申上越置候處異難先立迫候向  
 にて、差迫たる處より打掛賦に申上  
 置候處、急務の筋も次第いたす鹽梅  
 にて、大きに大慶の事に御座候。阿  
 部豊後守様え越侯御會に相成、家老

(1) 閣老阿部正外



中しゆき存候。りゆらき  
 しく申す。一申す。ま。行と  
 しく申す。えき。りゆらき  
 本田修理。酒井十之丞。りゆらき  
 及候由に御座候。然る處異船の一  
 條も急に攝海え相廻候向にても無  
 之。いづれ阿部閣老關東え罷歸候上  
 ならでは出掛候向に無之候間。いづ  
 れ成長征直様不相運候ては不被爲  
 濟この議論にて尾張老候來る廿日  
 御京着の御模様と被相伺此度の處

候に御受不被爲出來御上京丈ケ  
 は被成この趣に御座候得共爰許に  
 て押て御受の都合にいたし速に長  
 征を被相初候見込と相聞れ候付此  
 度は相調譯かご相樂居候事に御座  
 候。夫に付今日より藝州へ伊東萬  
 次郎差遣し料米の手當且陣取等手  
 當爲致候事に御座候。萩表え海路  
 より御國兵攻掛候様相達相成候  
 得共第一難海の上遠干瀉と承居候  
 間一艘の軍艦にて直様打破候事は

(2) 薩藩士、出征準備のため藝州へ出發す

難澁の譯には候得共、懸口等の儀前  
 以色々申立候ては、薩兵の臆を取る  
 杯の説直様相起儀に御座候間、態こ  
 難澁不申立候て罷在申候。若幕府  
 より問掛候は、此方<sup>(3)</sup>の人数を以て  
 陸路より荻表の方道開いたし、御  
 國兵乗上げ候様可致段申切<sup>(4)</sup>含に罷  
 在候間、左様御含可被下候。自然着  
 到の場所も不相分候得共、いづれ御  
 人数揃へ等の御手数も可被爲在事  
 に御座候間、筑前若松邊の陣取も、土

(3) 京都に出て居る薩兵

(4) 此邊は薩軍本隊の本國より陸路運發せしものゝ行動を指す  
それと京都に於ける薩兵との連絡を顧慮して交涉せしなり

師吉兵衛爲致由に被相聞候付其御  
 手筈可被成下候。左候は、此方の御  
 人數を以て藝州へ踏込懸場の處見  
 切を以御陣所へ御注進可仕候付其  
 御賦を以御都合可被成下候。右に  
 付攻掛日限相分候は、直様私には  
 藝え飛込吉川徳山邊の處引離し候  
 策を盡申度内輪余程混雜の様子に  
 御座候間暴人の處置を長人に付け  
 させ候道も可有御座かこ相考居申  
 候。吉川又は末家等悉く死地に追

カキふるさちしを

いれこす。かたし

下りておろす

跡をいこす

跡をいこす

跡をいこす

跡をいこす

跡をいこす

跡をいこす

込候ては、打破るながらも大きに怪

我いたす事に御座候間、兵力を以相

迫候て、右等の策を用ひ候はゞ十に

五六は背立候はん。其處を以突然

と乗込候はゞ容易攻落し可申かこ

相考居候付、彌征討の御決着に相成

候はゞ速に藝州え飛入可申候間、左

様御得心可被下候。

一太樹公にも彌上洛の模様ニ御座

候。陸地より出軍にて大津より直様

伏見え出下坂と相成、長征を催し、攻

大津小倉船御座候に依  
 ち御座候由傳し、攻御  
 川、點々と共、入京  
 と御座候由、高橋殿  
 にお伝し、高橋殿より、  
 ち、高橋殿より、高橋殿  
 にお伝し、高橋殿より、  
 高橋殿より、高橋殿  
 にお伝し、高橋殿より、

滅し候後に凱歌を奏して入京の賦  
 に御座候由、當月廿日方發途の筈に  
 申事に御座候へ共、當月中には打立  
 出來候はん。夫より内に、尾老公御  
 上京相成候はゞ、速に長征可相發  
 の舎に御座候由被相聞申候。  
 一此方よりの御人數先詰一陣丈け  
 被差出惣物主の處高橋縫殿へ被仰  
 付可然段、小松御出帆前承知仕居候  
 付其御都合相成候様可仕候間、是又  
 御舎可被下候。

一別冊二部越藩より借入、寫取差上  
 申候。越藩一人異軍艦え乗せ付長  
 え差遣候由にて、戦争の次第日記に  
 いたしたる由に御座候。是程手の  
 廻り候處誠に感心のものに御座候。  
 此儀は秘し置吳候様承申候。外一  
 冊は江戸表より聞合候て申遣候向  
 と相見得申候。  
 一軍目付三人、御國攻懸口の人達  
 と被相聞、昨日御用談申來、御留守居  
 罷出候處、誠につまらぬもの共にて

軍致さぬ船え乗せ吳候様申事にて  
 歎きも腹立も出来ぬ様に御座候。  
 笑ふより外に致方は無之候。  
 右の通江戸より町便到来、飛脚被  
 差立候形行申上候。 彌長州征討  
 相決御日限相分候は、直様急飛  
 を以申上候様可仕候。 恐々謹言  
 九月十九日 大島吉之助  
 大久保一藏様

大久保一藏様

九月十九日 大島吉之助



月夜に牛の心を病む

の心もつらぬあはれ

可なりとの心もあはれ

いふことの秋も心もあはれ

物にうやむやしきあはれ

あはれ

大西村の明はあはれ

あはれあはれあはれ

あはれあはれあはれ

あはれあはれあはれ

あはれあはれあはれ

あはれあはれ

あはれあはれ

あはれあはれ

あはれあはれあはれ

御座殿様益御機嫌能遊御座恐悦

口在島長と申す身在候

とん世世百死御と云々候

帯刀御古方と云々候

可なり候事又と云々候

長征と云々候事又と云々候

抱懐に候事又と云々候

二の事又湖一昨の事と云々候

### 八八 大久保一藏への書

元治元年十月八日

御兩殿様益御機嫌能遊御座恐悦  
の御儀奉存候。陳者去る廿九日飛  
脚被差立候賦に御座候處、帶刀様廿  
八日御著阪相成候段相分候付、暫く  
御見合相成居候處、長征の儀もそろ  
そろ御運び相付模様ニ成立、尾老候  
總督御受も相調、一昨日御達相成候  
儀は、表通御間越相成候事と奉存候

長谷川惣藏の御座候

長谷川惣藏の御座候

長谷川惣藏の御座候

長谷川惣藏の御座候

長谷川惣藏の御座候

長谷川惣藏の御座候

長谷川惣藏の御座候

長谷川惣藏の御座候

間文略仕候。此以前尾州の田宮並

長谷川壯藏と申者へ引合ひ、色々

攻立候處、最初の程は將軍進發の上

差圖を得て可相發この向に御座候

處、追々關東よりも將軍進發を不待、

可相發旨申來候由にて、越藩よりも

嚴敷責付候處、少しは腹も居すわひ候て、

諸藩情實も相分り、天下の動靜も吞

込み相成候鹽梅に成立、何れ各藩よ

り力を添へ、尾藩を助けて長征の急

務を辨じ可申と、肥後、越前と申談じ、

(1) 田宮如雲  
(2) 長谷川惣藏  
(3) 「居ひ」は「居り」の訛

上より下迄皆羨望あり。

腹も有りう言為候はる。

りふ。天下し初動も。

わい。わい。わい。わい。

らむわい。信長殿。

わい。わい。わい。

信長殿。わい。わい。

わい。わい。わい。

此儀を差て急立候儀に御座候。其内には段々異議寛急の論も相起候得共、長征急務の第一に相決し、一向にせり立候儀に御座候。就ては萩口の懸場の一條に付ては、爰許にて吟味仕候處、先便申上越候通り、掛口を替候儀を申立候ては、臆病の様に申觸し、俗説發り立候儀別條もなき事にて、御當地の戰爭に出來候間、少しはふでかせ候心組にて、態々幕府におひて見立候事かと相考へ候儀

修之者、海内之志、亦尚、

以是、古行、之者、亦、

一、句、之、者、亦、

亦、口、之、者、亦、

亦、口、之、者、亦、

亦、口、之、者、亦、

亦、口、之、者、亦、

亦、口、之、者、亦、

に御座候間、攻懸の舉動に依り、如何

にも可相變、この趣意にて御座候間、

總督にも萩の儀は地理御案内も被

爲仕候はん、遠干瀉、且北受難海の段

承及候間、決して難澁がる譯にて無

御座候得共、難場と知りながら敵の

意中に陥り候ては、誠に拙き業に御

座候付、御當地え罷在候人數、半分丈

は國兵の救應として藝州地に懸り、

陸地より差出度候間、聞置吳候様申

立置候。勿論御達替に相成候節直

口あたりの話、おもしろい

あつて、おもしろい話、おもしろい

おもしろい話、おもしろい

おもしろい話、おもしろい

おもしろい話、おもしろい

おもしろい話、おもしろい

おもしろい話、おもしろい

おもしろい話、おもしろい

おもしろい話、おもしろい

様閣老へも相通置候旨相斷置候間、  
帶刀様御國許にて御論決相成居候  
懸場の儀申立の一條は御見合相成、  
藝州地へ乗込候て、敵の舉動に依り、  
御懸口の儀は若松の御本陣へ御注  
進申上候様可仕候間、左様御汲取可  
被下候。初ての戦に出來候處、此長  
攻におひても餘程心を用ひ候場合  
にて、又此一戦に仕損じ候ては、初戦  
の勝もむだに相成り、天下の膽を挫  
き候儀も出來不申候付、至極念を入

御座候事、御座候事、御座候事、

御座候事、御座候事、御座候事、

御座候事、御座候事、御座候事、

御座候事、御座候事、御座候事、

御座候事、御座候事、御座候事、

御座候事、御座候事、御座候事、

御座候事、御座候事、御座候事、

御座候事、御座候事、御座候事、

れ候事に御座候。纔の事なりとも

勢を張るご衰この場合も御座候付

久留米其外の藩々は懸口故障申立

被相替候儀申出候由御座候へ共、此

儀は勢にも相拘る譯に御座候間、御

見合相成候方御宜かるべく奉存候。

自然機に應じ懸口は不相變候ては

濟まじくこの總督の存慮ご被相窺

申候間、仕合の事に御座候。大坂に

ての軍議不宜、人心にきざり付致候

間、御當地にて決儀相成、大坂は一二

軍力能 即ち陣分は高止

ありては 無物に爲し

即ち冬も 爲す事地は

秋に 爲す事地は

即ち 爲す事地は

即ち 爲す事地は

即ち 爲す事地は

即ち 爲す事地は

即ち 爲す事地は

泊にて繰出候様、越藩より頻りに議論相立候間、定て是丈ケは其通り可相成と相考候處、大坂に於て軍議と御達相成申候。畢竟尾藩におひては幕府よりの責を塞ぎ候迄の趣意と相見得申候。乍然、ケ程やり立候故、是非長征を不仕掛候ては、もふは不相濟勢に成立候間、少しは延も致せ、彌相調候儀は別條もなき事と奉存候。大坂にて懸口等の談判に相成候は、萩と不究、機變に依り攻掛



物言て、乃び、... 仕換て

初、... 天下

... 仕

... 入りて

... 業

... 申

... 候

... 見

候様申立べく候間、左様御含可被下  
候。○長州の動靜追々承候處、吉川至  
極正論を立、一應は六ヶ敷場合も御  
座候處、近來は一同吉川の論に歸し、  
官兵へ向ひ戦をなし候向にては無  
之、國境迄改服にて出張致し、號泣哀  
訴可致との存慮と相聞れ、殊に暴激  
の者は悉く幽閉申付候て、三人の家  
老は萩におひて牢込に相成、嚴重の  
番兵に相成候由、徳山にては色々不  
堅固の廉も爲有之由にて、右等の次

(3) 吉川監物 (岩國藩主)

(4) 長藩の末家、徳山の毛利家

はまの帯をちのめりて

つらたふれり四合うらて

なまのりぬ枝に立一魚に

やらるぬらうのほろをよお

むすむすむすむすむすむす

はなはなはなはなはなはな

はなはなはなはなはなはな

はなはなはなはなはなはな

第三相成候付、墓々敷戦も有之間敷、

乍然其邊の處は御處置振に依る譯

と相考申候。若し何も御採用無之、

如何に降を乞ひ候とも殺し盡すこ

申す譯に成立候ては、決して暗々こ

首を差出し申間敷、又死兵と相成戦

争致し候て急に攻禿あつこは六ヶ敷かる

べくと相考申候て、先便にも申上越

通、私には藝州え早く踏入、吉川邊の

處を説き立候賦に申上置候處、筑前

藩（五）喜多村某吉川へ面談致し候て上

(5) 喜多岡勇平

仕、も様を御座候所、御座候

向、お尋ねの事、御座候

二、お尋ねの事、御座候

一、御座候

御座候

御座候

御座候

御座候

御座候

京仕、吉川情實具に申述藤井杯へ相

談も有之候由にて高崎兵部を右人

へ差添差遣候は、餘程可宜この譯

承候付、早速望に任せ被差出候間、左

様御舍可被下候。是非長人を以て

長人を所置致候様爲致度ものに御

座候。いづれ成、兵を以て相迫り候

處にて降を免すとも、征伐の御扱は

不相立候ては、不濟儀に御座候間、夫

(6) 藤井良節 (薩藩士にて筑前に亡命中)

(7) 高崎五六

御座候間も御座候間も

御座候間も御座候間も

御座候間も御座候間も

御座候間も御座候間も

御座候間も御座候間も

御座候間も御座候間も

御座候間も御座候間も

御座候間も御座候間も

往先、御國の御煩ひも出來候はん

かこ被相考居申候。元就の功勞を

思食有て、社稷は不相絶共、ひごいめ

には逢せず候ては相濟間敷、若、戰を

いたし候は、論は無之事に御座候。

先度も申上越候通十人の禽のもの

は兼て禮を篤くいたし、御養ひ置被

下候間、打入の日に至り、丁寧に申諭

し放ちやる賦に相決置候付、是又左

様に御含み被下宜敷御取成奉願候。

恐惶謹言。

傳ふ者、心く出づるは、

心く出づるは、

心く出づるは、

心く出づるは、

心く出づるは、

心く出づるは、

心く出づるは、

心く出づるは、

心く出づるは、

十月八日

西郷吉之助

大久保一藏様

(大久保侯爵家所藏)

【解説】此書は長州征伐前の状況を報じたもので、隆盛の雄略を窺ふべき節が少くない。總督御受につき、薩越等より頻に懇懇する所ありしを知るべく、次に薩藩の長州攻につき、幕府の命令は海路萩に向ふべしとの事なりしが、鹿兒島にては、右攻口變更の議あり、小松帶刀その議をもたらして上京せしに、京都薩邸に於ける隆盛等の意見は前にもありし如く、攻口に付彼是争ふに於ては、臆病の誹謗を受くること必定なれば、臨機應變の策もあるべしとてわざと黙し居た。且つ

既に總督へ説きて、在京陸兵の半は藝州より陸地を進

むやう其承諾を得たれば、攻口變更の議は見合せ機に

應じて處するの途あらんと報じたのである。又、長

征の動靜追々承り候處云々の條は彼地の模様を報じ、

且つ隆盛の意見を加へて長人を絶望の地位に置き、所

謂死兵となすことは不得策であると説いてゐる。次

に福岡藩士喜多岡勇平の言に従ひ、高崎兵部(五六)を

岩國に遣はしたること、長州最後の處分に關する意見を

具してある。末尾の「十餘人の擒のもの云々」は禁

門事變の際に生擒せし長兵を指すのである。彼等を

今日まで厚遇してあるから、長州打入の日に丁寧の説

得して放還せしむべしといへるのである。

48

と名と流之流に子望を

以て為るを村を去りて

治りし以上 桑林古川恒賢

是より近處并林水在院に

り有るは 徳吉部と大なる

者なりて 幸柳を念とて 歌集に

ありて 仁せの流を名に

りて 名をいふ 是れ也と

なりて 名をいふ 是れ也と

と名と流之流に子望を

以て為るを村を去りて

治りし以上 桑林古川恒賢

是より近處并林水在院に

り有るは 徳吉部と大なる

者なりて 幸柳を念とて 歌集に

ありて 仁せの流を名に

りて 名をいふ 是れ也と

なりて 名をいふ 是れ也と

水府の大混雑沙汰の限りに御座候。有志連も二つに相分れ、俗黨激黨と相唱候由、一方は奸黨にて幾度も合戦に及候由に御座候。然處、<sup>(1)</sup>戸侯爲御目代、<sup>(2)</sup>水戸表へ被相越候得共、奸黨の者共城中へ不相入。是又合戦いたし、既に一城踏破勢に成立候處、田

### 八九 大久保一藏への書

元治元年十月八日

水府の大混雑沙汰の限りに御座候。有志連も二つに相分れ、俗黨激黨と相唱候由、一方は奸黨にて幾度も合戦に及候由に御座候。然處、<sup>(1)</sup>戸侯爲御目代、<sup>(2)</sup>水戸表へ被相越候得共、奸黨の者共城中へ不相入。是又合戦いたし、既に一城踏破勢に成立候處、田

(1) 松平大炊頭頼徳  
 (2) 田沼玄蕃頭意尊 (幕府若年寄)



水當侯

十月

大太閤御使

沼侯え加勢を乞、幕府の人数を繰込  
候付、無據山野邊の一城に陣を取、宍  
戸侯は只安然として傍觀いたし、被  
居候由に御座候。水當侯は奸黨を  
御用ひ相成、幕府へ阿從いたし、此大  
破に及候事と被相聞申候。幕府に  
おひては此機會に乘じ、水戸を打て  
崩の策と相見得、兩虎相争はせ候謀  
と相聞得申候。迎も水戸は今通に  
ては倒れ候外無之様子に御座候。筑波の黨も別に相分れ候。  
天狗連が三派に分候向に御座候。然れ共奸黨よりは三黨共相

悪み候姿に相聞得申候。實に歎敷次第に成立申候。

異<sup>(3)</sup>人え先月七日江戸におひて談判の趣意、去る廿四五日方阿部  
閣老より

朝廷え被<sub>レ</sub>申立候由、右は長州にて

朝幕の命を蒙り、異船え砲發の次第にて決て暴發の譯に無<sub>レ</sub>之趣、  
異人へ申述、其段を強く押し張ひ候向にて、是非此度は攝海へ乘  
廻

帝王と條約を不成候ては人心の折合も不<sub>レ</sub>宜向に被<sub>レ</sub>相聞候間、左  
様に可<sub>レ</sub>致、當時諸色高値の處を以て相考候處、鎖港の様子と被<sub>レ</sub>相  
察候間、是非鎖の存慮に可<sub>レ</sub>有<sub>レ</sub>之候哉、得<sub>レ</sub>承度この事に御座候由、  
然らば開港可<sub>レ</sub>致と速に返答も難<sub>レ</sub>致、又鎖港可<sub>レ</sub>致段

(3) 「成立申候」までは大久保侯爵家に、「異人え」以下は島津忠承  
公爵家に現存す

朝命を以被<sub>レ</sub>仰出候儀とも不被<sub>レ</sub>申實に込入<sub>レ</sub>候次第に御座候段被<sub>レ</sub>申上候處、

關白様より御返詞の趣は大樹自ら鎖港の御受にも相成候譯柄に候得ば、只今開港可<sub>レ</sub>致この御伺も難<sub>レ</sub>出來次第に候得ば、朝廷よりも御即答相成事件にても無<sub>レ</sub>之、只御咄いたし候事哉と被<sub>レ</sub>仰候處、卒度御咄申上候譯に御座候段申上置夫形歸參仕候て、一橋へ相詫<sub>レ</sub>び、迎も 朝廷の御受不<sub>レ</sub>宜、十分の處難<sub>レ</sub>申上罷歸候付、幕府に於て都合能取計候様にこの朝命相下り候處、盡力致し呉れ候様、阿闍より承候段、一橋より 朝廷へ又々申立候由に御座候處、關白様より御返詞の譯は何分にも重大の事件に候得ば、速に御返詞可<sub>レ</sub>被<sub>レ</sub>遊譯にも無<sub>レ</sub>之、いづれ長征を速に爲<sub>レ</sub>運、將軍上洛の上屹

度御達可有之、只今決して御達は無之段、押切りての御沙汰に御座候由、然處最早異人は談判の日より三十日の内、返答可致約定に御座候處、七月よりは期限も可相過候付、是非此度何ぞか被仰出度、又々相願候由、然共期限を定め候儀は

朝廷よりの御達にても無之、幕府におひて勝手に取究め候事に候へば、其邊の處に御搆被遊譯更無之この事に御座候由、乍然餘程幕府も心配と相見え候付、定めて攝海えは當年中には相廻り可申事と奉存候。乍然幕府に於ても吟味有之、攝海へ差廻朝廷より異人御處置被爲付候は、幕府は其節限りにて禿可申この評議も御座候て、大心配の筋と相見得申候。右阿閣より言上の事件は

内府公より承知仕候事に御座候。○岩下佐次右衛門早打にて罷昇り申立候趣は、將軍上洛の儀得と大久保越中守と相談候處、只今にては閣老邊幕役の者可遮人も無之候得共、只因循にて急速不相運候付、閣老邊え相迫候様可致と申居候由、就ては天璋院様より一口出候へば閣老邊にても遮る事も不出來何邊行れ候勢ひにて候間、此御方へ盡力可致この事に御座候處、御國元え伺越候ては急速の間に逢兼候付、近衛様へ申上御内書御遣し相成候て備後様よりも、御直書被進候はゞ、其御都合も可宜この存慮に御座候故、直様内府公へ申上候處、御直書御渡相成、内府公より備後様へも御達し相成候處を以、御書被進候筋に内府公へも申上、其運不相成候ては

(3) 大久保一翁

中將様思召の處も如何と御案可被遊御疑ひの廉も可有御座儀  
この譯にてかく迄は相盡し候付、左様御汲取可被下候。右等可  
申上爲め飛脚差立候付、宜敷御取成可被下候。恐々謹言。

十月八日

大島吉之助

大久保一藏様

(前半大久保侯爵家所藏  
後半島津忠承公爵家所藏)

【解説】 此書は前書と同日の日付であるが時間を異にし、特に飛脚を立て、別に差出したものではあるまいかとも思ふ。内容は(一)水戸に於ける黨争の情報、(二)鎖港問題につき朝幕交渉の模様、(三)將軍上洛につき薩藩の運動である。

水戸黨争の始末は他の書にゆづりて説明を省略する。開鎖一件、阿部閣老と關白との問答は本文に見えるが如くであるが、此時朝廷は、外夷一條は長州の處置を終るまでは御沙

汰に及ばぬ、將軍の上洛は急ぐ様にと閣老に傳へられたのであつた。書中「朝廷より異人御處置を付けさせられ候はゞ幕府は其節限り禿れ申すべしとの評議も云々」とあるは、實に幕府の急處である。隆盛等は常に此急處を突かんと試みた。將軍上洛速進の運動は、江戸藩邸に於て幕府の大久保越中守(一翁)と談合の結果、天璋院(前將軍御台所、島津家の出にて近衛公養女)より云はしむる方がよいといふことになりて、近衛家より天璋院へ手書を發することゝし、又大守名代として京都滞在中の島津珍彦よりも手紙を送つた。その顛末を報じて事後承諾を求めたのである。





朝廷の御危急に候間、帶刀様より委  
 曲申上越相成候間、來月中は見合候  
 様可致段承知仕候間、左様思食被下  
 候て宜敷御取成可被下候。決て私の  
 物好にては無御座候付、其邊は深く  
 御汲取可被下候。貴兄御獨の御心配  
 實に是又苦察仕居候。何分にも帶刀  
 様より細事は申越相成事不能詳  
 悉候間、左様御汲取可被下候。頓首  
 十月八日  
 吉之助

一 藏 様

御啓上戦争に付御感状並御刀等

拜領被仰付其上御役替をも蒙仰

何とも恐入次第に御座候。

一

大久保

一

出所上御啓上

御感状並御刀等

拜領被仰付其上御役替をも蒙仰

追啓上戦争に付、御感状並御刀等  
拜領被仰付其上御役替をも蒙仰  
何とも恐入次第に御座候。  
〔大久保侯爵家所藏〕  
【解説】 是は前書と同封にて大久保へ送りし私信  
である。 歸國の一條云々は、奈良原幸五郎(繁)上京便  
にて藩廳より隆盛に歸國を促せしものなるべく、そ  
の回答である。 その中に「攝海異船の譯」とある  
は、勝安房に面談の折話柄となつた賢明の諸侯四五  
人連盟して幕府を離れ朝旨を奉じて、外人に接衝す  
るとの事情を指すのである。 なほ此件は次の十月  
十二日の書にも見えてゐる。

追啓は禁門戦争につき、薩藩より隆盛に感状並に刀を賞賜せられ、役位を側役にのほせられしを謝したのである。右役替及び褒賞は十月二日を以て發せられたのであるが、其報の京都に達したのは七、八日頃であらうと思ふ。

御兩殿様益御機嫌

御座候御座候

御儀奉存候

陳者長州御征討の期

限御發し相成、奈良原被差立候時機

に罷成、爲天下安堵仕候。此度の處

は、迎も可戰勢も無之模様と相見得

九一 大久保一藏への書

元治元年十月十二日

御兩殿様益御機嫌能被遊御座恐悅  
御儀奉存候。陳者長州御征討の期  
限御發し相成、奈良原被差立候時機  
に罷成、爲天下安堵仕候。此度の處  
は、迎も可戰勢も無之模様と相見得  
候得共、關東におひて末家又は吉川  
等の者、悉官位並屋敷御取揚相成死  
地に追はめ候御所置、誠拙策に出候

(1) 岩國藩主吉川家をさす

ひひと事あり吉川おと

志者佐天尼村おと

乃ゆ出との四を主

のち、あつて、あつて、あつて

あ、あ、あ、あ、あ、あ、あ、あ

あ、あ、あ、あ、あ、あ、あ、あ

あ、あ、あ、あ、あ、あ、あ、あ

事に御座候。第一長州におひては吉川等の者直進等の手段もか様の節勢を分の家康公御遺策を被背一途に攻込候儀實に馬鹿等しよ敷次第に御座候此上攻懸候所にて死守するものにおひては、寄手大勢とは乍し申、容易く攻破候場合にも参兼候はんか。乍然攻口に乗掛候ても離散の道も可有之、如何にもして長人を以長人を所置し度ものに御座候。可戦日に到りては、尤可勤軍に候得ば

一、臣、故うゝ事、當る事、

以、人、も、上、立、身、

る、事、を、居、る、事、の、心、

を、た、り、し、た、り、し、た、り、

候、御、座、候、事、に、

物、故、に、立、身、り、し、

候、も、何、ぞ、か、名、を、

至極差はまり居候次第に御座候。

若此一戦に失し候ては、前の戦も無

に成し、御國威も奮兼候譯に御座候

間、誠に世話(2)を煎居候事に御座候。

萩口懸場の儀、御吟味も爲これ有あり之事の

由、御座候得共、閣老又は總督方も

救應の譯を申立置、外藩には悉く

故障申立候由にて立花丈は懸口を

振替候得共、餘は御免にも不相成由

に御座候。就ては最初より難澁を

申立候は、何ぞか名を付、難說起立

(2) 心配して居るといふ意味

候も難計候付、態と差控候儀に御座  
 候。總督え得と及示談候處、臨機  
 の御掛如何にも御尤この事に御座候  
 間、蘆屋の御本陣え救應の陸軍より  
 御注進可申上候様可仕候間、左様御  
 含可被下候。越前副將の義は九州  
 え御渡の筋に相成候由、尙更懸口等  
 の談判も致安御座候はんか。一二  
 艘の蒸氣船を萩表の遠方え浮べ攻  
 寄の勢を見せ掛、十餘里下の關方へ  
 能き船付の場所も有之、全く海防の

蘇口也向ともは候侍の

るしとてし用はけしゆとて

乃い也智とてしむとて

トてんかか為といふ志は候と

り白くうまをみかへのむりと

あきしむる名付は候と

あかひしむる名付は候と

備も無之由に御座候間、是より陸戦を掛て、萩え掛り候手段も可有御座こか奉存候。いづれ成敵の舉動に依り御策も無之候ては相濟間敷儀と相考居申候。細事、幸五郎より委敷可申上候間、文略仕候。○私罷下候一條に付ては、段々御吟味も六ヶ敷成立候向にて、最初より衆議に従ひ居候。如何様共進退可仕存慮に御座候處、此度の長州迄は被差遣夫より直に御國元の様可罷下段承知仕候



御座候間、御取成奉願候。去る十五日

より總督下坂の段も御達相成候付、

十四日より私には大坂の様先立て

罷下賦まかりくだるに御座候付、何分長州の御所

置長延候ては、御國費にも可相係

る事に御座候間、ごふ成共早く落着

相成候處願居候儀に御座候。精々

相働可申候間左様御得心可被下候。

恐惶謹言。

十月十二日 西郷吉之助

大久保一藏様

(大久保侯爵家所藏)

此の書は、徳川慶勝の指揮を  
 受くべく諸藩に達したのは十月九日であつた。同  
 時に副總督松平茂韶は九州方面より向ふべき諸軍  
 の指揮を爲すべく達せられ、十一月三日を以て征長  
 諸軍出發の期と定められた。是に於て京都薩藩邸  
 に於ては奈良原幸五郎(繁)を歸藩せしめ、諸種の打合  
 せを爲さしめることになつた。此書は即ち奈良原  
 に託して鹿兒島に贈つたものである。  
 隆盛が吉川家及び長州の分家を宗家と分離せしむ  
 る策を有してゐたことは、前掲の書信に幾度も見え  
 てゐる通である。然るに幕府は長州の末家又は吉

よく今くは備に備あり

由りけるは是も不陸路を

ゆえに東に東ありしは陸路

二つありしは是も不陸路を

ゆえに東に東ありしは陸路

ゆえに東に東ありしは陸路

ゆえに東に東ありしは陸路

川等の官位並に屋敷まで取揚げて、宗家、末家、吉川ま  
でを死地において戦はうとしてゐる。隆盛は之を  
見て恰も下手な碁打のまづい石を下すのを見てゐ  
ると同様に齒がゆくて堪らなかつたと見えて「誠  
に拙策をやつたものである。一體家康が吉川家を  
長州の末家とせず、幕府直屬の諸侯同様にしてお  
いたのは、斯る場合に勢力を分つ趣意であつたのを  
それをも察せず、一途に攻め込まうとするのは馬鹿  
らしい次第である。併し愈々開戦の場合になつて  
も何とか離間の道もあらう。如何にもして長人を  
して長人を處置させたいものだ」といつてゐる。  
「萩口懸場云々」これは前便にも度々いへること  
である。臨機應變にて攻口の變更は出来る。殊に  
越前侯副將として九州に渡らるゝことゝなつたか  
ら一層相談がしやすい。且幕府の命令通に海面よ

名は... 〇

知... 〇

心... 〇

二... 〇

一... 〇

〇... 〇

〇... 〇

り萩を攻むるやうに見せかけ、汽船を沖の方に浮べ  
ておいて、實は十餘里手前に上陸させる手段もあら  
うといつて軍略を示し、細事は奈良原から詳細に申  
上げやうといつてある。

此手紙と行違に鹿兒島の久保から西郷隆盛に贈  
つた書翰がある。参考のため次に掲ぐることにす  
る。

備考

大久保一藏よりの書

元治元年十月六日

於御當地、御兩殿様益御機嫌克被遊御座、恐悅  
御同慶奉存候、先月十六日、同十九日の御問合、去る  
二日相達拜見仕候。其元形勢無相變、阿部閣老  
隨分宜敷、越公御會議の處、御合論にて征長速に相

取急出立の儀に奉<sub>レ</sub>存候

先<sub>レ</sub>立寄<sub>レ</sub>候に御座候

御座候に御座候

大<sub>レ</sub>出立の儀に御座候

御座候に御座候

御座候に御座候

御座候に御座候

運候御模様成立候段無<sub>レ</sub>此上結構の御事に奉<sub>レ</sub>存候。尾公御出京、御内評通、押<sub>テ</sub>御請の都合相成御進發相決、出軍の御注進有<sub>レ</sub>之候處、吳々奉<sub>レ</sub>待事に御座候就ては、其元人數を以、藝州陸路突入道開<sub>レ</sub>いたし、係り場の見切を以、御國元御陣所の注進可<sub>レ</sub>被<sub>レ</sub>成の趣致承知<sub>レ</sub>候。攻口の儀に付ては、小松家御出立の節、御願立の趣も有<sub>レ</sub>之候付、猶其元形勢に依り、御吟味の上、御取計有<sub>レ</sub>之候はん。參集場所の儀は、最初筑前の方に御手相附候得共、先鋒の御達替、且御願立の趣に付、小倉の振替候方可<sub>レ</sub>然との御吟味にて、既に黒田嘉右衛門等、利地取究方として被<sub>レ</sub>差出<sub>レ</sub>置候付若出軍の日は、彼地え參集可<sub>レ</sub>致候付、左様御含可<sub>レ</sub>被<sub>レ</sub>下候。自ら御日限相決候はば、彼是の儀委曲御含め、事情に達候者一人御差下可<sub>レ</sub>相成<sub>レ</sub>奉<sub>レ</sub>存候。無<sub>レ</sub>左候ては、懸<sub>テ</sub>の事故、旁相違に及候はんと相考候。

かゝる為事ありし事

多し許さる候

いふ事ありし事

と存候

有る事

十月

大久保一藏殿

一 大夫も、疾に御上京相成候はんと奉<sub>レ</sub>存候。就ては御<sub>レ</sub>据を以御國元急務と相成候付ては、大夫貴兄等急速歸國相成候様被<sub>レ</sub>仰合候付、委事御承知にて御吟味も有<sub>レ</sub>之候筈、併、征長の儀彌相運候向に候はば、暫時御見合の處に決候かとも致<sub>レ</sub>推察候。懸ての事候得ば、情實相分兼候へ共、兎角、因循には流れ安き形勢、且、朝令夕變の有様、遲寛の向に候はば、斷然御歸國相成候方可然、若御兩人ながら、御歸國難<sub>レ</sub>被<sub>レ</sub>成形行に候はば、御一人丈は、是非御所決有<sub>レ</sub>之度御願申上候。結り大志を達するの根本に着眼不<sub>レ</sub>致候ては、難<sub>レ</sub>相濟時節と奉<sub>レ</sub>存候。

一 安行丸、去る五日方出帆の賦に候得共、征長急速可<sub>レ</sub>相運の模様、御申越相成候間、一應御差止相成候譯は、小蝶丸も損所有<sub>レ</sub>之、長崎え被<sub>レ</sub>差遣、器械積の蒸氣船は取仕立方、急に運兼、未長崎より不相廻、

軍艦は、銅壺屢相損シ當分も修復中にて、名は軍艦にて、實は其能は無レ之候間、先被<sub>レ</sub>留置<sub>レ</sub>候方  
可<sub>レ</sub>然との事候得共、翔鳳丸も速に歸帆の賦に相達、安行丸着船無<sub>レ</sub>之共、出帆いたし候様、小  
大夫へも御問合申上置候得ば、何分早日被<sub>レ</sub>差廻<sub>レ</sub>、未翔鳳丸滞船に候はば交代にて則歸  
帆いたし候様との御趣意にて、俄に出帆被<sub>レ</sub>仰付<sub>レ</sub>候。模樣に依ては御一人は御乗船にて  
御下りの御都合可<sub>レ</sub>相成<sub>レ</sub>かと奉<sub>レ</sub>存候。

返す々々出軍の場に相成候得ば、翔鳳丸歸帆なくては相濟不<sub>レ</sub>申候付、安行丸達し次第、早  
々出帆いたし候様無<sub>レ</sub>御手拔<sub>レ</sub>御取計可<sub>レ</sub>被<sub>レ</sub>下候。

一 一橋の處當方如何様の向に御座候哉。矢張忌諱を憚り御關係無<sub>レ</sub>之、御見合の向に候  
哉。勝安房守え御面會の由、議論の趣實感服仕候。阿部閣老隨分宜敷候由、勝氏等同腹  
の方に候はゞ定て凡庸にては有<sub>レ</sub>之間敷、願はくは征長の處、是非相運候様有<sub>レ</sub>之度、一日延  
候ば益味方の害のみ、尤も夷人も長く相待候譯も有<sub>レ</sub>之間、鋪遅延に及候得ば、播港廻船も  
難<sub>レ</sub>圖事に御座候。

德川氏の興亡實に此一舉に可<sub>レ</sub>有<sub>レ</sub>之候。

右今日、安行丸出帆、定式飛脚被<sub>二</sub>差立<sub>一</sub>候付、御問合の御答、旁大略中上越候。以上。

十月六日

大久保一藏

大島吉之助殿



## 九二 征長総督府へ届書の控

元治元年十月二十二日

上之關の儀諸藩攻口も無之、諸方の通船第一の繫場御座候處、近來通船を塞、旅人の上陸を押へ臺場等相備、萩表より守衛の人數をも差出置たる由御座候得ば、徳山邊より攻掛の諸軍煩ひにも可相成哉と奉存候付、京都詰在の一手を以海路より上之關乗取暫陣を居へ、諸船の海路を開て馬關に相廻、國兵と合し其上萩口え乗込候手順に御座候間、此段形行申上置候。以上。

御名内

大島吉之助

十月廿二日

(島津忠承公爵家所藏)

【解説】 是は薩藩攻口の事につき、前掲數度の書信に見えたことを實行したので、京都に在りし薩兵の一手を以て海路より上之關を攻撃し、之を占領して海路を開き、本國より馬關へ向ふ薩藩の本軍と合して萩にかゝる手順にいたすと、大阪に於て大島吉之助の名を以て届出でたのである。隆盛は此月十五日京都より大阪に下り、此日は征長總督の軍議に列して居る。但、島津忠承公爵家所藏の本書は控書なるべく、又、隆盛の手筆でもない。

# 九三 島津主殿への書

元治元年十月二十三日

此節長州征伐に付、來月十八日攻入被<sub>レ</sub>仰出候付ては、其内彼地舉動相究候上、何分御注進可<sub>レ</sub>致候間、左様御含置可<sub>レ</sub>給、御軍役奉行へ

も御達置可<sub>レ</sub>賜候。此段申上候。以上。

十月廿三日

西郷吉之助

島津主殿殿

【解説】 此書は大阪より發したので、長州攻撃の期日を薩軍の先鋒總督島津主殿(久滯)に報じたのである。「彼地舉動相究候上云々」は攻口變更の下心あり、後信を待たしめたのである。隆盛此月二日を以て薩藩の御側役に榮進した。隆盛は文久二年に姓を大島とかへたが、是に至りて西郷に復姓した。

## 九四 小松帶刀への書

元治元年十月廿五日

尾藩若井<sup>（1）</sup>歟吉演達の趣は申上置候處、晩前書狀到來いたし、御旅館へ罷出候様老侯御逢に相成この事に御座候故、早速參樓仕候處、初に田宮如雲面會いたし候に付、得と事情申込候處、永井<sup>（2）</sup>主永正にも跡より參上いたし候様子、暫談判も有之躰にて相扣居申候處、老侯御逢被<sup>レ</sup>申事に付、罷出候處、御丁寧の御挨拶振にて打明て、存慮御承知被<sup>レ</sup>成度この事に御座候間、吉川邊内情の次第、委敷申説、其上御策略に付、敵方兩端に分、暴黨正黨と相成居候儀、誠に天の賜と可<sup>レ</sup>申譯、譬、一致のものにもいたせ、策を廻し兩端に相成

(1) 若井成章

(2) 永井主水正尙志（幕臣）

候様可致こそ戦法に御座候處、兩立のものを一に死地に追はめ候儀、誠無策のものこそ可申、實に拙き次第に御座候。左候て謝罪の筋を立歸順の者、悉く賊人といたし成し候儀、御征伐の本意は相考不申、歸順いたし候様御扱被成候こそ御征伐の本旨と奉存候段、理を盡し申説候處、成瀬隼人正も御前え被招呼候ての御質問に御座候。且偏に御頼思食候間、一張盡力致吳候様、分て御頼被成この事に御座候。右に付救應の人数、藝地へ暫足を止、其上機會に乘じ、岩國え乗込候見込の處、申置候處、老侯よりの御達に、諸藩悉攻口の難澁を申立、繰替の事計申立居候て、總督府は是に御困の様子、戰略の事は先次にいたし、攻口の事計に涉り居候向に御座候。夫故只今攻口の儀御達相成候ては、諸藩の氣受に

(3) 成瀬正肥 (犬山城主、尾藩附家老)

も相拘かかはり、一同動立事に御座候。勿論御達なくて只勝手に岩國より人數を繰上候ては諸方も一同崩立、自分く勝手に攻懸候ものにも可相成候間、總督藝地え着相成候て、そこで俄に總督の見込にて、萩の攻口を繰替、岩國と達替相成候ては如何有之候哉この趣に御座候間、何ぞ差支の譯は無之、全躰救應隊の儀、藝地え踏入陸軍を押候賦にて藝州えは陣取もいたし置候間、是迄人數を繰込置候て、御下知に従ひて岩國え乗入候場に相心得可罷居と申置候處左様なれば、此儀は至極秘し置候様承り候付、委細承知仕候旨相答置申候。然處老侯様より御脇差拜領被仰付ひたす一向盡力いたし吳侯様この事に御座候。尾州にても胸一抔と相成、諸藩の處攻口等難澁いたし、弱め計相見得候故、もふは薩州を取込不

申候ては尾の取れ候事には無之この見込に相成候はんかご被  
相考居申候。夫故近來せび涯相成候處尾州の會釋も格別相變  
依頼と計申居候位に御座候。右等の都合相成申候間今日は早  
速藝州地え差向出帆可仕候間左様思召可被下候。御當地より  
の御人數は、矢張藝地え差向候様候御下知被成下度奉願候。此  
旨荒々形行迄申上候。恐惶謹言。

十月廿五日

西郷吉之助

【解説】此書は大阪より在京の薩藩家老小松帶刀に、前夜征長總督徳川慶勝の招に應じ  
て其旅館に候し、尾州老臣列座の中に總督と會見したる顛末を報告したものである。此  
會見によりて、總督はいたく隆盛の識見謀略に服し、悉く其意見を容れて厚く征長の事を  
依頼し、第一次征長に於ける隆盛の位置を最も高からしむるに至つたのである。尤も隆

盛は是より先京都に於て、尾州藩士に會し大體その意見を通じてあつたやうである。隆盛の策は是迄屢々大久保へ報じたる如く、成る可く長人をして長人を處置せしめやうとし、現に敵に兩黨分立せるを利用せんとするのであつた。其會談の模様は本文に明かである。さて又薩藩攻口のことにつきて意見を開陳したるに、總督之を内諾し藝地出張の上、俄に變更することゝなつた。これも隆盛が豫定の軍略であつた。而して總督は脇差を隆盛に賜ひ、ひたすら盡力を頼むといはれたとある。蓋隆盛得意の壇場である。「尾藩にても(中略)薩州を取込み申さず候ては尾の取れ候事には無<sub>レ</sub>之との見込に相成候はんかと相考られ申候云々」といつてゐるのは、尾州老侯が薩州の強を頼みとして格別の依頼をされたのであるといふのである。此書を讀んで行くと隆盛の謀略に、尾州の君臣が動かされた様にも感ぜらるるが、隆盛は此一節に至りて、全く薩州の強を頼まるゝのであるといふことに云ひなしてある。なるほどそれもそうであらうが、隆盛が自らの手柄をほかして居る、細心の注意がこゝに加はつてゐるのではなからうか。「尾が取れぬ」とは薩摩の方言で「結末がつかぬ。」とか「成就せぬ。」とか譯すべきところである。而して「今日は早速藝之地へ差向出帆仕るべく」とある通り隆盛は此手紙を書いた二十五日に、吉井友實、秋所篤等を伴ひ廣島に向つたのである。



## 九五 香川、山田への書

元治元年十一月八日

一筆致啓上候。追日寒冷相募候處、御揃御安泰被成御座珍重御儀奉存候。次に小生共にも一昨六日夜當所へ歸着仕候。扱御地へ罷越候折は段々御丁寧被成下御手厚御取扱の程千萬難有奉存候。然ば去る七月十九日弊藩手へ生捕相成候者共、此度召列當所へ罷越候。就ては右者共口柄相調へ候處、元來卑賤陪從の輩にて、是非も不相分全無罪の者共に候間、是迄弊藩へ召置御宗藩平定の上御引渡申上、銘々家族共へ御引渡の上苛酷の御所置不相成様致度この存意に有之、未成否も不相決儀に候得共、當

所迄列越候處、生國も耳目に近き所に候へば、各歸心難留は通情の儀に付、遲速に不拘、此節宰領の者相付御引渡申候間、御請取可被下、左候て御取扱の被爲じきに及およぼせられ時機候はゞ何卒弊藩の趣意御汲取被下、助命の處萬々御周旋の程吳々奉願候。先は右爲し可得御意如此御座候。以上。

十一月八日

西郷吉之助

香川諒様

山田右門様

追て其御地新港にて御引渡可申候間於同所御受取相成候様致度候。

【解説】 此書は廣島より岩國の重臣香川諒、山田右門の兩人に贈りしものである。隆盛は十一月二日廣島に着し、直ちに岩國に到りて、吉川家を説き、六日廣島に歸つた。會京都（みやこ）に在つた薩藩兵は救應隊といふ名目で廣島に着し、禁門事變の際捕虜とした長州兵十人を同伴して來た。そこで隆盛は此書面を添へ、人をつけて岩國に送り届け、長州にかへした。まことに情義のこもつた書面である。これは隆盛に深意のあつた事であらうが、捕虜にした當時から餘程親切な取扱をしておいたといふことで、勝安芳は、後日、此事を激賞して居る。之が爲に他日、長藩の感情を和らけた點も少くなかつたやうである。今、山田右門の之に答へた書を参考のため次に掲ぐる。

### 備考

#### 山田右門よりの書翰

元治元年十一月十日

尊翰被<sub>レ</sub>成下<sub>一</sub>拜見仕候。如<sub>二</sub>貴諭<sub>一</sub>追日寒冷相募候處、爾後益御機嫌能去る六日其御地御歸着被<sub>レ</sub>成候旨珍重御儀奉<sub>レ</sub>存候。過日弊境御越被<sub>レ</sub>成候節は萬々不行届失敬の儀のみ御座候處、厚御挨拶被<sub>二</sub>仰下<sub>一</sub>却て奉<sub>二</sub>恐入<sub>一</sub>候。就は去る七月十九日御尊藩の御生捕相成候者と

も、此度被<sub>レ</sub>召<sub>レ</sub>列<sub>レ</sub>其御地え着相成候由、右の者共元來卑賤陪從の輩にて是非も不<sub>レ</sub>相分<sub>レ</sub>全く無罪の者にて是迄御尊邸に御養置被<sub>レ</sub>成<sub>レ</sub>下<sub>レ</sub>宗藩平定の上御引渡の上、苛酷の處置に不相成候様被<sub>レ</sub>成度との御存意に被<sub>レ</sub>爲<sub>レ</sub>在、未成否も不<sub>レ</sub>相決<sub>レ</sub>儀に候へ共、其御地迄御列越被<sub>レ</sub>成候處、生國も耳目に近き所に相成候へば、歸心難<sub>レ</sub>留は、通情の儀に付遲速に不<sub>レ</sub>拘、御宰領衆御付被<sub>レ</sub>引渡<sub>レ</sub>被<sub>レ</sub>下<sub>レ</sub>候付、請取可<sub>レ</sub>申、左候て取扱に及時機に候はば、御尊藩の御趣意汲取助命の處周旋可<sub>レ</sub>仕旨、御委細被<sub>レ</sub>仰<sub>レ</sub>下<sub>レ</sub>候趣承知仕、現人御請取申上候間、早速宗藩の方へ引渡可<sub>レ</sub>申候。何分彼是不<sub>レ</sub>一通<sub>レ</sub>御厄介之御儀に御座候處、厚被<sub>レ</sub>加<sub>レ</sub>御慈憐<sub>レ</sub>候段、別て難<sub>レ</sub>有何も尊諭の趣を以取扱候様周旋可<sub>レ</sub>仕と奉<sub>レ</sub>存候。右御請爲可<sub>レ</sub>申上<sub>レ</sub>如<sub>レ</sub>此御座候。以上。

十一月十日

山田右門

大島吉之助様

二白、新湊にて御請取可<sub>レ</sub>申上<sub>レ</sub>旨、御諭書の趣承知仕候。

# 九六 植田乙次郎への書

元治元年十一月十五日

今朝承知仕候吉川面會の儀、明朝國泰寺におひて、大小監察成瀬<sup>(2)</sup>等出席可相成候間、尊藩へ御引合申上、都合向可取計この趣に御座候間、疾く御承知の筈と奉存、御打合旁參上可仕筈、御座候へ共色々御手數にも相掛、却て御面働筋可罷成と態と差扣、明朝國泰寺にて相話可仕候付、乍略義以寸楮奉得御意候間、宜敷御含置可被下候。頓首。

十一月十五日

西郷吉之助

植田乙次郎様

(1) 永井尙志，戸川絆三郎

(2) 成瀬正肥

【解説】十一月十六日に幕府の目付永井主人正、戸川絆三郎、尾藩附家老成瀬正肥、薩藩士西郷吉之助、藝藩士將曹等は吉川監物と會見することになつたので、前日隆盛は念の爲に此書を藝藩士植田乙次郎に贈つたのである。

## 九七 喜入攝津への書

元治元年十一月十五日

先度、吉井幸輔、奈良原幸五郎より當表の形行御聞取相成候はん  
爾後去る十一日長州家老草津驛迄御呼出にて、御討伐の義御達  
相成候處、昨十四日福原越後、國司信濃、益田右衛門介三人の首級  
差出、嚴科に取行候由にて、直様御實驗の式も相濟候。就ては恭  
順の道を以伏罪の筋相立、決て官軍へ不奉<sub>レ</sub>及<sub>レ</sub>向<sub>レ</sub>段申出、尙又吉川  
監物より歎願愁訴仕候に付、御軍門へ罷出候儀御免被<sub>レ</sub>下度、別紙  
の通願出、御免相成候。右に付攻口期限被<sub>レ</sub>召延<sub>レ</sub>この事にて、尾州  
藩より兩人其元へ被<sub>レ</sub>差越<sub>レ</sub>候に付、蒸汽船より早日相達候處、取計

吳候様、長谷川惣藏より承候に付、正治被<sub>レ</sub>差越<sub>レ</sub>候間、御聞取可<sub>レ</sub>給候。尤期日御延引の義は、御達不相成<sub>レ</sub>候へ共、右兩人より其元參集の諸藩へは御達可<sub>レ</sub>給候。何分吉川の盡力にて、今日迄の時機に相成申候。細事は正治より御聞取の上、御兩殿様へ被<sub>レ</sub>申上<sub>レ</sub>候儀共可<sub>レ</sub>然様御取計可<sub>レ</sub>給候。此段御掛合に及候。以上。

十一月十五日

西郷吉之助

喜入攝津様

【解説】此書は廣島より伊地知正治に託し、筑前<sub>あしや</sub>荻屋在陣の薩車參謀家老喜入攝津(久高)に贈つたものである。長藩は三家老の首級を實檢に供し、參謀四人を刑して罪を謝した。そして、吉川監物より毛利候父子軍門に來り降ること丈は御免下されたいと懇願し、之を



許された。總督よりは直に征討進軍猶豫の命を諸軍に達することになつた。之を九州諸軍に急報せんとして、總督よりの使者二人を薩藩の汽船に便乗させくれとの照會あり、隆盛之を諾し、軍役奉行伊地知正治を同行せしめ、伊地知に附して此書を贈つたのであつた。

## 九八 小松帶刀への書

元治元年十一月十九日

大野四郎助義被<sub>レ</sub>差遣候御趣意諸軍も實に難<sub>レ</sub>有<sub>レ</sub>候也<sup>(1)</sup>。矢石を犯候義何共思はぬ氣相彌増爲<sub>レ</sub>皇國大慶の事に御座候。此上御祈願被<sub>レ</sub>成下候御禮等、御差下に相成、一同難<sub>レ</sub>有<sub>レ</sub>がり候次第に御座候。士の身上難<sub>レ</sub>有<sub>レ</sub>ものこはケ様の世態に因て始て思ひ當り候。(三  
字不明)と存申候。就ては私共へも別段御送被<sub>レ</sub>下、御芳志の御厚  
き次第實に奉感佩深く御禮申上候。坂元義は是迄の形勢爲<sub>レ</sub>可<sub>レ</sub>  
申上早速被<sub>レ</sub>差返御軍一同よりの御禮も可<sub>レ</sub>申上候間宜敷御汲取  
可<sub>レ</sub>被<sub>レ</sub>成下候。扱<sub>二</sub>三家老首級實檢相備參謀の四人<sup>(3)</sup>  
中村、宍戸、佐久間、竹内 嚴科

(1) 異本「候也」を「がり」に作る

(2) 益田右衛門、福原越後、國司信濃

(3) 中村九郎、宍戸左馬介、佐久間佐兵衛、竹内正兵衛

に行ひ候義も相濟、御詫の條理も相立候事共に御座候。就ては此末の御所置振苦心仕候義にて、總督府は兼て御存慮の通不斷の輩故、昨日も大小監察永井、戸川え後の利害得失詳に申述、數日兵を曝候ては天下の費弊は勿論、内輪の混雜も難計速に御決議相成候様、御處置振の義も左の通り建議仕候て申述置候事に御座候間、左様御含置可被下候。第一、正治の策に隨ひ申候。

一大膳父子落飾隱居、最初より末家の内にて暴舉くわまゐるに不組清末より家督の事。

一 下の關邊拾萬石削り、暫時、豊前筑前邊え守衛被仰付候事。

一 上之關大島は前二州え同斷。

一 吉川此節兩國平定の功にて、御直勤被召出且本家心添被仰付

候事。

一官軍發向の印に、山口新城屋敷破却の事。

一宮市三田尻邊長府より國替被<sub>レ</sub>仰付<sub>レ</sub>か或公領に被<sub>レ</sub>召上<sub>レ</sub>候事。

右のケ條を以<sub>テ</sub>總督府又は大小監察え委敷申含置候處、總督方にては防國を總て被<sub>レ</sub>召上<sub>レ</sub>候て、吉川、徳山等は本の通り安堵、其上萩領丈けを一往吉川領にて被<sub>レ</sub>下置<sub>レ</sub>候はゞ人心安堵の道相付、可<sub>レ</sub>宜敷<sub>レ</sub>この義に御座候。就ては右邊の御處置關東え伺の上、御返答を被<sub>レ</sub>相待<sub>レ</sub>候て、其上兵を解候様の義に被<sub>レ</sub>成<sub>レ</sub>候ては、決して不<sub>レ</sub>相濟<sub>レ</sub>候に付、速に令を發せられ、其上承伏不<sub>レ</sub>仕<sub>レ</sub>候はゞ打破可<sub>レ</sub>申<sub>レ</sub>、義を激して論じ申候處、急速相運候向<sub>レ</sub>成立、大幸の事共に御座候。夫<sub>レ</sub>こ申は吉川え今日御達相成賦に御座候。其趣は脫走の五卿を早

々被<sub>レ</sub>差出<sub>レ</sub>山口の居城を取こぼち候様との二ヶ條に御座候。右  
を承伏仕候て、落着相成候へば總督は勿論、諸軍引拂ひ候賦と相  
成、至ての仕合に御座候。得と吉川邊え相談じ候處、隨分出來可  
申向にて御座候間、いづれ事成り可<sub>レ</sub>申と被<sub>レ</sub>存候に付、御安堵可<sub>レ</sub>被<sub>レ</sub>  
成候。色々の難儀實に困究仕候次第にて御苦察可<sub>レ</sub>被<sub>レ</sub>下候。畢  
竟難事に差掛候ては、要路の者、人事の限を盡し、其上にて名義條  
理相立候處にて、相戦候得ば遺憾も無<sub>レ</sub>之事にて、戦て死するも謀  
て斃るゝと同様と相考、一向に盡力仕候義に御座候間、御安心可<sub>レ</sub>  
被<sub>レ</sub>成候。いづれ成大膳父子等の御扱は、總督より關東表え御伺  
相成、其上にて相運可<sub>レ</sub>申候に付、必苛酷の御所置不相成様、此御方  
様より被<sub>レ</sub>盡度、若、間違相成候ては一國の信義を失ひ可<sub>レ</sub>申事にて

大きに心配仕候事に御座候。いづれ尾に相成候上は、右邊の所關東にて盡力の義御下知被成下候處可奉伺候へば御含置可被下候。吉川におひても天下の公論を以て御所置相成候上は、如何に激黨相起候ても、鎮靜は一手にて出來可申候得共、若、過激の御扱に相成候ては其意は不相調段分て申事に御座候。此旨是迄の形行御答申上候。恐惶謹言。

十一月十九日

西郷吉之助

帶 刀 樣

【解説】 此書は元治元年十一月十九日、廣島より在京の薩藩家老小松帶刀に贈りしものにて、小松より廣島在陣の薩藩將士に對し物を賜ひ勞を慰する所ありしを謝し、併せて長

州處分の終局に際し周旋盡力の次第を報じたものである。

隆盛の努力は一兵を損せず、長州自身をして三家老に自刃を命じ四謀臣を斬に處せしめ、以て謝罪の意を表せしむるに至つた。是に於て隆盛はその處置振についても幕府の大監察と熟論し、なほ六ヶ條の處分原案を提出した。その縦横奔走の狀は此書によりて明かである。なほ書中「畢竟難事にさしかゝり候ては、要路の者、人事の限を盡し、其上にて名義條理相立候處にて、相たゝかひ候へば、遺憾もこれなき事にて、戰つて死するも謀て斃るゝと同様と相考へ一向に盡力仕候」とあるは、隆盛自身の信念を吐露したもので、至言といはねばならぬ。而して彼は又、大膳父子等の御扱は、必ず苛酷の御處置なき様、島津家より盡力され度といひ、もはや此上は長州を窮迫することなく、寛仁を示して速に決着をつけんと欲したのである。

## 九九 島津主殿、同求馬への書

元治元年十一月二十日

去十五日迄の形行なりゆきは、伊地知正治より御聞届被下候はん。然處三條初五人の公卿方、去十五日暴激黨五六百人餘相率、長府の方へ動座有之候由相達、子細不相分候得共、定て同類を集、暴舉の企にて有之ありの事に候。就ては今日別紙(1)の通總督府より御達相成一先筑前より五卿方へ説得いたし其上承引候得者、可救道も無之、左候はゞ臨機まがたまの所置不相成候ては、相濟間敷、右に付拙者には早く其許の様致渡海筈候得共、伊地知正治にも未歸着無之爰許も差支候間、幸今日越藩某兩人飛船取仕立渡海の賦に付、形行荒

(1) 次の小松帶刀への書中の別紙と同じ

(2) 承引の下「無之」の二字脱か



増得御意候て、當所の人數も總て其元へ差渡、合力の賦候間、蒸汽船二艘早々御差廻可給候。大坂より當所迄荷方船四艘にて乗船相濟候得共、當時の天氣柄難取究候間二艘丈御差越給候へば、都合三艘にて可也相濟可申、筑前へ者今日御達相成候間、暫者間も可有之候間、當所引拂可申、左候て蘆屋へ當所人數入込丈陣取御手當御取計可被給候。飯料は當所より持越申候。左様御含可被給候。此旨旁御掛引申進候。以上。

十一月二十日夕

西郷吉之助

廣島より

島津主殿殿

島津求馬殿

追て、前以飛脚差立是迄の事情も委細申進筈候得共、折節幸便

有之相託申候間、此仁より何も御聞取可被給候。當所よりの  
人數は上下千人位にて候。

【解説】本書は元治元年十一月二十日廣島より芦屋在陣の島津主殿、同求馬に宛てて發送したるもので、廣島在陣の薩兵上下約一千人を芦屋に移し、薩藩本營と合力せしめんとするにつき、宿陣の準備を依頼したのである。長州藩政府が總督の命を奉じ、三家老及び主謀者を斬りて恭順の意を表し、將に平和の局を結ばんとするに際し、長州勤王派の志士は藩政府の態度を憤り十一月十五日奇兵隊以下の諸隊（全軍凡七百五十人）五卿を擁して山口を去り長府に赴き、此地に據りて政府に反抗せんとするの氣勢を示した。隆盛は自ら長府の地に入り五卿を説得せんと決心し、若し聽かずんば直ちに兵を進めて、長府の諸隊を撃破する考であつたが、筑前藩士喜多岡勇平が廣島に來て、五卿の説得は筑前藩に於て之に當りたいといふことで、その由を總督府へ申出で、委任のことになつたから、隆盛自ら敵地に踏入ることは一時見合せ、此間に、廣島在陣の救應隊を芦屋の本陣に合し、萬一の場合に長府進撃に便せんと謀つたのである。此件は、なほ次の小松帶刀への書に見えてゐる。

# 一〇〇 小松帶刀への書

元治元年十一月二十一日

別紙の通相認、昨日坂元歸京の筋相決置候處、一昨日夕方岩國、香川諒參、三條初五人の公卿激黨六百人餘相具し、長府の方へ動座有之、萩より追々鎮靜の者も差出候得共、承引無之、子細不相分候得共、長府を語らひ萩の政府を動し、岩國を打滅との風説に候由、就ては此上は迎も吉川の手に及候儀に無之、詰り干戈を不動候ては不相濟時機に相及申候。然る折柄筑前藩喜多岡勇平參合今一往公卿方へ説得の儀周旋仕度、表立筑侯へ被仰付候は、精々盡力可致見この事にて、人事の限は相盡、其上承引無之候得ば

(1) 前掲十九日付書翰

致方も無之義に付、總督へ細々申込候處、今日別紙(2)の通御達相運申候。五六百人の内浮浪は纔百五六十人内外、其外は總て長人にて、二男三男の輩、尤過半卑賤の者共の由に御座候。就ては爰元の人數も蘆屋と一手に相成、萬一事破候節は、彼方より攻懸の手筈にて、蒸氣船三艘差廻の儀も掛合いたし置候。伊正治(3)吉井(4)も未歸着不仕候付、歸次第下拙には蘆屋の様渡海、彼是の都合共取計心組(1)に御座候。昨日よりの形行右の通御座候間、書添奉申上候。恐惶謹言。

十一月廿一日

西郷吉之助

帶 刀 様

(2) 此の別紙は後に載せる幕達

(3) 伊地知正治の略

(4) 吉井友實

同上別紙（幕府より筑前藩への達書）

(1) 松平美濃守

去年脱走致し是迄長州へ滞在の三條實美初五人の輩長州より受取り一人宛御自分並び細川<sup>(2)</sup>越中守有馬<sup>(3)</sup>中務大輔松平<sup>(4)</sup>修理太夫松平<sup>(5)</sup>肥前守へ預置筈に候間夫々請取候上引渡方共專被<sup>レ</sup>取計尤も請取方難<sup>レ</sup>行届候節者越中守初申合、兵力を以速に臨機<sup>レ</sup>の所置可<sup>レ</sup>被<sup>レ</sup>有<sup>レ</sup>之候其段越中守初へも申渡置候事

- (1) 筑前
  - (2) 肥後
  - (3) 久留米
  - (4) 薩摩
  - (5) 佐賀
- 以上各藩士

【解説】 此書は元治元年十一月廿一日広島より在京の小松帶刀へ贈りしものである。發端に別紙の通りとあるは、十九日附の書翰をさす。十九日附の書翰には同日までの経過を認めてあるから、本書は其後二日間的情状である。此書によれば、長州諸隊が五卿を奉じて山口を去りて長府に據り、萩の政府に反抗せんとするに至りしことを十九日の夕、岩國藩士香川諒が來り告げしにより初めて知つたのである。

長州諸隊が山口を去つたのは萩政府から討手向けそなたの様子が見えたからである。

一たい、山口の地勢が僅かの兵を以て守るに不利なところであるから、辭柄を設けて長府に赴き、彼地に根據を据ゑ、俗論等即ち萩にある時の政府を打破るの策を講ぜんとしたのである。彼等は十五日山口を發し十七日長府に着したのであつた。

御座恐悦  
 益御機嫌  
 被遊御座  
 恐悦  
 御座恐悦  
 益御機嫌  
 被遊御座  
 恐悦  
 御座恐悦  
 益御機嫌  
 被遊御座  
 恐悦

一〇一 大久保一藏への書

元治元年十一月二十五日

御兩殿様益御機嫌能被遊御座恐悦  
 の御儀奉存候。陳ば長征の一條、吉  
 川邊の情態、奈良原歸府詳悉御聞取  
 被下候はん。其後三家老の首級御  
 實見も相濟、參謀の徒四人 中村九郎、  
佐久間佐兵衛、竹内正兵衛斷斬に相行ひ、御詔の條理  
 も相立、暫攻懸の處御猶豫と相成、五  
 郷並浮浪の輩所置を付、其上如何様

一が上山口と新地破却可命  
 以上兵を解かる筋に相決し候  
 暴徒蜂起し五卿を押立暴動の  
 様子相知れ、總督府に於ても區々の  
 議論故いづれ此上は五藩へ御預と  
 申もの被仰出得と五卿へ説得を被  
 命、其上承引無之候へば、人事を被盡  
 候儀故其上は打破候外無之、徒に長  
 評議に日を送寒中に兵をさらし候  
 儀天下の物笑と可相成誠に濟ぬ次

の罪をも可奉待段末藩迄も書付を  
 以申出、其上山口の新城破却を被命、  
 相濟候上、兵を解かる筋に相決し候  
 折柄、暴徒蜂起し、五卿を押立暴動の  
 様子相知れ、總督府に於ても區々の  
 議論故いづれ此上は五藩へ御預と  
 申もの被仰出得と五卿へ説得を被  
 命、其上承引無之候へば、人事を被盡  
 候儀故其上は打破候外無之、徒に長  
 評議に日を送寒中に兵をさらし候  
 儀天下の物笑と可相成誠に濟ぬ次



第一、事を分け、理を盡して申立候處、  
 急速相運、いづれ五卿浮浪の輩えは  
 私踏込候て利害得失を論じ、納得出  
 來候様、是迄は可盡と相決居候處、筑  
 前藩喜多岡勇平と申者、廣島表へ參、  
 此説得は筑藩へ御委任相成候へば  
 差はまりて盡力可致十七八はやり  
 付可申との事故、早速督府え申込、是  
 非是迄の處は人事を盡され度、一體  
 説得の處は筑藩へ御委任の處、御當  
 然の儀と建言仕候て、都て申立候通

通御達相成申候故去る  
 二十一日晚廣島出帆仕、二十三日晝  
 時分小倉へ着仕申候。自然廣島に  
 在陣の人数も蘆屋え合し可申賦に  
 て、蒸氣船廣島迄差遣手筈仕置の事  
 共にて御座候。只今の處にては、激  
 黨も千人位は有之この趣に相聞得。  
 長府の方え寄候この説も御座候へ  
 共、虚實難分、小倉にては長府より歎  
 訴副將え申立候由と相聞れ申候。萩  
 の政府、岩國、徳山、此三ヶ所におひて

通御達相成申候故去る  
 二十一日晚廣島出帆仕、二十三日晝  
 時分小倉へ着仕申候。自然廣島に  
 在陣の人数も蘆屋え合し可申賦に  
 て、蒸氣船廣島迄差遣手筈仕置の事  
 共にて御座候。只今の處にては、激  
 黨も千人位は有之この趣に相聞得。  
 長府の方え寄候この説も御座候へ  
 共、虚實難分、小倉にては長府より歎  
 訴副將え申立候由と相聞れ申候。萩  
 の政府、岩國、徳山、此三ヶ所におひて

三人の首を刎候故、決して激黨に  
 與し候譯にては無之、慥に暴正引分  
 候故、制し安き事に罷成申候。肥後、  
 越前邊の處、開城束縛と申迄、不參候  
 ては、不相濟、この議論、頻に起居候處、  
 得と情實の次第も申述、此儀は、戦究  
 矢盡ての極づまりの事と申もの、い  
 まだ戦も不致候て、極の手を致そう  
 とは、以の外の事、右様の御見留に候  
 は、速に攻懸候外、無之と段々世態  
 紛擾の處より、列藩費弊の次第、夫よ

ありかたも御成は生じし候  
 行成し御成は生じし候  
 御成は生じし候  
 御成は生じし候  
 御成は生じし候  
 御成は生じし候  
 御成は生じし候  
 御成は生じし候

り又々官軍にも混雜到來いたし頓  
 と統伐の御成功遂させられざる場  
 に成立可申事かも難計、委敷前後の  
 處申述候處、兩藩共に同意いたし、小  
 倉表におひても議論も一致相成、大  
 慶の事に御座候。筑藩説得の一左右  
 相待事破れ候はゞ可打碎賦に相決  
 候間、此上は速に相運、不遠兵を解き  
 候場合に相成可申、千位の激黨は一  
 時に打破可申候付、左様御心得可被  
 下候。此旨大略形行迄申上候。謹言

十一月二十五日

西郷吉之助

こゝろを修むは多し一のめを修む  
は多しと云ふは多しと云ふは多し  
と云ふは多しと云ふは多し

大久保一藏様

(大久保侯爵家所藏)

【解説】 此書は征長役中、小倉より在藩の大久保一藏に贈つたもので、十一月中旬より同二十五日迄に隆盛の處置した重要事項を報告したのである。即ち三家老首實檢後、五卿並に浪士の處置と山口城破却とを命じたこと、長州諸隊が五卿を奉じ長府に據りて萩政府に反抗の事、筑前藩より五卿説得に至りし経緯、隆盛廿一日夜廣島を發し二十二日小倉に着し、長州處分につき、肥後、越前等強硬の議論ありしも隆盛之を説得したる事等を知らせたのである。

隆盛が小倉着後越前藩士に面會の様子は、越前藩の小倉帶陣日記に見えてゐる。彼是相對照すると當時の事情が餘程明かになる。仍て参照のため左に之を抄出する。

## 備考

## 越前藩小倉藩陣日記

元治元年十一月廿三日の條

今日薩州家中西郷吉之助藝州廣島より到着、夕方御本陣へ罷越す。同藩吉井幸輔同道なり。本多修理、酒井與三左衛門、酒井十之丞應接、吉之助申聞候は、私儀去月二十三日大阪表にて尾老公より御呼出にて、今般長州御追討に付見込通如何候哉、御尋に付相答候は、今般の御處置は敵の勢を離間せしめ、長人をして長人を討たしめ候様に致候こそ良策と奉存候趣、然る處御直命にて今度征長に付彼方より謝罪等の儀萬端周旋取扱候様被仰付候。尾公は去る十六日廣島御着に相成、私儀は去る二日廣島へ着、直に防地へ入込、吉川監物に面會、今般朝幕の命を以、尾公を始諸侯の官軍諸道より押寄候付ては既に天地に不<sub>レ</sub>容の朝敵、然るに官軍へ對し抵抗被<sub>レ</sub>致候哉、糺問候處、吉川家申候は必々左様の儀は無<sub>レ</sub>之幾重にも御詫致候心得と申聞候に付、左候へば早急其御手段可<sub>レ</sub>然、併、御詫に付ては其廉不<sub>レ</sub>相立候ては相叶申間敷、如斯々々被<sub>レ</sub>致候はば其筋も相立申べく申聞、廣島へ引取候由、三主謀の者指出御詫仕度旨を申立候故、吉之助も御請取被<sub>レ</sub>成候様申上候處、尾州にては矢張首に致し指出可<sub>レ</sub>申旨御指圖に相成、竟に三臣の首を刎ね、實檢に具へ、參謀の者を

斬り、監物自ら罷出御詫致候様相成候趣、然る處廣島にて大監察永井殿監物へ是非面縛開城に迄及ぶべくと被<sub>レ</sub>申渡<sub>レ</sub>候に付、監物は顔色青醒はつと御請には相成候得共、引下り申出候は開城面縛の御嚴命に於ては、第一國中の士民共不落合の勢、監物切りには御請も難<sub>レ</sub>仕此上は無<sub>レ</sub>據死守と申に相運可<sub>レ</sub>申哉の趣にて、其座は相濟候由、依て吉之助御總督并監察へ罷出候處、其方には如何の見込に候哉、御尋に付吉之助相答候は「さればの事に御座候、元來面縛開城迄の御内意候はば、始より周旋も談判も無用の儀にて、兵力を以て争ひ候より外無<sub>レ</sub>御座<sub>レ</sub>候。面縛開城と申は城中刀折れ矢盡き十死一生と申時の敵情にて、官軍封境に臨み候、一戦にも不<sub>レ</sub>及して其儀には至り申間敷、且又彼防長兩國死守仕る時は、兵力を以て争ふとも恐くは一年や半年にては成功も難<sub>レ</sub>計、曠日彌久の内、討手の諸侯も疲弊に難<sub>レ</sub>堪、必ず異論紛起、終に爲すべからざる勢に相成、其節一々御糺問に相成候共奉命可<sub>レ</sub>仕藩も無<sub>レ</sub>之幕府の御威光も相落、土崩瓦解に相成可<sub>レ</sub>申存候。御賢慮の趣如何拜承仕度」と申上候處、此方にては左様に存候との事也。尙打解け可<sub>レ</sub>申出<sub>レ</sub>とも存候得共、席柄と云、言の圭角も出候事、其方の手心を以て和氣を以、押合候様にと永井殿被<sub>レ</sub>申付、依て又監物へ應接に相成、今度大膳父子末藩迄如何様の罪科に被<sub>レ</sub>仰付<sub>レ</sub>候共御請可<sub>レ</sub>仕自判の書付爲<sub>レ</sub>指出、新築の山口城破却、五卿預け同附屬の脱藩人の處置共三條の御請

に相成申候。扱、右三ヶ條御處置相濟候はゞ、大膳父子并末藩迄の御處置長防御削り地等の公裁被<sub>レ</sub>仰付、速に兵甲を御解被<sub>レ</sub>成、近國に境上の御警衛被<sub>レ</sub>仰付候様仕度段申上候事に御座候。右兵甲御解の儀は御總督御全權を以<sub>テ</sub>御指圖に相成度、若哉幕府へ御伺に相成往復の間、時日を送り候儀に候はゞ、弊藩に於ては只今兵を解歸陣可<sub>レ</sub>仕と言を盡して申上候由、扱又長州御仕置の儀は大膳父子は落髮退隱、又末家清末は素より激徒の謀議に與せざる由に付、此人を以毛利家社稷を續しめ、長府を宮市小郡へ移居せしめ、下之關、大島、上之關邊十萬石を召上られ、且又吉川監物儀は宗家の爲に盡力し、國難を救ひ候功を以<sub>テ</sub>大名に御取立相成候はば、伏罪の心底も相顯れ、幕府寛大の御刑典も相立、長防人民も鎮定し、天下人心を落合可<sub>レ</sub>申、此度の御處置是等の所を至當と存候趣申述候處、尾公初大小監察も何も御同意との事にて長防御仕置の儀は公邊へ御任せに相成、前三ヶ條吉川監物御請に相成候句切りを以、五卿受取方も夫々相濟候はば、列藩の兵甲は御一己にて御取仕切御解可<sub>レ</sub>相成と御沙汰の由、右應接終て吉之助歸宿。

編者曰く右は隆盛の演舌を越前藩士の記述せしもので、隆盛の書翰と符合して而も一層明白である。越前藩士は隆盛歸宿の後、隆盛の見込は天下當今の勢を大觀しての事なれば、尤もなることながら、惣督の處置寛に失し、他日朝幕の異議にあはゞ、進退に窮すること無きを保せずとて、更に肥後藩士とも相談して、更に隆盛の意見をたゞしたるに、隆盛懇々論破して遂に同意せしめたる事本文にある通である。



# 一〇二 喜入攝津への答書

元治元年十二月四日

先日御答の趣委曲承知仕候。夜具等調方<sup>まのへかた</sup>手當の儀に付策略を廻し候この御疑問も相見得申候得共、定て策略にては有御座間敷<sup>(1)</sup>月形長州え參掛於黑崎<sup>二</sup>手當申付候儀かこ推察仕候。爰元にての議論も、手早く黑崎え五卿方を御廻し可申上この含をも申居候事に御座候得ば、決して右等の品用意仕置候儀と奉存候。喜多岡こは全くの別手にて、示合て計り候儀に者無御座、勿論月形こ勇平こは行違に相成候て面會も不致由に相聞得申候。然處勇平には先日申上候通、説得も出來兼、もふは手切の向申居候得共

(1) 月形洗藏(筑前藩士)

昨日月形よりの一左右相分候處、餘程議論も能相立、五卿方は彌長防を御離れ相成候處、丈は御斷決相成、激黨の折合も付けさせられ、動搖不致様御扱ひ被<sub>レ</sub>成置度趣と相心得<sub>(2)</sub>、別紙<sub>(3)</sub>の通御書取迄も申下し候都合に相成候由、就ては是より月形激黨の者共え説得に打懸<sub>(つちかか)</sub>賦<sub>(つし)</sub>の處、一左右も遅引いたし候付、かく迄の形行可<sub>レ</sub>申入<sub>レ</sub>賦にて、筑藩早川養敬と申者を差返候間、右等の形勢荒増申上置候。何れ惣體一決の上は、尙又一人相返し可<sub>レ</sub>相通<sub>レ</sub>この譯に相成候間、兩三日中に者何と相分り可<sub>レ</sub>申、其上は早速可<sub>レ</sub>申上<sub>レ</sub>候間、左様御含置被<sub>レ</sub>下度奉<sub>レ</sub>合掌候。喜多岡の説とは大に模様相變、事の成そふな向に被<sub>レ</sub>相聞<sub>レ</sub>申候。此旨疎略の働に御座候得共、以<sub>レ</sub>書面<sub>レ</sub>如此御座候。恐惶謹言。

(2) 見か

(3) 後に掲ぐ

十二月四日

西郷吉之助

攝津様

【解説】此書は小倉より芦屋在陣の薩藩參謀家老喜入攝津の來書に答へ、且、五卿一件につき情報を通知せしものである。「夜具等調方手當云々」は喜入よりの來書を見ざれば判然せざるも、筑前藩士が五卿用として、夜具の注文を爲しおきたることにつき、何か疑問の廉ありて、策略に非ざるかと隆盛に通じたるに、隆盛は策略にあらずとて、その事情を辯明したのである。

「月形より一左右」以下は月形洗藏、早川養敬等が十二月三日長府の功山寺に五卿を訪ふた、其節の狀況を通知したのである。書中「喜多岡の説とは大に模様相變」とあるは十二月朔日、喜多岡勇平及び越智小平太、眞藤登等筑前の使者は五卿隨從の水野丹後、土方楠左衛門等に面談せしも、長州諸隊長等大に異論を唱へ、五卿を筑前に渡すことを拒んだのであつた。（此事を芦屋に報じた書ある筈なれど未だ發見せず）然るに今回月形等は先づ五卿に逢つて、渡海を勸告せしに、その結果は先づ良好であつた。よつて取りあえず、早川

をして小倉へ報ぜしめたのである。月形、早川等へ三條公から渡された書取、即ち此書中に別紙とあるものは左の通である。

此方共身上の儀に付、美濃守殿口上の趣逐一承知候。不肖の身乍<sub>レ</sub>不及奉<sub>レ</sub>安<sub>ニ</sub>宸襟<sub>一</sub>度微志に有<sub>レ</sub>之候間、天下の御爲に付ては、いか様共進退可<sub>レ</sub>致候。然處於<sub>ニ</sub>常藩<sub>一</sub>此際内輪紛亂の次第も有<sub>レ</sub>之、有志の者共殊の外動搖に付、鎮靜致候<sub>央</sub>此<sub>方</sub>共相去候はゞ、彌可<sub>レ</sub>及<sub>ニ</sub>沸騰<sub>一</sub>も難<sub>レ</sub>測皇國の御爲にも如何と心痛罷在候。且又大膳家來京師舉動の儀に付、既に三老臣初嚴刑奉<sub>レ</sub>謝候上は父子退隱等の儀に不<sub>レ</sub>及寛大の御處置に相成候はゞ人心感激、國情平穩に可<sub>レ</sub>致と被<sub>レ</sub>存候間右の事情御推察御周旋有<sub>レ</sub>之度候。宜相含盡力頼入候事。

十二月三日

# 一〇三 喜入攝津への書

元治元年十二月十四日

馬關へ罷渡月<sup>(1)</sup>形並長州激黨等談判の趣者、御聞届被<sub>レ</sub>成<sub>レ</sub>下<sub>レ</sub>候はん  
昨日<sup>(2)</sup>早川罷越別紙の書面持參仕候。五卿の儀も最早長州の激  
黨とは斷然御立分れ相成居候得共、調和の御手数丈は御盡し不<sub>レ</sub>  
被<sub>レ</sub>成候ては、御信儀不相立<sub>レ</sub>この譯にて鎮靜の効驗相成次第とは  
難<sup>(3)</sup>出來候得共、成否に不拘、筑前え御移座と申儀は相決居候事に  
御座候間、緬川藩長谷川仁右衛門申談、五卿御預の五藩より調和  
の道相盡候儀は御受合申上、早々御開相成候處、又々押返早川罷  
渡候付、今夕に者何と相分申筈に御座候間、左様御得心可<sub>レ</sub>被<sub>レ</sub>成<sup>(4)</sup>

- (1) 月形洗藏 (2) 早川養敬(後の勇)  
(3) 此あたり脱字或は誤字あらんか  
(4) 成の下「下」の字脱か

候。此節は十に七八は相調可申と相考居候次第に御座候。此一  
條相運候得者、跡の處至て致安可有御座候付、直様岩國え罷越、  
調和の道相盡候は、忽解立可申、何分速に人數操揚候儀、專要に  
御座候間、早々差急可申賦（ちから）に御座候。勿論尾藩若井鋏吉にも昨  
日着にて承合候處、五卿一條相運候得者、山口城破却の爲見分大  
小監察被參筋に相決居、直様兵を被解候處、御内決と被相伺申候  
間、旁大幸の事に御座候。先是迄の形行申上置候。恐惶謹言。

十二月十四日

西郷吉之助

攝津様

別紙

西郷吉之助え極密談合の件々、委細聞届候。當藩内輪の紛亂鎮靜の効驗相立次第、筑藩に渡海の儀令決定候付、吉之助儀、早々出帆岩國え立寄、反正の説得相盡、藝州え罷越、此上精々周旋致吳候様通達頼入候事。

十二月十二日

月形洗藏

早川養敬 へ

【解説】 此書も亦小倉より芦屋本營に向けて贈つたものである。冒頭の「馬關に罷渡云々」は隆盛が十二月十一日吉井友實、税所篤を伴ひ馬關へ渡り、筑前の月形と共に長州諸隊長等と會見したことをいふのである。その會見によつて諸隊長も隆盛の意を了解し、五卿の移轉に反對せず、寧ろ五卿を薩、筑等に頼みて諸隊は専ら長州内部の改革に盡力せんと決したと傳へられてゐる。その事につき、十二日頃今一つ喜入へ向けて書面を發したものと見える。それ故「談判の趣は御聞届なし下され候はん」とあるのである。

此他は、すべて五卿遷座の件に關する經過を報告したのである。別紙は十二日、月形と早川とが五卿に謁した折に授けられた書である。

なほ此前後の事情次の小松への書に見えてゐる。

因に云、隆盛が馬關へ渡ることについては、隆盛の身上を氣遣つて反對するものが多かつた。(長州諸隊に於て薩人を惡むこと甚しく、馬關海峽は薩人のためには三途の川だ、などと放言してゐる位であつたから) 然るに隆盛は少しも意に介せず、若、彼等が自分を殺さば、あとの處置は却てつけ易くなるといつて、斷然往くことにした。そこで、吉井と税所とが強ひて同行したのであつた。と傳へられて居る。隆盛は廣島に於て、三家老の首檢見がすんで總督より、五卿に轉座を命じた時から、自身防長に入りこんで處置する覺悟を抱いてゐたのであつた。自ら死地に入つても盡す丈のことは盡す。若、先方が亂暴したら先方自ら大なる損失を招くことになるといふ意見であつた。後、明治六年隆盛が自ら朝鮮使節たらんことを請うた時も、丁度此時と同様な筆法であつたのである。



# 一〇四 小松帶刀への書

元治元年十二月二十三日

嚴寒の砌御座候得共、先以御機嫌能被遊御座、恐悅の御儀奉存候。陳ば先度申上置候以後は、五卿の一條不相運色々筑藩よりも心配仕、月形洗藏と申者差はまり盡力仕候處、五卿も御開と申義も相決、諸隊の處半方は折合も付、纔に一二隊の處過激の論も有之候得共、餘程説付候向に成立、私にも一篇は下之關へ罷渡吳候様月形より申遣候付、吉井、稅所兩士不聞入同道にて罷渡候處、諸浪の内四五輩も參、一夜議論も有之候。諸浪の隊は一同歸順の運にも成行、隊長の者は兩度も論判仕候處、合點も出來、一向五卿

(1) 忠勇隊と稱し諸藩脱藩の士にて五卿に従へるもの

(2) 長藩諸隊の隊長

の御開も相盡候次第にて、實に大幸の事に御座候。大概激黨も降伏の勢成立相樂居、終五卿も諸隊へ斷然御離れ切と相成、御書取を以十日の期限も相極候。萩の政府と諸隊とは寇讐の如相成居候付、其邊調和の道相立候へば、一同解立譯に相成候付、早々岩國へ志し出帆仕候處、去二十日朝着いたし候て、吉川へ得と談合仕候處、能々汲受、此節自ら張出し、長府邊へ直様踏込説得の含勿論萩府にての俗吏兩三人を退け、激黨より望を掛居候者兩三人も引上げ、調和の筋も相立賦あいたつともに御座候處、二十一日朝萩表より使者岩國へ相達、變動の向相聞得候折柄、岩國より差出置候人々も罷歸、得と承合仕處、長谷川惣藏萩へ參居、餘程せり立、打取の策を立候向、勿論戸川鉉三郎山口城破却巡見として參居、色々被責

(3) 尾州藩士、總督附

付候向と相聞得、十八日晚七人の者を入牢申付、翌日は直様斬罪  
に取行ひ候由、前田孫右衛門、檜崎彌八郎、山田又助、大和國之助、渡  
邊内藏太、松崎剛藏、毛利登人此七人にて御座候。左候て末藩等  
へも人數差出候様相達、千人位の勢萩表より押立候由、激黨の内  
には蒸氣船二艘を奪、撫育金と申を掠取候由、何方へ乘廻候か、い  
まだ不相分、繫場より届申出候迄に御座候。頓と調和の道も絶  
果、殘念の事に御座候。右等の拙策用ひられ候ては實に込こた事  
に御座候。何分にも右様破立候ては施すべき策も無之、勿論督  
府の見込不承候ては如何ともすべき様無之候付、昨日廣島迄參  
着仕候。岩國にて説得の道も相立候はゞ五卿受取の儀も相決  
候付、速に解兵の策を督府へ説込含にて御座候處、案外の次第に

成行申候。岩國にて承候には京師にても水人入候この風説、粗承候間、速に駈登舎にて小倉表へも書面岩國より差出、尤人數繰登の儀も荒々申遣置候て、廣島迄參候處、御手洗より伊地知正治書面相達居、頓こ安心仕候。兩三日も見合候はゞ長州の模様可相分候付、時機次第には早々罷登候様可仕候間、左様思召可被下候。何分爰許の處も不見止候ては、不相濟候付、暫時相扣居申候此旨大略形行迄申上候。恐惶謹言。

十二月廿三日

西郷吉之助

帶刀様

【解説】此書は廣島より在京の小松に贈り、隆盛が十二月十一日馬關へ渡り、諸浪士及諸

隊長と會見した事をはじめ、それより岩國へ行き、又廣島に來りし間の經過を報じたのである。萩政府と諸隊との調和につき盡力ありたき旨談判最中に、萩政府が尾張惣督の重臣長谷川や、幕府の目附戸川等から八ヶましく言はれて前政府員前田孫右衛門等七人を斬りし報を得て、幕府側の處置を拙策なりとし失望寧ろ憤慨した様子が見えてゐる。

一〇五 黒田嘉右衛門への書

慶應元年正月元日

今日長府より使者參候付、致出席吳候様越藩より承候處、拙者に  
は蘆屋の様差越候付、御方御出席可給候。下宿大和屋と申所の  
由に候。此旨及問合候。以上。

正月元日

西郷吉之助

黒田嘉右衛門様

【解説】 征長總督が追討諸軍に解兵を命じたのは元治元年十二月廿七日であつた。隆盛は其翌二十八日廣島を發し、翌年正月元日小倉に着き、解兵の令を同地滯陣の副總督及び薩軍の先鋒隊に傳へ、即日薩軍本營の陣地たる芦屋に赴くこととなつた。發するに臨み、此書を黒田嘉右衛門(後の清綱)へ贈つたのである。

王政復古運動第一期





## 王政復古運動第一期 小引

三家老四謀臣の誅戮を以てせる長藩の謝罪と、敬親父子の屏居謹慎とは、征長の師を解かしむるに十分であつた。幕府の面目は立派に立つたのである。是に於て總督尾張老侯徳川慶勝は慶應元年正月四日を以て廣島を發して軍を旋し、次で副總督越前侯松平茂韶以下諸軍各其陣地を撒した。隆盛の如きも正月四日小倉を發して歸藩の途に就き、征長のこと一先づ終を告げた姿であつた。此時に當り、若幕府に人あらば、征長總督の處分を嘉みして其功を賞し、又副總督以下諸軍の勞を慰し、内には親藩諸侯の結合を固うし、外には長藩に恩威を示し、國家の爲に高遠の政策を樹てたであらうが、事此に出でず、剩へ長藩が速に伏罪したのは總督府の最高顧問たりし隆盛の奇策運籌その圖にあつた爲であることを知らず、四境の兵威を恐れた結果であると速斷したために輕々しくも再征の議を唱へて將軍の進發を促し、頼みとすべき親藩尾越の感情を害し、天下の同情を失ひ、自滅の途を急ぎしは幕府のために惜しむべきこと

であつた。

隆盛が長州の處分を急いだのは一日も早く雄藩の會合を謀り、天下の事を議し、外交の始末をつけやうといふ希望があつた爲である。尤も、彼に一應は長藩の暴を懲らし、驕兒の頭を押へておく必要があるといふ考のあつたことは、既記の書翰によつて看取せられるが、膺懲も既にこれで十分である、先づ征長は此位に片付けておいて、大政の復古を謀り、政令一途、内治外交の策を講ずるのが、國家の急務であると信じたからである。勿論、彼は疾くに幕府を相手にしてゐなかつたが、さりとて無名の戦を仕向け、無謀の兵を加ふることは、彼の決して爲さざる所であつた。然るに今や征長解兵後に於ける幕府の處置が愈出でて愈拙を極めたために、彼は藩論を一定して長州再征の幕命に抗し、幕府のために一兵を出さぬといふことにした。これは、やがて王政復古の運動に一步を進めたものである。併し彼は未だ積極的手段には出でなかつた。斯様にして幕府内部の混雜をじつと、ながめて、なほ乘すべきの機會をうかがつてゐた。依つて編者は幕府の第一征長の終即ち慶應元年正月より同年十二月までの一ヶ年間に先づ王政復古運動の第一期とし、此間に於ける隆盛の文書十八篇と之に連關した他の文書若干を収録することにした。時勢は次第に隆盛等の企圖に向つて有利に展開せんとしつゝあるが、時にまた消長あり、一喜一憂、史上の奇觀漸く佳境に入らんとするものがある。

一〇六 蓑田傳兵衛への書

慶應元年二月五日

兩士の書面連中にて開封いたし候處、段々兩人にてきまりを付居候様子に御座候間、仕合の事に御座候。乍然是非參掛候間、一往は是非不參候て不相濟儀と相考候付、吉井出立不致内、やり付候舎に御座候。此旨一筆啓上いたし候。頓首。

二月五日

西郷吉之助

蓑田傳兵衛殿

【解説】 此時隆盛も蓑田も鹿兒島にゐた。隆盛は正月四日に小倉を發し、十五日鹿兒島

に歸着したのであつた。兩士とあるは大久保利通と吉井友實とである。兩士は正月下旬鹿兒島を發して上京し、その途中福岡にて五卿の待遇等のことにつき盡力した。その次第を在藩の隆盛及蓑田に報じた。隆盛先づ其書を開封し、之を蓑田に廻送し、吉井が筑前を去らざる前に、隆盛自らも彼地に赴きて、決着をつけんと欲する意を告げたのである。

一〇七 關山、三原への書

慶應元年二月廿三日

尙々集議所の儀は明朝も可相定候間、其段も爲御心得申上候。  
只今筑紫衛等參着いたし候間、明日は會議爰許にて可相決候付、  
其段細川等え御掛合置可被下候。此旨早々奉得御意候。頓首。

二月廿三日

西郷吉之助

關山新兵衛様

三原次郎左衛門様

【解説】此書は太宰府にての書面である。宛名の關山、三原は五卿警衛の爲同府出張中

の薩藩士である。征長撤兵後江戸幕閣にては、毛利父子に江戸出府を命じ、五卿を江戸に護送せしめんとする議があつて、二月五日、命を總督徳川慶勝に下した。隆盛は大久保、吉井の手紙や西田彌四郎の歸藩によりて、筑前藩の五卿に對する態度が冷酷であることを知り、筑前に出張したのであつたが、筑前藩の態度は既に改まつて五卿は太宰府に移られたところであつた。併し五卿の進止につき、五藩會議の必要を認め、先づ筑前藩へ照會したと見え福岡より筑紫衛等が大宰府へ來着した。そこで二十四日會議を開くことに決し、肥後藩其他の守衛頭役へ照會方を兩士に命じたのである。翌日の會議で五藩より代表者を上京せしめ、總督徳川慶勝の指揮を受けんことを決議した。(此日黒田清綱大宰府に着し、守衛兵の差引となりなほ西郷に代りて久留米、福岡兩藩の間に遊説した)隆盛は、それから福岡に至り、同藩家老矢野梅庵や月形洗藏等に會つて、三條公の人物を推稱し、天下のために五郷の復職を謀りたいと提議したのであつた。

# 一〇八 幕命拒絶の薩藩上書控

慶應元年三月頃

常野の浮浪輩越前國<sub>ニ</sub>おひて降参仕候者共數百人斬罪に被<sub>レ</sub>處、其餘輕卒三拾五人弊國え流罪被<sub>レ</sub>行候間、同所敦賀湊え迎船差廻候様被<sub>レ</sub>仰渡國元え及懸合<sub>ニ</sub>置候處、古來より降人苛酷の御扱相成候義未嘗<sub>テ</sub>不<sub>レ</sub>聞處に御座候。然るに大法に安し死を甘して誅戮を受候<sub>ニ</sub>付ては、大尋<sub>(1)</sub>常の振舞御取譯被<sub>レ</sub>成下、於輕輩は、御宥免の御沙汰被<sub>レ</sub>爲<sub>レ</sub>在度義と奉<sub>レ</sub>存候。是非共流罪不被<sub>レ</sub>仰付候て不被<sub>レ</sub>爲<sub>レ</sub>濟との御義に御座候は、弊國にては降人嚴重の扱方於道理出來兼申候間、屹と御斷申上候様分て申來候付、何卒御聞濟被<sub>レ</sub>成下度奉<sub>レ</sub>

(1) 尋常は從順の意

願候。以上。

(島津忠承公爵家所藏)

【解説】常野を脱し來りし水戸藩士武田耕雲齋、田丸稻右衛門、藤田小四郎等八百餘人はその勢窮まりて、初め、加賀藩に降り、敦賀に幽せられ、後幕府の追討使田沼玄蕃頭に引渡されしに、田沼は二月四日より十六日に至りて三百五十餘人を斬り、其他を追放、流罪に處した。其流罪者三十五人を薩藩に渡さんとて、敦賀へ迎船を發して受取るやうにと、幕府より京都の薩邸に達せられしを、薩邸にては程經て此書を上り、彼等のために宥免を請ひ、若是非とも流罪に處せらるならば、弊藩に於ては命を奉ずる能はずと斷はつたものである。今公爵家に藏する扣を見るに隆盛の筆蹟である。多分隆盛此文を草して幕府に呈出し、一方本藩へ報告したものが久光公の許に残つたものであらう。



有者...  
 ...  
 ...  
 ...  
 ...  
 ...  
 ...  
 ...  
 ...  
 ...  
 ...

## 一〇九 藤長への書

慶應元年三月二十一日

尙々宮登喜え別段書面不差遣候間宜敷御  
 傳可給候。手印てしるしまで提道具差送候間御遣  
 可給候。

昨春以來不能音信候處、愈以御壯健御勤仕の  
 段追々承り安心此事に御座候。昨年(2)は寄役も被  
 仰付候由大慶の事に御座候。次に拙者にも  
 大島より上國いたし候處直様京都え被差遣  
 中四日宿許え罷在候位にて何も忘却書狀等

(1) 文久二年隆盛に隨從して内地に渡つた人

(2) 島吏名稱

差遣間も無之候處不本意の事に御座候。夫  
 より京都にて度々御役替等も被仰付、當分御  
 側役相勤、實に恐入難有次第、御存の通遠島者  
 の牢迄被押込候者の如、此次第夢の様なる事  
 に御座候。御笑察可被下候。昨年ハ京都に  
 て戦争有之、御案内、軍好の事に候得共、現事に  
 相成候ては實に難義なものにて、またさは望  
 度無之候。御察可給候。足に少々鐵砲疵を  
 蒙り候へ共、直様平愈いたし、仕合の事に御座  
 候。京都え着涯より難事計にて軍までも到  
 來、引續長州征伐まで參候へ共、戰に不及、家老

ら七のわ...  
 らしなむ...  
 ら取ぬ...  
 ら言く...  
 ら若...  
 ら...  
 ら...  
 ら...  
 ら...  
 ら...

等首級差出謝罪の筋相立無事に相治り戦に  
 不相成候故大幸の事に御座候。此度迄は命<sup>(3)</sup>  
 をみしけ候共、つまらぬ世の中とは成行候事  
 に御座候。只今の御側役は古の小役人より  
 はおこつたる事にて難儀の仕結<sup>(4)</sup>に御座候。  
 御察可給候。乍然牢屋にて朽果候事と相考  
 居候處世の中に人<sup>ひと</sup>等敷<sup>し</sup>出候て、軍迄いたし候  
 義、實身に取ては悦敷次第に御座候。御悦可  
 給候。昨年爰許の戦の節軍功として御刀並  
 陣羽織拜領被仰付、何とも難有末代迄の面目  
 に御座候。

(3) 「命をみしけ」とは「命を拾ひ」といふこと。薩摩の方言なり  
 (みしけは見付けの訛)

(4) 仕結は仕詰(しづめ)にて難儀のしつづけといふ意ならん

二、川村重吉の如きは  
何れも其の如し。

一、物大子等、其の如きは  
其の如し。

一、江村も亦、其の如きは  
其の如し。

一、子等、其の如きは  
其の如し。

一、人等、其の如きは  
其の如し。

一、其の如きは  
其の如し。

一、其の如きは  
其の如し。

一、其の如きは  
其の如し。

一、其の如きは  
其の如し。

一平山喜八郎と申人は、幼少の時分より懇意

の人にて、委敷相頼、舎に御座候處、急に出立

いたし、其義も不相調書面を以頼越候間、何

篇可被相頼候。

一拙者子共の義、始終心懸相成居、京都え相詰

居候ても、折々思出し候事のみにて、何がな

可差送、含罷在候處、長州より罷歸、纔十五日

位宿許え罷在、直様上京いたし候、譯にて、心

に任せ不申、何卒宜敷御頼申進候。始終御

厄害相成居候事と相考居申候。反物貳反

差送候間、豚子え御遣可給候。別段宿許え

(5) 大島在役として島へ下りし人

のこししをいし

藤長

三月廿一日

藤長様

追て提道具一ツ進入いたし候付、御落手可給候。

不申越候付、息災の段爲御知給度、御頼申進

候。以上。

西郷吉之助

三月廿一日 京都に相認

藤長様

追て提道具一ツ進入いたし候付、御落手可給候。

(西郷從徳侯爵家所藏)

【解説】 此書は京都から遙々南島は大島龍郷なる藤長へ宛て、發したのである。龍郷は隆盛第一次謫居の地で、なほ二人の子供の生長しつゝある地である。藤長は此地の寄役で村の名望家であつたらしい。

隆盛は元治元年二月末召還の命に接し、沖永良部島を出で、歸途此地に立寄り、別れを

告げたのであつたが、それ以來國事多忙で書信の暇もなかつた。此度隆盛の最も骨折つた第一次の征長もすみ、やうやく此書信をものするに至つたのである。而して別後の状況を島人に分り易いやうに認めてある。子供を思ふ情愛も深くあらはれてゐる。此書を受取つた折、藤長をはじめ所謂宿元一同、將又龍郷村人の喜びも如何であつたらうかと思はるゝ程、人情味の深い手紙である。

# 一一〇 土持政照への書

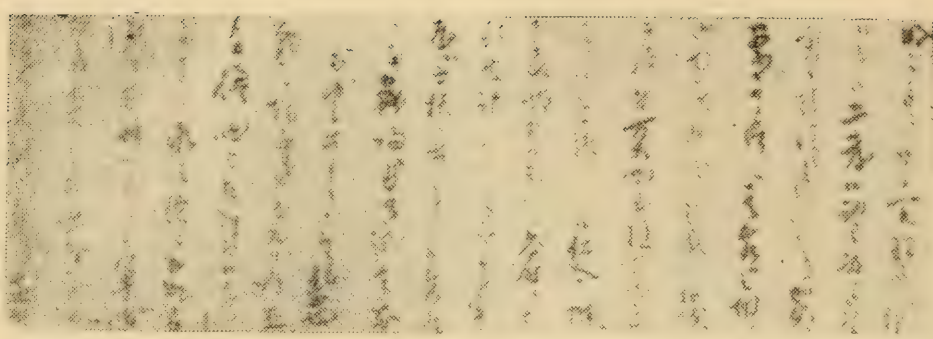
慶應元年三月二十一日

春暖相成候處、愈以御家内中様御息災、尙御元氣御勤仕の段追々承申候。其上與人御役に御昇進の段誠に結構の御仕合御悅申上候。次に拙者にも不相變罷在候間御懸念被下間敷候。然れば其後書狀も不相遣甚以て不本意の次第にて、嘸御立腹の筈と相考候得共、躰着の處、中四日有之早々出立候位にて、何も取込候仕合、殊に足不相立津端より自宅迄不歸付駕籠にて歸候事共にて哀なる爲體にて御座候。着の翌々日福昌寺迄參詣仕候處、漸々這付候事にて、難澁の事にて御座候。御察可被下候。夫形京

- (1) 與人役のこそ、前に説明あり
- (2) 津端(つばた)の宛字、海岸のこそ

都へ直様登掛候處、色々難題勝の事にて苦心  
 の次第に御座候。追々私にも昇進いたし、當  
 分御側役被<sub>レ</sub>仰付<sub>レ</sub>相勤居申候。牢屋者のケ様  
 の仕合、夢の様なる心持にて恐入居候計に御  
 座候。昨年夏には京都に於て大合戦有<sub>レ</sub>之、足  
 に少々鐵砲瘡を蒙候得共、淺手にて何も子細  
 は無<sub>レ</sub>之、大幸の事に御座候。御存知の通、軍好  
 の事に御座候得共、現事に望候ては二度は望  
 度無<sub>レ</sub>御座候。實に難義のものに御座候。御  
 笑察可<sub>レ</sub>被<sub>レ</sub>給候。其節の功に御刀並御陣羽織  
 迄拜領被<sub>レ</sub>仰付<sub>レ</sub>冥加至極、末代迄も面目を施し





候仕合、殊に御感狀頂戴仕候。當時には珍敷譯にて御悅可被下候。牢屋にて朽果候事と相考居候處、戰場迄も試み、生前の本望此事に御座候。委鋪戰の様子も申遣度候得共、自慢咄と相成候ては、兼ての素志も水の泡と相成候間、態と省略いたし候。軍咄は御方へ早々相咄度直様相考候ばかりに御座候。兼て申居候言葉と戦場の事と、少しも相違は不致候間、それだけ夫丈は御安心可被給候。引續き長州征伐に差越居、正月十五日宿許へ歸付候へ共、直様に上京仰付られ、當分相詰居申候。其後牢中よ

りの御厚恩、旁々御一禮不申遣實に薄情の者  
と御考被成候はん。眞平御免し可被給候。

此旨乍略儀如斯御座候。以上。

三月二十一日

西郷吉之助

### 政照様

【解説】此書は隆盛の第二次謫居の地であつた沖永良部島和泊村の土持政照へ贈つたのである。政照のことは前にも見えてゐた通り、隆盛に心服し、英艦鹿兒島來襲の後、造船まで企て、隆盛と死生を誓つた程の人である。書中、鹿兒島着後海岸より自宅まで歩行出來ず、駕籠にて歸りし趣を記してある。久しく座牢に端座してゐたために、未だ足立たざりし様が窺はれる。又、

「兼て申居候言葉と戦場の事と少しも相違は致さずそれ文は御安心給はるべく候」の一句隆盛幽居中の談話を想像せしめる。

掲出の寫眞は、大島の土持氏から遙々寄贈されたものであるが、初めの方毀損せしため遺憾ながら、全部掲載することが出来なかつた。

一一一月形洗藏への書

慶應元年四月廿五日

薄暑相向候得共、彌以御壯剛奉敬賀候。陳ば尊藩へ罷出居候節は、始終御丁寧の御會釋實に難有奉厚謝候。扱倉<sup>(1)</sup>八君杯御上京相成相樂居候處、豈圖らんや御歸國の事に相成殘念此事に御座候。此度は御一掃の期と渴望いたし居候處、存外の事ごもに御座候。畢竟筑薩一致の處、幕府にて大に嫌ひ居候事と相見へ、如何にもして離間の策を用ひ度との腹中より大音<sup>(2)</sup>等の奸吏を餌にいたし、喜んで策を施し候ものと被相聞申候。是非弊國の處、孤立のものに爲すの策十分有之と相見得申候。近來關東に於

(1) 倉八權九郎(福岡藩士) (2) 大音兵部(福岡藩士)

三月廿九日申の御座候  
 御座候。此度は幕府一手を以可打との趣  
 に相聞申候。勿論弊藩杯は如何様軍  
 兵相募候共、私戦に可差向道理無之候  
 間、斷然と斷り切る賦に決定いたし居  
 候。實に拙なき次第に立到申候。御遙  
 察可被成候。私にも無據用向有之、暫  
 の間歸國の賦にて出京仕候得共、至極  
 差急ぎ候付、乍殘念罷出兼候付、宜御汲  
 取可被下、藤井罷出候間、宜敷御談合偏  
 奉希候。此段御厚情御禮、旁如此御座

ては、再長征の儀を促し候向も相聞申  
 候。此度は幕府一手を以可打との趣  
 に相聞申候。勿論弊藩杯は如何様軍  
 兵相募候共、私戦に可差向道理無之候  
 間、斷然と斷り切る賦に決定いたし居  
 候。實に拙なき次第に立到申候。御遙  
 察可被成候。私にも無據用向有之、暫  
 の間歸國の賦にて出京仕候得共、至極  
 差急ぎ候付、乍殘念罷出兼候付、宜御汲  
 取可被下、藤井罷出候間、宜敷御談合偏  
 奉希候。此段御厚情御禮、旁如此御座

(3) 此處は入京の反對で京を去る意味に用ひてある



一一二 黒田嘉右衛門への書

慶應元年五月二十六日

別紙筑前脱走人京師にをひて吉井方に差出候由、右脱走人は北  
小路を斬姦の賦に出掛候向と被相聞申候間、有志の者共に相違  
無之ものに御座候。正黨兩立の形歎息の筋に相見得、歎ケ敷次  
第に御座候。正氣不突立候得ば、毎もかくの通の事に御座候へ  
ども、何分御含置被下候て御教解奉希候。御進發の一條に付、筑  
も自然相迫勢ひに御座候間、此機會を以一致の道如何様共相立  
事と奉存候間、宜敷御周旋奉願候。筑米の兩藩は力を盡し候得  
ば、其益必可有之事にて片腕には相成藩に御座候間、何卒御手を

(1) 筑前と久留米

付置可被下此段御願申上候。以上。

五月二十六日

西郷吉之助

黒田嘉右衛門様

別紙

筑前藩

黒田播磨

矢野相模

大音因幡

加藤司書

右家老

梶原喜太夫

河村五左衛門

齋藤五六郎

右大目附

衣斐茂記

熊澤三郎兵衛



右小姓頭

建部 武彦

右用聞

岡部 簇 梅澤 幸一

右勘定奉行

繩正 小金丸兵次郎 喜多岡勇平

進藤 登 中村 到

右御用部屋

筑紫 衛 月形 洗藏 河合 茂山

尾崎安之允 淺香 一策 鷹取 養巴

今中作兵衛 森 金作 伊丹新一郎

安田喜八郎 早川養敬 萬代安之允

森安平 林盡 野村助作

月形修平

右無官の有志者

久留米藩

幽囚 木村三郎 池尻茂左衛門 早川與一郎

樋口伴四郎 山田彦三郎 青木主馬

大鳥居次郎 紫山久平 佐田素一郎

山本登 内藤新吾 淺田節三郎

大鳥居菅吉 角照三郎 樋口幸太郎

姉川英藏 黒岩種吉 前田九市

西川 湊

下川元三郎

新山 舍人

宮崎 槌太郎

官武助左衛門

木原 貞助

園田三津次

樋口 廉吉

古賀 和吉

狩野左京進

奸物

不破 左門

本庄 仲太

久徳與十郎

松崎 誠藏

松村辰之丞

梯 讓平

對州藩

奸黨

○○勝井八五郎

○立花郡兵衛 ○○高田小十郎

○○三井田好右衛門

○大來菅之助 小茂田貫助

小茂田徹助

○八坂順之助

梅野唯佐

高畠辰之助

○阿比留喜助

【解説】 黒田嘉右衛門(清綱)は其頃五卿守衛のために大宰府にゐて、筑前久留米の藩士に接近してゐた。黒田の鹿兒島に歸り再び大宰府へ赴かんとするに臨み、隆盛は京都に於て、吉井友實が筑前脱藩士より得た筑前、久留米、長州三藩の正邪人物表を黒田に送り、筑前、久留米兩藩の正奸兩黨を一致せしめ、勤王に向はしむるやう周旋を依頼したのが即ち此書翰である。

# 一一三 小松帶刀への答書

慶應元年閏五月五日

尊書難有拜見仕候。如尊諭存外の洪水、弊屋都て浸頓ひたりと難澁仕候次第に御座候。右に付御丁寧の御紙面厚御禮申上候。扱昨夕町便來着の由にて御紙面御廻被成下得と拜誦仕候處、彌發い足の様子、自禍みづかを迎候と可申慕、威を張ごころの事にては有御座間敷、是より天下の動亂と罷成、徳川氏の衰運此時と奉存候。三年も浪花城に罷居とは何と申迂説にて御座候哉、一年も六ヶ敷御座候はん。何も扱置、此節進發爲天下、雀踊此事と奉存候。尙參上の上可奉厚謝候得共、其内不取敢以書中御禮答迄如此御座候

(1) 將軍の出發を指す

恐惶謹言。

又五月五日

西郷吉之助

帶 刀 様

御侍史

(荒井初太郎氏所藏)

【解説】本書は鹿兒島に於ける往復である。折柄大洪水あり、甲突川に近き隆盛の宅は、浸水せしと見え、初の一節はその見舞の禮である。「昨夕町便來着の由」以下は將軍愈江戸を發し、長州再征の途についたといふ來報を小松より通知ありしにつき、隆盛の批評なり、豫言なりである。隆盛は之を以て徳川幕府の滅亡を早めるものとなし、天下の爲に雀躍すべしと、浸水家屋中に筆を執つて即答したのである。

一一四 大久保、蓑田への書

慶應元年八月廿三日

御兩殿様益御機嫌能被遊御座恐悅の御儀奉存候。陳ば大坂の形勢も運行事には無之、專閣老會<sup>(1)</sup><sup>(2)</sup>一の密議にて若年寄邊より下には全不有響この由にて、軍議の次第不相分候へ共、別紙小倉へ及談判候書面を以相考候處、此度の再征は全名もなきものご相成、條理を失候儀ご進行、益先き暗き方に陷申候。いづれ理を失ひ候はゞ、勢を以押へ懸らず候ては致方無之候へ共、勢相挫け居候幕府一手を以戰は出來不申、諸藩の兵を募ると申ても名の立様有之の間敷、理勢共に失ひ候ては尾<sup>(3)</sup>のこれ候處如何可相成哉。

(1) 會津侯松平容保 (2) 一橋慶喜公  
(3) 尾のされるさは結末がつくさいふこそ

最初名義を正しく不致候て、胸算を以諸藩可應事と輕卒に動立候故、行先拙策に陥候事にて、大坂中の人氣は彌増に惡敷、惡計被行、笑止千萬の事に御座候。徳山岩國の兩所も、何か故障付候と相見へ、清末にても長府にても、萩の家老にても不苦この令を替候。是以最初より大きに打開出し不申候ては不相成處、又外供は兵庫迄内供は西の宮迄にて、只兩人の供列にて大坂出懸候儀達替も有之、紛々の計にて實に阿放を、極申候事に御座候。蒸艦御迎船の儀待に待候處、今日迄も着不致、如何の事と按煩候儀に御座候。就ては守衛御引拂の御策も不被行事か、此機會を御見居無之候ては、御大策相立兼候はんか、日々御左右相待居候事に御座候。少々の御盡力にては迎も此形勢にては詮立候儀無覺



束事と奉存候。諸郷守衛人數の儀交代前差掛候處、此内より過  
分流行病にて人氣迄も挫居候次第にて、(4)もどりかぜ戻風頻に吹立居候間、中  
途代りの處を以一隊も御差立相成候付、交代參候時宜に相立候  
て、是迄の通の振合を以取計可申候付、大坂の船繰を以順々御差  
立相成候間、左様御含可被下候。右御引取に付ては邸中の議論  
も一致に無之候ては、跡以色々異議も難計、當分にては全く左様  
の譯は無之候へ共、念を入衆評に出し候處、全く異論の譯は無之  
候間、爲御心得差上申候付、御覽可被下候。いづれ共其元の御吟  
味は相決居候はんか、と相考居申候。小倉へ相渡居候幕大目附  
塚原但馬守、會藩諏訪常吉と申者、皆歸坂いたし居候由、畢竟長よ  
り談判六ヶ敷、夫が爲に罷歸候はんか、と申説に御座候。長より

(4) 戻風(もどりかぜ)は歸心の起るをいふ

の談判杯の儀、至極秘し居候由、藝藩杯にも岩國より使節參候一件悉く秘し居候筋と相見へ申候。大坂にては來月廿七日限に長州より不罷出候はゞ人數御繰込相成候其心得罷在候儀、段々と幕役へ達に相成候趣、木場より申越候。初の議論にさへ負を取候て戰は尙更出來申間敷、尤をかしな事に成行申候。會の諏訪、海江田方へ參候て、初に再征と被仰出候儀、誠に失策との咄いたし候由、夫は畢竟長より條理を以及談判候故、昨年の所置を出し候儀も不相調、再征の儀言崩され、名なきに込こまり込込、尙更自分にこしらへて再征をいこひ候筋と相見得申候。頓と策を失ひ候と見へて、薩州より周旋は有之間敷哉杯と吹聽いたす様子と相聞れ申候。尾州老侯を又引出すこの噂も有之候由、ごふも仕方可

無<sub>レ</sub>之、色々工面を替候事と相見へ申候。佛人より申立候は、是迄の條約は本當の譯に無<sub>レ</sub>之候間、幸大樹公にも大坂滞在と承候故攝海へ相廻一定の約書を得度候付、談判可致申立、慕役心配いたすこの風説も有<sub>レ</sub>之候へ共、突留の説はいまだ得不<sub>レ</sub>申候。別册<sup>(5)</sup>中路權右衛門より聞合申出候書面差上申候間、御覽可<sub>レ</sub>被<sub>レ</sub>下候。頓首。

八月廿三日

西郷吉之助

大久保一藏様

蓑田傳兵衛様

【解説】本書は京都より鹿兒島藩へ上國の形勢を報告したものである。隆盛は閏五月

(5) 中路は春日潜庵の門人、元來の薩藩士にはあらずるも此頃薩藩の用をしてゐた

廿三日京都に着し、大久保は其前に出京してゐたが、七月初旬に歸藩したのであつた。大久保、菱田兩人宛の書は職掌上より藩侯並に久光公へ披露すべきものと見てよいのである。本書には將軍大阪にありて第二次征長を行はんとするも、理と勢と並び失ひ、進退に窮してゐる有様を細説してある。○「蒸艦御迎船云々」一時、守衛兵を京都より引拂ふことに決してゐたと見え、迎船來らざるを以て、大阪にて船都合をなし、次々に歸藩せしむべきことを報じたのである。

一一五 大久保、蓑田への書

慶應元年八月廿八日

御兩殿様益御機嫌能被遊御座恐悅の御儀奉存候。次に御揃御  
壯健御勤務の筈珍重奉存候。陳者風説書並攻懸の書面諸藩へ  
相廻候由如何様幕府にて内評共有之候ての事哉方々へ流布い  
たし候向に被相聞申候。つまりぬ事は觸廻候得共頓と評議の  
模様相分不申由に御座候。當年中も大坂へ滞在相成候は内  
變を醸し候はんか。膳所の一舉にさへ幕人數多相加候趣と相  
見得候へば内輪の混雜推て知られ候事に御座候。段々承候得  
ば幕人諸浪士と結合候者過分の由江戸城を二篇焼候も幕人内

(1) 此年五月將軍進發の際、同藩勤王黨將軍の膳所城内宿泊を俟ち、  
竊に將軍の死を圖るこいふ風説あり、膳所宿泊を止めらる、其折  
の事を指す

應の者より火を擧候説に御座候。幕中の有志は悉く被退其上浪士杯を謀候位の事に候得ば、自らたをれ候儀無疑事に御座候。此度戦も不出來、所置も不立候て引拂相成候はゞ、逆も諸候へ令する事も何も相叶申間敷、第一策を失ひ候儀は、外夷餘程幕政の邪なるを惡み、人心相離候向にて、益々勢を失ひ候ものこ被相聞申候。夫故異人へ機嫌取に兵庫開港を始め候かも不被計候。取々の風説故、突留たる説一向承得不申候。此旨奉得御意候。恐惶謹言。

八月廿八日

西郷吉之助

大久保一藏様

蓑田傳兵衛様

一一六 同上 別書

慶應元年八月二十八日

先日定式飛脚被差立候以後、大坂も些動立候形勢に御座候。長州よりは再征被仰出候處え罷出候儀不相合、昨年の御所置振に付ての儀に候はゞ是非罷出候て如何様共御沙汰振可承事この趣、藝藩へ爲申入様子に御座候得共、藝にて餘程秘事にいたし候向と被相伺申候。是以幕府より沙汰いたし候事かと被相察申候。先づ長州にては大坂まで不出掛向と相見得申候。畢竟威士掛かは不知候得共、來月廿七日限不罷出候はゞ斷然と御所置可相成この趣にて、大坂に於ひて諸藩へ相達し、口達を以て御國

元へも人数手當いたし置候様、阿部公用人より相達候由に申來候に付、出勢の儀は國家の大事に候得ば、可討の罪を鳴し、屹こ御書付を以て御達不相成候ては、

御國元え懸合出來不申候旨申取候様申遣候處、書面えは書記がたく候段返答相成、再押掛候儀も出來不申、夫形類込候位に御座候間、幕命を以招募候儀は、逆も出來申間敷、如何にもして

朝命を申下し候手筋も難計候得共、名に立候廉、益なき様に罷成候故、期限を誤候事のみを申立候外は有之間敷哉、第一條理を失ひ候上勢ひ迄も失ひ候ては、逆も戦は出來まじく哉、被相察候得共、斷然の所置を付るこの事候得ば、無暗に戦を仕掛候かも不<sub>レ</sub>被<sub>レ</sub>計事に御座候。戦を始候ても益々尾はこれ申間敷事に御座



候。誠に下手な事には關東にては、長州家の墓を悉く癩候(ちかき)由、大坂にて兵を屯し置、長州えは彌増藥を與候と申者、其上人情不可忍の墓癩(はくあせき)をいたし、始終下手が先廻に相成候次第、可笑事に御座候。右様苛酷の手廻が先達候故、筑前は崩立居候付、五卿邊え手を掛候策有之間敷ものとも不被思候に付、一隊か二隊かは警衛として御差出相成候ては宜敷は有御座間敷(2)若し哉欺謀を以捕取候ては

御國の信義に相拘事候間、不容易場合に御座候。譬右の策有之候共

御國元より御人數被差出候へば、決て手出し相成申間敷事と奉存候。筑前の情實、奈良原幸五郎より得と承候處、中々六ヶ敷勢

- (1) 癩は發の誤記  
(2) 「敷」の下「哉」脱か

ひにて候得ば、此機會を以俗論を挫候場も可有之事と奉存候付、得と御吟味の上、此圖を不抜の御計策奉願候。いづれ此度の一舉にて、公卿方の儀如何様と可捌可申候付、決して長い事には有御座間敷候。御人數被差出義に御座候は、隨成人不被差出候ては相濟申間敷儀と奉存候。

右の通大意申上候。大坂にて公用人方より相達候書面等は御家老方より御遣し相成候付省略仕候。以上、

八月廿八日

西郷吉之助

大久保 一藏 様

蓑田 傳兵衛 様

(大久保侯爵家所藏)

【解説】本書も前書と同じく京都より在藩の大久保、蕨田宛に贈つたのである。幕府の内情、混亂の様様と長州再征の進行及び江戸に於ける幕府の愚策を報じ、又五卿警衛のため一二隊増援すべきを云うてゐる。

# 一一七 大久保一藏への書

慶應元年九月十七日

兩度の御問合の趣致承知候。愈昨日夷船來着、早く情實を得可  
申含にて百方手を盡候處、未だ細事相分り不申、今朝小蝶丸乗頭  
へ相達、異船へ爲乗込、動靜爲相伺候様相達候處、只今別紙の通申  
出候。來着の時分より坂本<sup>(1)</sup>並中路<sup>(2)</sup>兩人は兵庫へ相廻し置候得  
共、未一左右も無之、表通黒田彦左衛門探索方として兵庫へ御留  
守居方より差出候。吉井幸輔には越前邸へ參候得共、委敷不相分  
木脇權兵衛は幕吏へ聞繕方爲致候處、今日天保山沖へ碇泊の船  
一艘有之候故、右船へ兩町奉行並御目附乗込候趣に候間、來着の

(1) 坂本龍馬

(2) 中路權左衛門

趣意相尋候處、日本語を以、御方なごへ難相咄頭役ならでは談判難出來、乍氣の毒と揆搯致候故、閣老小笠原爲差越由候得共、未だ何事も相分不申、明朝に相越候由候得共、其趣未だ模様相知不申、今通の向にては幕奸より相進めとも不被窺候得共、油斷は不相成候。夷船は都合九艘にて英船五艘佛船三艘蘭船一艘にて候。其内佛船一艘は天保山沖へ懸居候外、八艘は兵庫へ相廻居候。皆蒸氣船にて御座候由、只今迄の形勢相分候のみ申上候。明日に相成候は、何分相分り可申、速に申上候様可仕候。今日參内の儀御延引に及候儀承及候、如何の譯にて相延候哉不審の事に御座候。何れ幕手を相離れ、朝廷約定の御願申上候は、何れ各國の諸侯被招呼、天下の公論を以て至當の御處置不相成候ては不

相濟只幕府より申出候計にて、兵庫開港勅許共相成候様の事に  
陥り候ては、皇國の御辱此上も無之事に寄り堂上方の例の恐怖  
心にて、義理も分別も有之間敷か、不堪歎息儀に御座候。此段早  
々形行迄申上候。以上。

九月十七日

西郷吉之助

## 大久保一藏様

【解説】此書は大阪より在京の大久保に贈つたのである。大久保は、此頃復上京してゐた。隆盛は英佛米蘭四國軍艦の攝海に來らんとするの報を得て、吉井幸輔と共に大阪に下つて、外艦の動靜を探らんとしてゐたのである。此書前半はその探聞の報告である。「今日参内の儀御延引云々」は此日近衛公参内して外艦處置等につき献言ある筈になり居りしものなるべし。隆盛等は外國關係の重なる事件は有力なる諸侯の會合により

て決定したい、幕府の手を離れて朝廷よりの處置に出づる様にしたいと云ふ希望を有してゐたので、其事、既出の書翰に見えてゐる。今、此機に乗じ右の希望を實行すべきなりとし、隆盛は大久保、吉井等と共に大活動を開始したのである。隆盛は殊更に此書面の末尾に此意見を書きあらはし、やゝもすれば幕威に恐れて軟論に傾かんとする堂上の臍甲斐なきを嘆息したのである。

## 一一八 蓑田傳兵衛への書

慶應元年十一月十一日

御兩殿様益御機嫌能被遊御座恐悅の御儀奉存候。陳ば守衛の  
人數御繰出相成候處、大に勢ひを張進退去就の速なる處、出沒不  
被計この趣大に申觸らし、恐れをなし候模様ニ御座候。攝海異  
人の談判と申ものは、餘程奸計爲有之由に相聞られ申候。表通、  
兵庫開港の儀は御差止と申事故、是を絶切にはいづれ三港丈け  
は御免し無之候ては、逆も不相叶と申譯を以申立、内輪、兵庫も異  
人とは取究居候由に被相窺申候。其上、港を開丈けは  
勅許に相成條約の儀不宜廉も有之候付、衆評被聞食候上に御所



河内殿様益所御座候  
御座候に御座候御座候  
御座候に御座候御座候  
御座候に御座候御座候  
御座候に御座候御座候  
御座候に御座候御座候  
御座候に御座候御座候  
御座候に御座候御座候  
御座候に御座候御座候  
御座候に御座候御座候

置可被遊この事に候得共、條約は迎も取結候趣と相聞れ申候。皆跡事に相成次第、言語に絶し候譯に御座候。一、會桑の作略も皆崩れ立、天下の人心も相離れ、無致方處より頻に會人此御邸へ出で媚び候事共不堪笑候。是迄幕府の術、強藩と申せば直様嫌疑を掛色々の流言をはなち、内輪混雜を成さしめて、其虛に乘じ言を以解破候手段に御座候處、今や手術を失ひ、あきれ果たる様子と被

(1) 一橋. 會津. 桑名

三陸交々、即免、  
 不在竹、  
 之江、  
 初、  
 有、  
 以、  
 由、  
 候、  
 得、  
 共、  
 坊、  
 主、  
 不、  
 肯、  
 由、  
 に、  
 被、  
 相、  
 聞、  
 申、  
 候、  
 此、  
 夏、  
 時、  
 分、  
 被、  
 召、  
 捕、  
 候、  
 長、  
 人、  
 赤、  
 根、  
 武、  
 人、  
 等、  
 の、  
 者、  
 を、  
 永、  
 井、  
 は、  
 召、  
 候

相聞申候。長征の事に付ても頓こ  
 策を失ひ、永井主水正等廣島迄差遣  
 詰問は不相叶伏罪致したるこの一  
 言を爲謂度この賦にて、段々媚を求  
 め候様子に御座候。一向宗寺の光  
 西寺とか申坊主は、長家へ由緒有之  
 寺にて御座候處、是以橋會より相頼、  
 伏罪いたしたるこの一言を申て吳  
 候様相頼候由御座候得共、坊主不肯  
 由に被相聞申候。此夏時分被召捕  
 候長人赤根武人等の者を永井は召



此等不審之儀、各藩へ通達相成候得共、  
 人數を繰出せし申儀は無之、手數迄  
 の計にて退口の謀と被相察申候。  
 此上戦を初出し候は、直様紛亂の  
 勢ひ、眼前に相見得申候。幕府にお  
 ひて攝海異人の談判に益不條理を  
 顯し、  
 朝廷を欺き人心の憤怒を重ね、長征  
 にて兵勢の衰を示し、條理を失ひ、且  
 勢ひを失ひ候ては、如何の作略を用  
 ひ候ても不被行、如何なる智者あり

いふに及ばぬと云ふにそのしるし  
もあらずしるしに於ては  
もあらずしるしに於ては  
もあらずしるしに於ては  
もあらずしるしに於ては  
もあらずしるしに於ては  
もあらずしるしに於ては  
もあらずしるしに於ては  
もあらずしるしに於ては  
もあらずしるしに於ては  
もあらずしるしに於ては  
もあらずしるしに於ては

ごも引起候儀は無覺束次第に御座候間、此時に當りては理を盡して進み、勢ひを詳にして動べき事と奉存候。當分の處一言發すれば名分大義を明にし、義を以立、確乎として不動、諸藩を壓倒いたし候姿も有之候付、變に入る入らぬの境肝要の場合にて、至極謹慎を加へ、評議を盡し候事共に御座候。此旨大略如此御座候。小説紛々に御座候得共、取に不足事共にて文略仕申候。頓首。

十一月十一日

西郷吉之助

蓑田傳兵衛殿

(島津忠承公爵家所藏)

此書は慶應元年十一月十一日京都より鹿  
 兒島へ向け發送したものである。「守衛人數御繰出  
 相成候處大に勢を張云々」は、是より先十月十四日  
 薩藩は小松帶刀、西郷隆盛をして急應隊といふ禁闕  
 守衛の兵を率ゐて、上京せしめ、同月二十三日着京し  
 た。此守衛兵の入京により薩藩の勢が出て、幕府が  
 恐れをなして居る模様であるといふのである。  
 「攝海異人の談判云々」は、九月より十月の初めに

云々

云々

云々

云々

かけて行はれた英・佛・米・蘭の四國軍艦と幕府との交  
渉顛末に就て、聞く所を報じたのである。「是迄幕府  
の術云々」以下、當時の幕情、特に長州再征につきて  
幕府困却の態を詳述し、「攝海異人の談判に益不條  
理を顯し、朝廷を欺き云々」に至りて、幕府の維持最  
早困難なるべきを論結し、更に隆盛の此間に處する  
覺悟を告げたので、隆盛がいかに常に天下の形勢を  
詳にし、理を盡して、その趨く所を察し、名分大義を明  
にして其進止を決したかゞ窺はれる。

此處に一言つけ加へておきたいのは、四國軍艦が兵庫に入港以來此時に至るまでの隆  
盛の行動である。即ち前に載せてある九月十七日の手紙の末段に見える通り、隆盛等は  
有力な諸侯を京都に會して、對外問題を初め時事をきめるつもりであつた。そのために  
隆盛は九月二十六日、吉井幸輔と共に大阪發の汽船にて歸藩の途につき、十月四日鹿兒島  
に歸着し、大守忠義公及久光公に上京をすゝめた。同時に大久保利通は越前に赴いて春  
嶽公の上京を促し、春嶽公は一旦上京の途につかれたが京都の事情で途中から引かへさ

れた。且其内、條約が勅許になり、四國軍艦も退去し、對外問題は、一先づ解決といふことになつたので、忠義、久光兩公の上京も見合せとなり、前述の如く小松、西郷が守衛兵を率ゐて上京したのであつた。



一一九 黒田嘉右衛門への書

慶應元年十一月十四日

田沼立蕃頭蒸艦より攝海へ乘廻候由、事柄不相分候得共、兵庫開港の義欺謀を以異人と約條いたし候故、關東に於て大に物議沸騰の様子に被相聞候付、其等の事か、又は迎船共にては無之候哉、何等の事か御探索被成下度奉合掌候。大樹公上洛ごかの説は御當地にても流言いたし候得共、是は虚唱と被相察申候。此段奉得御意候。頓首。

十一月十四日

西郷吉之助

黒田嘉右衛門様

【解説】此書は田沼玄蕃頭が軍艦で攝海へやつて來たのは何の爲であるか探索するやうにと、京都より在阪の黒田嘉右衛門(清綱)に依頼したのである。隆盛は九月二十六日大阪を發して歸藩し、十月四日鹿兒島に着し、同月十四日復上京の途につき二十五日着京したのであつた。

黒田が此書面に對してよこした返書がある。即ち左の通りである。

備考

黒田清綱よりの答書

御問合の趣拜承仕候。田沼玄蕃頭一昨日蒸艦より着坂相成候得共、事柄未だ全不相分。追て探得次第可申上。又大樹公上洛の儀於<sub>二</sub>爰許<sub>一</sub>も巷説喧敷相唱候得共、是以突留候正説者未だ承得不申候。征長人數者別紙の通追々出立、來月十日限藝州廿日市迄押掛る筈とか申し騷居中候處、永井主水正、戸川鉞三郎には、去る六日爰許出立にて明六日廣島着の賦、餘程遲寛の宿割と申事に候。藝州藩士も申居候。永井發足の砌赤根武人、淵上郁太郎、峰軍之介三人出牢させ藝州へ引越候由、左候て此節は諸伺と申談にては無之、折角丁寧説得の趣意相含差越候様、永井へ密達有之候由、然時は内には無事寛典を好み候に

相違無<sub>レ</sub>之、右通人數繰出し騒敷く表向に見せ掛候は、例の婦女子を畏<sub>ま</sub>す虚喝と相見得、却て笑を取候仕形に御座候。楮又筑前の形勢近來言語同斷、大音兵部益暴威を振ひ、櫛橋内膳とか申者を先達て差登せ、今度幽閑せしめ候者の所置を窺ひ、密に幕府の内命を得て黒田播磨、矢野相模兩人は永牢、加藤司書、吉田主馬、建部武彦、近藤登、中村到、月形洗藏以下六十餘人割腹斬首野村助作より承候。尤も右人々の母妻子までも還流其他有志の輩は不<sub>レ</sub>殘候由、先日平戸藩士上坂掛け宰府へ立寄り聞取來候。彼藩態々の談に承得候誠に慨嘆に不堪次第に御座候。別紙閣老より夷へ被<sub>レ</sub>相渡<sub>レ</sub>候書付既に御覽に相成たるかとも奉<sub>レ</sub>存候得共、手に入候儘寫取差上申候。尙此餘追々承得次第可<sub>レ</sub>申上<sub>レ</sub>候。以上。

丑十一月十五日

大坂より

西郷吉之助殿

黒田嘉右衛門

## 二二〇 境金一郎への答書

慶應元年十一月廿一日

芳翰辱拜誦仕候。如貴諭寒威嚴敷御座候得共、彌以御壯剛の由珍重奉<sub>レ</sub>存候。隨て小弟無異罷在申候間乍憚御放慮被<sub>レ</sub>下候。陳ば日々形勢も相變、頓と見留も付兼候世態と相成、幕威も相衰來候處、再討も譯の分らぬものご相成、苦切て有る様子と相聞申候。就ては事情御隔絶にて潜行の趣被<sub>レ</sub>仰越、委細承知仕候。一大事の場合御苦心の程御察申居候事故、態々御計策を被<sub>レ</sub>廻御登被<sub>レ</sub>下候は、詳に御談話も可仕候付、弊邸に於て何も差支無御座候付、其段は私より御返詞申上候様、家老共よりも申付候儀に御座候

(1) 可の字脱か

間、宜敷御汲取可被下候。態々御書面を以御尋被下、御念入たる次第、突然御來訪被下候て可宜義に御座候處、痛入仕合に御座候。乍然當分は大に天幕の嫌疑を蒙り居候間、其段は御舍居可被下候。至今嫌疑を顧る時節にては無御座候付、少も不相搆罷在候間、御安堵可被下候。此旨御返詞迄如此御座候。恐惶謹言。

十一月二十一日

西郷吉之助

境 金 一 郎 様

追啓上、小松へも御紙面を以御懇切の御會釋被成下候由、別啓不仕候付、私より厚く御禮申上候様申聞候付、乍憚宜敷御汲取可被下候。

【解説】宛名の境金一郎は岩國藩主吉川監物の家臣である。同人より書翰を以て潜在上阪して薩邸の厄介になりたき旨を依頼して來たのに對し、京都から出した返書である。

御座候様益御機嫌能遊御座恐悦

之由の事も候と申上候

若又、お目にも、さぞ存

御勤仕と見取らる候

御事、若くは、お目にも、

御事、若くは、お目にも、

御事、若くは、お目にも、

御事、若くは、お目にも、

御事、若くは、お目にも、

御事、若くは、お目にも、

一一一 菱田傳兵衛への書

慶應元年十二月六日

御兩殿様益御機嫌能被遊御座恐悦  
の御儀奉存候。 貴兄におひても寒  
冷無御障御勤仕の筈珍重奉存候。  
陳者江戸表御役所等御引拂の一條  
如御尊諭政府より表通御問越相成  
候趣、疾くに承知仕候。 此一條に付  
ては專私主張いたし候譯にて御座  
候。 天下の事情不貫徹の御事か、決

果敢極く申御扱にては無御座時  
 勢相當の御事、此御方様より先に立  
 て御始め被成候様の譯なれば、御懸  
 念の御事も可有御座候得共、各藩に  
 は後れ候事に御座候。親藩すら御  
 主殿迄も國へ引取、定府も不殘引拂  
 候次第に御座候。勿論大奥不被召  
 立置候ては、  
 天璋院様御方へ御情義におひて被  
 爲疎候譯更に無之、如何程大粧に被  
 召立候迎、只御取次迄の御事、日々御

(1) 御主殿は幕府より諸侯へ降下された夫人をいふ。

(2) 諸侯の家臣中江戸定住の者

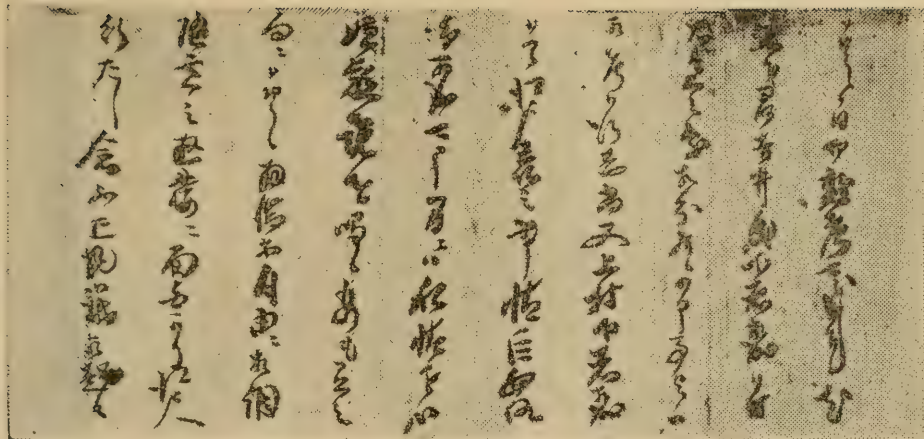




有上りも御事と申は、何百年も戦  
 争を経て、鎌倉へ被爲在候御事に御  
 座候得ば、是以被爲届兼候場に難申  
 上、いづれ君公も御出府不被爲在日  
 に至り、御役場召立置候御譯合無之  
 一々條理を以論じ詰候はゞ、何も筋  
 の立候御事にも無之、只嫌疑を恐れ  
 候迄に相成可申、當時は幕威相衰候  
 故、嫌疑をさけ候所に少し手の見得  
 候へば、益嫌疑を重候場に陥可申、四  
 方嫌疑を掛候以上に候得ば、是以中

有上りも御事と申は、何百年も戦  
 争を経て、鎌倉へ被爲在候御事に御  
 座候得ば、是以被爲届兼候場に難申  
 上、いづれ君公も御出府不被爲在日  
 に至り、御役場召立置候御譯合無之  
 一々條理を以論じ詰候はゞ、何も筋  
 の立候御事にも無之、只嫌疑を恐れ  
 候迄に相成可申、當時は幕威相衰候  
 故、嫌疑をさけ候所に少し手の見得  
 候へば、益嫌疑を重候場に陥可申、四  
 方嫌疑を掛候以上に候得ば、是以中

主仕候とておへも、（？）と申すを  
 疑念を拂て内へ御座候とて  
 然否を仰てまゐり、（？）もあは  
 しく事柄とて、（？）と申して  
 事柄をぬき、（？）と申して  
 御座候とて、（？）と申して  
 俗眼の嫌疑と見る處は、幕府の一策  
 と相成、もふは自分の失躰を致不申  
 候ては、不相濟ものご相成、日々變革  
 に心を向候趣に御座候。右様事情  
 の不通より裏はらに相成もの御座



候間、御熟考可<sub>レ</sub>被<sub>レ</sub>成<sub>レ</sub>下<sub>レ</sub>候。尤岩下君  
 吉井氏下着相成候付、右邊の所相分  
 居可<sub>レ</sub>申事、こは相考候得共、尙又上村<sup>(3)</sup>  
 下着相成候は、江戸表の事情巨細  
 御分相成可<sub>レ</sub>申候。間には私情を以  
 嫌疑説を唱候ものも有<sub>レ</sub>之向に御座  
 候。拜借等自由に相調、隨意の遊樓に  
 面白がり江戸へ行たし念不<sub>レ</sub>已、物議  
 相起候事も不<sub>レ</sub>少哉に相聞得申候間  
 必俗論に御沈被<sub>レ</sub>下間敷、天下割據の  
 姿に相成、いまだ戦を不<sub>レ</sub>始計に御座

(3) 御家老座書役

申も石状に、お知し候へり  
各儀に、心統も、御座下  
別敷、お知し候へり  
御座下、お知し候へり  
御座下、お知し候へり  
御座下、お知し候へり  
御座下、お知し候へり  
御座下、お知し候へり  
御座下、お知し候へり  
御座下、お知し候へり

候處、因循の說を以て諸方へ大に費用を増し候義、有眼のもの可耻事には有御座間敷哉、實に無用を省き有用を事とする時節、小事に拘ひ區々たる譯には無之事と奉存候。上村より委敷御聞取、得と御深察奉希候。若、事實相當の譯と思召御座候はゞ政府へも宜敷御辯解可被成下候。不相當の譯に相成候はゞ其罪は私蒙申度、天地に正して恨無御座候付少しも御遠慮被下間敷候。如何様

新... 石... 候...  
 共御取扱奉願候。爲其貴兄迄申上  
 候間、公平を以御汲取可被下候。頓  
 首。  
 十二月六日 西郷吉之助  
 蓑田傳兵衛殿  
 (大久保侯爵家所藏)

共御取扱奉願候。爲其貴兄迄申上  
 候間、公平を以御汲取可被下候。頓  
 首。

十二月六日 西郷吉之助

蓑田傳兵衛殿

(大久保侯爵家所藏)

【解説】此書は京都より在藩の御側役蓑田傳兵衛  
 へ贈り、江戸薩邸の人員を減じ、大多數の役人を歸國  
 せしめんことを主張したものである。初め京都藩  
 邸より此事を藩に申出でしに、蓑田より隆盛に書を  
 贈り其件につき尋問の事ありしと見え、隆盛此書を

御座候に由りて御座候に  
 御座候に由りて御座候に  
 御座候に由りて御座候に  
 御座候に由りて御座候に  
 御座候に由りて御座候に  
 御座候に由りて御座候に  
 御座候に由りて御座候に  
 御座候に由りて御座候に  
 御座候に由りて御座候に  
 御座候に由りて御座候に

わが御座候に

以て答へたのである。隆盛がそこで其事は自分で専ら主張したことであるといつて、堂々と條理を盡して論じ詰め、且此事が不相當といふことであつたら、其罪は私が蒙る。天地に正して恨はないとまでいつて居るところ、如何にも決然たる主張である。書中「天下割據の姿に相成、いまだ戰を始めざるばかりに御座候」とあるが如く、隆盛は既に幕府を眼中におかなかつたのみならず、幕府を眼中におかぬ態度を見せる方が賢明なやり方であると思つて居たやうである。事實上此時既に政治上の中心は京都に移つてゐた。薩の藩侯は鹿兒島にゐて江戸には參觀しないし、薩藩の使臣も京都に其主力を集注して江戸には第一流の人は行つてゐない。従つて江戸の薩邸は別段の用もなかつたのである。右本文には江戸藩邸に關する事のみを認め、京都に

此の如き世に於ては、  
 一、海軍の力に頼るべし。  
 二、天下の士を懐くべし。  
 三、人心を正すべし。  
 四、財力を蓄ふべし。  
 五、舟楫を整ふべし。  
 六、舟楫を整ふべし。  
 七、舟楫を整ふべし。  
 八、舟楫を整ふべし。  
 九、舟楫を整ふべし。  
 十、舟楫を整ふべし。

於ける時局問題は次の別啓中に一橋慶喜公の境遇を叙してある。慶喜と江戸幕府との間が、圓滿でなかつたことから殆ど孤立の状であつた其事情を詳記してある。又長州に對する幕府の處置振、板倉、小笠原二老中の行動等、幕府衰運の有様を擧げて、會藩でも明賢諸侯の會合でなければ天下の治まりはつかぬと云ふ議論を立てゝあるやうだと報じてゐる。

別啓仕候。御當地の形勢は暫時は不動、些靜まり候。鹽梅に御座候得共、兵庫開港一條六ヶ敷成立、再攝海へ



在御り予等と延應とを  
 十計數号の白くも  
 六刀のわくも手紙の  
 とも手紙のわくも  
 予等と予等と  
 予等と予等と  
 予等と予等と  
 予等と予等と  
 予等と予等と

廻艦の説紛々相起候得共、彌相廻  
 この義は不相分大に失策を働候儀  
 一橋杯萬悔の向に被相聞、幕府に  
 おひても私意を以朝廷を欺き候後  
 難の恐を慮ひ、此機會にやり付置様  
 の計謀も不知處に御座候。若、右様  
 の計にて攝海へ相廻候はゞ又一機  
 會も相生じ、此節は意の儘には參兼  
 可申事かご奉存候。此度の所置を  
 失ひ、因備邊の處も、頓一橋候には  
 兄弟の親も相離、人望絶果候向に御

(1) 因州、備前兩藩主何れも水戸家よりの養子にて一橋慶喜公の

弟にあたる

將軍より幕府より大に嫌疑を掛居  
 候處、全嫌疑を遮る賦にて相働候事  
 皆々嫌疑を重、十計斷果候向に被相  
 伺申候。兵力はなし、如何とも致し  
 様無之様子、當分辭職の儀も御申出  
 に相成候由、是は畢竟是迄は一ヶ月  
 壹萬六千兩づゝ幕府より續來候處  
 昨年來全不相送候付、京都町奉行手  
 切を以、壹萬五千兩づつ月々差續居  
 候處、  
 將軍上洛以來此手も相離、一切續料

將軍より幕府より大に嫌疑を掛居

候處、全嫌疑を遮る賦にて相働候事

皆々嫌疑を重、十計斷果候向に被相

伺申候。兵力はなし、如何とも致し

様無之様子、當分辭職の儀も御申出

に相成候由、是は畢竟是迄は一ヶ月

壹萬六千兩づゝ幕府より續來候處

昨年來全不相送候付、京都町奉行手

切を以、壹萬五千兩づつ月々差續居

候處、

將軍上洛以來此手も相離、一切續料

おまじらふやあらむし、御意を  
御心遣ひの御心遣ひを御心遣ひ  
御心遣ひも入る事、御心遣ひ  
引上り接戦の御心遣ひ  
り、御心遣ひも入る事、御心遣ひ  
御心遣ひも入る事、御心遣ひ  
御心遣ひも入る事、御心遣ひ  
御心遣ひも入る事、御心遣ひ  
御心遣ひも入る事、御心遣ひ  
御心遣ひも入る事、御心遣ひ

も無之、十萬石限の事と相成、十方に  
暮候處より、關白殿下至極の御ひい  
き故、攝津邊御宛行の儀も御達相成  
候得共、閣老邊の處誰も受續人も無  
之、此度辭職に付願の趣不被聞食候  
様、會津より

殿下へ申入候處、海防の手當相成候  
丈は御宛行の道不相立候ては、御差  
留の處も六ヶ敷譯に候段、御沙汰相  
成候處、決して何の備も入る事には無  
之、陸地に引上げ接戦より外には策

九、このころからわが國に「天」の氣  
 が、多かりきりなるといふ事  
 を、あつて、王も、人の心を  
 一、おとろけ、おとし、おとし、  
 今、おとろけ、おとし、おとし、  
 り、おとし、おとし、おとし、  
 五、切、おとし、おとし、おとし、  
 ○、おとし、おとし、おとし、  
 先、おとし、おとし、おとし、  
 追、おとし、おとし、おとし、  
 伊、おとし、おとし、おとし、  
 遠、おとし、おとし、おとし、

も無之候故、刀一本にて相濟候譯と  
 申切、全相拒候由に御座候。就ては  
 閣老邊の處は格別忌候向に無之候  
 得共、其下の處一橋侯を惡み候儀甚  
 敷、只今の處、難を不レ生は閣老の不レ應  
 迄にて、今日を過候事と被レ相聞申候。  
 つまり此間に變を突候儀相違有之  
 間敷と申説に御座候。實に兵力は  
 無之、危き事と被レ察申候。天下の人  
 望は相離、可レ頼處更に無之様子に御  
 座候。會桑の處は、少しはつるばり

五、石を中、望む  
 六、石を中、望む  
 七、石を中、望む  
 八、石を中、望む  
 九、石を中、望む  
 十、石を中、望む  
 十一、石を中、望む  
 十二、石を中、望む  
 十三、石を中、望む  
 十四、石を中、望む  
 十五、石を中、望む  
 十六、石を中、望む  
 十七、石を中、望む  
 十八、石を中、望む  
 十九、石を中、望む  
 二十、石を中、望む

候處も可有之候得共、餘は全手切に罷成候由に被相聞申候。

○長州の義も永井戸川杯先月六日大坂出立廣島迄參候得共、一段病氣と稱し、井原引取候後不參、いまだ談判も無之由に被相聞申候。若哉不出來候得者如何可致事哉と又心配の向に被相聞申候。中途迄段々人数も操出し居候得ば、是以何なく引揚候儀も出來申間敷、實に大笑に堪不申事に御座候。全躰永井等

(2) 永井主水正尚志、戸川半三郎 (3) 一且

一、  
 〇板倉小笠原の兩人御登用相成候  
 事と被相聞申候。  
 得共、いまだ何も相變候儀無之、是以  
 因循の様子と被相伺申候。畢竟幕

へ含の趣は、領地取上、大膳父子(4)の處  
 も退隱と申義を申出させ候得ば、山  
 陵の一條に付大赦被(5)  
 仰出に相成賦に候間、其廉を以是迄  
 の通何も支なく被仰付(5)との諭有之  
 賦と申説に御座候得共、長州より不(5)  
 出來候ては何の策も不被行、込入候  
 事と被相聞申候。

(4) 長州藩主毛利大膳父子  
 (5) 板倉伊賀守勝靜（十月二十二日老中なる）  
 小笠原壹岐守長行（十月九日老中なる）

更の黜陟も相始候含ご被相聞申候  
 得共、若哉沸騰を生じ候ては、我身も  
 危しご申事にて、川越候の上坂を相  
 待居、是より事を始候得ば物議も相  
 起らば、都て川越侯へ打歸せ可申胸  
 算ご申説も御座候。右様身構を先  
 に致し候位に御座候得ば、大概程が  
 知れ候事に御座候。可歎世態ご罷  
 成申候。此衰世を立直し候儀、餘程  
 の豪傑にあらずんば出来申間敷事  
 ご奉存候。會藩杯の處もいづれ明

天下の治りハ付申間敷ニ近來  
 致方なく議論も相立候様子に御座  
 候。詐術權謀を以諸藩を愚弄致そ  
 ふこは、餘り氣強き仕方にて御座候。  
 見込通不參ニ相見得、近來は餘程媚  
 を求候次第、實にをかしな事に御座  
 候。此旨大略申上候間、宜敷被  
 仰上可被下候。恐々謹言。

(大久保侯爵家所藏)



大西郷全集 第一卷 文書

## 一一二 黒田嘉右衛門への書

慶應元年十二月十二日

兩度の御細翰忝拜誦仕候。陳ば柴田(1)の説得も實に可<sup>レ</sup>突次第に御座候。何も一橋へ打著せ、私の怨を薩を以<sup>レ</sup>可<sup>レ</sup>報様の仕掛、矢張奸謀相逃(のぶれ)申間敷、可<sup>レ</sup>討の道相立候はゞ公然と義を唱へ可<sup>レ</sup>申譯に御座候處、薩の怒を起させ候術策も不<sup>レ</sup>被<sup>レ</sup>計事に御座候。近々一橋は下坂の賦と被<sup>レ</sup>相聞申候得共、逆も幕兵を以<sup>テ</sup>討取様の斷策は六ヶ敷義と推察仕居申候。長州にも一橋の策にて再討の義も相起たる杯と申込、是を以<sup>レ</sup>相逃候(にひ)かも知事に御座候。長州も義を以<sup>レ</sup>立理を盡して進(すすむ)の勢は不相見得、安全を計候事かと案外

(1) 柴田藤五郎(薩<sup>薩</sup>領分都之城出身の幕臣)か

の仕合に御座候。異艦も再來不致由、頓こ力を落し申候。方祭<sup>(2)</sup>  
 も不得合事かこ誠に慰<sup>(3)</sup>しき事に罷成申候。○昨<sup>(4)</sup>年戦争の御功賞  
 きて五千兩家來中え被遣この趣、片腹痛譯に御座候。餘り拙き  
 策を用候ものと茫切<sup>(5)</sup>たる事に御座候。是を甘じ候はゞ  
 君公の御賞賜は空敷ものと相成、臣子の分不相立、殊に諸藩えは  
 何も沙汰なしにて、今更に褒美を受候ては各藩の物笑こ相成可  
 申、小笠原、板倉兩侯の人物程が知れ申候。御斷の段は、通御留  
 守え御達相成候付、何分御助言被成下候て拙策に陥らず、名義相  
 貫候處御周旋可被成下候。御留守居杯は金がほしくて阿放等  
 敷こ被申筈候得共、後年に到りて損得相分可申候付、能々御理解  
 可被成下候。此旨御禮答迄如此御座候。頓首。

- (2) 此一句は御馳走にも得逢ざる事かこ誠に残念次第だといふ意である  
 (3) 「悲」か「怨」かの誤寫か (4) 禁門の變の戦功にきて幕府より  
 五千兩薩藩家來申へ遣はさるゝ趣といふなり (5) 茫然か

十二月十二日

西郷吉之助

## 黒田嘉右衛門様

【解説】本書は京都より在阪の黒田清綱に贈りし書翰か或は其草按かであらう。柴田の説得云々は如何なる事情であつたか未だ明かでない。柴田といふは多分旗本の士で、薩藩の用を頼まれてゐた柴田藤五郎の事であらう。藤五郎はもと薩藩領内日州都之城の町家の出身であつた關係上、薩藩のために働いてゐた。

「異艦も再來不致由云々」は其頃異艦が再び攝海へ來るといふ風説があつた。異艦再來せば、また策の施すべきものがあると、隆盛は心ひそかに喜んでゐたところ、再來せずと聞いて失望し方祭ほうさい、薩摩語にて「ホゼ」といふ。ホゼは即ち方祭で村々又は部落ほうぎり（方限）毎の祭禮をいふ。その祭禮の日には他の部落の人に御馳走をする習慣がある。故に思ひかけぬ御馳走にあふ折など、能くホゼにあふやうであるといふにもえあはずに、怨めしい事だといふのである。○「昨年戦争の御功賞として云々」。これは小笠原・板倉兩閣老の計にて、薩藩家臣中へ昨年の戦争の御賞賜にと云つて五千兩贈つてきた。のれは薩士

の歡を買ふ手段で、一種の買収策である。隆盛之を以て兩侯の人物も測り知るべし、拙策なりといつてゐる。薩藩としては斷然御斷になる筈で、公文で御留守居へ御達しになる筈である。留守居などは五千兩といふ大金を貰はぬは損である。阿呆らしいと云ふであらうが損得はあとで分る。斷然ことばるに付、御助言を願ふといふのである。

御座候御事、實に恐入次第に御座候。謹  
 下  
 遵奉可仕候間、御安心可被成下候。邸中の  
 役場兩立の説も相聞得候由、驚入次第に御  
 座候御事、實に恐入次第に御座候。謹  
 下  
 遵奉可仕候間、御安心可被成下候。邸中の  
 役場兩立の説も相聞得候由、驚入次第に御

一一三 蓑田傳兵衛への書

慶應元年十二月二十六日

餘寒甚敷御座候得共、彌以御壯健可被成御  
 座珍重奉存候。隨て小弟無異罷在申候間  
 乍憚御放慮可被成下候。陳ば此度桂大夫  
 御登京に相成、厚思召を以、  
 御教諭の御事實に恐入次第に御座候。謹  
 下

(1) 家老桂久武

五月廿五日 叢田傳兵衛様

先づ御座候間、宜敷御汲取可被下候。此旨奉

得御意候。恐々謹言。

十二月二十六日

西郷吉之助

叢田傳兵衛様

（大久保侯爵家所藏）

此書は京都より鹿兒島の御側役叢田傳兵衛に贈つ

たのであるが、久光の聽に達するためのものであるから、久光

への書とみても差支ないのである。叢田への書多くは

叢田傳兵衛様

此類である。

「御教諭の御事」これは久光より桂久武を以て、隆盛へ御内諭があつたのである。何事かは分らぬが、書中に京都薩邸でも兩派（西郷派と何派かよく分らぬ）に分れて居るとの聞えもあるとの事驚き入つた。次第とある。隆盛を譏言ぎごんしたものがあつたらしい。

（前にあつた江戸藩邸引拂などの説から起つたかも知れぬ）そこで隆盛は此書を以て、御教諭の趣謹んで遵奉すると御請したのである。桂久武は此月十八日に着京したのであるが翌十九日の日記に「今晚西郷吉之助見舞にてゆるく相咄候。御國許の事情の外、御内諭の趣共得と及談合候處能く合點被成候間、至て仕合に候。」と見えてゐる。



## 二四 蓑田傳兵衛への別書

慶應元年十二月二十六日？

【解説】本書は別啓とありて宛名も月日もないから、何時誰に差出したのか明かでないけれども、内容から推せば慶應元年十二月二十日以後のものであり、又、久光公の後である島津忠承公爵家に傳はつてゐる事や、報告の事柄から考察すれば、蓑田傳兵衛宛のものであることは殆ど疑ふべからざるものである。多分前の十二月二十六日付蓑田宛の書と同封であつたのが別々になつてゐるものではあるまいか。

「永井主水正等廣島表え出張いたし云々」永井等は十二月十六日廣島を發し、着阪の日は判然せぬが二十二日夕に入京して、二十五日に下坂して居る。永井等の廣島に於ける長人との應接内容は秘して外間に洩らさなかつたと見えて居る。又、肥後藩の態度の替つた事及び幕府の長州に對する風評を掲げてある。

別啓。長州談判として永井主水正等廣島表え出張いたし、近日

歸坂に相成候處如何に應接に及候哉、至極秘事にいたし居候故頓と不相分、長州より書取を以申出候趣も有之由に被相聞候得共不相洩、段々承候へば永井等此度の談判は大に長人より愚弄せられ候世評に御座候。夫故秘密にいたす譯かとも申事に御座候。いづれ追々相分可申候間、後便より委敷可申上、俗説紛々御座候得共、慥成論も不承、又々永井等も廣島表え出張可致この趣に被相聞申候間、此度の談判は決して不相調儀は相違無之、此談判も又々長引候儀は無疑事に御座候。近來細川の議論も相變上田休兵衛<sup>(1)</sup>、林新九郎<sup>(2)</sup>の兩人は國元え被打下<sup>(3)</sup>井口呈助と申者交代として被差出、此人は餘程着實の人にて御座候由、上田第一會津の手先にて御座候處、國元におひて議論相起、右の次第に及候

(1) (2) (3) 三人共肥後藩士

由御座候。細川正義に立替候はゞ、頼(4)と頼方無之ものご相成可  
申義に御座候。人數操出等の儀も細川は御斷相成候由、柳川も  
同斷の向に被相聞申候。右兩藩は當月十日限先手操出候儀は  
御達御座候由、細川さへ右次第の事候は、外藩は決して動き申間敷  
可討勢も無之、戰は出來不申事故、此度の再討と申は橋會より主  
張いたし、此時機に及候次第長え説込、却て長を懷込候趣と被相  
聞申候。實に幕人恐しき術策、驚計に御座候。以上。

(島津忠承公爵家所藏)

(4) 「幕府にては」といふ語を補つて見れば能くわかる



王政復古運動第二期



## 王政復古運動第二期 小引

慶應二年正月二十日、王政復古を目的とする薩長の同盟が極めて秘密の裡に成立した。是に於て隆盛等の企劃は更に一步をすすめたのである。今、編者は慶應二年丙寅の歲を以て薩藩の王政復古運動の第二期とし、此間に於ける隆盛の遺文十八通を収録する。因つて次に此間に於ける天下の形勢、就中隆盛に關係ある重なる事項を掲げて讀者の参考に供しよう。さて此期間に於て薩藩の外部に對して行つた著しい事件が凡そ三つある。即ち

第一が右に云へる薩長同盟の密約である。抑も薩長同盟はその端を應元年春に發して居るが、今、また、土佐藩士で薩藩に最も深い關係を有してゐた坂本龍馬及び薩藩士黒田了助(清隆)の斡旋で長州より木戸貫治(孝允)の出京となり、薩藩の小松、桂、西郷、大久保等と會見し、最後に小松、西郷、木戸、坂本の會合によつて決定したのであつた。

第二は長州再征に反對し、出兵の幕命を斷然拒絶した事である。これは前年來薩論で既定の

事であつたが、四月在阪の閣老から薩藩大阪留守居に出兵を促すや、當時京都に居た大久保や岩下、それから大阪留守居の木場傳内等が其衝に當り、最も目ざましい働をした。

第三は英國公使を鹿兒島に招待し、薩英の親交を謀つた事である。英國公使及び同國東洋艦隊の水師提督が薩藩の招きに應じ、軍艦三艘を率ゐて鹿兒島を訪問したのは七月の事であつた。此折は隆盛在藩中で其事を斡旋した。

此頃に於ける薩藩の中心勢力は既に隆盛と大久保利通とに歸してゐた。勿論大事件は藩論で決したのであるが、多くの場合、兩雄はその發案者であり、又實行者であつた。

さて又、此期の後半に於て思ひがけなき二つの重大事件が突發した。その一は七月二十日に將軍家茂の大阪城で薨去になつたことである。それよりして一橋慶喜の宗家相續となり、後又慶喜へ將軍宣下があつて、中央の政局に一大變化を見るに至つた。慶喜の宗家相續の際、王政復古を斷行したらといふ議論が朝廷の内外に起つたが、隆盛は慶喜の將軍職を辭して居る間は、天下の同情を失はぬから、未だその機會にあらずといつて其説に従はなかつた。今一つは孝明天皇が十二月二十五日に崩御あそばしたことで、億兆哀悼、天下諒闇の中に此年も暮れはてたのであつた。



新年御吉慶

御座候所御座候

御座候所御座候

御座候所御座候

御座候所御座候

御座候所御座候

御座候所御座候

御座候所御座候

御座候所御座候

御座候所御座候

二二五 蓑田傳兵衛への書

慶應二年正月五日

新年御吉慶

御兩殿様御機嫌能被遊御越歳恐悦の

御儀奉存候。陳ば長州御訊問の次第

今に至極秘し居候故、巨細分兼候得共

別紙眞偽難計候得共、手に入候付差上

申候。全く愚弄せられ候姿にて、一段

此談判にて勢ひを却て墜し候時機に

御座候。迎も所置を立候付ても相當

御座候へり候へば、

御座候へり候へば、

御座候へり候へば、

御座候へり候へば、

御座候へり候へば、

御座候へり候へば、

御座候へり候へば、

御座候へり候へば、

の儀は出来申間敷、案に相違の向に被相伺申候。幕府の見込通何も出来兼候様子に御座候。益諸藩は動き不申勢ひに相成、實に失望の姿に御座候。近日大久保越中守上坂仕候付、決て大策を立可申か、若不被行候得ば、此人物は只官路に上げて餌を以繋止候儀は萬々出来申間敷、道不被行候は、必引込可申、此大久保の進退舉動に付て、幕府の運は定可申、何れに運立候哉、大事の場合に御座候。越前よりも中根雪

(1) 一翁 (忠寛)

此御座候。頓首。  
 此旨大略迄如  
 勢ひ御推量可被下候。親藩さへ右様相離れ候  
 由に御座候。名分條理を以突立候  
 と取止にいたし、  
 江近來上京國論も髓に居付、尊幕は屹  
 然と御座候。頓首。  
 此旨大略迄如  
 勢ひ御推量可被下候。親藩さへ右様相離れ候  
 由に御座候。名分條理を以突立候  
 と取止にいたし、  
 江近來上京國論も髓に居付、尊幕は屹  
 然と御座候。頓首。

江近來上京國論も髓に居付、尊幕は屹  
 然と御座候。頓首。  
 此旨大略迄如  
 勢ひ御推量可被下候。親藩さへ右様相離れ候  
 由に御座候。名分條理を以突立候  
 と取止にいたし、

正月五日 西郷吉之助

蓑田傳兵衛様

(大久保侯爵家所藏)

【解説】 此書は京都より鹿兒島へ時事を報告したの  
 である。内容の大體を擧ぐれば、永井主水正等長州尋  
 問の次第は、幕府に於て今に秘して居るから、真相判明

越前より中根雪江に手紙

上巻五巻も、性、若くも

若くも、性、若くも、名分

格理をいふに、由りて、記

二箇(一) ちんちん、性、若くも、格理

性、若くも、格理、若くも

若くも、性、若くも

若くも、性、若くも

若くも、性、若くも

せざるも、別紙の風説書手に入りし故、眞偽は分らぬが  
送るとある。大久保越中守(一翁)の上阪の事を報じ、此  
人は定て大策を立つるであらうと頗る期待の口吻が  
見える。(一翁は此時水野癡雲と共に江戸から大阪に  
態々召出されたのであつた)又越前より中根雪江上  
京の事及び彼藩の國論決定し、愈名分條理を以て進む  
事となつたとある。

御兩殿様益御機嫌能遊御座恐悦の御

儀奉存候。陳者御當地の形勢詳悉大久

保より御聞取被成下候はん。其後相知

れ候丈ケは申上候。別紙の通内府公よ

り御下ケ相成候付寫取差上申候。當分

の

朝廷は一會桑の占付居候事故只申上候

一一六 蓑田傳兵衛への書

慶慶二年二月六日

御兩殿様益御機嫌能遊御座恐悦の御儀奉存候。陳者御當地の形勢詳悉大久保より御聞取被成下候はん。其後相知れ候丈ケは申上候。別紙の通内府公より御下ケ相成候付寫取差上申候。當分の朝廷は一會桑の占付居候事故只申上候通被相行候次第此末戰爭共相成候はゞ

(1) 近衛忠房公  
(2) 一橋慶喜、會津藩主京都守護職松平容保、桑名藩主所司代松平定敬

子相見得申此度の所置を申付候て承

服不致義は相知れ居候はん。定て何こ

か上手に策を廻らし候事も有之候はん

かご申説に御座候。

○佛人のカシヨンと申者甚奸物にて幕

吏の奸人え混と結居候て、此御方様の事

如何成行可申哉遺憾此事に御座候。是

非明白は全不被糺勢ひ強きものより奉

迫さへすれば無致方迎

御沙汰相成候義何共無申道事に御座候。

此度は幕府におひては萬々戦を始候様

子相見得申此度の所置を申付候て承

服不致義は相知れ居候はん。定て何こ

か上手に策を廻らし候事も有之候はん

かご申説に御座候。

○佛人のカシヨンと申者甚奸物にて幕

吏の奸人え混と結居候て、此御方様の事

如何成行可申哉遺憾此事に御座候。是

共悪しく申觸候者の由に御座候處、右の

幕吏先月十八日に栗本某外國奉行其外

左の下役一同打込られ候由、是は畢竟小

笠原を攻付候處より、右の次第に立到候

はんかご被<sub>レ</sub>察申候。大久保越州杯は類

に薩藩の嫌疑ご申事は打破候様子に御

座候。幕府も退て道を不<sub>レ</sub>立候ては累卵

の危に臨居候間段々人材を望候向に被<sub>レ</sub>

相聞申候。人物被<sub>レ</sub>舉道相立候は、必嫌

疑ご申事は決て無<sub>レ</sub>之譯に御座候。當分  
は道を曲付様ごいたし、骨を折候義にて

(3) 栗本瀬兵衛

(4) 大久保忠寛(一翁)

お名可有り候事之旨候は

上より御事と仰りし事

之旨候事と仰りし事

○御事と仰りし事

古所仰りし事と仰りし事

御事と仰りし事と仰りし事

事と仰りし事と仰りし事

却て疑迷を生じ、夫より嫌疑と申事に相成申候。其處は得と御熟考可被下候。頓首。

二月六日

西郷吉之助

蓑田傳兵衛様

御老中

小笠原 壹岐守

大御目附

永井 主水正

室賀 伊勢守



中...  
 常印...  
 ...  
 ...  
 ...  
 ...  
 ...

井上備後守  
 木下大内記  
 御目附

牧野若狭守  
 小林甚六郎

御使番

酒井數馬

石川八十郎

曾我權右衛門

奥御右筆組頭

片山與八郎

御右筆

湯淺貫一郎

佐久間三藏

右正月廿六日於大阪廣島え被差遣候

旨被仰付候由發途の義は二月四日と

申事にて候得共いまだ何共不申來候。

【解説】此書は慶應二年二月六日時局を薩藩へ報じたのである。

「御當地の形勢詳悉大久保より御聞取被下候はん」とあるは京都の形勢は大久保(利通)より詳しく御聞取下されたであらうといふのである。前月二十日京都に於て

いしりし 骨をたれりし

あつた 籠ををきし 五ノ

あつた 籠ををきし 五ノ

あつた 籠ををきし 五ノ

あつた 籠ををきし 五ノ

あつた 籠ををきし 五ノ

あつた 籠ををきし 五ノ

あつた 籠ををきし 五ノ

あつた 籠ををきし 五ノ

あつた 籠ををきし 五ノ

あつた 籠ををきし 五ノ

あつた 籠ををきし 五ノ

あつた 籠ををきし 五ノ

あつた 籠ををきし 五ノ

あつた 籠ををきし 五ノ

あつた 籠ををきし 五ノ

あつた 籠ををきし 五ノ

あつた 籠ををきし 五ノ

薩長連合の密約が成立するや、大久保は直ちに歸藩して、その顛末を久光、忠義の兩主に告げ、なほ今後の方針を議せんがために、二十二日京都を出發し、二十四日薩藩の汽船三邦丸にて大阪を發して歸藩の途につき、二月朔日鹿兒島に着し、此頃は鹿兒島にゐたのである。

「朝廷は一會、桑の云々」  
當時京都に於ける幕府側即ち一橋、會津、桑名の

沼井 修三

石川 八千代

芳 綱 恒 吉

夏子 九 右 中 恒 吉

斤 山 八 千 代

四 右 中

了 而 恒 吉 中

佐 久 万 三 恒 吉

右 五 月 大 方 右 大 恒 吉

唐 恒 吉 右 中 恒 吉

恒 吉 右 中 恒 吉

二 月 四 日 恒 吉 右 中 恒 吉

恒 吉 右 中 恒 吉

勢力が強く、朝廷は彼等の言ひなりになつてゐる。若、此後戦争にでもなつた日には如何になることかと残念に思つてゐるといふのである。「佛人カシヨン」は横濱にゐた佛國の宣教師である。

「御老中小笠原壹岐守以下廣島派遣の幕吏の氏名は本文に内府公より御下け相成と見えて居る別紙なるべし。」

一二七 蓑田傳兵衛への書

慶應二年二月十八日

御兩殿様益御機嫌能被遊御座恐悅の儀奉存候。陳ば御當地の形勢も格別相變候儀無之、藝州表の談判も未だ不相分、當月八日比着の賦つちにて御座候由、彌伺通の所置を以て參候得ば、決て承服不仕事は、幕府におひても疾存知の譯と相考申候。乍然戰を始候様子更に無之、就ては何ぞ細工をいたす賦つちかも知事しらざるに御座候。先此所置は表通の譯にて、大赦とか何とか申者を以て、至極寛大なる所置に出候も不被計事に御座候。何れ當月中には様子相分儀に御座候間、相知次第直様急飛を以申上候様可仕、天下の

形勢も此一舉に變替可致事と奉存候。諸藩の模様も餘程相變、幕威の衰弱を眞に知兼疑を被掛候ても思わ敷ないものと合點いたし候様子被相伺申候。大道を相建候所、いづれ心服可致世態とは相成、人心の場合はより外に無他次第に成行申、具眼の人は大に道を起し可申時と奉存候。若哉戰相始候は、諸方に蜂起可致、甲信二州の邊にも其萌相顯候由、一度動立候は、瓦解可致事と奉存候。大坂におひても大久保越中守屢建言いたし候得共、頓と相行れ不申、病と稱し御暇願出候由、束歸の含と被相聞申候。板倉侯は隨分御宜敷小笠原侯も今日の事におひては是と申御失策は無之候得共、何分御斷じ被成候處、兩侯共乏敷込入との趣、越前中根雪江へ相咄候由御座候。其上板倉侯には腹心の

- (1) 大久保一翁 (忠寬)
- (2) 閣老板倉勝靜
- (3) 閣老小笠原長行

臣に奸智の者有之、此人專事を任じ居候由、是が第一の邪魔を致す。申居候由御座候。勝安房守如き人物は只今天下におひて上等の人に可有之處、却て氣違の様に幕人は申居候由、大久保の建言も一向不通由に被相聞申候。是位の急難に迫候ても人物を欲せざる事に御座候得ば、衰運極り候事に御座候。御苦察可被下候。江戸表におひて、岩<sup>4</sup>下君二度談判も有之候由、英人は餘程解け候由、佛人の處至極幕吏と結居候間、いまだ十分には參兼候はん。乍然佛より大に依頼の向相見得居候間、必やり付可申この趣申來候。何分近來幕吏大に横濱夷館に立入候儀を相禁じ、御國人は尙更付添居候由にて、存分の咄合出來兼候向に御座候。必ず御世話被遊譯は有御座間敷と相考申候。此旨荒々奉

(4) 薩藩士岩下方平

得御意候。頓首。

二月十八日

西郷吉之助

蓑田傳兵衛様

【解説】此書は京都より鹿兒島へ贈つたので、先づ幕府對長州の模様を報じてある。その内容を説明する前に一言注意しておきたいことは、大約一ヶ月前（正月二十日）に薩長同盟の密約が成立してゐたといふことである。その時長州から密かに木戸貫治（孝允）が上京して來たのであるから、長州の決心も能く分つてゐた。内々討幕の下相談もしてゐたのである。

「當月八日比着の賦」といふは、閣老小笠原壹岐守、大目付永井主水正等が長州處分の命を傳へんがために、二月四日大阪を發し廣島へ赴いた。それが八日に着くつもりの山といつたのである。（事實は七日についてゐる）「彌伺通處置云々」此年正月二十二日朝廷に於て、朝廷幕府の會議があり、幕府より上奏した長州處分案を決議して朝裁を受けた。



即ち「長藩祿高の内十萬石を召上げられ、大膳は蟄居、隠居、長門は永蟄居、仰付られ、家督は然る可き者を選びて申付くべく、右衛門介等の三家老の家名は永世斷絶たるべし」といふことであつた。右通の處置であつたから、長藩は決して承服せぬといふことは幕府で知つてゐる筈と考へるといふのである。

次に幕威衰弱の狀と幕府内部の人物評を掲げ、最後に江戸薩邸岩下佐次右衛門（方平）が英佛二公使と談判した趣及び幕吏が外人との接觸を禁じ、特に薩人には其取締が嚴であるとの事であると報じてゐる。



此の御座候間、今暫の間は何  
 分片付模様にも無之、何卒上京いた  
 し度この事に御座候間差遣申候付、  
 如何様にか御潜置被下度奉合掌候。  
 譬へ何様募來候共、必過激の振舞無  
 之、從容として條理を踏、何迄もこら  
 へ居候はゞ、必幕中に異變到來可致  
 候間、其處は萬々相含候様申置候、遠  
 識無之俄に疎暴に變じ候ては、不<sup>サル</sup>相  
 濟旨申聞置候間、左様御得心可被下  
 候。細事は御直に御聞取可被下候。

此旨荒々奉得御意候。頓首。  
 三月四日  
 西郷吉之助  
 大久保一藏様

此旨荒々奉得御意候。頓首。

三月四日

西郷吉之助

大久保一藏様

【解説】此書は、慶應二年三月四日、隆盛が小松帶刀、桂久武等と共に薩藩の汽船三邦丸にて歸藩せんとするに臨み、大阪より京都に在りし大久保利通に贈りし書翰にて、長藩の品川彌二郎を京都に潜居せしめんことを大久保に託したのである。

此年正月二十日に、長藩の木戸孝允が京都で薩藩の小松や隆盛等と會見して、薩長同盟の密約が出来

た。黒田清隆は最初から此事に關係し、坂本龍馬と共に長州に行つて木戸を同伴して上京したのであるが、木戸の歸藩を送つて長州に行き藩侯にも謁した。そして黒田の歸京する時、品川彌二郎が同行して來たのである。さて又大久保は右の同盟の顛末を報告するため、正月末歸藩して、二月二十一日に鹿兒島を發して上京し、此度隆盛等と行き違ひに入京した。「村田、川村兩士着船罷成、大體蒸艦の談判も相決し云々」は、是より先、長州藩が汽船を買入れようしたが、幕府との交戦中で、公然長藩の名では買入も出來ず、航海も危いから海援隊に依頼し、薩州の名義を藉りて購入し、船旗は薩藩の徽章を用ひ、長薩兩藩の用に供し、海援隊士を乗組ましめ、平時は内地の運輸貿易の事に従ひ、且つ諸方の事情を探知するといふ條件で、海援隊の上杉宗二郎へ、藩侯から直接の依頼もあつたので、上杉は薩藩の承諾を得て買入の手續をし、櫻島丸と命名して海援隊で操縦する事にした。然るに長州では乙丑丸と命名し、船長に藩士を任命して長州の専用にしよとした。そこで長州と海援隊との間に紛争が起つて久しく解けなかつた。村田、川村の兩士は此問題解決のため、軍事視察をかね、長州に派遣され、今、歸阪したのである。

末段、隆盛の品川を誡むる語は親切の極みであるが、又、以て此頃に於ける隆盛の對幕方針を見るべきである。

一一九 桂 右衛門への書

慶應二年三月廿九日

追日暑氣相催候得共、先以御健榮被爲成御座恐悅の御儀奉存候。陳者委敷御咄申上置、含御座候處、卒度失念仕居候處、蒸氣船來る。五日出帆の筈御座候段承候付考出候故、荒増以書面申上置候。扱中川宮様御附中村源吾儀は、餘程御氣にも叶居候由にて、一昨年比は暴客より大にねらはれ候儀も有之、如何様武田等の奸物と懇意の譯有之、右様の次第かこ是迄は相考居候處、出立前石川誠之助州本土相咄候は、八幡の何こか申僧に被爲託御祈願の御祈禱被爲命、其使者源吾相蒙、今にも毎月御代參相勤居候儀は存

(1) 武田相模（中川家の家來であつたが逃亡した）

(2) 石川誠之助は中岡慎太郎の變名

居候次第に御座候處、本土州人、因州の人と兩人兼て八幡の僧<sup>(3)</sup>へ不審の譯有之源、吾家來と名乗り、右の僧へ面會いたし、段々密談仕掛候處、彌疑心無之者と汲受候姿故、恐多くも天位を被爲踏候。能々御祈禱御願被遊候旨申掛候處、兼て其儀は深く相心得明暮相祈居候段、相答候付、右兩人は彌無相違、密命を蒙居候儀と相心得、是より大坂迄差越候付、歸掛又々立寄可申と會釋いたし、大坂の用を仕舞、兩日過候て、右僧へ立寄候處、源吾殿へ書狀相認置候付、相届吳候様に、一封差出候故、相受取、其場引取候て、右の書面開封いたし候處、彌不審の趣も相見得候付、此儘差置候ては、大害到來可致とて、右兩人中途より立戻、右の奸僧を誅戮いたし候由に御座候。石川杯は右の書面は爲見由に御座候へ共、全是と差

(3) 如雲

て書認候儀は不相見得<sub>レ</sub>乍併何か不審の譯こは相見得居申候。  
 右兩人の内、土州人は京師の戦に死候得共、因州の者は今にも存  
 生の由慥に相咄候儀に御座候。

宮様の思召には、何ぞ御祈禱の筋被<sub>レ</sub>爲<sub>レ</sub>在、右僧へ被<sub>レ</sub>命候事を、右兩  
 人源吾家來と唱へ段々申掛候故、其邊の御祈禱かこ右の僧輕々  
 敷受取、返答爲<sub>レ</sub>致<sub>レ</sub>かも不被<sub>レ</sub>計候得共、夫にも致せ、誠に奇怪千萬の  
 次第に御座候。何分當時宮様の惡評散々の事に御座候間、大久  
 保へ談し置、中村も左内<sup>(4)</sup>も兩人共御國元へ引留置可<sub>レ</sub>申候間、宮様  
 の御方は宜敷申取置候様談し置候間、此度蒸氣船よりは又々登  
 京の舍かも不相知候付、何こか御工夫被<sub>レ</sub>成<sub>レ</sub>下、御差登無<sub>レ</sub>之方御宜  
 敷は有<sub>レ</sub>之間敷哉、全體左京は不相拘候へ共、第一の御歸依にて御

(4) 左京(高崎正風)の誤寫か



座候故、若哉右等の者が失謀の事共御座候ては、直様御國の者と相成、其人限にて不相濟事候間、御勘考被成下度、此等の儀は書面にては能く通じ兼、御疑惑被爲在候事も可有御座と奉存候へ共、一先申上候處、宜敷御勘考可被成候。いづれ御直に細事は可申上候。頓首。

三月二十九日

西郷吉之助

右衛門様

御待史

【解説】此書は鹿兒島にての書翰である。隆盛は小松、桂兩大夫及吉井幸輔、坂本龍馬等と二月廿九日京都を發して歸藩し、此時なほ鹿兒島にゐたのである。中川宮(朝彦親王)御附中村源吾は二月二十八日まで桂を案内して宮へ參殿してゐるから、右隆盛等と同

船にて歸藩してゐたものらしい。隆盛は中村が四月五日鹿兒島發の汽船より上京の舎なるよしを聞き込み、その上京を引止め置く方可ならんとて、本書を桂久武に贈つたのである。此書によれば、隆盛は、中川宮―中村源吾―伏見の僧如雲に關する石川の談話を信ぜざるが如く、信ずるが如く、やや曖昧なれども、「宮様の思召には何ぞ御祈禱の筋あらせられ、右僧へ命ぜられ候事を云々」とあるが真相であらう。併、何にしても、中川宮を中傷する者多きを以て、西郷、大久保は京都滞在中に、寧ろ當分此宮様に薩藩士を附けておかぬ方が得策なりと談合してあつたので、歸藩中の隆盛より此書を以て、其趣を家老の桂へ申込んだのである。

一三〇 大久保一藏への答書

慶應二年五月十日

御細翰忝拜誦仕候。彌以御安康御勤務の由珍重奉存候。陳者大坂御下にて細事御聞糺御中越相成候處、湯治中にて旅先え相達、早々相廻<sup>(1)</sup>奉達。御聽候處、餘程御安慮被遊候次第にて御座候。左様思召可被下候。藝地破れとやら叡山登の阿放事、餘多の出役、連も皆貴兄方御揃の事故ちつとも不動安心いたし居申候。若哉相變候儀も御座候は、蒸艦貳艘も參居候付、直様御飛せの筈と吞込居中候。いづれ人數丈は先御見合相成候はんと御察申上居候。蒸艦出帆の節は湯治中にて御返事も不仕、甚不埒の

(1) 鹿兒島へ廻送したこの事

仕合に御座候。此度の交代人數には決て驚出し候はん。十分、勢は張れ候事と奉存候。其許よりの飛脚御見合相成居候處、いまだ着不致、爰許も夫故延引いたし申候。先月廿一日限の期限を以御呼出この趣、小笠原侯決戰の含と申事相聞得候得共、何分軍の出來候丈けに無之又寛々打替候はんかと被相察申候。近來何方よりも便無之事情不相知候へ共、破立候はゞ自然相知れ候筈御座候へ共、爲何様子も不相聞候付ては、決策は相違いたし候はんかと被相考申候。如何の形勢相成候はんかと、日々御待申上居候事に御座候。嘸御配慮の筈と奉存候。○近衛御父子様より御兩殿様へ御狀参り梅芳院儀京都え被止郁君様御靈前御祭らせ被爲成度、左様無之候ては

(2) 忠<sub>2</sub>公、忠房公 (3) 忠義公、久光公

(4) 近衛家の老女

(5) 忠<sub>2</sub>公夫人 (島津家の出)

内府様御孝道も不被爲立この趣御願申來候へ共、全躰わるもの  
、儀に候へば、如何にも被殘置候處不宜事故、御返書の儀は御一  
通にて委細貴兄より御聞取被下候様申參筈御治定相成候付、貴  
兄えは私より委細申上越候て、程能御斷被申上御暇相成候様、御  
働被下度御頼申上候。貞君様も被爲入、其上梅芳院を以御祭不  
被成候ては御孝道不被爲立この趣、却て御不孝道の譯、御母君様  
を餘人を以御祭らせ被遊候趣、御孝道に迦候御事と奉存候。中  
將様にも、思召には相逆候譯に候得共、婦人の好は一番恐しきも  
の候間、御暇相成候方、却て御爲にも可宜、委敷貴兄え申遣候様、御  
沙汰被爲。在候間、宜敷御計可被下候。御當地も御變革御手初  
も有之、御家老方々御受持相立、是迄の御月番廻は相變じ、譬御

(6) 忠房公

(7) 忠房公夫人 (此方も島津家の出)

出勤無之共、宅におひて御用御聞かせられ、至極の御振はまりにて初り掛候付、追々道も開立候はん。相樂居申候。仰出等の寫は長藏より差上候由承候付、相省き申候。いづれ俗論も可相起候得共、當日迄は何も不申觸趣と相聞かれ申候。何とも云わぬ様にこそは決して不出來ものに御座候間、目當を定め、是非仕<sup>し</sup>遂<sup>ま</sup>までは不動譯に御座候。いまだ申上程の愉快は無之、近々御聞に入れ候程の事も有れかしと祈入申候。其御許の儀はごふでも動きの付候は、早々御申遣可被下候。此旨荒々御報迄如斯御座候。恐惶謹言。

五月十日

西郷吉之助

大久保一藏様

追啓上煙草一包差上申候間内田氏と御配分可被成下候。

(大久保侯爵家所藏)

【解説】 此書は鹿兒島より在京の大久保に答へ、且藩の事情を報じたのである。

「藝地破れとやら叡山登の阿呆事、餘多の出役云々」は何れも大久保の來信によつて應酬したのであるが、「藝地破れ」といふのは幕府の廣島に於ける長州處分一件に關するとか、或は長人が藝州と程遠からぬ備中倉敷を襲ひて代官所を焼いたことか、いづれかを指すのであらう。「叡山登の阿呆事」といふのは次の様な事實がある。元治元年隆盛上京後は薩藩の會津に對する方針一變し、前に會藩との連合を謀つた兩高崎は國許にかへされ、此頃では會藩とは互に反目してゐた。かゝる折しも、慶應二年四月十二日京都御所の附近に出火があつて、爆竹の音が砲聲のやうに聞えたので人心恟々として騒いだ。會藩はきつと薩藩の陰謀であらうと疑つて兵を各所に配つて警戒した。そうすると薩藩でも、戦闘準備を整へて會津に備へた。すると會藩から薩藩へ出動の理由を詰問する。薩藩は之に答へて、貴藩は失火に乗じて鳳輦を他所に遷し奉らんとするといふ風説があ

り、既に貴藩主や、一橋公がその行幸の路筋の下檢分をされたといふではないかといつた。會藩はそんな事は斷じて無いと辨解したが、薩藩士は叡山、坂本、大津等に出かけて見張をした。それには土州人も加つてゐた。恐く其一件であらう。次に「餘多の出役云々」出役は各藩からの當時京都へ探索方として出役してゐるものを云ふ。多數の出役中には段々策士もあり、種々の會合を催したり、流言を放つたりしてゐた。「貴兄方御揃の事故云々」とあるのは、斯様に色々な事があつても貴兄方が御揃で其地に滞在のこと故、京地のことについては全く安心してゐる。若し變が起つたら直ぐ知らせてくれる事と思つてゐるといふのである。「此度の交代人數云々」此頃思ひ切つて多數の守衛兵を上京させたのである。それ故定めて幕府側も驚いただらうといふのである。「先月廿一日迄の期限云々」は、小笠原壹岐守から長藩主毛利敬親父子に四月二十一日迄に出藝の命を傳へたといふ事、小笠原侯は決戰の覺悟と見ゆるが、中々戦争は出來さうにもない。又何とか風向きが變りはすまいかといふのである。

「近衛御父子云々」近衛忠熙公の夫人は郁子といひ島津家の出であつたが、疾くに故人となつて居られる。その郁子に附いて薩摩より上つた老女梅芳院といふがあり、よからぬ女なりし故之れに歸國を命じようとしてゐる。その關係の事柄である。なほ「御當



地も御變革云々」これは小松、西郷等歸藩後時勢の變遷を見越し、即ち近く討幕の舉に出  
づべき下心を以て薩藩々政の改革と、海陸軍の擴張とを進言し、今や、その改革に着手して  
居るので、其結果の一端を通知したのである。隆盛等は此時既に討幕の準備に打ちかゝ  
つてゐたのである。

一一三 大久保一藏への答書

慶應二年五月二十九日

兩艦よりの御細翰忝拜誦仕候。御兩殿様益御機嫌能可被遊御座御互恐悦の御儀奉存候。次に御宅に於ひても御一同様御元氣被爲在候間、少しも御懸念被成間敷候。隨て小弟無異儀相勤罷在申候間、乍憚御放慮可被下候。陳者出兵の一條、各藩へ相達候由、逆も達は相成間敷と相考居候處、案外、因循過激を發し、驚候次第に御座候。就ては閣老え建白書御持参にて、御討論の段、乍毎貴兄の御持前とは乍申雄々敷御論實に御兩殿様御満足被遊、余程大久保が出來たと

御座候。御建白の書面と云ひ、御議論  
 と云ひ、相對して優劣無之、誠に天下の  
 耳目を御定有之候儀、御國家の美事、後  
 世青史に正著たり。幾度も感誦、此因  
 循國も正論國と相變じ候心持にて、鹿  
 兒島が廣き様覺申候。御察可被下候。  
 ○五卿方の一條、御書面は勿論、海江田  
 君よりも委敷承候處、護送の幕命を下  
 し候由、相驚候譯に御座候。最初筑前  
 俗論の者より釀候譯は、御案内通の事

書出し一書を所願せし  
田中三三三三三三三三三三  
書出し一書を所願せし  
田中三三三三三三三三三三  
書出し一書を所願せし  
田中三三三三三三三三三三  
書出し一書を所願せし  
田中三三三三三三三三三三  
書出し一書を所願せし  
田中三三三三三三三三三三

候處、夫には大に力にいたし候譯も有之、肥後直次郎へ尻舞いたし候處より、俗論に雷同いたし候由、護送と申日は、御國許より蒸艦を相廻杯この事迄も咄出居候向に被相聞熊本邊よりも懸念に相考候位の趣に被相聞申候。既に監察乗入と申段に相及候處、飛で御國許え直次郎は立歸引替て黒田嘉右衛門踏込、説破いたし候處、監察も屈服、其上肥後藩古賀富二國許へ立歸筑前の形行得と言上に及候處、薩州の議

善為女...  
...  
...  
...  
...  
...  
...  
...  
...  
...  
...

論誠正敷尤の事にて余程後れを取り  
候迎有志中より責を受候位にて再筑  
え參候節は打て替て正論を立込國論  
を以監察え責付如何に台命と申ても  
護送の儀は不相成とまで申立候由夫  
に付監察より台命に背候かと押詰候  
處何ぞ背と申譯には無之幕府の失體  
に相成候儀を行ひ候ては失體を助る  
と申もの故幾度も諫奏いたすと相答  
候由に御座候。左程まで議論を張詰  
居候末の事に御座候へば此方より不

此幕監より押へ候より九州一躰  
 可致糸口と相成筑前の俗物を打破候  
 へば必一致に趣候向と見込黒田罷歸  
 位肥薩の論一致いたし候處肥前も初  
 は兩端を持し罷在候得共皆同躰に歸  
 し久留米は初より護送の儀君命と持  
 出候故今更持直し可出來兼はじまら  
 ぬ景氣に御座候由就ては監察もあぐ  
 み果再達しもならぬ模様と被相聞申  
 候。此幕監より押へ候より九州一躰  
 可致糸口と相成筑前の俗物を打破候  
 へば必一致に趣候向と見込黒田罷歸  
 位肥薩の論一致いたし候處肥前も初  
 は兩端を持し罷在候得共皆同躰に歸  
 し久留米は初より護送の儀君命と持  
 出候故今更持直し可出來兼はじまら  
 ぬ景氣に御座候由就ては監察もあぐ  
 み果再達しもならぬ模様と被相聞申  
 候。此幕監より押へ候より九州一躰

かしこく御座候故、折角其評議中に海江  
 田立歸、其御許えは詳に事情も不相通  
 事故、少しは趣も相變候へ共  
 御兩殿様達  
 御聽、其上海江田は  
 中將様え拜謁言上相成、委細御聞取相  
 成候上、先ヅ筑前にて今形いまがたじつと踏占  
 居候て、尾藩え最初よりの扱も有之事  
 故、得と情實申入、周旋爲致候はゞ可宜  
 この御沙汰に相成、筑前えは吉井幸輔  
 御遣に相成候儀に御座候。只今筑前

五進五物と云は、早川と櫛橋か  
 の何れを所とす可き事也  
 ともいふは、此の如く  
 五進五物と云は、早川と櫛橋か  
 の何れを所とす可き事也  
 ともいふは、此の如く  
 五進五物と云は、早川と櫛橋か  
 の何れを所とす可き事也  
 ともいふは、此の如く

の處は、纔監察の一人、筑の俗物も早櫛<sup>(1)</sup>  
 橋杯の類は悔悟いたし、山城<sup>(2)</sup>の黨は大  
 に五卿方へ通じ、少し有志のものは内  
 にて起り、纔に道に立候はゞ一變可致  
 勢ひも相見得居候由に御座候。夫に  
 付ては、監察え此筑前におひて五卿邊  
 の處又は各藩の見込等御熟覽被成候  
 故、一先づ大坂に御歸の上、今一議論被  
 成、是非各藩見込候處、御周旋被成度と  
 追掛候處、余程恐怖いたし、是非引取度  
 情と相見得候へ共、何分夫形被立退候

(1) 早櫛橋は早川と櫛橋か  
 (2) 黒田山城



ありし御座候に  
 幕府の機嫌を損じ候と筑前の俗物見  
 込む處も有之無理に引留居候様子に  
 御座候由只此監察一往歸坂いたし候  
 こと夫計でも筑の一變は機相見得候由  
 に御座候。夫に付得と相考候處大坂  
 におひて貴兄の大正論に疵を付候て  
 は不相濟此五卿方の處も小事とは申  
 もの、王室を起すの一端にて勤王家  
 の欣慕する御方々に候へば大に人心  
 に關係する譯にて、纔の事より大正論

抑へりし其れ一件の如き  
 口より加忠かき佐助と考  
 然るに其れ一語の如く之を  
 止る用は其れを止るに  
 ありし其れ評事申出する  
 主向より申出されし其れ  
 ありし其れ其れ申出されし  
 ありし其れ  
 其れ申出されし  
 其れ申出されし  
 其れ申出されし  
 其れ申出されし

の疵と相成候ては不相濟と苦慮此事  
 に御座候處今通にて筑にては變ヲ引  
 出す様の事には到り申間敷若尾張よ  
 りの周旋は出來不申この事候は幕  
 府の方へは黙して被下候ても宜敷は  
 有御座間敷哉幕府より命を下し候て  
 も不奉と責候は國元へは直様申遣  
 置候處爲何越も其御方へは不申越候  
 付國元の見込一向不相分と御すれ居  
 被下候へば宰府の處は隨分此方にて  
 可相働と吟味仕動かしは爲致間敷候

多回ハナハナ申上ル  
 爲方ハ今ハ此ノ事トシテ  
 あり方ハ其ノ事トシテ  
 扱ハ今ハ此ノ事トシテ  
 入り候ハ其ノ事トシテ  
 かの候ハ其ノ事トシテ  
 并ハ其ノ事トシテ  
 今ハ其ノ事トシテ  
 終ハ其ノ事トシテ  
 其ノ事トシテ  
 今ハ其ノ事トシテ

付、左様御舍居可被下候。今の處で大  
 坂え出掛候へば動出すは早かるふこ  
 相考居申候。木戸より品川えの書面  
 中に、妄舉妄動は彼の欲する處と相見  
 得候。幕の勢、衰弱を以欲する譯更に  
 不相辨、いづれ名とするものを失ひ候  
 故、今一ツ曲を與へ、是を以外國の應援  
 を頼むならんご推察仕候。於外國戰  
 を起には、余程條理を立候付、是位の償  
 金を與へ候故、應援を頼む杯とは云れ  
 もせず、受も致さん故、窮策より出候は

予小童一也一子もしあ  
 内ら起し強き道もそと  
 一もたて物持れもあつたを  
 申ももりも、おれは望  
 公を海におれして、おれも  
 二、おれも、おれも、おれも  
 三、おれも、おれも、おれも  
 四、おれも、おれも、おれも  
 五、おれも、おれも、おれも  
 六、おれも、おれも、おれも  
 七、おれも、おれも、おれも  
 八、おれも、おれも、おれも  
 九、おれも、おれも、おれも  
 十、おれも、おれも、おれも

んかご相考申候。如何。○五卿方大坂  
 におひて動き立危き段に相成候へば  
 長州も情義におひて安閑こいたし居  
 不<sub>レ</sub>申、いづれ打破れ可<sub>レ</sub>申候付、妄動を欲  
 するの策に陥候ては不<sub>レ</sub>相濟事ご相考  
 候付、存分見込の處申上候間、宜敷御勘  
 考可<sub>レ</sub>被<sub>レ</sub>成<sub>レ</sub>下<sub>レ</sub>候。何分海江田君より御  
 聞取可<sub>レ</sub>被<sub>レ</sub>下<sub>レ</sub>候。恐々謹言。

五月二十九日

西郷吉之助

大久保一藏様

追啓上、英國志ご申書物御探被<sub>レ</sub>下<sub>レ</sub>貳

日頃早ねとて此書に全  
後おのゝ助の由りあること  
及下書とて書とて使ひし  
書より佐和に止りし  
書より佐和に止りし  
書より佐和に止りし  
書より佐和に止りし  
書より佐和に止りし  
書より佐和に止りし  
書より佐和に止りし  
書より佐和に止りし

部計早便御下可被下候。いまだ  
君公えは御覽不被遊由御座候間、御  
頼申上候。

【解説】 此書も亦鹿兒島より在京の大久保への答  
書である。「兩艦云々」 兩汽船（三邦丸と胡蝶丸な  
らんか） 便よりの各御細翰といふ意。 閣老へ建白  
書持参云々」 長州再征につきては薩藩は初よりそ  
の不可を唱へて出兵を謝絶してゐたが、此度幕府は  
更に大阪留守居木場傳内に内命を下し出兵を促し  
た。そこで在京の大久保利通は大阪に下り、自ら出  
兵拒絶の建言書を作り、木場傳内の名を以て大阪在  
營の幕閣に提出せしめた。板倉閣老は更に大久保

王宮と都との一場で初  
王も、御幕と方りとも  
た、人口、方保をりたて  
際、もう、大正治を  
た、方り保を首とす、  
い、ち、な、る、保、を、あ  
い、を、保、と、す、と、す、  
先、も、及、保、を、目、安、  
ち、や、す、と、す、と、す、  
い、ま、は、保、を、目、安、  
と、す、と、す、と、す、

を召して出兵のことにつき懇談した。そこで大久保は毅然として幕命を拒絶し、その次第を隆盛へ報じた。隆盛一讀三嘆、一通の喜びではなかつた。此書中に「兩君主にも大久保が出かしたと御意遊ばされた」といひ、「文章議論双絶、天下の耳目を定め後世青史に正著たり」といひ、「此因循國が正論國に變じて鹿兒島が廣い心地す」といへるなど、あの大きな隆盛が滿面會心の笑を洩らした様子、見るが如くである。○「五卿方の一條云々」幕府は五卿を大阪に護送せしむるつもりで、目付小林甚太郎を大宰府につかはした。最初筑前、久留米兩藩の如きは一も二もなく幕府の命を奉じそうであつた。薩藩から五卿の守衛に出してあつた肥後直次郎も初は筑前説に附和してゐたが、愈小林が見えると報告のため飛んで歸藩した。そこで、黒田嘉右衛門(清綱)

命とすべしとるもむすも  
 つてあふまはるるも  
 のれゆもそのれゆも  
 石之をこそ一向うかふと  
 正しきとてついでに  
 ちいさなるも  
 正しきとてついでに  
 りては初りいかに  
 りては初りいかに  
 ちいさなるも  
 ちいさなるも  
 ちいさなるも

が大宰府に急行し、小林を制して遂に手を下すこと  
 が出来ぬやうにした。その折に於ける各藩の態度  
 は本書に詳かである。

末段「今日の處で大坂へ出掛候へば」といふ一節  
 の意味は、今にして五卿大阪へ移られたら變動は早  
 いと思ふがこれは考へものである。木戸から品川  
 への書面に、長州側で妄舉妄動するのは、幕府の欲す  
 る所と見えてゐる。畢竟幕府は再征の名目がない  
 から、何か一つ征討の種になるやうな曲事を見出し  
 て、それを理由として外國に應援を頼む心算であら  
 う。若し五卿が大阪に出られたとして、幕府が五卿を  
 獄に投ずるとか、極刑に處するとかの事になつたら、  
 長州は情義上黙止しがたく、たまりかねて出兵でも  
 あり、宜であらう。かくては幕府の策に陥ることにな  
 するしくないと思ふといふのである。

君公の御覽に入れらるから送  
 るやうにとある。これは近々英國公使を鹿兒島に  
 招待するので、その必要を感じたのであらうが、之を  
 以て隆盛等が外國の事情研究を忽せにせず、又、君侯  
 の外人延見について、萬事落度のないやうに細心の  
 注意を拂つてゐたといふことが窺はれる。

備考

薩藩出兵拒絶の建言書

慶應二年四月

【按】此の建言書は前書に見えた隆盛の嘆稱措か  
 なかつたもので、大久保利通の筆に成り、初め大阪留  
 守居木場傳内の名で出したところが、幕府之を却下  
 したから、今度は家老岩下方平の名で出した。幕府  
 は重役名義では受理されぬと、復却下したので、岩下



是より申し上りて  
 〇〇〇〇〇〇〇  
 〇〇〇〇〇〇〇  
 〇〇〇〇〇〇〇  
 〇〇〇〇〇〇〇  
 〇〇〇〇〇〇〇  
 〇〇〇〇〇〇〇  
 〇〇〇〇〇〇〇  
 〇〇〇〇〇〇〇  
 〇〇〇〇〇〇〇  
 〇〇〇〇〇〇〇  
 〇〇〇〇〇〇〇  
 〇〇〇〇〇〇〇  
 〇〇〇〇〇〇〇  
 〇〇〇〇〇〇〇

は大久保と謀り、直に藩主の添書を加へ提出したと  
 ころが、板倉閣老は之を見て薩摩は遠方であるから、  
 かく迅速に往復の出来る譯がないといつて、岩下を  
 責めた。すると岩下は京都在留の重役は藩主の名  
 代として全權を任せられて居るから、重役の意見は  
 即ち主人の意見であると頑張り通したといふ建言  
 書である。

即今内外危急の時節、防長御處置の儀其當否に因  
 り、皇國の御興廢にも相拘り候重事にて、實以不<sub>二</sub>容  
 易<sub>一</sub>御儀に候處、追々御達の趣も被<sub>レ</sub>爲<sub>レ</sub>在、猶又來る廿  
 一日迄に、大膳父子等被<sub>二</sub>招呼<sub>一</sub>若、此度御受不<sub>レ</sub>仕候得  
 ば、御討入に相成候に付、相心得御差圖奉<sub>レ</sub>待候様、被<sub>二</sub>  
 仰渡<sub>一</sub>の趣承知仕候。一昨年尾張前大納言様總督  
 として被<sub>二</sub>差向<sub>一</sub>伏罪の筋相立、解兵迄相成候處、却て

大久保一平侯  
 此後上は英名志と戸名  
 心懐く〜とありあり  
 下は〜ありあり  
 君公〜とありあり  
 ありあり

御譴責同様の御都合にて、就中、神速御上洛の朝命御請無之のみならず、却て不<sub>ニ</sub>容易<sub>一</sub>企有<sub>レ</sub>之由を以て御再討被<sub>ニ</sub>仰出<sub>一</sub>御進發相成、終に今日に立至候。御討入の時宜に相成候へば、天下の亂階被<sub>レ</sub>爲<sub>レ</sub>開候事實明白なる事に御座候。從<sub>ニ</sub>朝廷<sub>一</sub>時勢相應の御處置を以て、寛典に被<sub>レ</sub>處候御達の御趣意も被<sub>レ</sub>爲<sub>レ</sub>在候處、御奉戴無<sub>レ</sub>之由傳聞仕、天下衆人物議喧々、不堪<sub>レ</sub>聞次第に御座候。征伐は天下の重典、國家の大事、後世青史に不<sub>レ</sub>耻名分大義判然相立、其罪を鳴らし、令を不<sub>レ</sub>聞して四方響應致候様無<sub>レ</sub>之候ては、至當と難<sub>レ</sub>申、尤も凶器妄に不<sub>レ</sub>可<sub>レ</sub>動の大戒も有<sub>レ</sub>之、當節天下の耳目相開候得ば、無名を以て兵器不<sub>レ</sub>可<sub>レ</sub>振は顯然明著なる譯に御座候。況て國人不<sub>レ</sub>可<sub>レ</sub>討と謂ふに於て、却て撥亂濟世の御職掌にて、動搖を被<sub>ニ</sub>醸出<sub>一</sub>候場合に相至候。前條天理に相戾候戰鬪、於<sub>ニ</sub>義<sub>一</sub>御請

難<sub>レ</sub>仕、假令出張の命令承知仕候共、不<sub>レ</sub>得<sub>レ</sub>止御斷申上候間、虚心を以て御聞届被<sub>レ</sub>下候様奉<sub>レ</sub>願候。京都詰重役共より申上候様申越候に付、此段申上候。以上。

寅 四 月

松平修理大夫家來

木 場 傳 内

(薩藩主署名の添書)

別紙家來共より言上の趣兼て申聞置候趣意に御座候處、既に長州の儀御請書不<sub>レ</sub>差出<sub>レ</sub>候節は、一同討入候様被<sub>レ</sub>仰渡<sub>レ</sub>候趣承知仕候。御決定の上、不<sub>レ</sub>容易<sub>レ</sub>御儀と恐入候得共、皇國の御大事に相拘、且名分條理不<sub>レ</sub>相立<sub>レ</sub>候ては、御請難<sub>レ</sub>仕儀兼て確定の旨趣有<sub>レ</sub>之、別紙にも申上候通於<sub>レ</sub>大義、難<sub>レ</sub>相濟<sub>レ</sub>不<sub>レ</sub>得<sub>レ</sub>止御斷申上候間、宜敷御聞届被<sub>レ</sub>下候様相願候。以上。

四 月

松 平 修 理 大 夫

一三二 菱田傳兵衛への書

慶應二年六月十三日

此度英人御饗應向に付、夷人ご慢り、配膳向輕蔑の振舞共若哉有之候ては、不相濟譯に御座候間、其邊の處、我々共より書付を達置吳候様、木藤角太夫より承候付、草稿相認御相談申上候付、可宜ご被思食候はゞ、今日磯におひて右の趣御達置被下候ては、何様可有御座哉。此旨早々申上候。以上。

六月十三日

西郷吉之助

菱田傳兵衛様

(達書草案)

此節遠客御招請に付ては、皇國の爲深<sup>ふか</sup>思召の譯被<sup>ま</sup>爲<sup>な</sup>在、萬國普通の禮節を以<sup>て</sup>御會釋被<sup>ま</sup>遊候付ては、配膳向至極念を入<sup>いれ</sup>、決して輕蔑の振舞無<sup>し</sup>之、御高儀奉<sup>ま</sup>感服候様肝要に可<sup>べ</sup>被<sup>ま</sup>相心掛<sup>か</sup>候。此旨分て相達置候。

【解説】英國公使パークス及び英國東洋水師提督キューパー等は、薩摩の招待により、慶應二年六月十七日（西曆一千八百六十七年七月廿七日）軍艦三艘を率ゐて鹿兒島に到着し、數日滞在、非常な歡待を受けて、薩英の親交を結んだ。此書は彼等の到着前六月十三日、隆盛より側役の蓑田傳兵衛に與へたもので、外人歡待の宴席に於て配膳等に粗漏なきやう特に掛員に達しおかんと案文をそへ協議したのである。

帖佐彦七への書

慶應二年六月十八日

今日も御出勤珍重奉存候。陳者英人と談判の儀に付、書付書調方御願申上度御座候付、何卒御暇被成下候て九ツ時過より下會所え相集、其上英艦え差越賦に御座候。就ては松木安右衛門え引合不致候て不叶義有之四ツ後参り吳候様相達置候付、私認方逆も相調間敷と相考候付乍御苦勞御來訪の處奉希候。以上。

六月十八日

西郷吉之助

帖佐彦七様

(1) 正午過

(2) 下會所とは鹿兒島下町にあつた會所。よく他藩よりの使者などの宿所に充てた。(3) 午前十時過

【解説】本書は前書に説明した英國公使等鹿兒島來着の翌日、談判に關する準備書類の清書を帖佐に託せんがための依頼狀である。

松木安右衛門といふは、後、外務大臣となつた故伯爵寺島宗則のことである。彼は恰もよし、此頃英國から歸朝したばかりのところ、此時の談判について非常に都合がよかつた。なほ談判の事については次の書翰の解説にて説明する。

## 一三四 岩下佐次右衛門への書

慶應二年七月上旬か

### 一 兵庫開港の儀は、上

天子より下萬民を欺て外國と約定相結候儀、萬國普通の條約と難申候付、右の譯を以幕府を相責候様、細々及談判候處、政府と約定いたし候譯に候得ば、内輪の混雜は、決して外國人の差搆さしかかまふ事にも無之、勿論勅許と申儀も相望候事に無之と申募り、餘程幕臭有之、破談の勢に成立候處、得と日本の情實を申解き、其上利害得失委敷申聞候處、初て會得いたし、夫より彼の底意不殘打明候向にて、大に幕府の失體を申出候場に立到候て、全熟話



の都合に成行候事に御座候。左候て彼等申聞候には、いづれの右の事件外國人可存いはれ無之候付、何方より承候と不申候ては相濟申間敷、其節薩摩の名目を出し候ては、決して不都合の儀も有之候はん。彼等も出したくは無之と申事故、其邊は少しも差障無之、薩摩にて承候旨を以幕府え相迫候様申聞候處、夫こそ本道の議論と申ものよと大に悦び候事に御座候。然共直様突掛候向とは不相見得候へども、幕府の不條理なる次第にはあぐみ果候様子に御座候。時機に依ては申立候も不<sub>レ</sub>被<sub>レ</sub>計<sub>レ</sub>候得共、極て申立とは不<sub>レ</sub>申聞事に御座候。

一 兵庫港え異船渡來の節、勅使を被<sub>レ</sub>差向候様子、如何の見込を以相盡候哉と承候付、其節は薩摩の人數

勅使の御供にて異船え乗込、期日を引延し、是非諸侯を京師え集會し、全幕府の手を相離し、

朝廷よりの御所置に振替候含にて罷居たる由申聞候處、如何の譯にて其策崩候哉と申事故、其節幕府より頻に相迫、

朝廷よりの御所置に相成候ては、辭職仕候外無之段申募、終に勅使を繰止候付、皆策致相違建白の書面と相離候故、如此疑迷の譯に立到、殘念の旨申聞候處、實に悦び候て、彼等も大に殘念がり候事に御座候、

一 朝廷の御所置と相成候は、公卿衆の御談判と相成可申哉、是迄政府閣老邊え引合の場如何可致賦か承候付、其節は朝廷より五六藩の諸侯に被命、專引受、兵庫港の運上は朝廷に

相納め、萬國普通の條約を以相結、信義の交其時こそ可相調、只今の如き幕吏の賄賂を貪不廉の次第は、大に違ひ、外國に於ひても都合可宜、勿論日本に於ひては是より相開、本道の事に成行可申と決定いたし居候旨申聞候處、至極尤の議論と申事に御座候。

一 右通の次第外國より開立候ては大ひに不都合到來いたし、日本の人も不服の譯も出來候はん。いづれ其邊の處は、急速取掛候ては宜間敷候付、能々機會を見合、是非相盡吳候様、申事に御座候。

一 三港の税、三分一丈けは、是非

天子に相納候様、度々英國より幕府え申立候趣申聞候。左様

無<sub>レ</sub>之候ては

大君と相唱候儀不相叶日本に於ひては兩君有<sub>レ</sub>之姿にて外國には決して無<sub>レ</sub>之事に候。いづれ國王唯一の體は不相居候ては、相濟間敷と申事故頓と日本人外國の人に對して無<sub>レ</sub>面目事と申置候。

一 日本條約の五ヶ國は、諸藩に勝手に相交候様觸達相成候様政府に可<sub>レ</sub>申立左候へば大に難澁可<sub>レ</sub>致事に御座候。勿論政府の欺謀は不被<sub>レ</sub>行様成立自然政府の不條理なる儀も、外國の人可<sub>レ</sub>相分申聞候處大に悦び候事に御座候。

一 江戸え相詰候人に何篇打明相談可<sub>レ</sub>致人物は不罷居候かと相尋候付決して無<sub>レ</sub>之段申聞候處、何卒慥成人物差出吳候儀は相調

間敷哉と申事故、隨分差出可相成と返答いたし候處、合符を渡し、是を持參の人なれば不疑と申置候事。

(川上直之助氏所藏)

【解説】此書は隆盛が鹿兒島に於て英國公使パークスと談判の模様を京都在勤中の家老岩下佐次右衛門(方平)に別紙を以て報告したものとやうである。此折岩下に贈つた本書がなくはならぬのであるが、遺憾ながら未だ見當らぬ。後の七月十日付大久保への書中に「英人來着、段々談判の始末は岩大夫(家老の岩下)に申上越候に付文略仕候云々」とあるから、此書も矢張七月十日發のものか?と思はれる。

さて薩藩は何故に英國公使を態々遠方まで招待したか。此書面の趣では外交條約等の事は、將來眞の日本の主權者たる朝廷に於て取扱ふやうにしたい。幕府の手から外交關係を打放してやりたいといふことを主要なる話題として、英國公使の了解を得るやうに努めたやうである。尤も此頃佛國公使がやゝもすれば幕府を助けて強藩を制御させようとしてゐるのを見て、隆盛等は英國と親交を謀り、英を以て佛を制せしめんとする所

謂夷を以て夷を制せしむるといふ筆法に出でたものであることは推測に難くない。鹿兒島の士風や、兵器彈藥等の製造及び硝子製造等稍大仕掛な機械工業の施設等をも見せ、薩藩の實力を示すのも、その目的の一つであつたらうと思ふ。果してその効果はあらはれて、彼等は薩藩が日本に於て最も進歩した、最も有望な強藩であるといふことを認めたとすれば、これは明かに彼等の記述に残つてゐる。又、此秋、英國公使は横濱に於て、幕府は日本の眞の政府でないから、直接皇帝に謁して條約を結ばんがために大阪に行かうと揚言してゐる。併し英國公使が薩藩の招待に應じたのは、單に薩藩の希望に應じ受動的に訪問したのではなく、彼自らも進んで薩藩の實情を視察したかつたのである。なほ彼は英本國の外務大臣から、薩藩を援くるやうに訓令を受けてゐたらしい。彼の慧眼には幕府の力が最早強藩を制する力のないことが映じてゐたのである。彼等は幕府に代つて覇を稱ふるものは薩か、長か、將た何處であるかと興味をもつてながめてゐたのであらう。英國の外務大臣から訓令のあつたことは寺島宗則の自記に見えてゐる。それに據ると、寺島は

英國出發前、英國下院議員オリハント（此の人は初めて日本の公使になつたアールコックと共に暫く江戸に居たことがあり、日本の事情には可なりよく通じてゐたらしい）に、日本の國體、國情、勤王諸藩の運動等を詳しく説明し、幕府の威令は既に行はれず、早晚政權は朝廷に歸すべく、條約批准の權も皇室に存することを十分に了解せしめ、オリハントから、この事情を外務大臣カラレントンに告げ、カラレントンからパークスに勤王雄藩（帝權確立を擁護する有力なる諸藩）を援助するやうに訓令を發せしめた。その訓令はパークスの鹿兒島來訪前に到着してゐたのであるが、パークスは鹿兒島ではその事を色にもみせなかつた。維新後程經て當時の實際をパークスから聞いたとある。

「兵庫開港の儀は云々、兵庫開港の件は初め安政五年、幕府が米國使節ペルリと締結した條約には、兵庫は、江戸、大阪の兩港と共に文久二年十一月（千八百六十三年一月）より開港すべき約束になつてゐる。此條約は勅許を得ず、幕府が勝手に調印したのであると、當時の志士が攻撃したものであつた。その後文久二年一月に幕府は外國の同意を得て、向後五ヶ年即ち慶應三年十一月まで其開港を延期したのである。然るに慶應元年九月、英・佛・米・蘭四國の公使は、軍艦九艘を率ゐて攝海に來り、兵庫の先期開港と、通商條約の勅許とを迫つた。その結果先期開港は勅許にならなかつたが、條約は勅許になつた。今日

の言葉で云へば主權者の批准を得たのである。

兵庫港へ異船渡來の節、勅使を差向けられし様子云々」これはパークスから、あの際勅使を發せらるるつもりであつたといふことであるが、如何にする見込であつたかと質問したのである。其折即ち前節にある四國軍船攝海渡來の節には薩藩の建議により大原重徳を勅使とし、薩藩より岩下、大久保等之に隨從して行つて、外交談判を幕府の手より直に朝廷の手に移し、朝廷の主權を内外に示す策であつたのであるが、一橋慶喜公の強硬なる主張により遂にその事は行はれず、通商條約は許す、兵庫の先期開港は許さぬといふ勅裁を幕府へ與へられたのである。隆盛はありのまゝに右等の事實を以て答へ、なほ本文に見えるやうな問答をなし、和氣洋々たる中に談判を終へたのである。右の談判は前書にもある通り、十八日パークスの乗艦で行はれ、隆盛は寺島を同伴した。寺島は英國より歸朝早々で隆盛等は彼によりて外交上の新知識を得たらうし、パークス等は彼によりて故國の近狀をも聞いたらうし、相互の通譯も自由に出來て、彼是非常に便宜を得たことゝ思はれる。

〔本文の原書は口繪として卷頭に掲げてある。参照のこと。〕



一三五 大久保一藏への書

慶應二年七月十日

御兩殿様益御機嫌能被遊御座恐悅の御儀、御互難有奉存候。陳  
ば長防の戦争、大概、宰府出張の方より山田孫一郎を被差遣承合  
候形行申來候て、早相分候に付、早速御人數被差出候賦にて、一陣  
御手當相成候處、三邦丸着帆能都合にて御座候。正治より番兵  
二組被差遣候筋に申來候得共、最早一陣は御手當相成居候故、其  
儀も被差出賦に御座候處、船仕廻出來兼、些痛損有之付、三組丈此  
節被差出都合に相成跡、三組は一七日計は後れ可申候得共、却て  
一時に着坂よりは、兩度に着坂いたし候方、勢を張候はんか、奉

(1) 伊地知正治

所由應據矣其時法  
又此の望も候し申上  
致し申上候し  
二箇のち彼事等も  
いふし申上候し  
不承取申上候し  
り申上候し  
て一傳申上候し  
三和申上候し  
申上候し  
申上候し  
申上候し  
申上候し  
申上候し  
申上候し  
申上候し

存候。乍然痛處有之無據ちご手數  
には候得共、宜敷勢に相成候、大幸の  
事に御座候。出兵御斷の御建白書、  
御名前の處早速御許容被爲在候得  
共、英人着府涯の事にて大混雜中、殊  
に機會を以、其運は御許にて可相付  
段申來居候故、少しも不取急事に御  
座候。又

朝廷への御建白書

中將公御自身様御添削被遊、御手自  
御認相成、御差出の都合に相成、御互







御座候由に御座候故、大概説伏候賦  
 にて參候はんかご存申候。肥後論  
 の危事、實に可笑次第に御座候。○木  
 戸よりの書面相達候付、開封候得共  
 差したる事も無之、其儘差上申候間  
 御落手可被下候。○名作御惠投被成  
 下、難有御厚禮申上候。此旨御報迄  
 荒々如此御座候。恐々謹言。

七月十日

西郷吉之助

大久保一藏様

(大久保公爵家所藏)

大名は一藏様

【解説】此書は鹿兒島より在京の大久保に贈つたのである。「長防の戦争云々」此一節の意味は長防戦争の事、大宰府の方から知らせて來たので、早速衛兵を京都に差出すことに手當をしたゐたところに三邦丸が歸港してよい都合であつた。正治から番兵を二組（陣か）つかはすやうに云つて來たが、最早一陣は手當になつてゐたこと故、あとも差出すつもりなりしも、船の都合が悪くて今度は二組差出す、跡三組は一週間ばかり後れる。二度に着いた方が却て勢を張られるかと思ふ云々といふのである。薩藩は征長の出兵を斷つて幕命に反抗してゐるわけであるから、自家の勢威を張るために、京都に相當多數の兵を出しておく必要があつたのである。「出兵御斷の建白書云々」此一節の意味は、出兵拒絶の建白書に藩主の名をいだす件は早速御許容になつたのであつたが、其際英人着涯の事でもあつたし、なほ又大阪より其運びは、どうにか、つけておくと申して來てゐたために、少しも急がなかつたわけである。朝廷への建白書は久光公自身に添削し、自らお認めになつた、難有次第であるといふのである。

「英人來着談判の始末云々」これは英人と談判の始末は岩下大夫へ申遣はずから略する。（本卷一三四の書翰が即ちそれであらう）彼が欺いたのなら致方がないが、さもなくば大抵豫期通にやつたつもりで大幸であるといふのである。

「長州に於ては云々」長州の此度の始末は上出来である、兵端を開くところから打破つたところまで間然する所はない。佛人でも最早應援はすまい。諸藩でも出兵は致すまい。王室興隆の時來れり、勇躍に堪へぬといふのである。「熊本藩使節云々」これは熊本藩よりの使節に隆盛應接の次第を報じたのである。○なほ本書云へる藩侯よりの出兵御斷の建白書と、朝廷への建白書とを備考として次に掲載する。

備考

島津茂久、同久光より朝廷への建白書

慶應二年七月九日

【解説】此建白書は前掲七月十日附大久保一藏への書中に見えてゐる「中將公御自身様御添削遊ばされ、御手づから御認相成」といへるもの即ち是である。建白の要旨は再征の條理に叶はざるを論じ、更に寛大の詔を下させられて、長藩を許し天下の公議正評を盡して、政體を變革し、武備を興張し、國威を宇内に輝かし、中興の功業を遂ぐるに至らんとを請へるのである。此書の京都に達し、朝廷に上つたのは七月二十日であつたが、朝議は萬機幕府に委任してあるから、かゝる建白は採用されぬと云ふことであつたが、正親町



三條卿は此建白を用ひて、解兵の勅語を下し、國家の大事につきては諸藩の衆議によりて決すべきことを唱へた。然れども慶喜自ら長防を征するといふ議が成立するに及び遂に採用されなかつた。

方今内外の憂患四方百出任、實に皇國危急存亡此時に可<sub>レ</sub>有<sub>レ</sub>御座、抑、今日の形勢に推遷候儀、一朝一夕の根由に無<sub>レ</sub>御座、於<sub>レ</sub>幕府冠履倒置の儀不<sub>レ</sub>少、就中十年來外夷御處置振より以往、天下人心痛怨離叛の姿に相成、憂國の士是が爲に非命に斃れ候者數を不<sub>レ</sub>知、輔國の諸藩國力を不<sub>レ</sub>顧、東西に奔走仕候次第偏に皇運挽回の至誠を以て聖朝を補弼し、幕府を扶助し、藩屏の任を竭し度との赤心に候處、幕府駕御の術を失ひ、憎怨私親、採擇に不<sub>レ</sub>適候故國是一定、衆議合論の場に至り兼、悉く水泡畫餅と成行候儀、千載の遺憾に御座候。既<sub>ニ</sub>一昨年來大亂の機相顯、干戈を動し、幾多の蒼生を殺し候上、眼前、若州信州邊の天災及び丹波大和の一揆、兵庫、大坂、江戸の騷動傳承仕候。即今、兵庫、大坂の儀將軍御在陣中、號例整肅、軍威四方に可<sub>レ</sub>輝の處、却て足本の卑商賤民の如き、嚴威を不<sub>レ</sub>憚、大法を犯し候儀、所謂民不<sub>レ</sub>堪<sub>レ</sub>命<sub>の</sub>苦情に出候事にて、不<sub>レ</sub>可<sub>レ</sub>忍<sub>レ</sub>次第に御座候。最早鎮定の形にて候へ共、米價は勿論、諸色未曾有の騰貴にて、既に當年災旱水溢の憂も不<sub>レ</sub>被<sub>レ</sub>圖、此上兵端を開候ては爭論日

に長し、率土分崩不可救の勢に及候は案中にて、其時に當り、外患を受候節は何を以て防禦可仕哉。是卑臣年來痛心慨歎する所に御座候。然る處内政を變革し、皇國を起すの大策、一日も不可捨の急務にて可有御座候へば、長防御征伐の儀、御取懸の儀には候へ共願ば既に一昨年悔悟謝罪の道相立、尾張前大納言殿、解兵の上被遂奏聞候段にて其節引續御所置振被仰渡候へば奉謹承候儀、案中に御座候處、時機を失ひ、朝廷寛大の御趣意に反し、御再討御進發と稱し、更に御出軍御不審筋御糺明の處、御了解被爲在候由にて、忽ち本に復し、其裁許の名目を以て、當大兵を國堺に臨ませ、御處置振被仰渡度候儀、解兵後の御不審御晴相成候ても、御再討の儀は御解き不相成候ては本に復し候儀、實に不相顯且不得止兵を用られ候御譯にも不奉伺候へば、假令奏聞の上とは乍申條、理不相叶候故、乍恐其筋に承伏仕問敷、前文兵庫、大坂の商民さへ、其令を不恐程の事に候へば、數百年來譜代恩願の長防士民の情は、無餘儀被察候處、數願の筋をも御採用不被爲在、御裁許の御沙汰相拒み候とて、則問罪の師被差向候は、相當の御處置共難申上、且又名代として出藝致候、六戸備後介等御不審被爲在候筋を以、幽閉被仰渡候儀、問罪の師の舉動に無之候。道理を以、御詰問の上、閉口して退去致候は、必ず國民も皆有罪事を可存譯に御座候。却て口を開かざる様に仕向られ候は、唯憤怨を起させし計の拙策に陥るのみならず、是非曲

道は不<sup>あひ</sup>相立<sup>たさる</sup>ものと天下に布告致候譯に相當り、殊更防州大島郡への暴發は海賊の所業に類し候儀、實以歎息の至に御座候。今般の始末防長の士民憤怒を懷く計に無<sup>レ</sup>之、大に天下の人心に關係可<sup>レ</sup>致譯にて、如何なる大乱に可<sup>レ</sup>立至<sup>レ</sup>哉不<sup>レ</sup>被<sup>レ</sup>計事に御座候。假令可<sup>レ</sup>討の理有<sup>レ</sup>之候共、皇國の興亡に相關り候大難の時に臨み、可<sup>レ</sup>起の急務を置き、却て亡に陥るの道に被<sup>レ</sup>爲<sup>レ</sup>就候儀、實以絶<sup>ニ</sup>言語<sup>一</sup>奉<sup>ニ</sup>恐入<sup>一</sup>候儀に御座候間、前後緩急大小の辨治乱興亡の機朝議を以<sup>テ</sup>寛大の詔を被<sup>レ</sup>爲<sup>レ</sup>下、沛然の恩を被<sup>レ</sup>爲<sup>レ</sup>施、持危扶顛の聖斷被<sup>レ</sup>爲<sup>レ</sup>在、視聽を四方に開き給ひ、天下の公議正評を盡し、政體變革、武備興張、遠戎賓服、中興の功業を遂させられ、上御祖神の恩に報ひ、下蒼生塗炭の苦を被<sup>レ</sup>爲<sup>レ</sup>救度御儀と奉<sup>レ</sup>存候。誠<sup>ニ</sup>以<sup>テ</sup>重大の事件卑賤愚智の小臣、輕卒奉<sup>ニ</sup>申上<sup>一</sup>候儀、不當の重罪に候へ共、乍<sup>レ</sup>恐朝廷寛大の御趣意、兼て奉<sup>レ</sup>伺候趣も有<sup>レ</sup>之、且小臣等拔群の聖恩を奉<sup>レ</sup>荷候へば、皇國御浮沈にも相懸り、切迫の機に當り、默止罷在候に不<sup>レ</sup>忍、冒<sup>ニ</sup>萬死<sup>一</sup>血涙涕泣言上仕候。誠惶謹言。

慶應二年七月九日

久 光  
茂 久

## 一三六 長州再征に付出兵を斷る文案

慶應二年七月

【解説】 此書の原本は隆盛の自筆で、西郷家の襖の下張にしてあつたのを近年見出したのであると聞いてゐる。多分前掲大久保への書中に見えてゐる藩侯より幕府へ差出した出兵御斷の建白書の草稿で、其本文は前の朝廷への建白書と同時に發送し、大阪の幕營に提出したものであらう。在來の幕末維新史には未だ此書を載せてゐないやうであるけれども、七月二十七日附で、大阪留守居木場傳内から「長防御征伐に付出兵御斷の書面主人より差出置候處（中略）早々出兵朝幕の御趣意相貫き候様御附札を以て被<sub>レ</sub>仰渡<sub>レ</sub>候趣承知仕候」とて更に出兵を斷る旨を建白したものがあつた。多分此書を二十日頃に差出して、それに符箋してかへされた爲、再、抗命の建白をしたのであると思ふ。さきに四月に差出した上書の符箋としては餘りに時日が経過してゐるから。

此節長州御處置の次第御達相成候處、承服不仕候付、其罪を被<sub>レ</sub>爲<sub>レ</sub>

伐候間、早々人數操出候様被<sub>レ</sub>仰渡趣承知仕候。一昨年尾張大納言様惣督として被<sub>レ</sub>差向伏罪の筋相立、解兵迄相成候處、却て御譴責同様の譯、其他御出張の御役々方は罪を被<sub>レ</sub>爲蒙、其上改て不容易企有之、御再討被<sub>レ</sub>仰出、御進發相成候て、只々天下の動亂を被<sub>レ</sub>引起候譯事實明白なる儀に御座候處、其邊は全御取削に相成、鬭争の術絶果候處より、以前の事故に立戻候へば其罪を天下に不被<sub>レ</sub>謝候ては、名分條理相立不<sub>レ</sub>申、勿論征伐は天下の大典、後世正史に載せ、毫も遺憾無<sub>レ</sub>之ものならでは、戰士死に安するの期無<sub>レ</sub>覺束、且凶器妄に不<sub>レ</sub>可<sub>レ</sub>動の大戒、最早人の耳目開候世態、兵機も不相振儀當然の事に御座候。況乎世人舉て可<sub>レ</sub>討と謂ざるにおひては、天下の人心を治るの權道、却て混亂を醸出候場に成行可<sub>レ</sub>申は眼前

の事<sub>ニ</sub>御座候付、天理に相戻候合戦は、萬々相叶不<sub>レ</sub>申候付、無<sub>レ</sub>據御斷  
申上候間、虚心を以御聞分被<sub>レ</sub>成下度此段申上候。以上。

(西郷菊次郎氏所藏)

一三七 大久保一藏への書

慶應二年七月二十八日

御兩殿様益御機嫌能被遊御座御互恐悅の御儀奉存候。陳ば小倉邊の事情等は川村(1)より細事御聞取可被下候。稅所(2)にも上坂いたし候付、何も文略仕候。其御地の形勢日々思ひ出し居申候。今當分にては、迎も罷登程合も不相分貴兄には餘り強欲と奉存候。稀には交代も仕度御相談申上候。藝國の御使者參り候得共、皆因循先生方にて是迄藝國にての盡力の次第を爲御知に相成この譯にて、格別譯も無之候。其御地の詰合の者は、矢張幕論と被相聞嫌疑説を申送候由にて、夫故動搖いたす譯も有之由に

(1) 川村純義か

(2) 稅所篤

被<sub>レ</sub>相聞<sub>レ</sub>申候。叱も不相成<sub>レ</sub>位にて、尋も不<sub>レ</sub>致、論は猶以の事に御座候。只咄<sub>レ</sub>さへ恐ろしがり候て、双方不差障<sub>レ</sub>やうに相咄居候先生方なれ共、小笠原閣老には少し角を立て被<sub>レ</sub>相咄<sub>レ</sub>申候。伯州<sup>(3)</sup>が和議を突<sub>レ</sub>戸<sup>(4)</sup>杯へ相謀候説頻に相唱候由、夫を名<sub>レ</sub>こいたし、紀州<sup>(5)</sup>杯は引掛候様子に御座候。小倉邊も同様の譯にて、大物議相起候由、可笑な事に成行、大慶の事に御座候。勝先生上坂にては、少し可<sub>レ</sub>見所も出来候はんかご相考、一左右御待申上居候事に御座候。此旨荒々奉<sub>レ</sub>得<sub>レ</sub>御意候。恐惶謹言。

七月廿八日

西郷吉之助

大久保一藏様

(大久保侯爵家所藏)

(3) 老中松平伯耆守宗秀(宮津藩主) (4) 突戸備後介(長藩使節)

(5) 征長總督徳川茂承(紀州藩主)



【解説】 此書も鹿兒島より在京の大久保に贈つたものである。「貴兄には餘り強欲と奉存候。稀には交代も仕度云々」は、半ばからかつたのであらうが、田舎でじみな内治の事に當るより國事多難の折柄中央の政界に活躍せんことを希望してゐる様子もが見える。「藝國の御使者」以下藝州の使者の様子を報じて、「叱も相成らざる位にて尋もいたさず、論は猶以てのことに候。只咄さへ恐ろしがり候て云々」殆ど相手にしてゐないが、たゞいかに慇懃に力強く、言少なき應接であつたかと思はしめる。「夫を名とし紀州杯は云々」此一節は征長總督の紀州侯が、閣老松平伯耆守の專斷にて宍戸等を放還せしこと等を怒り、征長總督の辭表を差出したことを指したのである。「勝先生上坂にて少し可レ見所も出來候はん」は隆盛が如何に勝の人物に推服してゐたかレ窺はれる。

一三八 黒田嘉右衛門への書

慶應二年九月廿五日

御安康奉賀候。陳ば小弟不快有之、暫は平癒の體に無御座候間、被相下置候陸軍方の諸書付類、貴兄へ御願申上候付、伊勢様へ差上被下度奉合掌候。此旨乍略儀以書中御願申上候。頓首。

九月廿五日

西郷吉之助

黒田嘉右衛門様

要詞

【解説】黒田嘉右衛門は後の清綱子、當時薩藩の軍賦役頭取であつて、陸軍職をかねてゐた。伊勢様とあるは家老島津伊勢（後に諏訪甚六といつた）の事である。事實病氣であつたかよく分らぬが、隆盛は此頃前に大目附にされたのを辭してゐる。

# 一三九 大久保一藏への書

慶應二年十一月十一日

今日嵯峨行ごしまり候由にて、吉井方より申來候間、早々御出懸  
け被<sub>レ</sub>下度奉<sub>二</sub>合掌候<sub>一</sub>。頓首。

十一月十一日

吉之助

一 藏 様

(大久保侯爵家所藏)

【解説】これは京都にての手紙。「としまる」は薩摩の方言。「企てられる」といふ語に近い。思ひながら一向、行かれないでゐたのに、行くことになつたといふやうな場合に用ひられる。

隆盛は此年十一月十五日小松帶刀と共に、汽船三邦丸にて鹿兒島を發して上京し、同二十一日に着京し、小松、大久保等と共に京都に居たのである。

一四〇 小松帶刀への書

慶應二年十二月九日

其後は御動靜不奉伺候處、先以御安泰可被成御座恐悅の御儀奉存候。陳ば大坂表砂糖私方<sup>(1)</sup>へ御振向相成候様<sup>(2)</sup>、御差分の一條、殊の外六ヶ敷、何分急速運兼候得共、次第々々に議論も相縮候向にて、至て大慶奉存候。いづれ一同不安心の處にては、又々煩も相生候譯に御座候得ば、最早御手を被下候節、細々吟味を盡し、安心の所先決議相成候處と奉存候付、御渡相成候御書付も、いまだ相下げ不申議論中に御座候。乍然最早央に至掛候へ共、全議論相定候處に至兼候付、得と吟味を盡し、其上御發相成候様取計可申

(1) 私方(拂方)の誤寫なるべし (2) 儀の誤寫か

候付、兩三日は相滞可<sub>レ</sub>申儀と奉<sub>レ</sub>存候。扱一昨朝<sup>(3)</sup>五代才助より承候へば、英艦兵庫碇泊相成、通辯官薩<sup>サツ</sup>道<sup>ト</sup>と申者より小松大夫並私滞京の趣承候付、是非面會いたし度、且御國許へ差越、横濱へ歸掛にて、「ミニストル」より被<sub>レ</sub>託候趣も有<sub>レ</sub>之候に付、大坂御屋敷迄罷出京師より御下坂迄相待候て、誰ぞ御兩人の間一人へ面談いたし度趣、開聞丸乗頭井上新左衛門へ相付申達候由、全體右の軍艦へ御國元開成所へ罷出居候本<sup>もと</sup>藝藩人林謙三と申者、航海修行にて乗組居候て、旁周旋いたし候趣に御座候。就ては、幸、私下坂いたし居候故、早々兵<sup>(4)</sup>港の様可<sub>レ</sub>參候付、其港へ相待吳候様申遣、朝五ツ時分より打立、船にて參候處、早五代よりの返書相達、薩道には陸地に相待居候處故、早速小豆屋へ呼入、談判に及候處、第一の趣意

(3) 薩藩士五代友厚

(4) 兵港は兵庫港

は英國にをひても幕府は日本國中の政權を握候處と相心得條約を結候次第に御座候處、近來幕府熟考仕候へば、御國の英國との戰爭、並に長國との取合等、皆幕府より所置いたし可申の處、却て外國と互の争と相成、夫のみならず長國の再討より開兵の始末前後、いづれも譯の分らぬ事、畢竟長州より京師にての暴發の節は、不敬の譯故、薩州も幕と俱に相戰、暴動を挫候事に有之、伏罪の道相立候處、譯もなく戰を初、諸藩も不應時機に相成候處、討破の力無之に依りては、又々譯も立ぬ止戰をなし候次第、委敷相考候へば、定て攻<sup>せめ</sup>亡<sup>はら</sup>の力無之、止戰と相成候ものご相見得申候。ケ様に譯の立ぬ戰をいたすなれば、皆諸候を討ずしては相成ぬものに可相成道理、又長州一國を攻亡す力なきものが、如何しても

政事を旋し可<sub>レ</sub>申哉。是にて顯然と相分り候儀に御座候へば、如此空權の者と條約を結居候ても、實に無益の譯に有<sub>レ</sub>之、英國におひては何ぞ政府と計<sub>（5）</sub>ひ、條約は取結譯には無<sub>レ</sub>之、日本權握の方、何方なり共可<sub>レ</sub>結儀に御座候得共、さらばと申て權握の人も無<sub>レ</sub>之、如何いたして宜敷ものやら、歸する處を不知、乍<sub>レ</sub>然外國人より權の立様に諸侯に力を添候儀は、決して可有道理に無<sub>レ</sub>之と獨歎息の意を以<sub>（6）</sub>我國を振起せんと、くれぐれ誘いたし候事故、幸<sub>（7）</sub>ミニストルよりの口氣も有<sub>レ</sub>之候付、薩道の意底を探らんが爲、少し猶豫の色を顯し、段々皇國の爲に可<sub>レ</sub>盡力賦にて是迄相働候得共、頓と寸功無<sub>レ</sub>之のみならず、却て政府の威權を挫くとのみ汲受、善言却て惡言と相成候次第、只今にては朝<sub>（7）</sub>を我ものにいたし成し候故、手

(5) 「政府と計ひ」は「政府さばかり」の訛。政府と幕府を指す

(6) 薩藩 (7) 朝は朝廷



の出し様も無之場合に立到候故、兵庫の開港に付てももくろみも有之候得共、いたし方無之に付、兩三年も傍觀して居可申賦に御座候と返言に及候處、大に驚き、三年とは何事と、餘り氣長事には無之哉、來年は攝海も開港の期限に相成、長州の儀も今通にては相濟申間敷、何とかきまりを付可申候付、此兩條の處を以て何とか働様も有之、そうに被思候と申す事に御座候。右の次第を以能々相考申候處、佛人幕府へ計を相結び、私を營み、夫より不平を生じ候儀には相違有御座間敷と愚考仕居候。何分面白口氣に御座候間、佛人は追付隔絶の色を顯し可申と奉存候付、此機を見て何とか策も有之、事の様に被思申候。是で英人の好處に計心を向候て働立候へば、必ず佛へは怨を含候事に至可申、此隔絶

の場合に「ミニストル」交代共相成候て、先達より御咄の人共參候へば、我國の力を得候譯にて、矛盾のものご不相成兩國の力を得候好機會も出來候はんかご相考候事に御座候。其外小事の儀共、段々相咄候得共、兩三日中、御直話可仕此一條決て御悅被下儀ご奉存候付、荒増申上候。小松大夫へ「ミニストル」より宜敷御禮申上吳候様ごの趣、再三申聞候間、左様御含置れ可被下候。此旨一左右迄奉得尊意候。恐惶謹言。

十二月九日

西郷吉之助

帶 刀 様

御侍史

【解説】 此書は慶應二年十二月九日、大阪から在京の薩藩家老小松帶刀に贈つたのである。隆盛下阪の用向は初め藩の財政上に關することであつたと見える。即ち薩藩の藩債の償還か何か支拂ふべき金があつたのを、砂糖で代償したいといふ談判を行つたものらしい。多分支拂先が幾人もあつてその差分け方に付議論が六ヶしかつたのであらう。最初の一節は事件を斯様に假定して讀めば難なく了解せられる。とにかく大阪留守居だけで解決がつかず、京都より隆盛が出かけて行つたのを見ると可なり六ヶしい問題であつたらしい。

「扱一昨朝五代才助より承候へば」以下は英國公使館通辯官サトーと兵庫小豆屋に於て對談するに至るまでの顛末及び對談の模様を報じたのである。此對談の模様は輕々に看過すべからざるものである。先づサトーの談話は頻りに長州征伐に於て暴露した幕府の無力をそしり、かゝる實權のなき政府と條約するのは無益であるが、さりとて實權は何處にあるかと、嘆息の表情にて隆盛の意中を探らんとしてゐる。恐く、彼は、隆盛が幕府に代つて天下の實權を握るものは我藩であるといふであらう。そうしたら、それより歩を進めて英國に援助を頼むと云はせる様に話しかけようと思つて、如何にもすまぬ様子で是迄種々に隆盛は却つてサトーの心底を看破しやうと思つて、如何にもすまぬ様子で是迄種々

手を盡してみたが、却つて政府から悪く思はれる丈のことで思ふ通りに行かず、今日では手の出し様もないから、兩三年は傍觀するつもりである。と切り出した所、サトー先生大に驚いたとある。此書にそれから後の談話を省略してあるのは惜しいが致方もない。隆盛は次に英人が何故に會見を求めたかといふことについて、隆盛の推測を述べて結局幕佛の關係が濃厚になつて不平に堪へない所からであると云つてゐる。隆盛は更に次の様に云つてゐる。「それ故今後、我等は英人の好む方にばかり心を向けて行動しよう。然る時は佛國とは愈隔絶することになる。その場合に此前から噂のある佛人が今の佛國公使と交代して來るやうにでもなつたら、我薩藩は英佛兩國から好意を持たれるやうな好機會が到來するかと考へる」と。それから、なほ小事は段々話があつたが、それは兩三日中歸京の上申上ぐると結んでゐる。此書の大體の筋は右の通であるが、なほ少しく註しておきたいことは、當時の幕府の有様と、幕佛の關係である。

此時は既に慶喜公が徳川家を繼いで居られた。將軍宣下の式も數日前(十二月五日)に行はれた。慶喜公は長い間京都に居て中央の事情に通じ、政治上の修練も積んでゐる。それに今迄のやうに幕閣の制肘を受くるやうなことはない。旗下の將士を自由に動かされること云ふ地位におかれたのである。初政の宣言も立派であつた。朝廷の御受も宜し

く、幕府の威勢が立直るかと見るものもあつた位であつた。而して其背後にあつて其政策を援けたものは佛國公使レオン・ロツシユであつた。彼は以前から幕府に好意を表し強藩を削小して幕府の基礎を固くするやうに勸めてゐた。此年六月長州征伐中に英國公使パークスが横濱を去つたので、彼は軍艦を以てパークスの後をつけ、長崎に行つて、パークスが薩摩に行つたことを確めて引返し、兵庫港で板倉閣老と會見して、一日も早く征長の局を片付けないと、外よりは英國の煽動があり、内には薩藩の異圖があり、如何なる大事を起さぬとも限らない、大砲軍艦は望のまゝに供給せんといひ出した。彼は又、かつて熱海に外國奉行平山圖書頭、川勝近江守を招いで、幕政について、傾聽すべき忠言を與へ、内閣組織の變更、海陸軍の振興、新稅の賦課等に至るまで具さに其方法を示した。今や新將軍慶喜公の政策上には明かにその意見があらはれて來た。此度サトーが兵庫に寄港して小松、西郷兩人の中に會はんと云つて來たのはかゝる際であつたのである。此後とて佛國公使は非常に幕府のために盡した。幕吏の中には佛國の援助を得て薩長を討とうと希望したものが少くなかつたが、それには慶喜公が同意されなかつた。又一方薩藩に於ても隆盛等は英國人に款を通じながら、内政干涉の口實を與へないやうに細心注意した。これは我國の仕合であつた。

一四一 大久保一藏への書

慶應二年十二月十一日

明朝六ツ前時分より小室山狩に小松大夫御登の筈にて、貴兄御  
同伴の思召にて御座候間、決して爲御知參候事と相考候得共、爲念  
申上候付、必御氣張被成間敷哉。出立掛御誘引に上り可申候。  
以上。

十二月十一日

吉 之 助

一 藏 様

上 置

(大久保侯爵家所藏)

【解説】これは京都にて小室山登の誘引状である。

一四二 大久保一藏への書

慶應二年十二月三十日

御不快の由折角御加養奉祈候。 扱別紙の趣

近衛様御方より申來候由、如何返答可致哉承候付、いづれ貴兄へ御談合可申上旨申置候付、御平快の上、何卒御參殿被成下候て、得こ御申解不被下候ては、難相濟御座候間、御序を以御氣張被下度奉願候。 此旨卒度奉得御意置候。 頓首。

十二月三十日

西郷吉之助

大久保一藏様

(大久保公爵家所藏)

(1) 御奮發に同じ

【解説】 孝明天皇大故、此月二十五日終に崩御ましく、二十九日大喪を發し給ひ、上下悲嘆に沈んだ。此書實に大喪御發表の翌日に成る。近衛家より京都薩邸への問合せは何事であつたか分らぬが、隆盛は此書を大久保へ送り、病氣快復次第近衛家に伺候、とくと辯解するやうにと申遣はしたのである。



王政復古運動第三期



## 王政復古運動第三期 小引

乾坤一轉慶應三年丁卯の春となつた。世運時と共に政界の巨星俄に動き初めた。隆盛は正月二十二日京都を發して鹿兒島に歸り、次で薩藩の使節として、土佐・宇和島の二藩に赴き、再び鹿兒島に歸り、三月二十五日には島津大隅守久光に扈從して海路京攝に向ひ、四月二日大阪に着き、十二日入京した。次で十五日には宇和島藩主伊達伊豫守宗城、十六日には越前老侯松平大藏大輔春嶽の入京となり、少しく後れて五月朔日には土佐老侯山内容堂の入京となり、此に隆盛等の久しく希望してゐた雄藩會議が成立したのである。隆盛が正月以來の奔走はこれがためであつた。これより薩・越・土・宇の四藩連合の力によりて、幕府に拮抗し、猛烈な政治運動が暫く京都に行はれた。併し四藩の連合は、さほど鞏固なものでは無かつた。容堂の如きは漸く一月足らずの滯京で、五月二十七日に退京し、連合の一角先づ崩れた。あとの三侯は八月初旬までは共に京都に踏み止まつて共同の策戦に出でたが、春嶽は八月の六日に京都を去り、久光は同十二日に京を辞して大阪に下り、宗城は同十八日に歸藩の途につき、四藩會議は豫期

ほどの結果を得ずして、全く瓦解し、幕府側の勝利に歸したやうであつたが、併し幕府も新將軍施設の出鼻をしたゝかに挫かれて、少からぬ痛手を負つた。そればかりではなく、討幕の氣運は全く此間に醸成され、四侯中最も佐幕的傾向を帯びて居た容堂の家臣にすら、隆盛等の討幕論に共鳴するものがあつて、薩土二藩の士臣間には早くも討幕の誓約が成立し、乾退助(後の板垣退助)がその一派の中軸となり、故國の同志を糾合する決心で、反對意見を有して居る主人容堂に扈從して歸藩した位である。又當時、なほ岩倉村に幽居中であつた岩倉具視は絶代の智謀を以て密かに薩藩士大久保一藏(利通)等と王政復古を計劃して居る。薩藩が愈討幕の決心をかため、久光の口から親しくその決心を長州藩士に傳へたのは六月中旬であつた。すぐその後で、長崎から上京して來た土佐の後藤象二郎と坂本龍馬とが、新に議院制度の創設を提唱して薩・土兩藩の間に王政復古の盟約が結ばれた。後、土佐の兵力不要論が顯著となるに及び、薩藩は土藩の選んだ將軍の大政奉還運動に頓着せず、斷乎として討幕の計を進め、八月十二日久光の退京下阪の頃には、もはや風雲頗る急にして隆盛の王政復古運動は將に十段目の砲火を見んとしてゐたのである。よつて編者は、慶應三年正月より四藩會議の瓦解した八月上旬を以て王政復古運動の第三期とし、此期間に於ける隆盛の遺文十七篇を左に収録することにした。中には上述の諸問題の外に隆盛の外交的手腕と識見とを見るべきものをも含んでゐる。

# 一四三 大久保一藏への書

慶應三年二月晦日

御分袖以來不能御音信候處、彌以御安康奉賀候。陳者當月朔日安着いたし候處、三四日は病氣にて引入居、御上京の説は直様言上不仕、一同の評議に掛一決の處を以言上の含にて御座候故、形勢見合居候處、不罷歸内に、御大故の時を以御上京可被爲在事、段々建白の向も有之候由にて、執政方も難溢被致候趣に御座候。三五日も相過候付、一同御會議相窺候處、備後殿初執政中御側役中都て出席相成、山内イチ、は湯治にて御座候故罷歸候様申參、相揃にて議論持出候處、案外老先生方の御議論盛なる事にて、速

- (1) 大喪をさす。孝明天皇慶應二年十二月二十五日崩御、三年正月二十七日御大葬 (2) 島津珍彦 (3) 山之内作次郎  
(4) 伊地知貞馨

に御上京の儀相決、大慶の事に御座候。此度の衆議不<sub>レ</sub>相決候か、又は御決定不<sub>レ</sub>被<sub>レ</sub>爲<sub>レ</sub>在候得ば、退身の含御座候故、強く申建も不<sub>レ</sub>致候得共、案外の事にて、我輩は飛揚此事に御座候。御遙察可<sub>レ</sub>被<sub>レ</sub>成下候。夫故翌日は桂家諏訪家御兩人と、私も御前え罷出、具に言上仕候處、直様御承諾被<sub>レ</sub>遊候付、十三日夜半より出帆いたし、容堂候へ御使者相勤候て罷越、巨細申上候處、氣味能<sub>レ</sub>御返答にて、生<sub>レ</sub>再不罷歸と迄被<sub>レ</sub>仰候由、至極の御決心出來被<sub>レ</sub>爲<sub>レ</sub>難<sub>レ</sub>有次第にて御座候。三月中を限と御定相成、私の滯在中に御上京の御廣め相成、餘程御はまり出來候段、福岡杯咄有<sub>レ</sub>之候。夫故昨日御發し、別紙の通被<sub>レ</sub>仰出候間、いづれ三月廿日比に御發途の御賦に御座候間、其御許の御手當等は宜敷御願申上候。宇和島は餘程因循の御

説にて、上京被成とは御返答被爲在候得共、無覺東被思申候。嘸  
御待長御座候はんご案勞仕居候得共、無致方延引罷成申候。小  
松大夫えは別段不申上候付、宜敷御執達奉願候。頓首。

二月晦日

西郷吉之助

## 大久保一藏様

【解説】此書は慶應三年二月晦日隆盛鹿兒島より在京の大久保に送りしものである。隆盛は正月二十二日に京都を發して歸藩の途に就き、二月朔日鹿兒島に着し、時局の重大問題を藩論に問ひ、その決定を見、更に又土佐及び宇和島への使節を命ぜられ、十三日鹿兒島を發して十五日高知に至り、歸途宇和島に寄港して、二十七日鹿兒島に歸着した。其經過を報じたのが此書である。

按ずるに昨秋一橋慶喜の入つて徳川家を繼ぎしより、その施設漸く見るべきもの多く、

朝廷では關白をはじめ要路の公卿悉く慶喜に同情をもつて公武の間は圓滿であつた。たまたま幕府に反抗の色をあらはした宮公卿十三人があつたが、直ちに斷乎たる處置をとつて朝命を以て嚴譴を加へた。そのため滿朝屏息し、王政復古の意見を取り上げてくれる人もないといふ有様で、幕府の衰勢も挽回されそうな勢になり、十二月五日にはその將軍宣下を見るに至つた。此頃京都の薩邸には、小松、西郷、大久保等薩藩の中心人物が出揃つてゐたが、彼等は暫く幕府のなすところを凝視してゐる。幕府の方でも彼等の行動を警戒しつゝ程よくあしらつてゐる。既にして孝明天皇の大故にあひ、慶應三年正月九日明治天皇の踐祚し給ふや、二條關白攝政となつて、公武合體は益鞏固となつたのみならず、幕府の背後には佛國公使が有力なる助言をして、王政復古黨に取つて、益不利な形勢となつた。然るに先帝の崩御につき大赦を行はるゝに及び、從來國事のために朝譴を受けてゐた多數の宮公卿等を宥免せられることになつた。その多くは王政復古黨の有力な人々であつた。彼の太宰府の三條實美以下五卿も歸京の手續をするやうに警衛の五藩に達せられた。同時に朝廷から長州の解兵を命ぜらるゝに至つた。隆盛等は彼我の形勢を察し、今や一太刀打込むべきところと看取したのである。そこで彼等は薩、越、土、宇、四藩の連合を以て新將軍慶喜に當り、岩倉、三條等有爲の公卿と策應して、王政復古の氣運



をすゝめやうと決議し、隆盛は四藩連合、國是決定の大策を諸藩に問ひ、久光、忠義兩主の同意を得んが爲に吉井を伴ひて歸藩したのであつた。隆盛の此時の決心は本文にある通り、此度の衆議相決せざるか、又衆議は決しても久光、忠義兩主の許がなかつた場合には退身の覺悟であつた。話が少し横道にそれるが、茲に隆盛の性行を窺ふべき一句が見えてゐる。といふのは「退身の舍に御座候故強く申立もいたさず云々」とあることである。常人であつたら強く主張し、そうなところを却つて黙する。これも亦隆盛の所謂世俗相反するところ、英雄却つて好親するの類か。

さて容堂、宗城の兩侯に謁したことは本文の通であるが、土佐の中岡愼太郎の日記には其折の事がやゝ詳細に見えてゐる。中岡は當時鹿兒島に於て、西郷や吉井にあつて直接聽取つたのである。

## 備考

### 中岡愼太郎日記抜萃

慶應三年三月三日の條

西郷土州に到り、福岡藤次と同く容堂公に謁したり。西郷儀此度薩侯の命を受參り候

事にて、大隅守様より被<sub>レ</sub>仰<sub>レ</sub>含<sub>レ</sub>たる次第も有<sub>レ</sub>之、大に心配して参りたるが、上國の勢具に言上したれば、公、御即答に、薩侯の御主意御尤の事に付、拙者杯、侯の御相手には相成間敷候得共、早速上京可<sub>レ</sub>致、尙又此方は貴方とは違ひ徳川家の恩義も有ることなれど、皇國の爲め公論を以盡力する事なれば、地球上より見たる時は矢張公論なり。然れば親藩と雖も今日に至ては可<sub>レ</sub>盡事也。況んや外藩の列に在るをや。云々、被<sub>レ</sub>仰<sub>レ</sub>候由。西郷曰く此度は事不<sub>レ</sub>被<sub>レ</sub>行と云て御引取に相成位の事にては不<sub>レ</sub>相成と申上る。公素より覺悟也と被<sub>レ</sub>仰<sub>レ</sub>候由。後藤二（福岡孝悌）に被<sub>レ</sub>仰<sub>レ</sub>しは、此度は死を目的とすべしと也。公又西郷に被<sub>レ</sub>仰<sub>レ</sub>しは、藤次なども實の尊幕論でありしが、此度上京して諸有志に交りしに由て大に議論が能く成りたること、吾も嬉しき事と被<sub>レ</sub>仰<sub>レ</sub>、其れにて西郷始めて胸がぐつと下りたる由。○西郷滯留中、容堂公上京の儀國中え被<sub>レ</sub>仰<sub>レ</sub>出<sub>レ</sub>候由也。

西郷土州より歸途宇和島に到老公に謁し、御上京の論に及ぶ。侯曰、凡事目的立ざれば行ひ難し、目的は如何と被<sub>レ</sub>仰<sub>レ</sub>候に付、西郷黙して退かんとす。松根圖書西郷に向て、容堂公上京の目的と云は如何に候哉といふに、西郷答に先づ能く御考被<sub>レ</sub>成よ。是程正しき目的と云は無き事にて、容堂公は今日天朝の御危難、臣子の不<sub>レ</sub>得<sub>レ</sub>止處が目的にて御上京に御決しの事に候。凡、天下の事平常の事は手づるを付けて成すことなれども、斯る御

大事に當り、大義明分を以て盡す日に當り、利害得失を論ずるは如何にも合點不仕と云し處、松根御尤と答ふ。松根又國疲弊の事を云ふ。西郷其れは御執政の御言葉とも聞えず、大義に臨み論すべき事に非ず、中々左様のことにては、足下の力にて國を富ます事とは思ひもよらぬ事也と云ふ。夫より酒宴となり女を出し酌を爲す。老公曰吉之助、京都に愛女が有るか、と、西郷曰御座候。公曰名は何と云や。西郷曰此れは申上ましたとて、何にも不相成事故、今少し何か御爲に相成る事を御尋ね成下度と云。公曰其方が左様の言を云ふ奴つ故、仕方のなき男だと雜言す、云々。然るに、先國の疲弊を推して勉強して上京と答に成りし由、頗る曖昧なりし由。

史帝前御

新帝御幼年天皇

御皇太后御皇太后御皇太后

御皇太后御皇太后御皇太后

御皇太后御皇太后御皇太后

御皇太后御皇太后御皇太后

御皇太后御皇太后御皇太后

御皇太后御皇太后御皇太后

# 一四四 島津久光公への建言書

慶應三年五月初旬

【解説】久光は前書に見えた藩論を容れて、三月二十五日鹿兒島を發し、三邦丸で東上の途に就き、四月二日大阪に着いた。此行、特に陸海軍の兵士七百餘人を引率した。勿論隆盛も扈從したのである。久光大阪に滞在すること十一日、四月十二日入京した。

此書は島津久光の二條攝政に會見前、その謀臣たる西郷、大久保が相議して作成したものらしく、會見の節、談判の要旨斯様々々にありたしと建言したのである。年月はないが、久光公の越前（春嶽）土佐（容堂）宇和島（宗城）三侯と共に二條攝政邸に推參し、此書中に見えたる事柄を以て詰問に及びしは、慶應三年五月

かす時然るふ妙匠と生しは

かす時然るふ妙匠と生しは

かす時然るふ妙匠と生しは

かす時然るふ妙匠と生しは

かす時然るふ妙匠と生しは

かす時然るふ妙匠と生しは

かす時然るふ妙匠と生しは

六日であるから、その一兩日前のものであらう。

二條攝政へ要求の箇條は議奏、傳奏の人選と明治天皇補佐として大宰府謫居中の三條實美を推薦したことの二ヶ條である。

朝幕の現状を打破して王政復古を決行するにつきて、要職に然るべき人物を据ゑんとしたのである。然るに幕府に於ても、議傳兩奏の人選は大に自家勢力の消長に關係あることであるから、公武合體派の公卿で、近頃まで議奏であつた、廣橋大納言、六條中納言、久世前宰相野宮中納言四卿の復職を攝政に迫り、双方より必死の運動をしたのであつた。これは後の事であるが、其結果は双方共に十分の功を奏せず、薩藩で推薦した中で正親町三條（實愛）と他に長谷三位（信篤）の議奏補任を見るに至つた。

此書の本文は隆盛の筆蹟であるが、議奏、傳奏の人選

の姓名は大久保の筆で、符箋になつてゐる。」

先帝崩御、

新帝御幼年、無此上、

朝廷の御大難に御座候處、是迄深く御

鴻恩をも被爲蒙候上の御事にて、尙更

默止被爲居候儀、難被爲忍御情合、前後

を不被爲顧御登京被爲在候儀、全、

朝廷の御爲一筋に被思食候ての御事、

時態は早亂階を生し、後來如何の御危

殆に被爲臨候も難計

不<sub>レ</sub>可<sub>レ</sub>言<sub>レ</sub>ふ<sub>レ</sub>と<sub>レ</sub>申<sub>レ</sub>す<sub>レ</sub>算<sub>レ</sub>計<sub>レ</sub>の<sub>レ</sub>破<sub>レ</sub>綻<sub>レ</sub>と  
 の<sub>レ</sub>破<sub>レ</sub>綻<sub>レ</sub>も<sub>レ</sub>申<sub>レ</sub>す<sub>レ</sub>同<sub>レ</sub>じ<sub>レ</sub>に<sub>レ</sub>申<sub>レ</sub>す<sub>レ</sub>  
 申<sub>レ</sub>す<sub>レ</sub>同<sub>レ</sub>じ<sub>レ</sub>に<sub>レ</sub>申<sub>レ</sub>す<sub>レ</sub>同<sub>レ</sub>じ<sub>レ</sub>に<sub>レ</sub>申<sub>レ</sub>す<sub>レ</sub>  
 初<sub>レ</sub>ハ<sub>レ</sub>申<sub>レ</sub>す<sub>レ</sub>同<sub>レ</sub>じ<sub>レ</sub>に<sub>レ</sub>申<sub>レ</sub>す<sub>レ</sub>  
 申<sub>レ</sub>す<sub>レ</sub>同<sub>レ</sub>じ<sub>レ</sub>に<sub>レ</sub>申<sub>レ</sub>す<sub>レ</sub>  
 申<sub>レ</sub>す<sub>レ</sub>同<sub>レ</sub>じ<sub>レ</sub>に<sub>レ</sub>申<sub>レ</sub>す<sub>レ</sub>

ふれ小中もあまを只

ふれ小中もあまを只

ふれ小中もあまを只

ふれ小中もあまを只

ふれ小中もあまを只

ふれ小中もあまを只

ふれ小中もあまを只

朝威は日々衰弱の姿に押移、晝夜寢食

を不被爲安御勢ひと成行、御歎息の次

第に候。就ては攝政の御大任に被爲

居候上は御持定の御策も相立居候筈

に御座候間、御開運の御定算をも拜聽

被爲成、從來の御積悶も相排、御安心被

爲成度段、縷々至誠を以初は御訊問被

成在度儀と奉存候。屹度御大策相備

居候へば、無此上御大幸の御儀に御座

候間、速に御施行相成候様、得と御責被

爲在度、若哉御策も相立居不申、只高位

御事に御安着共にて、全忠誠の御志も不相

見得、一向僥倖を被欲候位の御事に候

得ば、突然と御策を御聞取相成候ては

御驚怖彌増候計にて、可被施手段も御

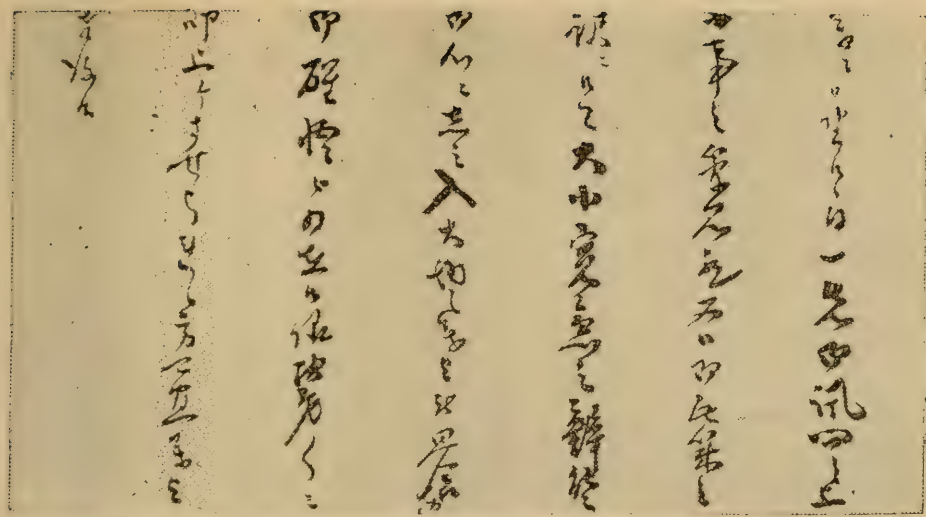
失脚被爲成候程も不被測儀に御座候

間、一先御訊問の上、小事の管見か又は

御無策の譯に候はゞ、大小寛急の辨能

々御心にしみ入、大切の儀と被思食込

御醒悟被爲在候様、次第々に叩上げ  
させられ候方可宜儀と奉存候。  
一 議奏傳奏の御進退





一 議奏傳奏の御方迄

一 議奏の御方迄

一 御方迄

一 御方迄

一 御方迄

一 御方迄

一 御方迄

一 所補佐

三 奉候

石玉奉候

御方迄

一 議奏衆には忠實の御方迄、知略有之候方壹人づゝ御拔摺有御座度儀

後奏

正親町二條様

阿部様

醍醐様

萬里小路様

傳奏

烏丸様

中御門様

三奉候

一 傳奏衆の儀義氣有之決て節を不

議奏

正親町二條様

阿部様

醍醐様

萬里小路様

傳奏

烏丸様

中御門様

符箋は大久保利通筆蹟

中務よりしよぬ一三の申  
 又もよぬ申すもよぬ  
 又、 先帝の御機嫌  
 御機嫌もよぬ申す返上  
 御機嫌のよぬ申すは  
 申す申すよぬの申すは  
 申す申すの申すはよぬ  
 御機嫌のよぬ申すは  
 申す申すの申すはよぬ

變御方兩人程も御登用相成度儀ご奉存候。

一 御補佐

三 條 様

右三條様には御禁錮中にて、御登用難被爲成、夫々御格も有之もの故、一己の御見込を以御計出來兼候ごか、又は先帝の御機嫌に相觸候處も有之御孝道の上御差障被爲在候ごか、いづれ御拒被成候御言葉被爲在

今も此の御座候に御座候

御座候に御座候

御座候に御座候

御座候に御座候

御座候に御座候

御座候に御座候

御座候に御座候

右の條

御座候に御座候

候はんか、其節は委敷御辯明被爲

在度、此時勢に被爲臨、人材に被思

食候は、御舊格に御拘被爲在候

儀に無之、御政事舉り、御一新被爲

在候處、第一の御格、只習弊を以公

論を御破り被成候儀にては、決て

不相濟譯に御座候間、私論を捨て

、公平至當の御所置被爲施候處

得と御理解有御座、度儀と奉存候。

右兩條は

朝廷の御急務、興廢の機、此時に御座候

此所、中より先、大事に  
 上の五君より先、大事に  
 家臣を生じ可申儀に奉  
 大事に生じ可申儀に奉  
 為大事に生じ可申儀に奉  
 中より先、大事に  
 大事に生じ可申儀に奉

間、先づ大事のケ條を以て御立貫被爲在  
 候へば、是より萬機を生じ可申儀に奉  
 存候。大事件の間に小事相雜候ては、  
 必大事は軽く相成候付、今日の御盡力  
 は一向根元迄を以て至誠貫徹仕候處、偏  
 奉渴望候。

# 一四五 島津久光公への建言書

慶應三年五月初旬

【解説】此書も亦隆盛より久光へ建言したものである。原書の一端に久光の筆蹟にて「丁卯夏西郷」と書入れてある。月日はよく分らぬが、内容より推せば慶應三年五月六日久光が越・土・宇三侯と共に二條攝政に謁し、議奏傳奏の兩役補任を迫り、その推薦をした直後のものと思はれる。

書中の趣旨は四藩會議の朝幕に對して取るべき方針に付、隆盛の所見を久光へ提議したもので、第一には此度御建言になつた公卿方が兩役に御補任になつたら、眞に朝廷の危機即ち幕府の中興となるか、王政復古になるかの分け目なることを十分了解されて盡瘁されるであらうといひ、次に當時の三難題即ち長州處分問題、五卿の歸京問題、兵庫開港問題に付、それ／＼意見を述べてゐる。之を要するに慶喜の新將軍として幕政を刷新し、兵制を改め、威權を朝廷に振ひ、徳川家の衰頹を既倒に挽回せんとする勢で、王政復古の運動も、

悪くすると挫かれはしないかといふ恐れもあつたので、隆盛等は之に對抗すべく一大奮闘をやつてゐるのである。而して隆盛の執つた方針は此前後四通の久光への上書で看取される。

此度御建言相成候堂上方御人物兩<sup>(1)</sup>御役え御備相成候得ば、當時朝廷の御危篤眞實御合點相成、十分御はまり相付候處御見留被<sup>(2)</sup>爲<sup>(2)</sup>在候上は三ヶ條の御難題と申御所置に付ては、いづれ理と勢ひを明に被<sup>(2)</sup>察、順序不相立候ては悉瓦解可<sup>(2)</sup>仕儀と奉<sup>(2)</sup>存候付、第一長州の御所置は、  
朝廷より幕府え一先御尋被<sup>(2)</sup>爲<sup>(2)</sup>在度儀に御座候。諸侯の儀も追々上京可<sup>(2)</sup>致候得共、其内幕府の見込被<sup>(2)</sup>聞食、猶得と諸侯の儀も被<sup>(2)</sup>聞食、天下の公論を以、御沙汰可<sup>(2)</sup>被<sup>(2)</sup>爲<sup>(2)</sup>在候間、早速建言仕候

(1) 議奏、傳奏の兩役（前書参照）

(2) 長州處分問題、五卿一條、兵庫開港の三難題

様御達相成度儀に御座候。其節は<sup>(3)</sup>三伐を申立候か、寛典を以言上に及候か、兩條の儀に御座候間、委曲御質問被爲在、公平至當に出候はゞ大幸の儀に御座候付、速に御施行相成、長州侯も御禮參内の運に相成度、若、猛に出候はば可戰の條理御糺問に相成度、可戰の筋有之候はゞ勝利なしとて可及休戰譯更に無之候間、如何共戰の本志可相立、舍の處只今の姿にては休戰の名を借、悔悟の語を吐き、全不條理の戰に陥候譯に候得ば、三伐付ては今一層の罪を増、全の私鬪に立至り候故、長州におひても、

闕下に哀訴と申ものにて、軍勢を押出し、謹て歎願書を朝廷に奉、捧、御沙汰相待候はゞ必幕府遮り候はん。其時こそ力を合内外より一時に責打候て相挫候より外、無他策事と奉、存候。

(3) 第三回の長州征伐

一 五卿方の儀は、長州寛典の御所置相成候て、御禮參

内と申場合相成候へば、其時御歸洛相成候て可<sub>レ</sub>宜儀と奉<sub>レ</sub>存候。

若、猛を以<sub>テ</sub>長州え接<sub>シ</sub>候賦<sub>つり</sub>に候へば、必五卿は擒と被<sub>レ</sub>相成候儀は案中の儀と奉<sub>レ</sub>存候付、御歸路被<sub>レ</sub>差急候ては宜間敷<sub>よろこばしく</sub>五卿の進退は長州の所置に依て御決相成可<sub>レ</sub>然事と奉<sub>レ</sub>存候。

一 兵庫開港の儀はいまだ期限も不<sub>レ</sub>差迫既に幕府におひては約定いたし居候末の事候へば、いづれなり、

朝廷の御根軸相立<sub>チ</sub>

朝威輝き幕府も道を相立候様成行不<sub>レ</sub>申候ては、本道の儀出來兼候付、御急務中結尾の御所置と奉<sub>レ</sub>存候。若哉幕府におひて無道の振舞に立至候共、朝廷の御居相付候上は、



賢侯方合從の御勢力相備候へば、理を盡して御進相成候て、事行  
れ可<sub>レ</sub>申、其節は幕府は御離相成候て、

朝廷の開港條約に御振替可<sub>レ</sub>被<sub>レ</sub>爲<sub>レ</sub>成と奉<sub>レ</sub>存候。自然、長州も一體  
に相成、御策を助可<sub>レ</sub>申候得ば、御勢は彌増、十分の御策相行れ、萬國  
普通の公法を以外國人え被<sub>レ</sub>接候はゞ、決して天下に異論有<sub>レ</sub>御座間  
敷、いづれとも天下挽回の御時節に候へば、朝威振起候處肝要の  
儀に御座候。尤長州の御所置次第、兵庫の御策も相變<sub>ル</sub>譯に御座  
候間、只今御申建相成候共、御明策却て無益に屬可<sub>レ</sub>申候付、先御見  
合相成候方、可<sub>レ</sub>宜儀と奉<sub>レ</sub>存候。

右暴虎氷河の論に涉候得共、挽回の節更に相立不<sub>レ</sub>申、愚考の儘  
相認候付、得と御熟評奉<sub>レ</sub>仰候。頓首。

山やも雲と見くも御殿

りて一たきくも御殿と見

も遠きも中遠路の立威

勝も御殿の御殿の御殿

も御殿の御殿の御殿

も御殿の御殿の御殿

も御殿の御殿の御殿

も御殿の御殿の御殿

# 一四六 島津久光公への建言書

慶應三年五月十二日前後

【解説】 此書は慶應三年五月久光の將軍慶喜へ謁見前に、隆盛が大久保と共に久光へ上書し、將軍に進言すべき趣旨方法を述べたるものである。原本は隆盛の筆蹟であるが、巻き表に久光の自筆もて「丁卯五月西郷大久保の大趣意書」と記入されてある。本書提出の月日は未だ詳かならざるも、五月十日四侯會議を薩邸に開いた折に、登營問題が起り、十二日土藩邸の會議で、十四日二條城登營の事に決したのであるから、その前後のものに違ひない、内容は別に説明を加へる程の必要もあるまい。流石は兩雄の立論で正々堂々たるものがある。決して小策を弄してゐない。中にも最

一、  
 二、  
 三、  
 四、  
 五、  
 六、  
 七、  
 八、  
 九、  
 十、

後の一節に於ていづれ政柄は天朝へ歸し奉り、諸侯と共に朝廷を補佐し、天下の公議を以て所置を立て、外國の條約も、朝廷よりの御所置になり、萬國普通の條約を以て御扱ひあらば忽ち實行舉り、萬民初めて愁眉を開き云々と彼等の主張をそのまゝに、將軍に向つて獻言せんことを望みたるは眞に堂々たる言論で正面から押しつけて居る。大政治家のやり口である。

御登營被遊候時機相成候はゞ、一大事の場合と奉存候付、公道を以御説破被爲在、感服被致候様御議論被爲在、度儀と奉存候間、外御方々様と得と御打合相成、御論一徹に相立候様有御座、度大

(1) 二條城へ登營し將軍慶喜に謁する時機にならばさいふ意  
 (2) 將軍慶喜を指す

御座候間御論を

御凌被成候儀明手に

御座候間御論を

御座候間御論を

御座候間御論を

御座候間御論を

御座候間御論を

御座候間御論を

樹公には譎詐權謀の御方故、御正論を

御凌被成候儀、明手に御座候間、御論を

引逃し、裏に被相廻候か、又は御改心の

姿を以、被欺候か、と奉存候。彌改心悔

悟の場に立た至いた天下の公論を被爲候

處、萬々無覺束事と奉存候間、長州御所

置の儀、且兵庫開港の策、必御尋相成候

はん、其節は決して御取合不被爲、在、第一

朝廷御遵奉の筋相立不申候ては、悉く

齟齬仕候付、如何様の良策あり共行れ

不申候付、屹と遵奉の道被爲、盡度御申

二番殿下り御返答相成候はん

三年し御返答相成候はん

此帝の御幼年中御建言

御儀に御座候へば、尙更懇々と御建言

可相成處、却て威勢を以御押へ被成候

次第、全御輕蔑の姿に相當り、御忠實相

顯不申、尤志と業とは今日の處は勿論

千載に涉り決して不被欺ものに御座候

立相成候は、其儀は固よりの素志に候間、論もなき事と御返答相成候はん、然共頓と御實跡相見得不申て論近日二條殿下え御迫相成候事件全公平の御論共被相伺不申、其上新帝御幼年の御儀に御座候へば、尙更懇々と御建言可相成處、却て威勢を以御押へ被成候次第、全御輕蔑の姿に相當り、御忠實相顯不申、尤志と業とは今日の處は勿論千載に涉り決して不被欺ものに御座候故、口舌を以は如何様共御辯解出來さ

不<sub>レ</sub>敷<sub>レ</sub>あり、<sub>レ</sub>申<sub>レ</sub>候<sub>レ</sub>得<sub>レ</sub>共、中<sub>レ</sub>に人心<sub>レ</sub>の落着<sub>レ</sub>は

事々物々御難題<sub>レ</sub>の所置<sub>レ</sub>と相成<sub>レ</sub>候次第

に御座<sub>レ</sub>候。長州<sub>レ</sub>の御所置<sub>レ</sub>といへ共、兵

を勞<sub>レ</sub>せらるゝに不<sub>レ</sub>及<sub>レ</sub>、眞實<sub>レ</sub>遵奉<sub>レ</sub>の筋被<sub>レ</sub>

爲<sub>レ</sub>相立<sub>レ</sub>候へば必<sub>レ</sub>悦服<sub>レ</sub>可<sub>レ</sub>仕儀<sub>レ</sub>に御座<sub>レ</sub>候。

夫<sub>レ</sub>のみならば、外夷<sub>レ</sub>の儀もかく迄<sub>レ</sub>朝廷

の御憂慮<sub>レ</sub>被<sub>レ</sub>爲<sub>レ</sub>在<sub>レ</sub>候儀<sub>レ</sub>を親敷<sub>レ</sub>御汲<sub>レ</sub>受<sub>レ</sub>被<sub>レ</sub>

爲<sub>レ</sub>在<sub>レ</sub>候は、轉倒<sub>レ</sub>の御所置<sub>レ</sub>も有<sub>レ</sub>御座<sub>レ</sub>間  
敷<sub>レ</sub>、始終

せられ可<sub>レ</sub>申候得共、中<sub>レ</sub>に人心<sub>レ</sub>の落着<sub>レ</sub>は  
難<sub>レ</sub>相成<sub>レ</sub>儀は、能々御明の上<sub>レ</sub>は奉<sub>レ</sub>存<sub>レ</sub>候  
得共、全左様の御振合相見得<sub>レ</sub>不<sub>レ</sub>申候故、  
事々物々御難題の所置と相成候次第  
に御座候。長州の御所置といへ共、兵  
を勞せらるゝに不<sub>レ</sub>及、眞實遵奉の筋被  
爲<sub>レ</sub>相立候へば必<sub>レ</sub>悦服可<sub>レ</sub>仕儀に御座候。  
夫のみならば、外夷の儀もかく迄朝廷  
の御憂慮被<sub>レ</sub>爲<sub>レ</sub>在候儀を親敷御汲受被<sub>レ</sub>  
爲<sub>レ</sub>在候は、轉倒の御所置も有<sub>レ</sub>御座間  
敷、始終

てしるゝにぬきて其の御座候御

「かりきつゝ為候御座候に

去りては其の御座候御座候に

御座候に御座候に御座候に

御座候に御座候に御座候に

御座候に御座候に御座候に

御座候に御座候に御座候に

御座候に御座候に御座候に

御座候に

朝廷は度外に置ての御扱に相成候故  
開鎖の煩ひに立至候事に御座候間、い  
づれ私權を離れ、公平の議を以て遵奉の  
筋相立候得ば、時勢の變遷相分り、開鎖  
の得失貫徹可仕儀は勿論の事に御座  
候段、一遵奉を以て申事は相貫候御議論  
御立込相成儀と奉存候。其上は御正  
論に困窮被致候か、又た論を詰付て御  
底意の處被相探度賦つらを以て今日實行を  
舉候處如何可致哉と御尋掛相成候は  
ん、其節は少しも御構不被爲在候て、天

御前  
御前  
御前

御前  
御前  
御前

御前  
御前  
御前

御前  
御前  
御前

御前  
御前  
御前

御前  
御前  
御前

御前  
御前  
御前

御前  
御前  
御前

下の公論を以申上候儀、て全幕府の御  
威光を殺杯まと申譯には更に無之、世勢  
的當の論却て幕府の御爲と奉存候間  
虚心にして御聞取被爲、在度段御申斷  
の上、いづれ天下の政柄は、  
天朝え奉歸、幕府は一大諸侯に下り、諸  
侯と共に朝廷を補佐し、天下の公議を  
以テ所置を立テ外國の定約におひても、朝  
廷の御所置に相成候て萬國普通の定  
約を以テ御扱相成候はゞ、忽御實行相舉  
萬民初て愁眉を開キ



臨を後身、而中、原之、と、也

と、多、探、智、神、心、を、了、る、也、

孝、子、を、り、る、と、か、い、と、也、

み、か、く、世、を、王、を、守、り、て、也、

ふ、り、の、女、を、り、る、と、也、

尸、を、り、る、と、也、

忠、と、私、を、り、る、と、也、

世、の、節、を、り、る、と、也、

み、か、く、世、を、王、を、守、り、て、也、

お、り、る、と、也、

孝、子、を、り、る、と、也、

天、を、り、る、と、也、

下、り、る、と、也、

節、を、り、る、と、也、

忠、と、私、を、り、る、と、也、

世、の、節、を、り、る、と、也、

世、の、節、を、り、る、と、也、

名百之文外 なるは為人

初

徳石を二子

皇太子の力と臣の心と

皇太子の力と臣の心と

一我の地と大道を心の後

解と力と臣の心と

皇國の爲に力を盡んことを冀ひ、人氣振起り、挽回の期に至り、一新可致事と、大道を以御諭解被爲在度儀と奉存候。

(島津忠承公爵家所藏)

島津判官久光公へ

内かゝ大急ぎ申上り申上り

久光公へ

建言書

久光公へ

建言書

久光公へ

# 一四七 島津久光公への建言書

慶應三年五月中旬

【解説】 此書も亦宛名も月日も署名もないが、筆蹟文章内容から推して前三書と同じく、矢張隆盛が京都に於て久光公へ建言したものであることは疑ふべからざるものである。而して本書の内容は長州處分問題と兵庫開港勅許問題との差別順序について、長州處分を先にすべきことを懇々と論じたものである。將軍の意見は初め兵庫開港を先にかたづけようとする意見であつた。隆盛等はどうしても長州を先づ許して後、兵庫開港を勅許せらるゝやうにしたいといふ希望で、非常に奔走をした。十七日土州邸の四侯會議で更に此順序問題が議題となつ

中 解 あり とも あり とも

うと 知 たり あり あり あり

よ 成 り あり あり あり あり

中 外 諸 國 あり あり あり

い ち 一 あり あり あり あり

君 あり あり あり あり

皇 朝 あり あり あり あり

皇 朝 あり あり あり あり

て、長州處分先決といふ事になり、十九日薩・越・宇三侯は登營して將軍に談判したが、將軍は同時に奏上して叡斷を仰ぐと答へた。二十一日三侯は更に閣老に談判して、やゝ其主張に同意せしめたのであるから、此書の提出されたのは、五月十五六日以後十九日以前のものであらう。

御論判被爲在候二ヶ條の儀は、内外の大患、天下の至難、不過之儀に御座候。就ては差別順序を以御建言被爲在候譯合、自然人心の趣處<sup>おちじくところ</sup>、理勢の定る處を御洞察被爲在候ての御事

おかしき心も 去りて大政は

あつても 折席を御正しやう候

多岐る法を 御座候とす

心も 去りて心をもあつても

折席を御正し候とす

心も 去りて心をもあつても

心も 去りて心をもあつても

心も 去りて心をもあつても

に御座候間、右邊委曲

朝暮の心腑に落合候様、得て御辯解

被爲在度儀と奉存候。いづれ成、長

州の冤罪を御解被爲成候得ば、天下

人心の定る處出來、異心を挾候者も

自反心いたし候様成行可申、長州を

御惡被成候へば、悪る程、天下の人は

長州を憐候様罷成候儀、天下の通情

に御座候へば、紛擾の基と相成儀と

奉存候。天下の大政におひては、何

事も根源を御正し不被成候ては、末

治る譯無之儀瞭然たる事に御座候。

長州の人心を被安候儀其根本を御

見拔被爲在候處と奉存候。如何と

なれば第一惡しと思ふものを不便

がられ候上からは如何に分らぬも

のも感服不致譯無之、右等の處御政

體の大本と奉存候付、長州御所置を

先に被仰立候譯に御座候。兵庫開

港の儀は後に被相廻候處、理勢可然

儀にて全自分勝手を以て私心より

被仰立候儀には更無之、畢竟長州の

是れを以て... 御座候へば... 夷人の所  
 置に關係いたし候と、天下の人も致  
 安心候譯に御座候。幕府におひて  
 は最初より戰を恐怖し、一事の談判  
 毎に押付られ候て、頓と條理を被失  
 候故、開鎖の論紛々起候儀に御座  
 候。尤條理を以て戰は被決、一二戰  
 も有之候て、其後に定約の御取結相  
 成候得ば、却て物議は不相生のみな  
 らず、押付らるゝ所置振よりは、屹度

主は、御目的の御算を  
 却ら御算、御算を、御算  
 御算を、御算を、御算  
 御算を、御算を、御算  
 御算を、御算を、御算  
 御算を、御算を、御算

筋は相立可申筈と奉存候。戦の上  
 より御廟算被爲在候はば勝算は全、  
 無之義相分居候得共、遠慮過て因循  
 に陥、勝敗の御目的のみにて、御所置  
 も隨て落下り候て、如此輕蔑を被受  
 候次第に立至候間、當時におひては  
 人心安堵の廉を御見留不被爲付候  
 ては何迄も混雜可仕儀と奉存候間、  
 長州の處一躰と被爲成、大策を評議  
 し、公論を以、  
 皇國の爲、私權を捨、至當の御計相成



懐義を多かりし人なり

古の人の心ありて

ゆえにその心ありて

能くはしむるなり

一知りての心ありて

と云ふ

白き心ありて

少くはしむるなり

候へば、天下の異論は忽止、可申事に  
御座候間、順序を以、御英斷可有御座  
儀と奉存候。

止りて申すなり

少くはしむるなり

一四八 大久保一藏への答書

慶應三年五月廿三日

御懇書難有拜見仕候。陳者大中二卿へ順序區別の次第は、委曲申立に相成候方可宜、乍然兩卿の參内は三藩の御不參にて六ヶ敷、又御進め申上候儀は出來不申譯に御座候得共、兩卿の御決心にて御參内被爲在度思食にて御止め可申上譯に無之事に御座候間、其邊は兩卿の御趣意に打任置候て宜敷は有御座間敷哉。何卒貴兄御氣張被下度奉合掌候。頓首。

五月二十三日

吉之助

一 藏 様

(1) 「にて」とあるは「に候はゞ」の誤寫か

【解説】これは京都にての往復である。「大中二卿」とあるは大原重徳と中御門經之とを指す。「順序區別の次第」とは當時の二大問題であつた長州處分と兵庫開港問題との順序である。隆盛等は長州處分を先にして兵庫開港を後にすると主張し、將軍慶喜は初めは兵庫開港を先に長州處分を後にといひ、後に二事を同時に行はう、前後區別の要はないといつてゐたのであるから、其事について理由を詳しく兩卿に申立てゝおいた方がよろしからうといふのである。「兩卿の参内は三藩の不参にて云々」此日即ち二十三日には、右二大問題で宮中で評議がある筈であつたが、薩、越、土三藩は長州處分の決せられぬ間は参内の要なしとわざと不参の事に決し、四侯連署の建言書を提出したのである。隆盛は三藩不参にては、たとへ兩卿参内ありても其献言は六ヶしいから、参内を御すゝめも出來ないが、さりとて自ら参内の御決心なら止める譯にもゆかぬ。いづれ貴兄(大久保)兩卿を訪問して直接御話してもらひたいといつたのである。因にいふ、此日の會議は夜を徹して屢々會合し翌日又廷臣を招集して大評議となつた。四藩の說に同意する方と將軍の側と双方非常な激論で攝政は其取捨に苦しみ、或は四藩の主張に傾き、或は慶喜の言に聽き、屢々雲行がかはつたが、慶喜はあくまで自説を主張し、勅許を得ずんば何日にも退出せぬといひ張り、遂に二日一夜宮中に居つゞけて、長州の處分を寛大にし、兵庫を開くと

いふ勅許を得るに至つたのである。

備考

四藩連署の建言書

慶應三年五月二十三日

天下の大政は、公明正大の至理を盡し、時世的當内外寛急の辨を明に御施行無<sub>レ</sub>之候ては、難<sub>ニ</sub>相叶<sub>一</sub>儀、勿論に御座候。全體不<sub>レ</sub>可<sub>レ</sub>救の今日に到る根由を推究仕候得ば、乍<sub>レ</sub>憚幕府年來の御失體より釀出候内、殊に防長再討の御一舉より物議沸騰、天下離叛の次第に相及候次第に御座候。仍<sub>レ</sub>之<sub>ニ</sub>明白至當の筋を以<sub>テ</sub>防長御所置可<sub>レ</sub>爲<sub>急務</sub>の段談合の上、屢建言仕候儀にて、篤と熟考仕候處、自<sub>ラ</sub>兵庫開港、防長事件は、大に寛急先後の順序有<sub>レ</sub>之、右區別を以て曲直當否の分被<sub>レ</sub>爲<sub>レ</sub>立、御反正の御實跡、顯と不<sub>レ</sub>顯とに相拘候事に付、虚心を以て御反察被<sub>レ</sub>爲<sub>レ</sub>在候様奉<sub>レ</sub>願候。二件朝廷之可<sub>レ</sub>被<sub>レ</sub>令<sub>奏</sub>旨拜承仕候得共、皇國御安危にも關係仕候に付、是非至公至大の道を以<sub>テ</sub>私權被<sub>レ</sub>爲<sub>レ</sub>拔治久の大策被<sub>レ</sub>爲<sub>レ</sub>立候様有<sub>ニ</sub>御座<sub>一</sub>度、重大の事柄難<sub>シ</sub>默止<sub>猶</sub>再考の趣言上仕候。恐惶敬白。

慶應三年五月二十三日

松平大藏大輔  
島津大隅守  
伊達伊豫守  
山内容堂

一四九 大久保一藏への書

慶應三年五月廿八日

今夕より柴山同行にて小松大夫の所へ参り、横濱英人へ申含方の儀打合申度御座候間、貴兄も何卒御出懸被下度奉合掌候。頓首。

五月二十八日

西郷吉之助

大久保一藏様

要詞

【解説】これも京都にての書面である。用件は本文の通の事、柴山は薩藩士で此頃主として外國關係の事務を擔當してゐた。

一五〇 後藤象二郎への書

慶應三年七月二日

昨日は遠方迄御來訪被成下奉深謝候。明日御發足の段、小松え申聞候處、差掛御煩敷事と奉存候得共、今日四時頃より木屋町柏亭におひて離杯献し度御座候付、先日御出會被下候御人數は勿論、此度御上京相成候御兩人様にも、何卒御誘引被成下度、寛々御面會いたし置度含に御座候故、御同伴被成下候處、偏奉希上候。いづれ以參右旁可申上、筈御座候得共、乍自由の働書面以奉得御意候。頓首。

七月二日

西郷吉之助

## 後藤象二郎様

### 要詞

【解説】 此書は海南の怪傑後藤象二郎が、土佐老侯容堂をして幕府へ政權奉還の建白を爲さしめんとて歸藩の途に就かんとする前日、薩藩の小松、西郷、大久保等が後藤の送別券々薩土兩藩士の懇親をはからんとて、後藤をはじめ前に薩土兩藩の會合に列席せし土佐藩士等に來會を求めた招待狀である。

後藤の政權奉還論はその根源を坂本龍馬に發してゐる。彼は長崎に於ける土佐藩の貿易事務に付、藩命を以て長崎に赴き、彼地で坂本に會し、大にその説を喜び、二人相携へて上京し、六月十三日に着京し、容堂を説くつもりであつたが容堂は最早歸國してゐない。そこで先づ薩藩士を説いて遂に六月二十二日薩土兩藩の盟約を結び、後藤は一旦歸國して藩論を決して再び上京するといふことになり、七月三日を以て出發せんとしてゐたのである。薩土盟約の事は後に掲ぐる七月七日付山縣、品川兩人への書に詳かであるから此には説明を省略する。



書中「先日御出會被<sub>レ</sub>下候御人數」とあるのは、二十二日の薩土盟約の出來た席に連つた土州人をいふので、その人々は後藤をはじめ、寺村左膳、福岡藤次、眞邊榮三郎、それから坂本龍馬、中岡慎太郎といふ顔ぶれであつた。又「此度御上京相成候兩人」とあるは、山比猪内と佐々木高行とであらう。

一五一 大久保一藏への書

慶應三年七月二日

今日の離別會にて、是非可參含に御座候處、腹痛不相止難儀いたし候付、何卒御助合被下度奉合掌候。將又昨日後藤より承候趣も有之參上委曲可申上相考居候處、其儀も不相調不本懷の仕合に御座候。今朝大夫へ詳悉申上置候付、ごうぞ御聞取被下度、是又乍自由以書中奉得御意候。頓首。

七月二日

西郷吉之助

大久保一藏様

(1) 小松帶刀(薩藩家老)

【解説】本書は前書にある後藤の送別會に、隆盛が自ら主人役でありながら、腹痛の爲出席が出来ず、大久保へ萬事の斡旋を依頼したのである。

## 一五二 山縣、品川への書

慶應三年七月七日

【解説】 品川は昨年來京都薩邸に潜伏してゐた。山縣は此年五月十日薩藩士と共に京に入り、これも薩邸に潜伏して日々薩藩の名士と時事を談論してゐたが、六月十六日、島津久光は兩人を召して天下の形勢を説き、斷然、薩長の兵力をもつて王政復古を計るべき決心を告げ、なほ此事について近々西郷を山口に差遣はして協議をさせたいと思ふから、兩人はすぐ歸國して此旨を藩侯父子に傳へてもらひたい、といふことであつた。なほ、兩人は小松、西郷、大久保、伊地知、正治等と膝を交へて意見を交換し、翌日直ちに歸國の途に就き、二十一日薩の汽船豊瑞丸に便乗して二十二日三田尻に着き、勇躍して山口に入つたのであつた。然るに六月十三日入京した土佐の後藤象二郎と坂本龍馬とが、王政復古と公議政體創設とを提げて薩藩に同意を求め、薩土盟約書を交換するに至つた。そこで、隆盛等は後藤歸藩後の土佐藩の模様をも見ることにし、長州行は見合せ、村田新八を遣はして事情を詳しく説明させ、なほ薩土盟約書について、長州の意見を求めしむることにした。

此書はその時、村田に持たせてやつたのである。その事情は本文に見えてゐる通の事である。

薩土兩藩盟約書は次に見えてゐる通りの大綱と約定書と二様になつてゐるが、要するに國體を正し、王政を古に復し、幕府を廢し、徳川家は列侯に下すことにしよう、諸般の制度は世界各國のものを見て、參酌することにしよう、王政復古の上は、上下兩院を立て、制度法律の一切の政務を討議する様にしよう、外交は改めて朝廷の手によつて新條約を定めよう、皇國興復の議事に關係する士大夫は私事を去り、最も公平にして術策を弄せぬことにしよう。以上の目的を達するには成敗利鈍を顧みず斃れて後已の決心でやらうといふことであつた。而して此盟約書には、此目的を達する手段、即ち兵力に訴へて之を執行するか、平和の中に幕府をして政權奉還をせしむるか、といふ問題については一語も言及してゐないが、後藤出立前、今度上京の際には、二大隊の兵を率ゐて來ると約束した事や、此約定書中に「心力を協一にして斃れて後已まむ。何ぞ成敗利鈍を顧るに暇あらんや。」とあるに徴しても、兩藩會合の席上では討幕説が濃厚であつたのではないかと思はれる。併し、土州側では王政復古は論なし、議院制度創設といふ新旗幟で進まう、成るべく平和の裡に解決したい、止むを得ずば兵力に訴へてもといふ腹であり、薩藩側では王政復古が主

眼、王政復古の上、議院制度を立つるのは賛成する、それを達せんとするには兵力でなければ、到底いかぬといふ意見であつたやうである。

そこで双方共に先方の腹は見抜いてゐるが、互に其主張を相容れて此盟約書を議定した。編者の考では、結局、此盟約書は、坂本龍馬が長崎で立てた八策を土臺にして原案が出来、それに薩藩側の意見が加はつて合議の結果作成されたものと思ふ。

御一別以來不能御音信候處、強暑の砌無御障可被成御座珍重奉存候。陳者御堅約申上候後、土州後藤象二郎長崎表より參來、容堂侯御歸國甚殘念がり、大に憤發致し、大論を立、茲元御合手は雅俗共に同論に歸してしまひ、其上死を以て可盡と盟を立候て、弊邸へも談判有之候儀にて、實に渡りに船を得候心地致し、直様同意致候事に御座候。夫故色々日間取に相成、遲引に及び候儀甚以不相濟、嗚御案勞の筈と、是のみ苦心仕候事に御座候。延引の

次第、何卒御海恕可被成下候。右に付ては後藤より盟約書相認、是を以て議論一決致候手段に御座候故、右の書面差上候に付、得と御覽可被下候。後藤にも當月三日出足歸國致し候に付、國論決着の成行は一左右有之賦に御座候間、相分次第又々可申上候得共、御出立後、相變候手續の次第申上度に付、右様御含可被下候。別紙後藤よりの書面、御異論の處も被爲在候はゞ、何卒村田へ被仰聞可被下候。尙御國論の處も不苦分は、御洩被下度奉希候。餘は細大村田より御聞取被下度文略仕候。是非小生可罷出答の處、雜事紛々難相逃不得止次第に御座候間、宜敷御汲取可被下候。此儀荒々奉得貴意候。恐惶謹言。

七月七日

西郷吉之助

山 縣 狂 介 様

品 川 彌 二 郎 様

○

薩 土 兩 藩 盟 約 書

約 定 の 大 綱

- 一 國體を協正し、萬世萬國に亘りて不耻、是第一義。
- 一 王政復古は論なし。宜しく宇内の形勢を察し、參酌協正すべし。
- 一 國に二帝なし、家に二主なし、政刑唯一君に歸すべし。
- 一 將軍職に居て政柄を執る。是天地間あるべからざるの理な



り。宜しく侯列に歸し、翼戴を主とすべし。

右方今の急務にして、天地間常有の大條理なり。心力を協一にして、斃て後已ん。何ぞ成敗利鈍を顧るに暇あらんや。

皇慶應丁卯六月

約 定 書

一方今皇國の務、國體制度を糾正し、萬國に臨て不耻、是第一義とす。其要、王政復古、宇内の形勢を參酌して、下後世に至て猶其遺憾なきの大條理を以て處せむ。國に二王なし、家に二主なし、政刑一君に歸す。是れ其大條理。我皇家綿々一系、萬古不易、然るに、古郡縣の政變じて、今封建の體と成り、大政遂に幕府に歸す。上、皇帝在を知らず、是を地球上に考るに、其國體制度

如<sub>レ</sub>茲者あらんや。然則制度一新、政權朝に歸し、諸侯會議、人民共和、然後庶幾は以て萬國に臨で不<sub>レ</sub>耻。是<sub>ラ</sub>以<sub>テ</sub>初て我皇國の國體特立する者<sub>ト</sub>云ふべし。若<sub>シ</sub>二三の事件を執り、喋々曲直を抗論し、朝幕諸侯俱に相辯難、枝葉に馳せ小條理に止り、却て皇國の大基本を失す、豈に本志ならんや。爾後熱心公平、所見萬國に存す。此大條理を以て此大基本を立つ、今日堂々諸侯の責のみ。成否顧る所にあらず、斃て後已ん。今般更始一新、皇國の興復を謀り、奸邪を除き、明良を擧げ、治平を求、天下萬民の爲に寛仁明恕の政を爲ん<sub>コト</sub>て、此法則を定る事左の如し。

一 天下の大政を議定する全權は朝廷にあり。我皇國の制度法則、一切の萬機京師の議事堂より出を要す。

一 議事院を建立するは、宜しく諸藩より其入費を貢献すべし。

一 議事院上下を分ち、議事官は、上公卿より、下、陪臣庶民に至るまで、正義純粹の者を選擧し、尙且諸侯も自ら其職掌に因て、上院の任に充つ。

一 將軍職を以て、天下の萬機を掌握するの理なし、自今宜しく其職を辭して、諸侯の列に歸順し、政權を朝廷へ歸すべきは勿論なり。

一 各港外國の條約、兵庫港に於て新に朝廷の大臣諸大夫と衆合し、道理明白に新約定を立て、誠實に商法を行ふべし。

一 朝廷の制度法則は往昔より律例ありといへども、當今の時勢に參し、或は當らざる者あり。宜しく弊風を一新改革して地

球上に愧ざるの國本を建てむ。

一此皇國興復の議事に關係する士大夫は、私意を去り、公平に基き、術策を設けず、正實を貴び、既往の是非曲直を不問、人心一和を主として此議論を定むべし。

右約定せる盟約は、方今の急務、天下の大事之に如く者なし。故に一旦明約決議の上は、何ぞ其事の成敗利鈍を顧んや。唯一心協力、永く貫徹せん事を要す。

六月

備考

山縣・品川兩士の覺書

【按】次の覺書は山縣狂介（有朋）品川彌二郎兩士が慶應三年六月十六日、京都に於て島津久光に謁して、親しく討幕の大決心を聞き、なほ退いて、小松帶刀、西郷隆盛、大久保利通、伊地知正治と小松邸に會し、その計畫の大趣旨を聽取せし次第を即日記述し、山口へ馳せ歸つて、之をその君侯父子並に藩の要路に示し、以て久光の命を傳へたものである。よつて、此處に掲出して前書解説の不備を補ふこととした。

防長御處置併兵庫開港一件、順序相立て、御置有之度、四藩より建言の次第も有之候處、五月二十四日に至り、遂に一橋が暴斷を以て兩條ともに勅許相成候に付ては、天下の形勢も豫め相分り候に付、一先歸國し、事情篤と報知仕度候間、萬事尊藩御見込の處、無腹臆拜承仕度段述候處、御相談致度義も有之との事にて、隅州候へ拜謁の旨申來候。此段強て相斷り候處、西郷吉之助を以て是非とも相對の儀申述候に付、不<sub>レ</sub>得<sub>レ</sub>拜謁仕候處、隅州候より今般士、越、宇申談一同上京、皇國の御爲微力を盡し候得共、建言の旨趣、御採用も無之幕府反正の目途とても無<sub>レ</sub>之事に付、今一際盡力の覺悟罷在候。右に付近日吉之助へ申含め、御地差越候間、其の節は何も御指揮且御許容被<sub>レ</sub>成下<sub>レ</sub>候様申上吳候様との事にて退出す。其後西郷同伴にて小松帶刀の僑居へ集會し、西郷、大久保、伊地知列座にて小松曰

く、今日主人よりも御話仕候通、幕府の譎詐奸謀尋常の盡力にては、逆も挽回の期有<sub>レ</sub>之間敷、就ては長薩連合同心戮力致し、大義を天下に鳴し度、弊藩一定の見込御熟談可<sub>レ</sub>仕候間、無<sub>レ</sub>腹臆<sub>一</sub>御氣付の事件、御指揮被<sub>二</sub>成下<sub>一</sub>度、就ては不日吉之助差出し、御國一定不拔の御廟議も相窺ひ度段申事に付、歸國の上巨細陳述可<sub>レ</sub>仕候。去ながら戰略謀計等は豫め不<sub>レ</sub>期候得共、一定御見込の御廟算は如何相立居候哉と尋問候處、先、朝廷御守衛を專一に致し、天勅を奏請し、幕府年來の罪逆を正し、孰れ朝廷の御基本相立度、就ては御廟議御決の上、西郷氏御來國の節は、重役共よりも御來談可<sub>二</sub>申上<sub>一</sub>とて、孰れも退散す。

六月十六日

山 縣 狂 介

品 川 彌 次 郎

一五三 大久保一藏への書

慶應三年七月廿四日

只今別紙の通相廻來申候。好機會の事に御座候。速に上坂可有之儀と奉存候。如何。

一先刻<sup>(1)</sup>毛利恭助參<sup>(2)</sup>兵之助公子御病氣に付、歸國御暇御願出被成度、御存寄は有之間敷哉、尤宇和島へ御相談申上候處、君公へ被仰談可被成候間、此方へも申談置候様この趣承候付、後藤氏よりも只今御在京の人數は、御引取候儀御引替被成この趣も承右の御手數に相運申候へば、却て可宜と申置候。勿論、宇和島より何さか御申入被成候はんと相考候付、早速御前へは右の

(1) 土佐藩士

(2) 山内兵之助

趣申上置候。委細は明朝御直話に仕候。頓首。

七月二十四日

西郷吉之助

大久保一藏様

【解説】此書は京都にての手紙である。「只今別紙の通云々」これは別紙不明につき此一節の意味明かならず。「先刻毛利恭助參云々」は土佐藩兵之助公子の病氣歸國願の同意を求めたるに對して同意いたす趣を報じたのである。兵之助公子容堂歸國の際、相當の代理を京都に留め置くべしとの事、此時まで在京して居たのであつた。その中に「後藤よりも只今在京の人数（土佐藩）は御引取候儀御引替被成との趣も承」とあるを以て見れば、後藤歸藩前深く西郷と語らひ居りしことが窺はれる。



一五四 大久保一藏への書

慶應三年七月廿五日

御建白書等のもの見合相成分は、柴<sup>(1)</sup>山え讓置候に付、定て持參いたし居候事と相考申遣候處、荷物え入付置候處、長崎より御國元え差廻爰許えは不參由承候付、何卒心得に相成候様のものは思食を以爲<sup>テ</sup>書寫御遣被<sup>レ</sup>下處伏て奉願候。今七ツ時分より差出候賦に御座候間、其内何卒奉願候。間に不逢候はゞ跡より兩三日中に御遣し被<sup>レ</sup>下候ても宜敷御座候。將又神戸におひて大極丸水主人殺の一條、今朝石川<sup>(2)</sup>方より返事參望<sup>(3)</sup>月清平<sup>(4)</sup>毛利恭助の兩人今曉より下坂いたし候由にて、大坂にて引合可有<sup>レ</sup>之と

- (1) 薩藩士柴山良助 (2) 土佐藩士石川清之助か  
(3) (4) 何れも土佐藩士

の趣申越候間、いづれ大坂にて談合いたし宜敷取計可<sub>レ</sub>申候付、大  
夫えも其段申上置可<sub>レ</sub>被<sub>レ</sub>下候。此旨乍略儀以<sub>レ</sub>書中奉<sub>レ</sub>得御意候。  
頓首。

七月二十五日

西郷吉之助

大久保一藏様

(大久保公爵家所藏)

【解説】此書は京都にて大久保へ贈つたのである。隆盛は此日の夕方から大阪へ下ることになつてゐた。其用向は佛國公使及び英國公使が神戸に來り、大阪で將軍に謁見するといふことであつたから、其様子を察し、且つ英國公使に會見したいといふためであつた。「建白書等のもの見合せに相成る分は云々」これは此度の大阪行に参考に成りさうな建白書其他の書類を嘗て柴山へ譲りおきし故定めて持参したであらうと思ひ居りし

に、其書類を入れておいた柴山の荷物が長崎彼地より鹿兒島の方へ廻送されたそうだから、参考になりさうな書類を書き寫させて送つてくれといふのである。(柴山良助は當時外國人との交渉に當つてゐたやうである。

「大極丸水主、人殺の一條云々」大極丸は海援隊の所屬であつた。海援隊は主として薩藩の援助で數艘の船(帆船及汽船)を有して、薩藩の旗章をたて、内國各地に航海して運送貿易の業に従事してゐた。其首領は坂本龍馬、團員は薩藩の脱藩士で土佐人が最も多かつた。その水夫が神戸で殺人をしたのである。

# 一五五 大久保一藏への書

慶應三年七月二十五日

只今坂元龍馬参り候。神戸え相繫居候<sup>(1)</sup>大極丸は今曉下坂いたし候。毛利<sup>(2)</sup>等え相談いたし、土佐の旗章を建替候處に決着いたし、薩州より買取候得共いまだ旗章の建替に不到候間、土州え引合いたし候様返答いたし可<sup>レ</sup>吳候段承候付、右の都合に可<sup>レ</sup>取計候間、其段大夫え御申出置被<sup>レ</sup>下度奉<sup>レ</sup>合掌候。此旨乍略義以書中奉<sup>レ</sup>得御意候。頓首。

七月二十五日

西郷吉之助

大久保一藏様

(1) 海援隊の操縦してゐた船

(2) 土佐藩士毛利恭助

【解説】 大極丸水夫の殺人の事と、海援隊の事は前書の本文及解説にある通である。大極丸が薩藩の旗章を立てゝ居るため、累を薩藩へ及ぼさんことを恐れた爲であらう。坂本龍馬が馳せ來つて、大極丸は今曉大阪へ廻港した。土佐の旗章を立て換へるやうに毛利等に相談してその通決着したから、若其筋よりお尋ねがあつたら、あの船は土藩で薩州から買取つたものであるが、未だ旗の取換をしてゐないのであるから、土州藩へかけあつてくれと返事をして貰ひたいとの事である。因つてそのところで取計ふから、左様小松大夫へ申出でゝおいてもらひたいといふのである。

此後ナリハカニ後任

英令ニ依ルニ在リテ

其ノ旨ヲ行フ事

ナリトシテ

其ノ旨ヲ行フ事

ナリトシテ

其ノ旨ヲ行フ事

ナリトシテ

其ノ旨ヲ行フ事

# 一五六 大久保一藏への書

慶應三年七月廿七日

【解説】 此書は大坂より在京の大久保へ贈つたのである。主たる用向は英國公使館通譯官サトーを訪問した結果を通知したので、隆盛の外交ぶりが見えて頗る興味のある手紙である。中にもサトーより若薩より英國へ應援を依頼せば引受けるといふ口氣であつたのを、日本政體變革のことは、いづれ我々國民の爲すべきことで、外人に依頼すべきにあらずと斷はつたことである。此事は後に掲ぐる八月四日付桂右衛門(久武)への書に一層明らかに見えてゐる。

書中「柴山の疑惑とは大に違ひ申候」とあるは、柴

三崎に居り候。此三  
不トレ方位に居

即中座と候。物ある

時候。方古と云ふ。候

候。控下下候

候。此用候。候

候。此用候。候

候。此用候。候

候。此用候。候

候。此用候。候

山が英國公使の行動に疑を挾んでゐたが、決して疑ふべきところはない、依然舊の如しだといふのである。

「長崎におひて英人船頭を兩人殺し候もの云々」これは長崎に於ける英國水夫を殺したのは、土佐人であると幕府より言ひふらし、なほ散々土佐の事を悪く英人へ言ひ込んだ様子に聞かれる。萬一右英人殺しが土佐人であつたら困つたものであるといふのである。

「越前に參候節云々」これは此年四月英國公使一行七人が越前敦賀へ行つた折、田舎では郡奉行なども出たが、城下では藩廳から誰も見えずに御馳走丈は十分にしたといつて、サトーは不審に思つてゐたといふのである。（是は幕府の嫌疑を恐れたためであつたらしいが、英人はそこまでは察しなかつたで

しむに... 41

... 42

... 43

... 44

... 45

... 46

... 47

... 48

... 49

あらう。

昨朝二ツ時分着坂仕、英人の旅宿相  
 尋候處、當春參居候節罷在候寺え宿  
 いたし居候趣相分候付、早速薩道<sup>イサト</sup>え  
 懸合いたし、今日何時に參候て可<sup>レ</sup>宜  
 哉、尋遣候處、七時に可<sup>レ</sup>參旨申來候付  
 右刻限差越候處、只今寢覺候處にて  
 御座候故、二階え伴行候付、ミニスト  
 ル着坂の段  
 御承知被<sup>レ</sup>遊態と使者を以て時候安

(1) 時英國公使館附通譯官英國人サト一



〆申上り候處、今日ハ本國エ飛脚差立  
 候付、十時迄ニ相仕舞、十一時半頃ヨ  
 リ登城ノ由承候付、格別要事有之儀  
 ニテハ無之、只着坂ノ祝儀旁見舞ノ  
 爲ニ參候事故、多忙中却テ煩敷候間  
 面會ハ不致候付、宜敷ミニストルエ  
 申入吳候様申述候處、ミニストルニ  
 ハ是非面會いたし度候得共、至極取  
 込居候間、今日ハ御斷可申入、この事  
 ニ御座候。今兩三日ハ滞坂ノ賦つら

申聞候處、是非逢度この事に御座候  
 間、兩三日中には面會可致も不被計  
 候。來月二日には爰許出帆いたし  
 江戸の様罷歸賦と被相聞申候。扱、  
 薩道え逢取見候處、全已前通の譯に  
 て、格別何も相替候向とは相見得不  
 申、依然たる次第にて、柴山の疑惑と  
 は大に違ひ申候故、先日より御話申  
 上居候通、大坂商社佛人と取結、大に  
 利を計候趣、委敷申聞、佛人のつかわ  
 れものと御話の通急掛、些腹を立さ

佛人より日本の形勢を論じ試度  
 申掛候付、隨分議論いたし度、薩道よ  
 り返答に及申候處、佛人中にはいづ  
 れ日本も西洋各國の通政府一般の  
 ものに相成、大名の威權を不除候て  
 は不相濟候付、第一長薩の二國を打  
 亡し度候付、俱に打平候方宜敷は有  
 じ。

下谷と成程とや成程と  
 うり成程とや成程と  
 二成と成程と成程と  
 成程と成程と成程と  
 成程と成程と成程と  
 成程と成程と成程と  
 成程と成程と成程と  
 成程と成程と成程と

之間敷哉と申掛たるよし、其節薩道  
 より相答候には先度の再討の次第  
 を以可見、纔の長州一國さへ打てざ  
 る政府にて諸大名の權を除杯と申  
 儀は、顯然不相叶事に御座候。左様  
 の弱きものを如何して助らるゝも  
 のに候哉と申述候處一言もなく、夫  
 形論は不出來と相咄居申候。右等  
 の論を公然と仕出す事候間、必政府  
 を相助候て諸侯を打の策を廻し候  
 儀は相違無之、兩三年の内、金を集め

日本は佛の應援を頼み戰を始め  
 候所存に被相伺申候間其節は必佛  
 も軍兵を發し應援可致候間いづれ  
 相對する所の大國を應援に不備置  
 候ては危き事に成行候はん。其節  
 は英國におひて同しく軍兵を押出  
 し守護可致し申觸れ候へば佛の援  
 兵は決して動かし候儀は不相叶候間  
 前以能々相結候處肝要に相咄事に  
 御座候。第一英國の所存は日本國  
 王政柄を握らせられ其下に諸侯を

内々としききの様候と係  
 付し座候を、おき、おき  
 かりおき、おき、おき  
 之、おき、おき、おき  
 古し、おき、おき、おき  
 おき、おき、おき、おき  
 おき、おき、おき、おき  
 おき、おき、おき、おき

置て、國體の立方、英國にひこしき制  
 度に相成候儀、專一に願居候譯にて、  
 此度も英國王より  
 日本國王への書翰を幕府へ差出候  
 由、右は全體  
 先帝崩御の儀承候て御悔狀差出候  
 趣と相聞れ申候。是もいづれ帝王  
 え幕府より被差上、右の御返翰無之  
 候ては不相濟事候へ共、いまだ返翰  
 も無之と申居候。夫程日本  
 皇帝の處主張いたし候得共、京都に

世に文臣ニ相とす福と  
 して仰し存之と云ふは  
 うしやふらやうりふ  
 終くふはらふ行あらむ  
 うしやうしやうふら  
 五好日本名  
 まふ柄と好くせらむは  
 五好日本名と云ふは  
 まふ柄と好くせらむは  
 うしやうしやうふら

ては其思召は更に無之、京地に異人  
 を入れ候ては汚れ候杯この説のみ  
 のよし、右等のものにては不相濟候  
 付萬國え被對、確乎たる政體を以交  
 際の處も普通のものに不相成候て  
 は相濟間敷と申居候。何ぞ英國え  
 御相談被成度儀も御座候はゞ承知  
 いたし度と申掛、應援相頼候はゞ引  
 受可申この口氣にて御座候故、日本  
 政體變革の處は、いづれ共、我々盡力  
 可致筋にて外國の人に對し面皮も

おれも其の上より

日本國をよしの御とて

おれも其の上より

おれも其の上より

おれも其の上より

ふと

おれも其の上より

おれも其の上より

おれも其の上より

おれも其の上より

なき譯と返答いたし置申候。

一佛人横濱におひても利を貪り、自分勝手に取組候始末、一圓不承知と相聞れ申候。全英國は商法を以相立候國柄にて、此商法の妨をいたし候儀は、ごこ迄も不承知と至極憤激の體に御座候。  
一長崎におひて英人船頭を兩人殺し候もの有之、いまだ相手不相知候由、全土州人の仕業と申觸し候趣に被相聞申候。餘程土州を悪しく申



皇帝の御旨に任事す

臣等、御旨に任事す

各地、衆人と入るといふ

す、御旨の通り、

あつた、御旨の通り、

御旨の通り、

御旨の通り、

御旨の通り、

御旨の通り、

御旨の通り、

御旨の通り、

御旨の通り、

御旨の通り、

御旨の通り、

御旨の通り、

御旨の通り、

御旨の通り、

御旨の通り、

好ましく申上り候。薩道杯越前  
 合候向に被相聞申候。より陸行の節も、伏見邊え土州人待  
 伏居候杯、其外京師にて亂妨いたす  
 杯し、又は博徒を集候杯、この説、餘程  
 言込候向に被相聞申候。長崎の異  
 人殺し、土州人共にて御座候と大に  
 害を成す事と苦察いたし居申候。  
 一越前え參候節は誰人も出迎無之  
 田舎にては郡奉行杯出會いたした  
 る由御座候へ共、城下にては全誰も  
 不出候て、酒肴杯の馳走は餘程いた

好ましく申上り候。薩道杯越前  
 合候向に被相聞申候。より陸行の節も、伏見邊え土州人待  
 伏居候杯、其外京師にて亂妨いたす  
 杯し、又は博徒を集候杯、この説、餘程  
 言込候向に被相聞申候。長崎の異  
 人殺し、土州人共にて御座候と大に  
 害を成す事と苦察いたし居申候。  
 一越前え參候節は誰人も出迎無之  
 田舎にては郡奉行杯出會いたした  
 る由御座候へ共、城下にては全誰も  
 不出候て、酒肴杯の馳走は餘程いた

ふすしな物とあせ居

一人甲余のくもす

昔は秘教のくす

節も此のくす

何れも之のくす

何れも此のくす

美し居よのくす

何れも此のくす

悲し居よのくす

何れも此のくす

ふすしな物とあせ居

昔は秘教のくす

節も此のくす

何れも之のくす

何れも此のくす

美し居よのくす

何れも此のくす

悲し居よのくす

何れも此のくす

何れも此のくす

薩長は此れと云ふ

イヤ、あつて咄も

多々ありと云ふ

侍共は此れを

イヤ、と云ふ

言ふ幕府と云ふ

と云ふ

サ、と云ふ

あつて

イヤ、と云ふ

大久保一藏様

し候由、薩道不合點と相見得居申候。

右の通要用迄荒々如此御座候。

明日は十時より薩道此方え参こ

の事に御座候間、尙又咄も可有之

と相考居申候。今兩三日は滞在

可仕候間、佐様御含可被下候。至

極薩道の口氣は幕府を罵居申候

委敷義は御直話と申殘候。恐々

謹言。

七月二十七日

西郷吉之助

大久保一藏様

一五七 由比、佐々木への書

慶應三年七月廿九日

唯今承知仕候蒸氣船の儀乗頭<sup>(1)</sup>招呼取締候處、バツテ<sup>(2)</sup>ラの儀は、  
間違にて、爰許へは相廻居不申趣に御座候間、早速兵庫本船へ乗  
頭は參候様相達候に付、明朝は別段迎船を不差上候間、何卒兵庫  
迄は其御許より御乘廻被下度、彼方にて御待申上居候て、本船御  
乗込相成候は、直様出帆の都合に決し申候に付、左様御舍被下  
度、御約定の趣、少し相違致候に付、此旨早々奉得御意候。頓首。

卯七月二十九日

西郷吉之助

- (1) 船長の事  
(2) 取締は誤寫ならん

由比猪内<sup>(3)</sup>様

佐々木三四郎<sup>(4)</sup>様

要詞

【解説】此書は隆盛が大阪に於て、土州藩士由比猪内と佐々木三四郎とに連名にて與へたのである。此頃英國公使パークスは長崎に於ける英人水夫殺を土州人の所業と思ひ込んで、大阪で嚴しく板倉閣老に談判したが、閣老も證據もない事であるから如何とも仕様がなない。パークスは幕府が強藩を恐れて土州へ手を下し得ないのだから、自分が行つて談判するといつてきかぬ。由井、佐々木兩人は藩命で板倉閣老にあつて、兩人が直接パークスにあつて話をつけようと云つたが、閣老はそれを許さず、それよりもすぐに歸つて英人と談判の準備をするがよいといつた。

パークスは兩人が歸國するといふことをきいて、英國軍艦に乗つて一緒に行くやうに兩人へ言うてきた。けれども兩人は、夷人の軍艦で歸國しては土州人が八ヶましく言ふ

(3) 土佐藩參政  
(4) 土佐藩大監察  
(後の侯爵高行)

に違ひない。且つ土州へ文句を言ひに行く者と一緒に行くのは可笑なものであると思つて、折柄、大阪に来てゐた隆盛に事情を話して、薩藩の汽船三邦丸で兩人を土州へ送つてくれぬかといふ相談をした。隆盛は早速承知してバツテラ（短艇）で明朝兩人を迎にやらせるといふ約束をしたと見える。その後、船長を呼んできいてみると短艇は大阪に來てゐないといふことが分り此書を送つたのである。

# 一五八 大久保一藏への答書

慶應三年八月朔日

芳翰忝拜誦仕候。陳ばミニヘル銃<sup>(1)</sup>かれ結等の儀早々御遣被<sub>レ</sub>下、  
隨に御受取申上候。將又柴<sup>(2)</sup>山東下の義何様の御用かは不相分<sub>レ</sub>  
候得共、フ<sup>(3)</sup>ロイセンミニストルには近日著坂の模様申來候。先  
月廿九日横濱出帆この噂に御座候。當地にては、早宿等の手當  
には相成居候由御座候。高輪借地の儀は右様の振合御座候は  
ゞ江戸にては相調申間敷か。いづれ當地にて御談判被<sub>レ</sub>成度事  
ご相考居申候。此段は爲御心得申上置候。頓首。

八月朔日

西郷吉之助

- (1) かれ結は未詳
- (2) 薩藩士柴山良助
- (3) プロシヤの公使さいふこそ



大久保一藏様

【解説】これは大阪より在京の大久保への返書である。來書に如何なることがあつたか能く分らぬから、此書の意味も分りかねるが、普魯西公使への用向で、柴山良助に江戸行を命ぜらるゝ趣を云つて來たと見えて、此書を以て普魯西公使は近々來阪する旨を報じたのである。

一五九 桂 右衛門への書

慶應三年八月四日

太守様益脚(1) 嫌能被遊御座恐悦の御儀奉存候。中將様御儀漸々御快方被爲在、昨日は陣幕等(3)の角力も御覽被遊候位の御事にて、誠に難有儀御座候。御同慶可被成下候。陳は土州の憤發近來國論も相定(2)、後藤象二郎大議論も容堂侯御許容相成候段は、一左右有之、一同決着相成候て、又々不意に容堂侯御登京の御賦に容堂侯御登京の御賦に御座候。最初の處實は御着眼不相立御猶豫の念相起候事と相見得申候。天地間大條理を以制度に懸け大論相發候事に御座候へば、一度此論を聞て不同意は不被申

(1) 島津忠義公

(2) 島津久光公

(3) 陣幕(ぢんまく)は當時の大關

譯幕府におひても凌は出來不申儀に御座候。先月中には是非後藤杯登京の筋申來居候へ共、いまだ着不仕、決て議論相變候譯にては有御座間敷、長崎におひて英國人殺害に逢ひ、土州人え御不審有之由にて、段々六ヶ敷由に被相聞申候。就ては先月廿一日方より追々の着坂にて、英國人並佛蘭西人ミニストル參候付廿五日夜より川下いたし、私被差下候付、廿七日英人旅館え參り談判仕候次第、帶刀殿より申上越候様承知仕候間、大略申上候付宜敷御含可被成下候。扱其日はミニストルには多忙中にて面會不相調、薩道え逢取候付、得と談判仕候次第、左條の通に御座候。一最初よりミニストルを立腹爲致度賦にて御座候故、十分喧嘩いたす含御座候處得逢取不申候付無致方、薩道え喧嘩しかけ

申候儀に御座候。畢竟英人も幕吏より説付られ候新聞も有之。又柴山良助近來江戸表え面會仕候處、已前相替候説も御座候付、此度至極叩込賦に決着仕居候處、十分叩上げ候賦に御座候。最初立腹爲致候廉は、兵庫開港に付ては英人至極骨を折、開港の上佛人利を得候手段を以て見候へば、全英人は佛人のつかわれと見受候旨申聞候處、大に起り、決て佛の下に屈し候英國にては更に無之、何様の譯を以てかく卑下して申聞候哉、憤激して懸候付、先づ得と聞候へ、開港の道開をいたし候英國にして、商賣の利得を占候は佛國にて御座候。其譯は大坂の豪商を談らひ、身分を上げ扶持を出し、兵庫交易方の掛を命じ、大に商社を取組、全大坂の金を圓め、諸侯の手を縮利を幕府え占付候手

段いたし候。是は全佛國と相談いたし、幕府の奸策を施し候事にて、兵庫の交易は佛と幕府とにて商權を掠候ものに相成候付、英國はにがきを喰、佛國は甘を喰ひ候譯に可見候へば、全佛のつかわれにては無之哉と論じ懸申候處、大に佛に憤を發し、意底を吐出候事に成行申候て、却て我の大幸に相成申候。其譯は横濱におひても兼々佛は獨利を貪、英は憤居候折柄、大坂商社的手段專英を疎じ候始末にて可憤條件に御座候。夫に付薩道より申述候には、此度横濱にて佛人より日本と形勢を論試度この事故承候處、只今の姿にて幕府は日々衰行諸侯の勢ひは益強相成候付、英佛杯の様幕府計に相成、諸侯は無きものに制度を不相替候ては、逆も治りは相付申間敷、第一諸侯の

内にてても長薩の二國は強大の故、早く不<sub>レ</sub>打亡候ては不<sub>レ</sub>相濟候付、英佛合して打破度との相談有<sub>レ</sub>之候付、薩道より申答候には、此度長州征討の様誠に柔弱の次第にて、彼の一國さへ不<sub>レ</sub>破得<sub>レ</sub>幕府、迎も日本を制御可<sub>レ</sub>致道理も無<sub>レ</sub>之、ケ程弱ひものを援らるゝものにては無<sub>レ</sub>之と返答いたし候處、佛人一言の答も出來不<sub>レ</sub>申と相咄居申候。「右等の論判を仕懸候次第にて、幕府より能々佛國え結込佛の應援を以<sub>テ</sub>諸侯を打挫の策、萬々無<sub>レ</sub>相違、只今金を幕府え占付、諸侯の手の延ぬ様にいたし、機械其外の要器は之候故、拾年を不<sub>レ</sub>出して諸侯の災害は差見得候付、只今より其策略を不<sub>レ</sub>用候ては、實に危次第に成行候はんか。いづれ右の

奸策を挫候には佛と可相抗強國と親を結不置候ては、相濟間敷左候へば、譬佛の援兵を相發候時は、英國より押付候儀は相調可申、其節は英國におひても戦争の爲警護出兵いたすと申觸し、同敷軍兵を差出候へば、必佛國の援兵は差出候儀は相叶不申候付、右の御相談も候はば可承と、却て彼方より申出し候付「是は大幸の譯至其時機ては御相談可申」と相答候ては、又英國に使役せらるゝ譯に相成候のみならず、全受太刀に落來議論も鈍、此末の處下鳥に相成候儀、自然の勢ひに御座候故、うんと返答いたし置處と相考申候付、「日本の國體を立貫て參上に、外國の人に相談いたし候面皮は無之、この處は十分相盡す賦に候間宜敷汲取吳候様相答置申候。最初より英人に腹

を立させ憤激させ候趣向は他事にては無之、偏に佛と引離し、却て佛の應援をおさへ押させ候策に御座候へ共、右様彼より應援の相談承度と申處え乗込候ては不相濟一大事の處故、道を以辭し候處、彼等には尙可愛等敷相成候模様に相見得申候。第一此儀は安心の事に御座候。

一 先月廿四日將軍下坂と申事にて御座候へ共、實は廿三日夜下坂いたし候由、此度全佛人えみの專用の譯にて御座候由、薩道より申事に御座候。英のミニストルも面會には相成候へ共、格別の談は無之相濟候由、其節閑(4)叟侯御歸國掛下坂中にて、城中におひて一緒に面會相成候由に御座候。此人も大に英人は疑ひ居申候。將軍は佛の軍艦えも乗組に相成申候。餘程

(4) 鍋島閑叟公



親む模様に御座候。

一 土州の處近來國論皆正義に歸し候付、餘程幕府より嫌疑を掛俗論に打歸度賦と相見得、色々離間策を廻し候様子に御座候處、長崎の英人殺害に付、ミニストルよりは幕吏に兼て憤居候故、一向相責候處を以、是を幸といたし、英人を以土州を打挫の策と相見得、此度ミニストル歸帆掛土州え相廻候手段に相成、殘念の仕合に御座候。乍然土州におひては却て結を付候策に御座候由、如何あらんかと大に懸念いたし居申候。彼大策も是が爲に崩候様相成候ては不相濟事と苦思仕居申候。右に付私下坂中の事故、色々相談も承候付、先づ幕吏は置て、異人に直に應接可被成、其上六ヶ敷成立候は、私も同伴可致候付、

是非直談の處に相成候様申置候處、板倉閣老と談判のみ晝時分<sup>(5)</sup>夜八つ過迄議論いたし、前を慮り後を顧<sup>(6)</sup>毎の御役人論故、大坂にて喰留候手段不相調、ごふ々々本國迄參候場合に、相成、殘多次第に御座候。幕吏も外國奉行一人、御目付兩人差越申候。右等の事發り候處、餘程世話<sup>(6)</sup>に相成候向にて、ミニストルより申遣候は、此度の様の事到來いたし候ては、かく迄親睦いたし居候兩國の間も、忽瓦解可致事候間、能々其處汲受吳候て、壯士輩えも手堅申諭、至極相届候様可致吳旨申遣候事に御座候。譬、一書生の業にもせよ、必國君の罪に歸し候事故、其處委敷可諭吳段承候付、右の次第は御賢慮を以人々相心得候様、御諭被下度奉合掌候。若哉御國共に右様の事有之候へば、私は御相

(5) 夕(より)の誤か

(6) 心配になるさいふ意

伴に割腹いたし、不相謝候ては是迄の親睦は水に相成候事と  
決着仕居申候。此度の土州の談判に相加りて、私の首の質物  
を差出置舎に相決居候處、是以相違いたし申候。只異人を壓  
倒すべき事は只一つ可有之と兼て存居申候。異人は自及い  
たし候儀は出來不申由御座候間、目前にて見事に割腹いたし  
候得ば、少しは膽を寒し可申かと相考申候。

越前國を此節英人通行いたし候節は、宿屋杯の馳走は餘程念  
を入候て、誰も應對の人は不出合候由、誠におかしな仕業と異  
人笑合申候。全幕府の嫌疑を遮、且異人の機嫌取はいたした  
るものと相見得、實に姑息の計に御座候。

フロイスと佛國の戦争も如何成行可申哉。ごふか近來は相

止候様子に承候と申掛候處、薩道<sup>サツ</sup>相答候には、先比の便には相治候趣申來候得共、近日の便に又々戦争に相向候趣申來候。此度は、いづれ戦に可相成<sup>7</sup>との説に御座候。此兩國に戦を發し候へば、大に日本の爲には大幸と、天心を以は甚以罪ある譯ながら、只我國の難儀の餘りには、却て彼等の戦争を欲し候淺間敷心に御座候。若、戦に相成候へば佛えは幕府よりは是迄一向應援の兵を相頼居候處に御座候へば、只、聞捨には相成間敷、其節に臨み援兵を不差出候へば、必、佛人にも見限られ候はんと相考居申候。

右の通形行大略申上候間、宜敷御含可被成下候。恐惶謹言。

八月四日

西郷吉之助

(7) 此一節の意味は、斯様なことを申しては天意を以てすれば甚だ罪な譯であるけれども我國の困難の餘りに、普佛の戦争が日本の爲に大幸であるといふ淺ましい料簡が起るといふのである。

右衛門様

御侍史

追啓上三邦丸土州のもの兩人、急速の歸國に付、拜借相願、當月朔日夜出帆仕、土州迄被差遣候。相届候へば直様歸坂の賦に御座候。

【解説】此書は慶應三年八月四日、京都より鹿兒島へ向けて發送したもので、土佐藩との關係並に英國公使館通譯官サトーに面談の模様を報じたものである。サトーに對談の事は既出七月二十七日付大久保への書に見えてゐるが、此は遠隔の地に大事件を知らせるものだけに、彼よりも一層精細である。文辭又暢達、蓋卷中有數の文字である。なほ、隆盛が斯る外交上の掛引を赤裸々に報告したる相手桂右衛門（久武）の何人であつたかは讀者の知らんと欲する所であらう。桂は薩摩の名門で、其名は既に度々本書にあらはれた。彼は隆盛の先代から眷顧をうけた薩藩の名族日置家（島津氏）の出で、夙くより

篤く隆盛を信じ、隆盛の謫居中にも特別の保護を加へた人、此頃は藩政の要路に立つてゐたのである。後、丁丑の事あるに及び、彼は隆盛と其死を共にした。

さて、後藤象二郎の提唱した王政復古議院制度創設の意見に薩藩が賛意を表し、薩土同盟をしたことについては、従來、史家の間に、色々議論のあることで、小松は別とし、四郷大久保は心からの賛成でなかつたやうにいふものが多い様であるが、此の手紙に、「天地間の大條理を以て、制度に懸け、大論相發候事に御座候て、一度此論を聞て不同意は申されざる譯、幕府におひても凌は出來申さざる儀に御座候云々」とあるを見れば、隆盛が所謂天地間の大條理に向つて、たしかに叩頭したことが分かる。且つ前に記した、山縣、品川への書面で見ても、初め、隆盛等は薩土盟約に深く望をかけて居たことが窺はれる。然るに、その協調がうまく行かなかつたのは、容堂侯の兵力不要論が明かになつて、意見の間隔が著しくなつたからであらうと思ふ。

次節、サトーとの面談の一條は、隆盛が地下で、そんなことは世間に公表するつもりでは無かつたと哄笑するかも知れぬが、とにかく隆盛は看板だけではない、徳に於て秀でて居る計でなく、智も略も十二分に備へて居た人であつた。眞實、徳の人であつたと同時にまた力の人でもあつたことが十分に此書で分かる。而かもその末段に、「是は大幸の譯、其

時機に至りては御相談申すべしと相答へ候ては、又英國に使役せらるゝ譯に相成候のみならず、全く受け太刀に落ち來り、議論も鈍り、此末のところ下鳥に相成候儀、自然の勢に御座候故、ウンと返答いたし置く所と相考へ候に付、日本の國體を立て貫きて參る上に外國の人に相談いたし候ふ面の皮はこれなく、此處のところは十分相盡すつもりに候間宜しく汲取候様相答へ置き申候」とあるは隆盛の大識見をあらはして居る。まことに危機一髪の際、かゝる大外交家を有して居たのは、我が日本をして今日あらしめた所以であり、未來永劫我が日本民族のほこりであると言はなくてはならぬ。

## 大西郷全集刊行趣旨

天を敬ひ人を愛し、貫くに純情を以てす、これ我が大西郷先生の生涯ではなかつたか、至誠一貫、その功業の博大なる、志操高邁、その徳風の普ねき、蓋し先生の右に出づるものはあるまい。

明治維新の大業、一として先生の籌策に俟たざるなく、而も自ら謙つて功を他に推し、舊勢力を打破しつゝも來らんとする新勢力の固化を警め、自ら奉ずるところ薄うして常に隣人のために盡し、艱難に居て天を恨みず、不遇に處して人を咎めず、人倫の常を踏んで嚴禮節の正を守つて恪、而も情義の厚く麗はしき、西南の大役、八千の子弟を戦場の露と化して、郷黨の間なほ些の怨嗟を聞かず、却つて神の如く敬慕せらるゝ所以、神か聖か、崇高博大なる超人的力がそこに存してゐなくてはならぬ。

近者諸々の社會事象を見る、近代歐洲の物質文明漸浸に伴ひ、心を物に従せしめ、徳を利に屬せしめて、日本人日本を知らず、毒素蔓延、社稷將に危からんとするものがある、而もその禍根、一として己を先にし、公を後にせんとする物質主義的功利主義の現はれならぬはない。功利主義必ずしも惡むべきではなく、物質文明必ずしも貶すべきではない、たゞその本末體用を轉倒せんとする風あるを恐れる。功利を道德に従せしめ、物質を精神に屬せしめんがためには、正を踏んで恐れず、義を見て難に赴かんとする日本精神の復活普及徹底を計るの他はない。



茲年、南洲先生の五十年祭に當り、先生の光輝ある大人格を永遠に記念すべく『大西郷全集』の刊行を企てたる所以、また實に大先生の遺徳を追慕し、その高風を天下に闡明し、殉正奉公の大精神を永遠に發揚せんとする微衷に他ならぬ。願くは大方の贊襄を祈る。

## 大西郷全集刊行會

會長 頭 山 滿

副會長 床 次 竹 二 郎

顧問 伯爵 東郷平八郎 伯爵 牧野伸顯

子爵 齋藤實 子爵 大迫尙敏

男爵 島津長丸

監修 文學博士 三宅雄二郎

編輯顧問 勝田孫彌 川崎三郎

編輯委員 渡邊盛衛 滿川龜太郎 下中彌三郎

藤井甚太郎 中野正剛 法學博士 大川周明

沼波武夫 安岡正篤 寒川陽光

大川信義 有馬純彦

幹事 原口統太郎 吉國半五 清藤幸七郎



大正十五年十二月十日印刷  
大正十五年十二月廿五日發行

大西郷全集第一卷  
定價 金八圓

不許複製

編輯人 大川信義

發行人 下中彌三郎

製版人 田中作一

印刷人 西村由太郎

製本人 塚登

東京市神田區淡路町二ノ三

大西郷全集刊行會

東京市神田區淡路町二ノ三

振替東京三四六九番

株式會社 平凡社

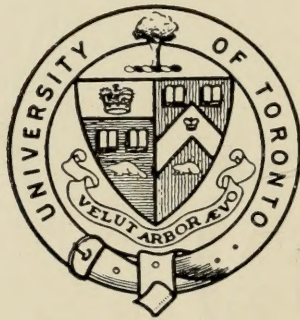
振替東京二九六三九番

發行所  
發賣所



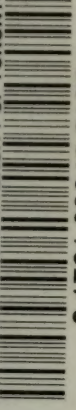






PURCHASED FOR THE  
UNIVERSITY OF TORONTO LIBRARY  
FROM THE  
CANADA COUNCIL SPECIAL GRANT  
FOR  
Far Eastern 68

EAST-ASIAN LIB. UNIVERSITY OF TORONTO



3 1761 03045 6107